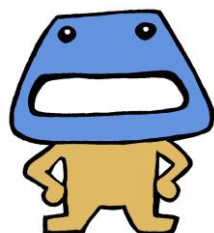


世田谷区清掃・リサイクル 事業概要2024



世田谷区体験学習用ごみ収集車
「カティ」のイメージキャラクター
「ごみなしくん」



世田谷区ごみ減量
公式キャラクター
「ヘラソ」

令和6年7月
世田谷区清掃・リサイクル部

目次

第1章 清掃・リサイクル事業の体系等

1	清掃・リサイクル事業に関連する法体系	1
2	23区における役割分担	2
3	廃棄物の処理、資源の有効活用に関する区の条例、行政計画等	3
	(1) 世田谷区清掃・リサイクル条例	
	(2) 世田谷区一般廃棄物処理基本計画	
	(3) 世田谷区一般廃棄物処理実施計画（年度ごとに策定）	
	(4) 世田谷区分別収集計画（第10期）	
	(5) 世田谷区食品ロス削減推進計画（令和4年7月策定）	
4	清掃・リサイクル事業に関連するその他の行政計画等	8
	(1) 世田谷区基本計画	
	(2) 世田谷区未来つながるプラン2022－2023（実施計画）	
	(3) 新たな行政経営への移行実現プラン	
	(4) 世田谷区環境基本計画（後期）	
	(5) 世田谷区地球温暖化対策地域推進計画	

第2章 区における廃棄物の処理・資源の有効活用の概要

1	世田谷区が取扱う廃棄物・資源	13
2	ごみの収集の状況	14
	(1) ごみ収集量（令和5年度）	
	(2) ごみの収集方法等	
	(3) ごみの収集経費	
3	可燃ごみの収集の概要	16
	(1) 可燃ごみの収集量	
	(2) 可燃ごみの組成分析	
	(3) フードドライブによる食品ロスの削減（可燃ごみの資源化）	
	(4) ふくのわプロジェクトによる古着・古布の常設回収（可燃ごみの資源化）	
4	不燃ごみの収集の概要	19
	(1) 不燃ごみの収集量	
	(2) 家庭ごみにおける不燃ごみの組成分析	
	(3) 金属系不燃ごみの資源化	
	(4) 蛍光管の資源化（不燃ごみの資源化）	
5	粗大ごみの収集の概要	20
	(1) 粗大ごみの収集量（順調な減少傾向）	
	(2) 粗大ごみの持込み（家庭廃棄物のみ）	
	(3) 粗大ごみ品目ごとの収集実績の内訳	
	(4) 金属系ごみの資源化（粗大ごみの一部資源化）	
	(5) 羽毛布団の資源化（粗大ごみの一部資源化）	
	(6) 粗大ごみの新たなリユースを促進する仕組みの実施（粗大ごみの資源化）	
6	資源の有効活用等の概要	22
	(1) 資源回収の状況	
	(2) リサイクル率の状況	
	(3) 資源回収方法・有効活用量等の概要（令和5年度）	
7	資源・ごみ集積所での資源回収の概要	25

8	拠点回収による資源回収の概要	26
9	集団回収による資源回収の概要	28
10	事業系のごみ・資源の概要	29

- (1) 区が回収する事業系のごみ・事業系の資源
- (2) 「事業系リサイクルシステム」の利用促進
- (3) 緑化廃棄物（剪定枝等）の再生利用の促進
- (4) 在宅医療における自己注射の針の回収

11	し尿の収集の状況	32
----	----------	----

- (1) し尿の収集・処理の体制
- (2) 対象戸数
- (3) 収集方法
- (4) 収集実績
- (5) し尿処理経費

12	動物（犬・猫等）の死体処理	33
----	---------------	----

- (1) 動物（犬・猫等）の死体処理の概要
- (2) 動物死体処理頭数
- (3) 動物死体処理の経費

第3章 普及啓発・環境学習の推進

1	ごみ減量・リサイクルの普及啓発	34
---	-----------------	----

- (1) 広報紙等による普及啓発
 - ア) 区のおしらせ「せたがや」
 - イ) 資源とごみの収集カレンダー
 - ウ) 児童向け環境学習冊子「できることからごみへらし」
 - エ) 清掃・リサイクル部刊行物一覧
 - オ) ホームページ
 - カ) メール配信サービス
 - キ) 資源・ごみ分別アプリ
 - ク) 世田谷区公式LINE（ライン）
- (2) 環境学習の推進
- (3) 再生製品の利用促進－「世田谷ロール」の普及－
- (4) 清掃・リサイクル関連施設やイベントを通じた普及啓発
 - ア) 普及啓発施設の運営
 - イ) 世田谷区資源循環センター リセタの見学
 - ウ) フリーマーケット等の普及啓発イベント
- (5) 大学、事業者等と連携した普及啓発
 - ア) 2 R推進会議
 - イ) 世田谷区提案型協働事業による普及啓発
- (6) 生ごみ減量の促進・食品ロスの削減
 - ア) 生ごみ堆肥を活用した野菜作り講習会
 - イ) 水切り・風乾による生ごみの減量講習会
 - ウ) 食品ロス削減推進ポスターコンクール
- (7) 事業者主体の取組みの促進
- (8) 区庁舎への浄水器の設置

第4章 区民・事業者のごみ減量・リサイクル活動の支援

1 区民主体の取組みの支援	43
(1) 資源の集団回収活動の支援	
(2) ごみ減量・リサイクル推進委員会の活動支援	
2 事業者主体の取組みの支援	45
(1) 事業者との連携によるパソコンの無料回収	
(2) 「せたがやエコフレンドリーショップ」の登録促進	

第5章 きめ細やかな区民サービスの提供

(1) 高齢者世帯等の粗大ごみの排出支援	46
(2) 高齢者等訪問収集事業	
(3) 粗大ごみの特別収集	
(4) 早朝収集	
(5) 臨時ごみ	

第6章 適正な収集・運搬体制の整備

1 資源・ごみ集積所の環境改善	48
2 清掃指導業務	49
(1) 資源・ごみ集積所等における排出指導「ふれあい指導」	
(2) 不法投棄対策	
(3) マニフェスト（一般廃棄物管理票）制度	
(4) 事業用大規模建築物への排出指導	
3 一般廃棄物処理業の許可及び指導	51
(1) 許可の状況	
(2) 申請手続数	
(3) 指導の件数	
4 浄化槽維持管理指導	52
(1) 浄化槽の維持管理に関する指導及びPR	
(2) 浄化槽清掃業者の許可・指導	
(3) 浄化槽設置者への清掃経費助成	

第7章 その他の清掃・リサイクル事業

(1) 廃棄物処理手数料（ごみ処理手数料）	53
(2) 世田谷区清掃・リサイクル審議会	
(3) 資源持ち去り対策	
(4) 台風に伴う災害への対応（令和元年(2019年)台風第19号）	
ア) 資源回収・ごみ収集中止についての経緯	
イ) 台風19号通過後の被災地での災害ごみの収集について	
ウ) 被害の大きかった地区の対応について	
エ) 臨時粗大ごみ中継所の開設について	
オ) 災害ごみの収集量	
カ) 被災者への粗大ごみリユース品の提供	
(5) 世田谷清掃工場への対応	
ア) これまでの経緯	
イ) 世田谷清掃工場対策検討委員会の報告	
ウ) 対策効果の検証について	
エ) 今後の整備について	

資料編

資料 1	廃棄物・リサイクル関係法令	61
1	廃棄物・リサイクル関係法令の体系	
2	世田谷区清掃・リサイクル条例	
3	世田谷区清掃・リサイクル条例施行規則	
4	清掃・リサイクル部組織図	
5	世田谷区組織規則（抄）	
6	世田谷区清掃事務所処務規程	
資料 2	世田谷区の一般廃棄物処理計画	99
1	世田谷区一般廃棄物処理基本計画【概要版】	
2	世田谷区一般廃棄物処理基本計画（中間見直し）【概要版】	
3	令和 6 年度一般廃棄物処理実施計画	
資料 3	世田谷区分別収集計画（第10期）	119
資料 4	ごみ・資源・し尿処理の流れ	129
1	ごみの処理の流れ	
2	資源の処理の流れ	
3	し尿の処理の流れ	
資料 5	ごみ収集量・資源回収量とごみの組成	132
1	ごみ収集量と資源回収量	
2	年度別ごみ量・資源回収量	
3	ごみの組成	
4	清掃事務所別粗大ごみ収集実績	
5	地域機動班運び出し・特別収集実績	
資料 6	予算・決算・処理原価・手数料	151
1	令和 6 年度歳入歳出予算	
2	決算額の推移	
3	ごみ・し尿・資源の処理原価	
4	手数料一覧	
資料 7	その他の清掃・リサイクル事業	158
1	これまでの世田谷区清掃・リサイクル審議会諮問内容	
2	車両	
3	労働安全衛生対策	
資料 8	ごみ・リサイクルに関する取組みの歩み（世田谷区を中心として）	162
資料 9	清掃・リサイクル関連施設	172
1	世田谷区清掃・リサイクル関連施設一覧	
2	拠点回収実施施設一覧	
3	世田谷区内の清掃・リサイクル関連施設所在図	
4	東京二十三区清掃一部事務組合施設所在図	

第1章 清掃・リサイクル事業の体系等

1 清掃・リサイクル事業に関連する法体系

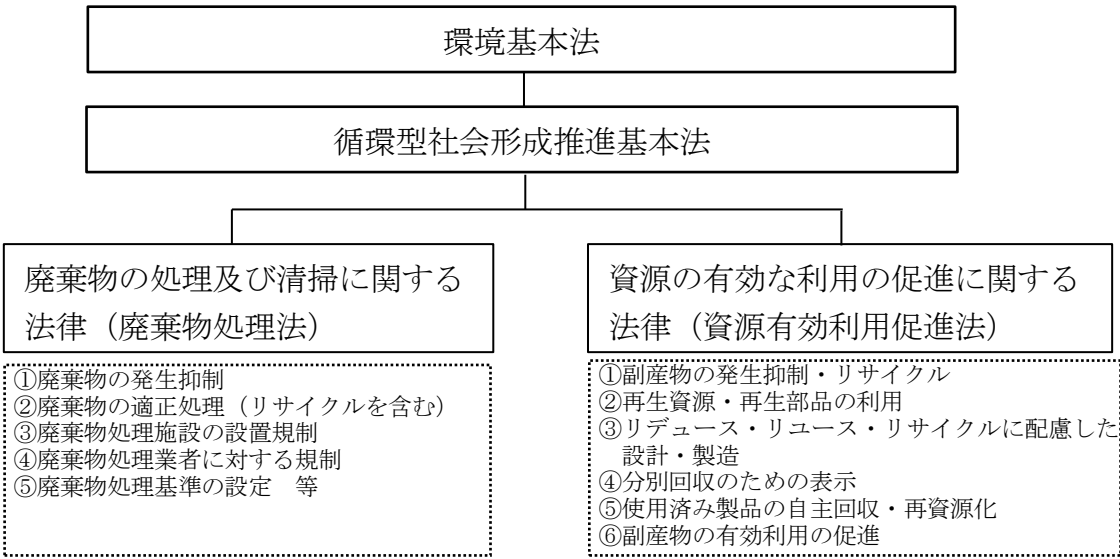
清掃・リサイクル事業については、「環境基本法」において環境政策における基本方針などが定められており、「循環型社会形成推進基本法」において循環型社会を形成するための基本方針などが定められています。

また、具体的な廃棄物や資源の取扱いについては、「廃棄物の適正処理に関する法律（廃棄物処理法）」及び「資源の有効な利用の促進に関する法律（資源有効利用促進法）」が定められています。

また、この他に、個別品目の特性に応じた法律として、容器包装リサイクル法、家電リサイクル法、食品リサイクル法、建設リサイクル法、自動車リサイクル法、小型家電リサイクル法が定められています

また、関連する法律として、グリーン購入法、食品ロス削減推進法、プラスチック資源循環促進法、浄化槽法などが定められています。（詳細は資料編資料1－1を参照）

各自治体は、これらの法律に基づき、廃棄物の処理事業や資源の有効活用事業について、条例や行政計画を定め、事業に取り組んでいます。



2 23区における役割分担

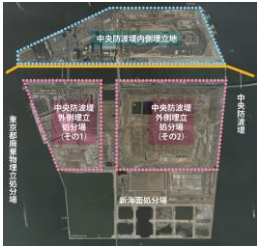
一般廃棄物の処理や資源の有効活用に関する事務は原則として市町村が担い、産業廃棄物の処理に関する事務は原則として都道府県が担うこととされています。しかし、23区の区域においては、東京都が長きにわたって一般廃棄物の処理や資源の有効活用に関する事務を担っていました。

この取扱いの見直しについて、都区間の協議を経て法改正が行われ、平成12年（2000年）の4月から、23区がそれぞれ一般廃棄物の処理や資源の有効活用に関する事務を担うことになりました。

ただし、清掃工場やし尿処理施設の運営などを23区それぞれで行うことは困難であるため、23区は「東京二十三区清掃一部事務組合」を設置し、清掃工場の運営などを共同処理することとしています。

また、一般廃棄物の最終処分を行う「新海面処分場・中央防波堤外側埋立処分場」は東京都の施設であり、23区は独自の最終処分施設を持たないため、最終処分の業務については、東京都に委託して実施しています。

【23区における清掃事業の役割分担のイメージ（可燃ごみの例）】

収集・運搬	中間処理	最終処分
 ごみの収集・運搬は、23区それぞれが担っています。	 23区が共同で東京二十三区清掃一部事務組合という組織を設置し、清掃工場等を運用しています。	 23区から東京都に委託して中央防波堤等で最終処分を行っています。

世田谷区では、東京都からの事業移管後、ごみの減量を区政の重要課題と位置付け重点的に取り組むとともに、事業移管前から区が独自に取り組んできた資源回収事業等の一層の充実に取り組んできました。

その結果、令和5年度には区移管前の平成11年度と比較して、区民1人1日あたりのごみ排出量は約43%の減量となり、資源のリサイクル率は約2.8倍となる成果をあげています。

区では、ごみの発生・排出抑制に重点を置き、清掃・リサイクル施策を積極的に推進することで、健康で快適な生活を次世代に引き継ぐことができる「環境に配慮した持続可能な社会」の実現を目指していきます。

3 廃棄物の処理、資源の有効活用に関する区の条例、行政計画等

(1) 世田谷区清掃・リサイクル条例

東京都からの事業移管に合わせて、世田谷区では、「世田谷区清掃・リサイクル条例」を定め、区が取扱う清掃・リサイクル事業の基本理念、区・事業者・区民の責務、区が取り組む事業の内容、廃棄物処理手数料の額などを定めています
(詳細は資料編資料1－2参照)

世田谷区清掃・リサイクル条例

- 第1章 総則
 - 第1節 通則
 - 第2節 区の責務等
 - 第3節 事業者の責務
 - 第4節 区民の責務
 - 第5節 世田谷区清掃・リサイクル審議会
- 第2章 再利用等による廃棄物の減量
 - 第1節 区の減量義務等
 - 第2節 事業者の減量義務
 - 第3節 区民の減量義務
- 第3章 廃棄物の適正処理
 - 第1節 通則
 - 第2節 指定する者以外の者の再利用の対象となる廃棄物の収集又は運搬の禁止等
 - 第3節 適正処理困難物の抑制
 - 第4節 一般廃棄物の処理
 - 第5節 産業廃棄物の処理
 - 第6節 大規模建築物の廃棄物保管場所等の設置
 - 第7節 廃棄物処理手数料
- 第4章 一般廃棄物処理業
- 第5章 浄化槽清掃業
- 第6章 地球環境の清潔保持
- 第7章 雑則
- 第8章 罰則

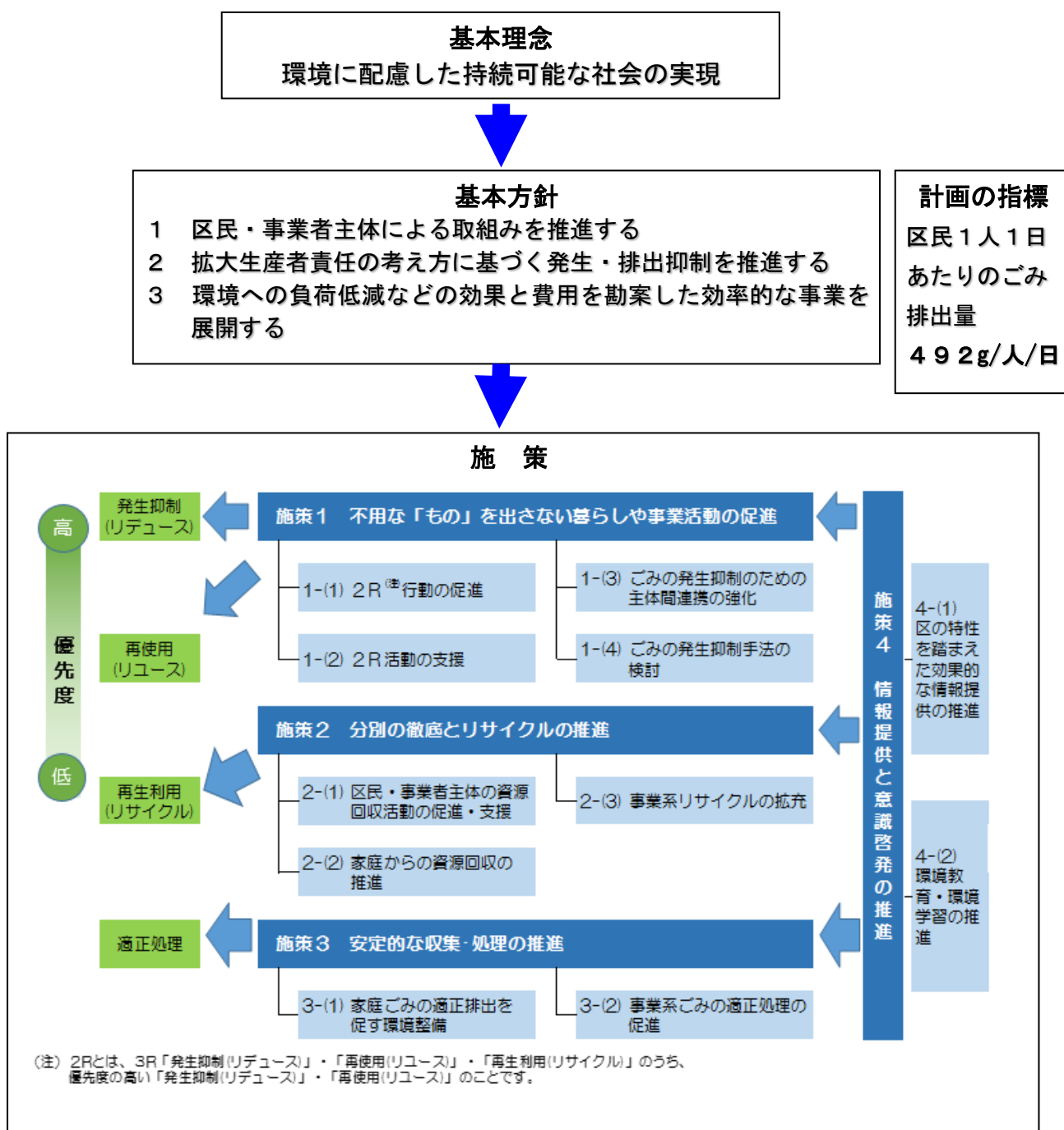
(2) 世田谷区一般廃棄物処理基本計画

(平成27年度／2015年度～令和6年度／2024年度)

※ 令和2年3月に中間見直しを実施

世田谷区一般廃棄物処理基本計画は、「廃棄物処理法」に基づき区市町村が策定する法定計画となります。計画には、法令や世田谷区清掃・リサイクル条例に基づき、廃棄物の適正処理に関する事項のほか、資源の有効利用の促進に関する事項などを定めています。なお、令和2年3月に計画策定から5年を経た中間見直しを行い、計画を全面的に見直しています。(詳細は資料編資料2-1～2参照)

■計画の構成



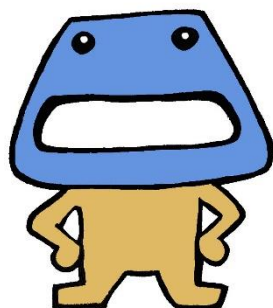
■計画の指標（中間見直し後）

指 標	実績値 (平成30年度(2018))	目標値 (令和6年度(2024年度))
区民1人1日あたり のごみ排出量 (g/人/日) ※1	579	482 平成25年度比約15%減量

※1 ごみ排出量＝区ごみ収集量（可燃・不燃・粗大ごみ）（t）÷人口（人）÷365（日）
（うるう年は366日）

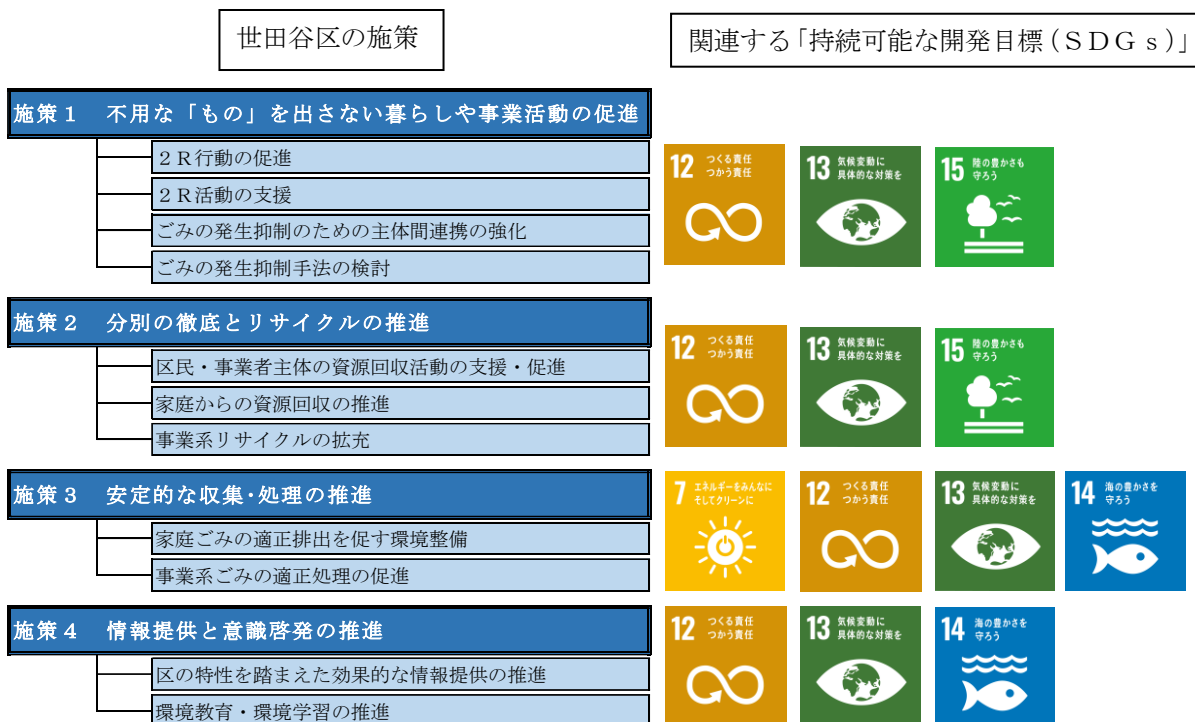
家庭ごみ排出量と区収集の事業系ごみ（事業系有料ごみ処理券貼付）の合計である。

【目標値：平成30年度（2018年度）より区民1人1日あたり48gの減量！】



身近なものに例えると
毎日 たまご1個分の減
量だよ！

■施策の体系図



(3) 世田谷区一般廃棄物処理実施計画（年度ごとに策定）

世田谷区一般廃棄物処理基本計画に基づく一般廃棄物の処理に関する年度ごとの事業計画を策定しています。

(4) 世田谷区分別収集計画（第10期）

（令和5年度／2023年度～令和9年度／2027年度）

容器方法に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法）に基づく容器包装廃棄物の分別収集について、対象品目や収集方法などを定めています。

(5) 世田谷区食品ロス削減推進計画（令和4年7月策定）

（令和4年度／2022年度～令和12年度／2030年度）

世田谷区食品ロス削減推進計画は、「食品ロスの削減の推進に関する法律」及び「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」に基づき、SDGsゴール12（「つくる責任 つかう責任」）を参考に、食品ロスの削減に向けた区の目標や方針等を定めるものです。

■基本理念

食べ物を大切にして、食品ロスを出さないことで環境への負荷を減らし、将来に渡って幸せな生活を営むことができる社会の実現をめざします。

■計画の目標

①食品ロスの削減目標

2030年までに家庭及び事業所から出る食品ロスの量を2000年比で半減

家庭系食品ロス削減量 2,400 t（2019年比）

事業系食品ロス削減量 4,400 t（2019年比）

	2000年	2019年	2030年目標
家庭系食品ロス量	15,400 t	10,100 t	7,700 t
事業系食品ロス量	25,600 t	17,200 t	12,800 t

②食品廃棄物（非可食部分）の削減目標

区民・事業者の取組みを促し、食品廃棄物のリサイクル率を向上させ、将来的に削減

■目標の達成に向けた体系

..... 目標の達成に向けた体系

区民の役割

取組み方針1 食品ロス問題の現状を理解します

取組み内容 1 食品ロスの状況と、その影響や削減の必要性について理解を深めます
 区が行う施策 食品ロスに関する情報発信の充実、食品ロス削減啓発イベントの実施 等

取組み内容 2 食品ロスを削減するために自らができることを考えます
 区が行う施策 食品ロス削減に関する教育・情報提供 等

取組み方針2 日々の生活で“もったいない”を意識し、社会全体で食品ロスを削減できるよう行動します

取組み内容 1 食品ロスを削減するためにできることを日頃の生活から実践します
 区が行う施策 食品ロス削減の工夫をまとめた冊子・ホームページの作成

取組み内容 2 飲食店・小売店と双方向でコミュニケーションを取るよう努めます
 区が行う施策 店舗とその利用者が互いに声を掛け合うことができる環境づくり

取組み内容 3 食品ロス削減に取り組む飲食店や小売店などを応援します
 区が行う施策 商店街との連携による食品ロス削減の啓発、食品ロス削減に取り組む店舗の周知

事業者の役割

取組み方針3 食品ロス問題の現状を理解します

取組み内容 1 食品ロスの状況と、その影響や削減の必要性について理解を深めます
 区が行う施策 食品ロスに関する情報発信の充実、オフィス内における食品ロス削減支援

取組み内容 2 自分たちの取組みを区民に情報提供します
 区が行う施策 民間事業者の取組み事例に関する情報の収集及び周知

取組み内容 3 国や都が実施する食品ロス削減運動に協力します
 区が行う施策 国や都が実施する食品ロス削減運動の紹介

取組み方針4 日々の事業活動から排出される食品廃棄物の削減に努めます

取組み内容 1 他事業者や行政等と連携します
 区が行う施策 食品ロス削減ネットワークの構築、民間事業者との連携の充実

取組み内容 2 利用者と双方向でコミュニケーションを取るよう努めます
 区が行う施策 店舗とその利用者が互いに声を掛け合うことができる環境づくり 等

取組み内容 3 事業活動に伴う食品廃棄物の削減に努めるとともに、適切に再生利用を行います
 区が行う施策 食品廃棄物削減の促進、事業者間の食品ロス削減に向けた連携促進 等

行政の役割

取組み方針5 区民・事業者・行政それぞれが主体的に行動できる環境づくりを進めます

取組み内容 1 区民や事業者への情報発信を充実させます
 区が行う施策 様々な媒体を活用した情報発信の充実、イベント等における PR 活動の実施

取組み内容 2 行政自らが食品ロスや食品廃棄物の削減に取り組めます
 区が行う施策 食品ロス削減に向けた意識の醸成と取組みの推進 等

取組み内容 3 食品ロス削減事業を充実させます
 区が行う施策 フードドライブ事業の充実、食品ロス削減啓発事業の充実

取組み方針6 民間企業の技術や活力等を活用して、区民・事業者の取組みを支援します

取組み内容 1 官・民・学で連携を進めます
 区が行う施策 食品ロス削減ネットワークの構築、民間事業者との連携の充実 等

取組み内容 2 民間企業や団体の先進的な取組みを活用します
 区が行う施策 民間事業者の先進的事業の活用検討、スマートフォンアプリの活用 等

4 清掃・リサイクル事業に関連するその他の行政計画等

(1) 世田谷区基本計画(令和6年度／2024年度～令和13年度／2031年度)

区政運営の基本的な指針であり、区の最上位の行政計画である「世田谷区基本計画」においては、清掃・リサイクル事業は、分野別政策の1つである「快適で暮らしやすい生活環境の構築」に向けた政策として位置付けられています。

【現状と課題】 (抜粋)

2R(廃棄物のリデュース・リユース)に重点をおいた施策展開や、区民・事業者の意識醸成・行動変容の促進により、さらなるごみ減量と資源循環型社会の形成を推進する必要があります。

【施策の概要】 (抜粋)

ごみ減量と資源循環型社会の形成

ごみの減量を図り、区民に身近な食品ロス、生ごみ削減などに対する意識を変え、自発的な行動を促します。また、ものをすぐに捨てて買い替えるのではなく、長く使い続ける、手を加えてより長く使うなど、リユース意識の醸成と行動変容を促し、家庭からの廃棄物の発生を抑制するとともに、事業者による3R(リデュース・リユース・リサイクル)活動を支援します。

○主な事業 廃棄物削減に向けたリデュース(発生抑制)の推進
食品廃棄物(生ごみ)削減の推進(食品ロスの削減)
事業者主体の3R活動の促進

(2) 世田谷区未来つながるプラン2022-2023(実施計画)

(令和4年度／2022年度～令和5年度／2023年度)

世田谷区未来つながるプラン2022-2023(実施計画)は、世田谷区基本計画(平成26年度／2014年度～令和5年度／2023年度)の最後の2年間について定められた行政計画です。未来つながるプランにおける清掃・リサイクル事業に関する成果指標及び達成状況は、次のとおりとなっています。

成果指標(令和5年度末)		達成状況(令和5年度末)
家庭系食品ロス排出量 (5年平均)	9,564 t	12,865 t
区民1人1日あたりのごみ排出量	498g/人・日	500g/人・日
事業系ごみ排出量	42,305 t/年度	41,577 t/年度 (令和4年度)

（３）新たな行政経営への移行実現プラン

（令和６年度／２０２４年度～令和９年度／２０２７年度）

■ 計画の趣旨

持続可能な新たな行政経営への移行を着実に推進するため、新たな視点で各事業を見直し、区民サービスの向上や業務の効率化などに取り組むことを定める行政計画です。

■ 清掃・リサイクル事業における取組み（抜粋）

資源とごみの収集カレンダー編集、印刷、配布事業の見直し
集団回収届出の電子化の推進
有料粗大ごみ処理券のペーパーレス、キャッシュレス決済の導入
事業用大規模建築物への立入調査の効率化

（４）世田谷区環境基本計画（後期）

（令和２年度／２０２０年度～令和６年度／２０２４年度）

■ 計画の趣旨

区の環境の保全、回復及び創出（以下「環境の保全等」という。）に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とした行政計画であり、「一般廃棄物処理基本計画」とも補完・連携し合うものとして位置付けられています。

■ 清掃・リサイクル事業との関連（抜粋）

～環境の保全等に関する目標～

「基本目標３ 環境負荷を抑えたライフスタイルを確立します」

ごみの発生抑制と再使用の２Ｒ（発生抑制「リデュース」・再使用「リユース」）の取組みを行ったうえで、資源の有効活用を推進し、資源循環による環境に配慮した持続可能な社会の実現をめざします。

◇方針３－３ ごみの発生抑制と資源の有効活用を推進します

環境に配慮した持続可能な社会の実現のため、２Ｒ行動を一層促進することが必要です。

そのため、区民１人１日当たりのごみの排出量を４８２ｇにすることを目標に区民・事業者主体の２Ｒの取組みを促進し、ごみになるものそのものを減らします。それでも発生してしまうごみについては分別を徹底し、適正なリサイクルにより、資源を有効活用していきます。

◇施策

① 不要な「もの」を出さない暮らしや事業活動の促進

３Ｒのうち優先順位が高い、２Ｒの取組みを推進するため、生産・流通・消費に関わる区民・事業者が不要な「もの」を出さない暮らしや事業活動への転換を促します。また、小売店等における環境的な取組みを支援することなどにより、マイバッグ利用やプラスチック包装の少ない商品の導入・選択などを促進し、近年問題となっている使い捨てプラスチックについても、削減をめざします。

さらに、「世田谷区２Ｒ推進会議」での普及啓発活動をはじめ、資源再利用活動の取組みへの支援などを通じて、区民との協働を進めます。

② 分別の徹底とリサイクルの推進

2Rの取組みを行ってもなお排出される不要な「もの」について、限りある天然資源を循環させるため、収集日や分別方法を掲載した「資源・ごみの収集カレンダー」の全戸配布や、登録者に収集日をメールで知らせる「資源・ごみ収集日お知らせメール」を配信するなど、ごみの分別に関する情報を発信し、分別と排出のルールを徹底することで、リサイクル可能な資源を有効活用します。

また、区民・事業者に対する資源やごみの分別徹底を呼びかけるとともに、効率的かつ安定的な収集やリサイクルを含めた円滑な処理体制を継続していきます。

可燃ごみとして出されるプラスチックについては、現状のサーマルリサイクル（清掃工場で焼却して発電）を当面は継続しながら、より環境負荷の少ない手法について外部の知見も加えて調査・研究し、将来の一般廃棄物の処理処分・リサイクルに関するルールのあり方に関し、コストに見合った環境負荷低減効果も含め検討していきます。

③ 区民主体で行う資源回収への支援と情報発信の実施

区民が主体となって行う資源回収（集団回収）への支援を実施するとともに、地域で行う古着古布回収の情報を広く発信し、行政によらない資源のリサイクルを促進します。

④ 食品ロスの削減

各種イベント等の様々な機会を積極的に利用し、「フードドライブ」や「3010（さんまるいちまる）運動」に関する啓発活動に努めることで、食品ロスの削減に努めます。

⑤ 緑化廃棄物の有効活用

世田谷みどり33の施策等による緑化の推進に伴い、剪定枝等の廃棄物も増加が見込まれています。これらの剪定枝を資源として有効活用するため、他市町村の再生資源化施設に運搬できるよう他自治体と事前協議のうえ、資源化ルートを整え造園業者等事業者の運搬先を清掃工場から再生資源化施設へと誘導し、剪定枝の資源化を促進します。

（5）世田谷区地球温暖化対策地域推進計画

（令和5年度／2023年度～令和12年度／2030年度）

■ 計画の趣旨

「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、温室効果ガスの排出の量の削減等のための総合的かつ計画的な施策を実施するための「地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）」として策定された計画です。また、「気候変動適応法」に基づく、区域における自然的経済的社会的状況に応じた気候変動適応に関する施策の推進を図るための「地域気候変動適応計画」も兼ねています。

■清掃・リサイクル事業との関連（抜粋）

◇施策の柱Ⅰ 区民の取組み支援

施策Ⅰ－１ 脱炭素型ライフスタイルへの転換促進

③ごみの発生抑制への支援

- ・「世田谷プラスチック・スマートプロジェクト」を通じたプラスチックごみの発生抑制等に関する普及啓発
- ・ごみの発生抑制に関する普及啓発と取組み支援（資源回収の促進、区民主体の資源回収の支援、生ごみの減量促進）
- ・食品ロスの削減
- ・プラスチック使用製品の分別回収の検討

施策Ⅰ－３ 環境教育・環境学習

②学校等における環境教育・環境学習

- ・ごみ減量やリサイクル促進に関する環境学習の実施

③環境意識の醸成

- ・清掃・リサイクル関連施設等を活用した普及啓発

進捗管理指標

指標	現状（2021年度）	2030年度の目標
区民1人1日あたりのごみ排出量	536g/人・日	482g/人・日 (2024 年度※)
家庭系食品ロス排出量 (5年平均)	10,100t (2019 年度)	7,700t

※2030年度の目標を定めていないため、区一般廃棄物処理基本計画における2024年度目標値としている。

◇施策の柱Ⅱ 事業者の取組み支援

施策Ⅱ－１ 脱炭素型ビジネススタイルへの転換促進

③ごみの発生抑制への支援

- ・「世田谷プラスチック・スマートプロジェクト」を通じたプラスチックごみの発生抑制等に関する普及啓発
- ・ごみの発生抑制、再利用の2Rに関する普及啓発
- ・食品ロスの削減
- ・事業系リサイクルシステムの利用促進
- ・せたがやエコフレンドリーショップ（食品ロスやプラスチックごみの削減に取り組む小売店や飲食店で認証された店舗）の利用促進

◇施策の柱Ⅵ 区役所の率先行動

施策Ⅵ－３ 職員による環境配慮行動の推進

②職員の行動推進

- ・「世田谷プラスチック・スマートプロジェクト」を通じたプラスチックごみの発生抑制等に関する行動推進

◇重点施策３【廃棄物】ごみ減量の推進

国や都では、大量生産・大量消費・大量廃棄型の資源利用のあり方を見直し、気候変動問題や天然資源の枯渇などの環境問題にも対応するため、プラス

チックをはじめとする廃棄物等の発生抑制、資源や製品等の再使用・再生利用などによる資源循環を更に促進しています。

世田谷区においても、2Rによるごみの減量を推進するとともに、取組みを行ってもなお排出される不要な「もの」について可能な限り資源としての有効活用を進めます。

●区民・事業者の2R（「リデュース」、「リユース」）行動の促進

区民・事業者に不要な「もの」を出さない暮らしや事業活動への転換、マイバッグ利用やプラスチック包装の少ない商品の導入・選択などを働きかけます。また、更なる分別と排出ルール徹底を図ることで、リサイクル可能な資源を有効活用し、限りある天然資源の循環に取り組みます。

●食品ロスの削減

「食品ロス削減推進計画」に基づき、フードドライブの実施やせたがやエコフレンドリーショップの登録店舗拡大など、食品ロス削減に向けた取組みを進めます。

●プラスチック使用製品の分別回収の検討

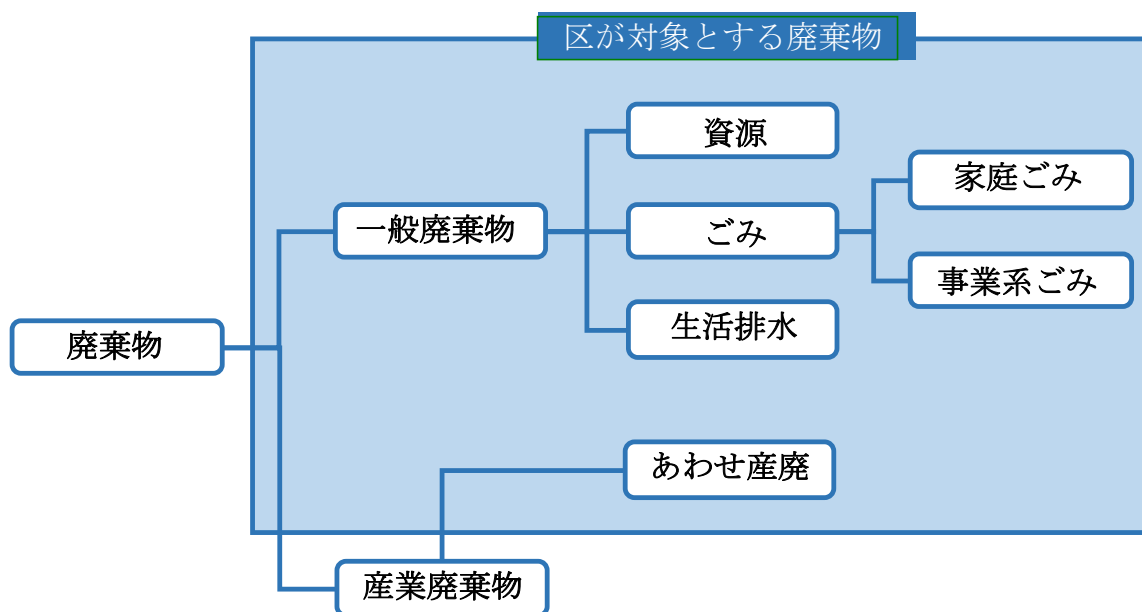
「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」の施行を踏まえ、家庭から排出される使用済みプラスチック使用製品の分別収集・再商品化のあり方や、収集体制、中間処理施設の確保等について調査・検討を進めます。

第2章 区における廃棄物の処理・資源の有効活用の概要

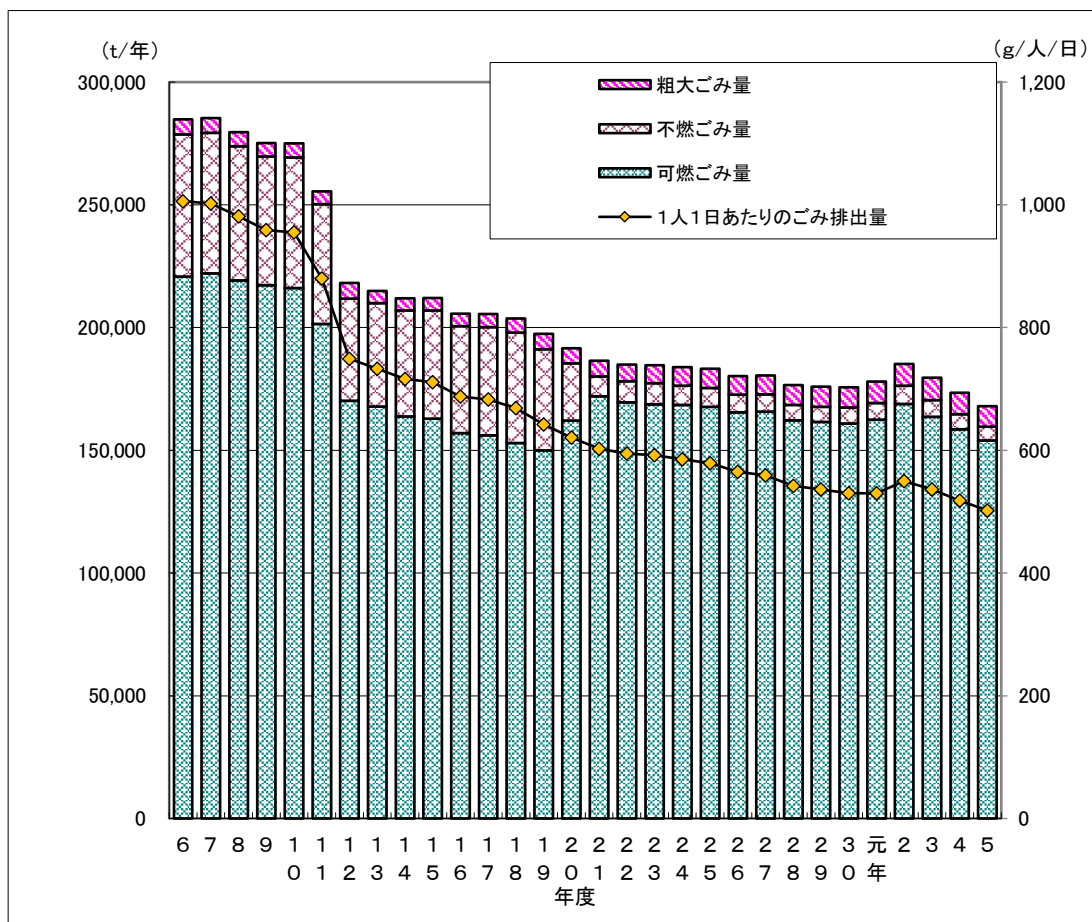
1 世田谷区が取扱う廃棄物・資源

世田谷区では、区内で発生するすべての一般廃棄物（資源・ごみ、生活排水）及び産業廃棄物のうちの「あわせ産廃」（※）を取扱いの対象としています。

※ あわせ産廃：一般廃棄物の処理、またはその処理施設の機能に支障が生じない範囲において、一般廃棄物とあわせて処理することが必要と認める産業廃棄物をいいます。世田谷区では、紙くず、木くず、ガラスくず及び陶磁器くず、金属くず、廃プラスチックの5品目を指定しています。



2 ごみの収集の状況



(1) ごみ収集量（令和5年度）

① 新型コロナウイルス感染症の影響からの回復（順調な減少傾向）

区によるごみ収集量は、平成2年の清掃・リサイクル事業の東京都からの移管後、順調に減少傾向を見せていましたが、令和元年度、令和2年度に可燃ごみの増加により全体としても増加傾向に転じました。これは、新型コロナウイルス感染症により外出や外食を控えたことなどによるものと推測されます。

その後、令和3年度以降のごみ量は再び減少傾向に転じ、令和5年度も減少傾向が続いています。世田谷区の人口が近年微増傾向にある中で、ごみ量は順調に減少している状況にあります。

品目	令和5年度収集量（トン）	前年度比
可燃ごみ	154,017	-2.9%
不燃ごみ	5,635	-7.0%
粗大ごみ	8,345	-4.0%
（総計）	167,997	-3.1%

② 区民1人1日あたりのごみ量

世田谷区一般廃棄物処理基本計画では、令和6年度における区民1人1日あたりのごみ排出量の目標値を482グラムと設定しています。

令和5年度における区民1人1日あたりのごみ量は、令和4年度の518グラムから18グラム（3.5％）減少し、500グラムとなっています。

[区民1人1日あたりのごみ量]

令和5年度（実績）	500 グラム
令和6年度（目標）	482 グラム

（2）ごみの収集方法等

① 収集形態

区分	対象品目	収集方法・頻度	排出方法等
可燃ごみ	生ごみ、紙くず、衣類、プラスチック類、ゴム・皮革製品等	資源・ごみ集積所収集：週2回	ふたつき容器（軽量であり、容易に破損しない強度を持ち、耐久性を有するもの）に入れて排出する。 ※中身の見える袋等での排出も可能
不燃ごみ	小型家電、金属類、ガラス製品（びん以外）	資源・ごみ集積所収集：月2回	
粗大ごみ	家庭から排出される一辺の長さが30cmを超える家具、寝具、電化製品等の耐久消費財（家電リサイクル法等の対象品目を除く）	申し込みによる戸別に収集 又は 粗大ごみ中継施設への直接持ち込み	事前に決められた金額の有料粗大ごみ処理券を購入し、貼付のうえ排出

＊事業系の可燃ごみ、不燃ごみは、事前に決められた金額の有料ごみ処理券を購入、貼付のうえ排出する。

② 資源・ごみ集積所箇所数（概数）

人口の増加に加え、区民の希望等により複数世帯で共同利用する集積所から戸別の集積所に移行する事例が増えており、集積所は増加傾向にあります。

（単位：箇所）

令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
80,000	84,000	86,000	88,000	91,000

（3）ごみの収集経費

[決算額]

（単位：千円）

令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
2,826,379	2,822,941	2,890,235	2,979,904	2,971,903

＊令和5年度は、見込み額

3 可燃ごみの収集の概要

(1) 可燃ごみの収集量

令和 5 年度における可燃ごみの収集量は、154,017 トンであり、前年度比で4,610 トン（2.9%）の減少となっています（順調な減少傾向）。

（単位：t）

令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
162,532	168,932	163,688	158,627	154,017

(2) 可燃ごみの組成分析

① 家庭ごみにおける可燃ごみの組成

令和5年度に実施した家庭ごみの組成分析調査において、可燃ごみの組成は、生ごみ26.9%（前年度28.5%）、その他可燃物22.7%（前年度19.9%）、紙類15.1%（前年度14.2%）、容器包装プラスチックが14.2%（前年度14.0%）と、概ね令和4年度と同じ組成割合でした。

また、生ごみに占める食品ロスに該当する食べ残しや直接廃棄の割合は、29.3%（前年度30.2%）、資源が可燃ごみに占める割合は22.3%（前年度21.7%）と概ね横ばい状況でした。（詳細はP141 表5-4参照）

② 事業系ごみにおける可燃ごみの組成

令和5年度に実施した事業系ごみの組成分析調査において、可燃ごみの組成は、生ごみが29.1%（前年度25.2%）と最も多く、次いでその他可燃物が21.0%（前年度18.4%）、紙類が15.5%（前年度20.0%）、容器包装プラスチックが10.4%（前年度10.0%）と概ね令和4年度と同じ組成割合でした。

また、生ごみに占める食品ロスに該当する食べ残しや直接廃棄の割合は、10.8%（前年度15.3%）、資源が可燃ごみに占める割合は、16.1%（前年度20.7%）となっており、食品ロスの割合や可燃ごみとして廃棄される資源の割合に改善傾向が見られました。（詳細はP142 表5-8参照）

(3) フードドライブによる食品ロスの削減（可燃ごみの資源化）

食品ロス（未使用・未開封食品の廃棄や食べ残し）の削減に向けたフードドライブの実施等、発生抑制を促す普及啓発に取り組んでいます。令和6年7月現在、常時受付窓口は民間事業者含めて11箇所となっています。

① 導入経緯

平成26年度 区民まつり等のイベント内で実施
 平成29年4月 普及啓発施設2箇所で常時受付開始
 平成30年4月 事業課で常時受付開始
 平成31年4月 世田谷総合支所地域振興課で常時受付開始
 令和元年7月 各総合支所地域振興課（世田谷総合支所除く）で常時受付開始
 令和3年10月 株式会社ファミリーマートと食品提供に関する合意書を締結し、区内3店舗で常時受付開始

*フードドライブとは、家庭で余っている食品を持ち寄り、広く地域の福祉団体や施設等に寄附するボランティア活動。

② 回収場所等

ア 常時受付窓口（11箇所）

清掃・リサイクル部事業課、エコプラザ用賀、リサイクル千歳台、5総合支所地域振興課

ファミリーマート世田谷奥沢一丁目店、下馬駒沢通り店、環八八幡山店

イ イベント（区民まつり等）

③ 回収実績

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
提供総重量 (kg)	1,924	2,903	6,793	11,129	7,141
提供数 (点)	6,006	9,542	23,197	36,019	15,194
受付件数 (件)	720	863	1,554	2,505	1923
受付窓口 (箇所)	8	8	11	11	11
イベント (回)	11	1	4	6	5

*受付件数は、複数の家庭から集められた食品がまとめて提供された場合についても1件として集計している。

④ 提供食品の内訳（令和5年度実績。イベント・講習会における回収分を除く）

種別	食品数 (点)
インスタント・レトルト食品	3,425
嗜好品	2,816
調味料	2,505
缶詰	1,698
その他	4,460



(4) ふくのわプロジェクトによる古着・古布の常設回収（可燃ごみの資源化）

資源の有効活用事業として、民間企業が家庭にある古着を回収し、その売払金をパラスポーツ団体へ寄付する「ふくのわプロジェクト」に協力しています。古着・古布の回収BOXをエコプラザ用賀、リサイクル千歳台の2施設に設置し、開館時間中に古着を回収しています。

[開始日] 平成30年7月15日

[実績]

	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	回収量 (kg)	収益金 (寄付金) (円)	回収量 (kg)	収益金 (寄付金) (円)	回収量 (kg)	収益金 (寄付金) (円)
エコプラザ 用賀	38,734	271,138	42,499	297,493	47,471	332,297
リサイクル 千歳台	38,590	270,130	41,715	292,005	39,784	278,488
合 計	77,324	541,268	84,214	589,498	87,255	610,785

*新型コロナウイルス感染症の拡大による施設休館のため、令和3年度は令和3年4月初旬～月末・6月上旬～令和4年3月の実績

4 不燃ごみの収集の概要

(1) 不燃ごみの収集量

令和5年度における不燃ごみの収集量は、5,635トンであり、前年度比で424トン（7.0％）の減少となっています（順調な減少傾向）。

（単位：t）

令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
6,727	7,419	6,694	6,059	5,635

(2) 家庭ごみにおける不燃ごみの組成分析

令和5年度の家庭ごみにおける不燃ごみの組成は、金属25.4％（前年度29.8％）、陶磁器が18.8％（前年度17.9％）、小型家電（拠点回収対象外）13.6％（前年度13.1％）、ガラス製品10.9％（前年度11.8％）と概ね令和4年度と同じ組成状況でした。また、資源が不燃ごみに占める割合は6.0％（前年度5.8％）と概ね横ばいの状況でした。（詳細はP141 表5-4参照）

(3) 金属系不燃ごみの資源化

ごみ減量・資源化への取組みとして、平成24年8月から不燃ごみとして排出される金属系ごみを選別し売り払う、資源化事業を実施していましたが、令和2年度に入り、中国の輸入規制や廃プラスチック処理費用の高騰から、金属系ごみを売り払うことができなくなりました。そのため、令和2年10月から不燃ごみから選別された金属系ごみの再資源化処理を事業者へ委託し、より循環型社会に寄与する事業手法に変更しました。本事業で資源化処理された金属は、同事業者が金属問屋等に売却し、その売却金の一部は、収納事務委託により区に還付させています。

[実績・売却額]

（単位：t・千円）

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実績	1,500	1,611	1,385	1,204	914
売却額	6,380	6,922	19,789	20,679	13,854

*売却額には、回収ボックスによる使用済小型電子機器の売却分を含む。

*使用済小型電子機器の回収実績は、P26「8 拠点回収による資源回収の概要」に記載。

(4) 蛍光管の資源化（不燃ごみの資源化）

不燃ごみの金属分等資源化選別作業の際に蛍光管等を別途選別し、蛍光管に含まれるガラスや金属等の資源化処理を実施しています。平成24年11月より試行を開始し、平成27年度から不燃ごみの全量選別に伴い本格実施しています。

[実績]

（単位：t）

令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
42	42	40	35	31

5 粗大ごみの収集の概要

(1) 粗大ごみの収集量（順調な減少傾向）

令和5年度における粗大ごみの収集量は、8,345 トンであり、前年度比で 350 トン（4.0%）の減少となっています。

[実績] (単位：t)

令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
8,688	8,815	9,170	8,695	8,345

*区による収集量及び区民持込量の合計値。

*資源化量を含む。

(2) 粗大ごみの持込み（家庭廃棄物のみ）

区民の方が粗大ごみを廃棄しやすくするため、粗大ごみ中継施設への直接持ち込みを平成18年度に試行実施し、平成20年5月より本格実施へ移行しています。

[持込受入時間] 毎週土・日曜日の9:00～12:00、13:00～15:30

[実施場所] 船橋粗大ごみ中継所
(船橋7丁目 業務委託による区搬入施設)

[持込方法] 事前に粗大ごみ受付センターへの申し込み時に持ち込み日を調整し、指定日に自らが実施場所に持ち込む。

[申込み件数等] 1世帯1日1回、1回当たりの個数は10点まで

[手数料] 収集する場合の半額程度（最低200円）

[区収集個数・持込み個数] (単位：個)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
区収集	937,502	982,245	1,030,940	984,021	949,267
持込み	34,773	36,889	32,639	31,232	32,786
合計	972,275	1,019,134	1,063,579	1,015,253	982,053

(3) 粗大ごみ品目ごとの収集実績の内訳

粗大ごみの品目ごとの収集実績の内訳は、資料編資料5-4参照

(4) 金属系ごみの資源化（粗大ごみの一部資源化）

収集された粗大ごみの中に含まれる金属系ごみの再資源化処理を事業者へ委託し、売却金の一部を収納事務委託により区に還付させています。

[実績・売却額] (単位：t・千円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実績	1,206	517	271	424	338
売却額	855	1,137	4,591	8,716	5,405

（５）羽毛布団の資源化（粗大ごみの一部資源化）

収集された粗大ごみの中から羽毛布団を粗大ごみ中継所で選別し、有価物として売り払いを実施しています。平成 29 年 12 月から試行を開始し、平成 30 年 4 月より本格実施しています。

[実績・売却額]

(単位：枚・千円)

	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
実績	2,180	1,912	1,638	1,173	984
売却額	3,232	2,240	1,688	1,354	1,716

（６）粗大ごみの新たなリユースを促進する仕組みの実施（粗大ごみの資源化）

従来、区が収集した粗大ごみの中からまだ使えるものをピックアップし、簡単な修理を行ったうえで、エコプラザ用賀などに展示し、抽選で区民に提供していました。

これに代わる新たな手法として、区民によって持ち込まれたリユース品、または粗大ごみとして排出されたものなどから選別したリユース品を、地域情報掲示板サイト「ジモティー」に掲載し、希望者に有償または無償譲渡を行う手法を導入することとしました。

[経緯] 令和３年 10 月～令和 6 年 3 月 試行

令和 5 年 5 月

本格実施

[実績] (令和 3 年度は、令和 3 年 10 月から令和 4 年 3 月までの実績)

① 区民がスポット(民間事業者が設置)に直接持ち込んだリユース品

	搬入 点数	リユース 点数	リユース 率%	売払額 (税込)	粗大ごみ 減量効果 t (※想定)	備考
令和 3 年度	12,462	11,838	95.0	4,171,300	64.5	実証実験
令和 4 年度	32,037	31,751	98.0	16,105,050	157.7	
令和 5 年度	24,284	23,449	96.6	11,671,400	114.59	本格実施

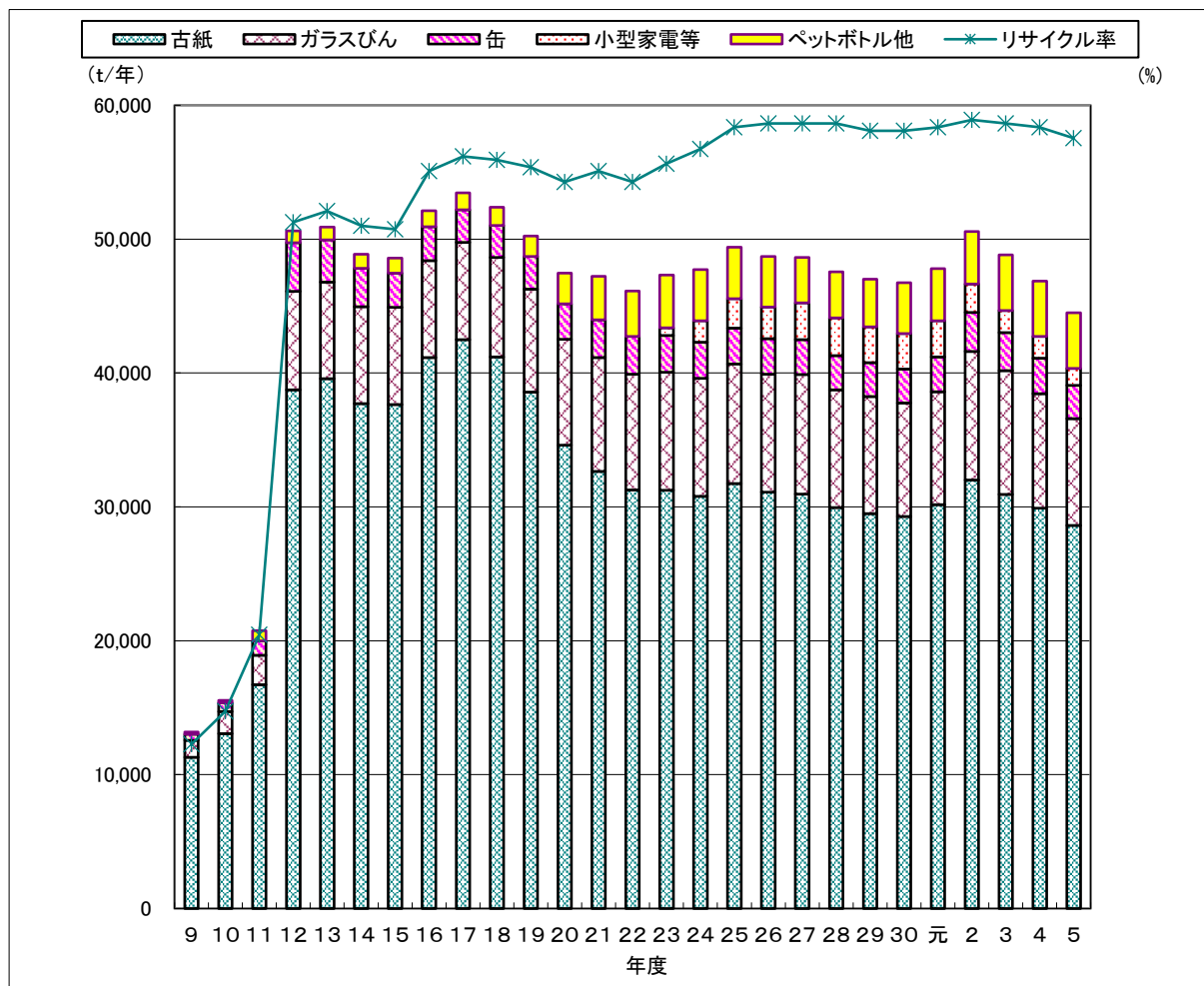
※搬入点数には粗大ごみ以外も含む。

※持ち込まれたリユース品を主要な110品に分類し、それぞれを約1か月間計量した重量の平均値を基準重量と設定し、持ち込まれたリユース品の点数を積算した重量を粗大ごみ減量効果としている。

② 収集申込があった粗大ごみから清掃事務所がピックアップしたリユース品

	搬入 点数	リユース 点数	リユース 率%	売払額 (税込)	粗大ごみ 減量効果 t (想定)
令和 3 年度	302	293	97.0	267,700	1.9
令和 4 年度	474	471	98.3	895,600	2.0
令和 5 年度	1,689	1,663	98.5	3,160,100	8.8

6 資源の有効活用等の概要



(1) 資源回収の状況

令和5年度(2023年度)の資源回収量は、44,576 tで前年度と比較して約4.9%減となっています。

平成11年度(1999年度)から12年度(2000年度)に資源・ごみ集積所で資源分別回収を開始したことにより資源回収量が大幅に増加した以降は、概ね横ばいで推移していましたが、令和2年度(2020年度)に新型コロナウイルス感染症の感染拡大による外出自粛などの影響により、資源回収量が急増しました。

その後、令和4年度(2022年度)、令和5年度(2023年度)と資源回収量は減少傾向に転じています。

(2) リサイクル率の状況

令和5年度(2023年度)における「ごみ収集量及び資源回収量の合計」に占める「資源回収量」の割合を示すリサイクル率は、21.1パーセントでした。

(3) 資源回収方法・有効活用量等の概要（令和5年度）

① 資源として回収

（単位：k g）

区分		資源・ごみ 集積所	拠点回収等	集団回収	合計
古紙（新聞・雑誌類・紙パック・段ボール）		24,058,585	660	4,555,927	28,615,172
ガラスびん		7,828,918	-	218,895	8,047,813
缶類		2,233,716	-	250,896	2,484,612
ペットボトル		3,294,773	20,286	216,511	3,531,570
ペットボトル キャップ		-	586	9,767	10,353
白色発泡トレイ		-	953	-	953
食品用透明プラスチック		-	8,289	-	8,289
色・柄付き発泡トレイ		-	622	-	622
廃食用油		-	5,948	-	5,948
使用済小型電子機器		-	7,249	-	7,249
フードドライブ		-	7,141	-	7,141
衣類	集団回収	-	-	550,688	550,688
	ごみ減量・リサイクル推進委員会の回収	-	67,557	-	67,557
	ふくのわプロジェクト	-	87,255	-	87,255

②ごみとして回収後に資源化

（単位：k g）

区分	有効活用量
不燃ごみ（金属系ごみ）	907,087
不燃ごみ（蛍光管）	31,484
粗大ごみ（金属系ごみ）	338,160
粗大ごみ（区収集品リユース）	8,810
粗大ごみ（羽毛布団）	984（枚）

※ 東京二十三区清掃一部事務組合による資源化は、世田谷区からの搬入量からの推計値。

③行政回収以外での資源化

(単位：k g)

区分	有効活用量
粗大ごみ・不要品（区民がリユース）	114, 590
事業系緑化廃棄物（剪定枝等）	8, 686, 550
事業系リサイクル（古紙）	826, 340
事業系リサイクル（ガラスびん）	15, 106
事業系リサイクル（缶）	4, 216

7 資源・ごみ集積所での資源回収の概要

① 収集形態

対象品目	収集方法・頻度	排出方法等
古紙（新聞、雑誌類、紙パック、段ボール）	資源・ごみ集積所回収：週1回	・種類別にひもで束ねて排出する。 ・雑誌類の雑誌以外のその他の紙および紙パックは、紙袋に入れて排出することができる。
ガラスびん・缶		・ガラスびん・缶回収用コンテナに入れる（回収用コンテナは資源回収日の前日に配付）。 ・商店街等、コンテナを配付しない資源・ごみ集積所は、ガラスびん・缶を別々に中身の見える袋に入れて資源・ごみ集積所に排出する。
ペットボトル	資源・ごみ集積所回収：月2回	・キャップ、ラベルを外し、中をすすいで、軽く潰して、中身の見える袋に入れて排出する。

*事業系の資源は、事前に決められた金額の有料ごみ処理券を購入、貼付のうえ排出する。

[開始年度（モデル回収含む）]

古紙・缶：平成3年度 ガラスびん：平成6年度
 ペットボトル：平成19年度 紙パック：令和2年度

② 資源・ごみ集積所箇所数（概数）（再掲）

人口の増加に加え、区民の希望等により複数世帯で共同利用する集積所から戸別の集積所に移行する事例が増えており、集積所は増加傾向にあります。

（単位：箇所）

令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
80,000	84,000	86,000	88,000	91,000

③ 資源回収実績・売却額

（単位：t・千円）

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
古紙	実績	23,945	26,620	25,760	25,056	24,059
	売却額	403,877	400,185	465,223	481,833	454,175
ガラスびん	実績	8,192	9,344	8,996	8,311	7,829
	売却額	2,249	2,681	1,943	1,701	1,638
缶	実績	2,303	2,630	2,560	2,381	2,234
	売却額	170,302	191,549	361,391	375,711	333,395
ペットボトル	実績	2,864	3,168	3,250	3,233	3,295
	売却額	153,782	165,484	144,108	307,264	217,780

*ペットボトルと古紙の売却額は、拠点回収のペットボトル・新聞の売却額をそれぞれ含む。

*令和4年度より拠点回収の紙パックの売却額は、古紙に含む。

④ 資源・ごみ集積所での資源回収経費

[決算額]

（単位：千円）

令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
2,374,230	2,460,771	2,490,561	2,518,861	2,674,293

*令和5年度は、見込み額。

8 拠点回収による資源回収の概要

① 回収形態

対象品目	収集方法・頻度	排出方法等
ペットボトル	回収ボックス・週2回	・区内公共施設等に設置してある回収ボックスに排出する。
白色発泡トレイ	回収ボックス・週1回	・区内公共施設等に設置してある回収ボックスに排出する。
新聞、廃食用油、色・柄付き発泡トレイ、食品用透明プラスチック容器、ペットボトルキャップ	回収員手渡し・月2回 (エコプラザ用賀・リサイクル千歳台は週1回)	・区内公共施設等で、回収員への手渡しにより回収する。
使用済小型電子機器	回収ボックス・週1回	・区内公共施設等に設置してある回収ボックスに排出する。

*使用済小型電子機器について、一部施設は隔週で回収。

*ペットボトルキャップは、エコプラザ用賀・リサイクル千歳台のみ回収。

② 経緯

平成 5 年 7 月	回収ボックス方式による紙パックの回収を開始。
平成 11 年 4 月	回収ボックス方式によるペットボトルの回収を開始。
平成 19 年 4 月	回収ボックス方式による白色発泡トレイの回収を開始。
平成 21 年 5 月	普及啓発施設 2 箇所でペットボトルキャップ、色・柄付き発泡トレイの回収を開始。
平成 21 年 10 月	区内公共施設 27 箇所で回収員手渡し方式による色・柄付き発泡トレイ、食品用透明プラスチック容器、廃食用油の回収を開始。
平成 25 年 4 月	回収ボックス方式による使用済小型電子機器の回収を開始。
平成 26 年 4 月	使用済小型電子機器の回収場所を 5 箇所新設。計 10 箇所。
平成 31 年 4 月	回収員手渡し方式の回収品目に新聞を追加。
令和 3 年 2 月	普及啓発施設 2 箇所に色・柄付き発泡トレイ、食品用透明プラスチック容器の回収ボックスを設置。
令和 5 年 3 月	回収ボックス方式による紙パックの回収を終了し、白色発泡トレイまたはペットボトルの回収場所を拡張。白色発泡トレイについては 2 箇所を新設。
令和 5 年 10 月	使用済小型電子機器の回収場所を 1 箇所新設。計 11 箇所。

③ 回収場所数

(単位：箇所)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ペットボトル	31	31	32	32	32
紙パック	45	46	45	45	0
白色発泡トレイ	47	48	48	50	50
新聞	27	27	27	27	27
廃食用油	27	27	27	27	27
ペットボトルキャップ	2	2	2	2	2
色・柄付き発泡トレイ	27	27	27	27	27
食品用透明プラスチック容器	27	27	27	27	27
使用済小型電子機器	10	10	10	10	11

④ 資源回収量

(単位：t・千円)

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ペット ボトル	実績	20	18	19	21	20
紙パック	実績	6	6	5	6	—
	売却額	133	141	112	—	—
白色発泡 トレイ	実績	0.6	0.6	0.7	0.9	1
新聞	実績	1	0.4	0.6	0.5	0.7
廃食用油	実績	4	5	5	4	6
	売却額	81	93	93	89	341
ペットボトル キャップ	実績	0.5	0.5	0.5	0.6	0.6
	売却額	29	16	14	15	14
色・柄付き 発泡トレイ	実績	0.4	0.4	0.5	0.6	0.6
食品用透明 プラスチック容器	実績	6	5	7	8	8
使用済 小型電子機器	実績	3	4	5	7	7

* 拠点回収のペットボトルと新聞の売却額は、資源・ごみ集積所回収のペットボトルと古紙売却額にそれぞれ含む。

* 令和4年度より紙パックの売却額は、資源・ごみ集積所回収の古紙売却額に含む。

* 使用済小型電子機器の売却額は、P19 金属系不燃ごみの売却額に含む。

⑤ 拠点回収による資源回収の経費

[決算額]

(単位：千円)

令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
31,078	31,794	32,550	33,337	33,253

* 令和5年度は、見込み額。

* 使用済小型電子機器を除く。

9 集団回収による資源回収の概要

① 集団回収の概要

家庭から出る資源（古紙や缶、びんなど）を、町会・自治会、集合住宅など地域の団体が、自主的に回収を行ない資源回収業者に引き渡すリサイクル活動です。区では回収量に応じて団体に報奨金を支給するなどの支援を行っています。

② 活動団体数

（単位：団体）

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
活動団体数	702	609	606	604	611
うち行政 回収休止	459	381	387	396	407

*各年度末現在

③ 資源回収量

（単位：t）

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
古紙	6,226	5,376	5,169	4,844	4,556
ガラスびん	228	259	246	235	219
缶類	299	295	279	263	251
布類	663	453	575	576	551
その他	253	220	226	224	226
合 計	7,670	6,603	6,495	6,143	5,803

*小数点以下第1位四捨五入のため、合計値に合致しないものがある。

④ 集団回収による資源回収の経費

[決算額]

（単位：千円）

令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
57,812	76,218	73,896	65,835	70,155

*令和5年度は、見込み額。

10 事業系のごみ・資源の概要

(1) 区が回収する事業系のごみ・事業系の資源

事業系一般廃棄物（資源・ごみ）は、事業者が自らの責任において適正に処理することとなっていますが、少量排出事業者（一般廃棄物や資源をあわせたすべての排出量の1日当たりの平均が10kg未満の者）に関しては、事業系有料ごみ処理券を貼付し区による収集を利用することができます。

区は基本的に産業廃棄物を収集しませんが、少量排出事業者については、特定の産業廃棄物（廃プラスチック類、紙くず、木くず、金属くず、ガラスくず及び陶磁器くずの5品目）に限り、「一般廃棄物とあわせて処理する産業廃棄物（あわせ産廃）」として、事業系一般廃棄物と同様に収集しています。

事業系の資源・ごみの出し方

事業系有料ごみ処理券（シール）は、上部の見やすい位置に貼ってお出ください。

注意! 事業系有料ごみ処理券（シール）が貼られていないもの、貼られていても料金が不足しているもの、分別されていないものは収集できません。

注意! 事業所から出る粗大ごみ相当の大きさ（一辺の長さが30cmを超えるもの）のごみは収集できません。

可燃ごみ・不燃ごみ

袋の場合
袋の容量に見合ったシールを貼ってください。

**ふたつきの容器の場合
(90ℓを超える容器は不可)**
中身のごみの量に見合ったシールを貼ってください。



古紙



- ・新聞(4つ折り)、雑誌類、紙パック
⇒高さ10cmにつき10ℓのシール1枚
- ・段ボール
⇒2枚(1枚の大きさ、100cm×80cm程度)につき10ℓのシール1枚

ガラスびん・缶・ペットボトル



- ①種類別に分けて
- ②中身の見える袋に入れて
- ③袋の容量に見合ったシールを貼ってください。

また、医療関係機関等で生じる感染性廃棄物は特別管理一般（産業）廃棄物に当たるため区では収集していません。ただし、少量排出事業者に限り、清掃事務所へ事前に申請のうえ、非医療廃棄物（医療行為によらない廃棄物）、非感染性廃棄物（医療行為により生じるが感染性のないもの又は滅菌処理された廃棄物）については、事業系有料ごみ処理券と区指定の識別ステッカーを貼付し、区の収集に出すことができます。

なお、注射針や鍼灸治療に伴う施術針のような鋭利なものはいかなる場合も区では収集できません。

(2)「事業系リサイクルシステム」の利用促進

平成 8 年 4 月、東京商工会議所世田谷支部の協力により、「オフィス古紙リサイクルシステム」を開始しました。平成 12 年 3 月からは、回収品目にガラスびん・缶を加えた「事業系リサイクルシステム」に発展させ、区内事業者の自主的なリサイクル活動のしくみづくりを支援しています。



[実 績]

・参加事業所数

(単位:件)

令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
887	895	913	937	951

*各年度末現在。

・資源回収量(庁内リサイクルシステム含む)

(単位: t)

	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
古紙	957	858	908	848	826
ガラスびん	18	16	14	15	15
缶	5	5	5	4	4
計	981	879	927	867	846

*小数点以下第 1 位を四捨五入しているため、合計値に合致しないものがある。

（３）緑化廃棄物（剪定枝等）の再生利用の促進

みどり３３の施策等により緑化が推進される一方で、剪定枝等の緑化廃棄物も増加が見込まれます。これらの剪定枝等を清掃工場で可燃ごみとして焼却するのではなく、資源として再生利用ができるよう、区では平成 26 年 6 月よりグリーンリサイクル事業を促進しています。民間事業者が造園業者等の持ち込む剪定枝等を集積し、他市町村の再生資源化施設へ搬入するために、区は他市町村との事前協議等の調整を行っています。

[実績] (単位：t)

	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
運搬先 市町村数	6	6	6	4	4
運搬量	8,560	8,680	8,418	8,852	8,687

（４）在宅医療における自己注射の針の回収

注射針等の鋭利なものは集積所等への排出禁止物に指定され、区では収集できないため、処方された医療機関又は購入した薬局で回収していただいています。

区内では二つの薬剤師会が、使用済み針の回収用容器を患者に配付し、回収（患者持参）・処分する事業を実施しており、区はこの処理に係る費用の一部を助成しています。

[実績] (単位：個)

回収容器数	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
世田谷 薬剤師会	1,009	1,135	1,259	1,595	1,424
玉川砦 薬剤師会	2,513	3,067	2,766	2,867	3,101
合計	3,522	4,202	4,025	4,462	4,525

1 1 し尿の収集の状況

(1) し尿の収集・処理の体制

ごみ収集と同様に、収集・運搬は各区が担い、中間処理施設などは23区で共同設置する東京二十三区清掃一部事務組合が担っています。

世田谷区では、平成15年度から収集・運搬を民間業者へ委託しています。

区 分		収集運搬の主体		処理処分の主体	
家庭系	くみ取りし尿	世田谷区	無料	東京二十三区 清掃一部事務組 合	無料
	浄化槽汚泥・ ディスポーザ汚 泥	許可業者*1	有料		
事業系	し尿・し尿混じ りのビルピット 汚泥	許可業者*1	有料	許可業者*2	有料

*1 一般廃棄物収集運搬業者

*2 一般廃棄物処分業者

(2) 対象戸数

区内の収集対象戸数は、下水道の普及に伴い年々減少しており、令和5年度末現在30戸となっています。

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
対 象 戸 数	47	40	40	37	30

(令和6年3月末現在)

(3) 収集方法

し尿収集は原則として2週に1回ですが、実情に応じて収集間隔を調整しているほか、雨水の流入など特別な事情により区民から申告があった場合は、迅速に対応し、区民サービスの向上に努めています。

(4) 収集実績

(単位：k1)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
収 集 量	120.65	112.99	112.57	101.58	93.41

(令和6年3月末現在)

(5) し尿処理経費

[決算額]

(単位：千円)

令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
8,004	8,170	8,170	8,610	8,610

*令和5年度は、見込み額。

1 2 動物（犬・猫等）の死体処理

（1）動物（犬・猫等）の死体処理の概要

飼い主等から犬・猫などの動物死体の処理依頼があった場合は、清掃事務所に於いて1頭（25kg未満）につき処理手数料（3,100円）を徴収して引き取り、民間業者に処理委託して火葬後に埋葬しています。令和5年2月1日より、当該動物の所有者又は占有者ではない動物死体の処理手数料の減免を開始しました。

（2）動物死体処理頭数

（単位：頭）

清掃事務所名	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
世田谷	363	316	288	332	392
玉川	253	216	209	235	314
砧	266	231	232	224	278
計	882	763	729	791	984

（3）動物死体処理の経費

[決算額]

（単位：千円）

令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
2,681	2,365	2,245	2,405	3,050

*令和5年度は、見込み額。

第3章 普及啓発・環境学習の推進

区は、一般廃棄物処理基本計画に基づき、もののライフサイクル全体を見据え、ごみの発生抑制をより一層進めることにより、健康で快適な生活を次世代に引き継ぐことができる「環境に配慮した持続可能な社会の実現」をめざして取組みを進めています。具体的には環境教育・環境学習の推進や、区民・事業者主体の資源回収などの取組みを重点的に進めています。

1 ごみ減量・リサイクルの普及啓発

[決算額]

(単位：千円)

令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
76,578	73,630	73,541	79,992	102,802

* 令和5年度は、見込み額。

ごみの減量やリサイクルについての理解を深め、環境に配慮した暮らしや事業活動につながるよう、効果的な情報提供・普及啓発を行っています。

(1) 広報紙等による普及啓発

ア) 区のおしらせ「せたがや」

区のおしらせ「せたがや」定期号を中心に、年間を通じて効果的な情報提供・普及啓発(生ごみの減量、リサイクルの推進、資源・ごみの適正排出等)を行っています。

イ) 資源とごみの収集カレンダー

ごみ減量の基本となる資源とごみの分別徹底を図るため、区域ごとに異なるごみ収集日等を記載したカレンダー(暦年版／41種類)と分別・排出方法に関する情報で構成された「資源とごみの収集カレンダー(A4判フルカラー)」を作成し、区内全世帯及び小規模事業所に配布しています。

[開始年度] 平成27年度

[実績] 発行部数

(単位：部)

令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
559,400	569,700	575,900	579,400	579,900

※ ごみ減量・リサイクルハンドブック

ごみ減量の推進や資源・ごみの正しい分け方・出し方の定着を図るため、平成13年度に作成・配布を始め、平成21年9月より全戸配布(主に転入者等に配布)していましたが、平成27年11月の「資源・ごみの収集カレンダー」全戸配布に伴い、平成27年12月をもって作成・配布を終了しました。

ウ) 児童向け環境学習冊子「できることからごみへらし」

清掃・リサイクル関連施設見学者や環境学習の際などに区内小学校等の児童を対象に配布しています。

[開始年度] 平成12年度

[実績] 発行部数

(単位：部)

令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
10,000	10,000	10,000	10,000	10,000

エ) 清掃・リサイクル部刊行物一覧

名 称	判／ 頁数	発行年月	内 容
世田谷区一般廃棄物処理基本計画 平成 27 (2015) 年度～令和 6 (2024) 年度	A4／ 44 頁	平成 27 年 3 月	廃棄物処理法に基づく一般廃 棄物処理に関する基本施策
世田谷区一般廃棄物処理基本計画 【中間見直し】令和 2(2020)年度～ 令和 6(2024)年度	A4／ 56 頁	令和 2 年 3 月	廃棄物処理法に基づく一般廃 棄物処理に関する基本施策の 中間見直し
世田谷区食品ロス削減推進計画	A4/ 57 頁	令和 4 年 7 月	食品ロス削減に向けた目標や 取組み等を示した計画
世田谷区家庭ごみ・事業系ごみ組成 分析調査及び計量調査報告書 (令和 5 年度版)	A4／ 58 頁	令和 5 年 8 月	家庭及び事業所から排出され るごみの組成と分別状況及び 資源・ごみの排出量など
令和 6 年 (2024 年) 版 資源とごみの収集カレンダー	A4／ 24 頁	令和 5 年 11 月	資源・ごみ収集日等を記載し たカレンダー及び資源・ごみ の正しい分け方・出し方など
資源とごみの分け方・出し方 (日本語)	A4／ 6 頁	令和 6 年 4 月	ごみ減量の推進や資源・ごみ の正しい分け方・出し方など
資源とごみの分け方・出し方 (英語・中国語・ハングル版)	A4／ 10 頁		
世田谷区清掃・リサイクル事業概要 2024 (本冊子)	A4/ 178 頁	令和 6 年 7 月	清掃・リサイクル事業に関す る事業実績、統計資料

＊『世田谷区一般廃棄物処理基本計画 平成 27 (2015) 年度～平成 36 (2024) 年度』は、
区政情報センター等にて一部 6 3 9 円 (税込) で販売

オ) ホームページ

区のホームページで資源やごみの分け方・出し方、資源とごみの収集日等の
情報提供を行っています。

カ) メール配信サービス

区のメールマガジン配信サービスにより、「資源・ごみ収集日お知らせメー
ル」を配信しています。(平成 21 年 3 月導入)

[実 績] 登録者数 8,727 人 (令和 6 年 3 月末現在)

キ) 資源・ごみ分別アプリ

スマートフォン向け資源・ごみ分別アプリ「さんあ〜る」で、資源・ごみの
収集日や分別方法に関する情報提供を行っています。(令和 2 年 3 月導入)

[実 績] 登録者数 62,448 人 (令和 6 年 3 月末現在)

ク) 世田谷区公式LINE (ライン)

区公式LINEアカウントに資源・収集日をお知らせする機能を追加し、資
源とごみ収集日の情報提供を行っています。(令和 5 年 2 月導入)

[実 績] 登録者数 7,994 人 (令和 6 年 3 月末現在)

(2) 環境学習の推進

平成 18 年 9 月に作成した「環境学習プログラム」に基づき、区内小学校を中心に、学校等での環境学習への講師派遣や啓発冊子の作成・配布、PR 用 DVD の貸し出し、清掃・リサイクル施設見学のあっせんや対応等を行い、波及効果の高い環境学習を推進しています。

また、町会・自治会や P T A、消費者団体等各種の団体が開催する学習会や会合等に職員を派遣し、ごみの出し方や減量・リサイクルについての説明等を行っています。

[開始年度] 平成 3 年度

[実績] 派遣回数

(単位 : 回)

	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
学校、保育園等への ゲストティーチャー	78	0	40	62	88
ごみ・リサイクルに 関する出前講師	4	0	0	3	4
参加人数 (人)	5, 972	0	1, 874	4, 158	4, 868

* 令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症の拡大により、派遣を中止した。

(3) 再生製品の利用促進 — 「世田谷ロール」の普及—

区では再生製品の PR を進めるため、区内で回収したオフィス古紙・紙パックを原料にした世田谷オリジナルの「世田谷ロール」の販売を推奨しています。

[開始年度] 平成 6 年度

[実績] 販売協力店 35 店舗 (令和 6 年 3 月末現在)

販売量

(単位 : パック)

品 目	世田谷ロール (シングル)	世田谷ロール (ダブル)
令和元年度	115, 390	8, 350
令和 2 年度	86, 590	7, 370
令和 3 年度	99, 040	5, 420
令和 4 年度	102, 740	5, 250
令和 5 年度	104, 930	4, 990

* 1 パック 6 個入り

* 販売協力店舗数は、店舗の改廃や取扱情報等を把握 (区に情報提供) している店舗数で、取扱店舗数とは異なる。

(4) 清掃・リサイクル関連施設やイベントを通じた普及啓発

ア) 普及啓発施設の運営

清掃・リサイクル普及啓発施設「エコプラザ用賀」及び「リサイクル千歳台」を活用した情報提供や活動・交流機会の提供に加え、区民・事業者主体の発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）の取組みを進めています。

令和5年5月にはエコプラザ用賀・リサイクル千歳台の機能整理を行い、粗大ごみからの選別品や区民が持ち込む不用品等のリユース品頒布、企業・活動団体等の活動PRなどを実施しています。またエコプラザ用賀での講座・講習会をリサイクル千歳台に集約することで、それぞれの役割を明確化し、来館者に対し、より効果的な普及啓発に取り組んでいきます。

①エコプラザ用賀

[開 設] 平成18年5月

[事業内容]

- ・リサイクルや環境関連図書等の閲覧
- ・再生品等の紹介・展示
- ・区の推進する清掃・リサイクル事業のPR
- ・区民から持ち込まれたリユース品、または粗大ごみとして排出された家具等で十分使用できるものを展示し、希望者へ有償または無償譲渡（抽選方式は令和5年3月31日に終了し、令和5年5月2日から希望者への譲渡方式に変更）
- ・資源の拠点回収（ペットボトル、発泡トレイ、廃食用油等）
- ・フードドライブ常時受付（平成29年4月1日より開始）
- ・ふくのわプロジェクト（※）による古着・古布の常設回収（平成30年7月15日より開始）

※ふくのわプロジェクト：民間事業者が回収した古布の売払金をパラスポーツ関連団体へ寄付する活動。区の会計は介さない。

[実績] 利用状況

	開館日数	来場者数 (人)	粗大ごみのリユース（再使用）		不用品情報ボード		
			展示品 (点)	抽選申込件数 (件)	申込 件数	成立 件数	成立率 (%)
平成30年度	309	38,241	1,380	9,899	225	59	26.2
令和元年度	308	36,675	1,380	9,371	135	44	32.6
令和2年度	256	28,340	1,200	8,538	50	11	22.0
令和3年度	274	25,727	800	5,628	82	17	20.7
令和4年度	308	30,415	880	6,454	74	25	33.8
令和5年度	310	53,235					

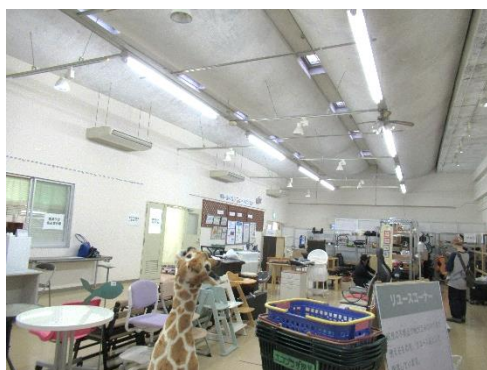
*新型コロナウイルス感染症の拡大により、令和2年4月1日～5月31日・令和3年4月25日～6月3日を閉館とした。令和4年度末で不用品情報ボードは終了。

[実績] リユースの実績

	搬入商品数	リユース 品数	リユース率 (%)	重量 (t)	売払額 (税込)
令和5年度	25,973	25,112	97	123	14,831,500



エコプラザ用賀



展示されたリユース品

②リサイクル千歳台

[開設] 平成6年11月（平成13年3月までは、東京都砧リサイクルセンターとして運営）

[事業内容]

- ・ごみ減量・リサイクルや環境に関する学習を行う団体・グループの活動や発表の場の提供
- ・ごみ減量・リサイクルに関する講座・講習会の開催
- ・資源の拠点回収（ペットボトル、発泡トレイ、廃食用油等）
- ・フードドライブ常時受付（平成29年4月1日より開始）
- ・ふくのおプロジェクトによる古着・古布の常設回収（平成30年7月15日より開始）

[実績] 利用状況

	開館 日数	来場者数 (人)	講座・講習会等の開催		不用品情報ボード		
			開催数 (回)	参加者数 (人)	申込 件数	成立 件数	成立率 (%)
平成30年度	309	16,338	120	4,843	62	22	35.5
令和元年度	308	16,309	125	4,191	48	16	33.3
令和2年度	256	11,291	66	947	7	1	14.3
令和3年度	274	11,437	41	614	21	5	23.8
令和4年度	308	19,498	112	1,488	20	5	25.0
令和5年度	309	16,006	111	2,198			

*新型コロナウイルス感染症の拡大により、令和2年4月1日～5月31日、令和3年4月25日～6月3日を閉館とした。令和4年度末で不用品情報ボードは終了。

※エコプラザ用賀、リサイクル千歳台の機能整理に伴い、令和4年度末で終了した事業

- ・粗大ごみから選別しリペアしたリユース品の抽選頒布（エコプラザ用賀）
- ・不用品情報ボード（両施設共通）
- ・ミシンコーナー（エコプラザ用賀）

イ) 世田谷区資源循環センター リセタの見学

区内で回収されるガラスびんの資源化施設「世田谷区資源循環センター リセタ」では、隣接する世田谷清掃工場とのセット見学を設けるなど、清掃工場と連携した波及効果の高い環境学習を推進しています。

[開 設] 平成 20 年 4 月

[実 績] 見学者数 (単位：人)

	リセタのみ見学	リセタ、世田谷清掃工場セット見学	合計
令和元年度	40	1,572	1,612
令和2年度	0	0	0
令和3年度	0	0	0
令和4年度	117	216	333
令和5年度	87	514	601

* 令和2・3年度は新型コロナウイルス感染症拡大のため、見学会を中止した。

ウ) フリーマーケット等の普及啓発イベント

家庭の不用品の再使用（リユース）とごみ減量やリサイクルに対する区民の意識醸成を目的として、市民団体が主催するリサイクルフリーマーケット等の開催を支援（後援として区の名義使用を承認）しています。

[実 績] 後援件数 (単位：件)

令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
33	31	39	29	38

(5) 大学、事業者等と連携した普及啓発

ア) 2R推進会議

区民、事業者主体のごみの発生・排出抑制行動を促進するため、行政以外の主体（大学、事業者、NPO等）と連携、協力した各主体参加型の普及啓発に取り組んでいます。

[開始年度] 平成 23 年度

[実 績]

年度	主な取組み
令和元年度	・小学生を対象とした「エコなお買い物体験」を実施（1校） ・2R啓発イベント「子どもエコマーケット」開催 ※東京都市大学環境学部伊坪研究室との共催 ・子ども向け2R啓発グッズとして環境すごろくの作成
令和2年度	・子ども向け2R啓発グッズとして環境学習用紙芝居を作成 ※新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、「エコなお買い物体験」等のイベント実施は中止。
令和3年度	・2R啓発イベント「子どもエコマーケット」開催 ※東京都市大学環境学部伊坪研究室との共催

令和4年度	・八幡山商福会商店街振興組合主催のイベントで「せたがやエコフレンドリーショップ」をPRする取組みを実施 ・2R啓発イベント「子どもエコマーケット」開催 ※東京都市大学環境学部伊坪研究室との共催
令和5年度	・山下商店街振興組合主催のイベントで「せたがやエコフレンドリーショップ」をPRする取組みを実施 ・2R啓発イベント「子どもエコマーケット」開催 ※東京都市大学環境学部伊坪研究室との共催



「エコなお買い物体験」の様子



「子どもエコマーケット」の様子

イ) 世田谷区提案型協働事業による普及啓発

清掃・リサイクルの課題解決のため、NPO等の市民活動団体と協働して普及啓発事業を行っています。

[開始年度] 令和5年度

[実績]

令和5年度	[事業種別] 市民提案型協働事業 [事業名称] ごみを減らしてSDGs & CO2削減！世田谷区民の行動が変わる普及啓発 [事業の内容] 区民向け食品ロス削減セミナーの開催（2回）及び食品ロス削減レシピ動画の作成
-------	---

(6) 生ごみ減量の促進・食品ロスの削減

[決算額]

(単位：千円)

令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
539	0	198	434	406

* 令和5年度は、見込み額。

可燃ごみの約3割を占める生ごみの減量に向け、区民・事業者の自主的な取組みの促進を図っています。

ア) 生ごみ堆肥を活用した野菜作り講習会
「生ごみ堆肥作り」と「生ごみ堆肥を活用した野菜作り」をセットにした講習会を実施しています。

[開始年度] 平成22年度

[実績]



生ごみ堆肥で美味しい野菜づくり講習会の様子

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
開催数(回)	7	0	0	4	4
参加者数(人)	132	0	0	63	42

* 令和2・3年度は新型コロナウイルス感染症の拡大により、開催を中止した。

イ) 水切り・風乾による生ごみの減量講習会

(カラットで生ごみの水分減量と堆肥作り)

通気式生ごみ保管排出容器(水分を取った生ごみを風通しの良い状態で保管し、乾燥させる容器)を活用し、生ごみの排出量抑制を促す講習会を実施しています。



カラットで生ごみの水分減量と堆肥作り講座の様子

[開始年度] 平成25年度

[実績]

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
開催数(回)	4	0	0	4	4
参加者数(人)	55	0	0	62	64

* 令和2・3年度は新型コロナウイルス感染症の拡大により、開催を中止した。

※家庭用生ごみ堆肥化容器の購入費補助制度は、申請件数の減少に伴い、平成24年度末をもって補助制度を廃止しました。

ウ) 食品ロス削減推進ポスターコンクール

食品ロス問題の現状を知るきっかけづくりとして、小学校と連携した普及啓発事業を行っています。

[開始年度] 令和5年度

[実績]

令和5年度	世田谷区立船橋小学校で、ポスターコンクールを開催 作品は、5年生が学習用タブレット端末を使用して制作し、作品の中から「世田谷区清掃・リサイクル部長賞」2作品「世田谷区2R推進会議賞」2作品を選び、表彰 作品は、区内公共施設のデジタルサイネージにより配信
-------	--

(7) 事業者主体の取組みの促進

区ホームページに、店舗での資源回収情報を掲載し、事業者の主体的な取組みを支援しています。

(8) 区庁舎への浄水器の設置

プラスチックごみ削減のため、区役所第1庁舎および第2庁舎に浄水器を設置し、ペットボトルの削減とマイボトルの普及を行っています。

[開始年度] 令和2年度

[実績]

令和2年10月	浄水器設置事業者三菱ケミカル・クリンスイ株式会社およびウォータースタンド株式会社と「プラスチックごみ削減の推進に関する協定書」を締結。2台の浄水器の設置を開始。
令和6年4月	庁舎の建て替えに伴い第1庁舎に設置していた浄水器1台を撤去。

第4章 区民・事業者のごみ減量・リサイクル活動の支援

1 区民主体の取組みの支援

(1) 資源の集団回収活動の支援

[決算額] (再掲)

(単位：千円)

令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
57,812	76,218	73,896	65,835	70,155

* 令和5年度は、見込み額。

町会・自治会、集合住宅等による集団回収への排出の協力を呼びかけるなど、区民の主体的な資源再利用活動を支援しています。平成27年度からは、特定の場所等で回収活動を行う団体は、回収品目を問わず、行政回収の休止を申請できるよう仕組みを見直す（行政回収休止申請要件の緩和）など、区民主体の資源回収活動の更なる拡充の促進を図っています。

* 平成18年度から26年度までは、申請に基づき承認された団体（地区回収団体：特定の場所や地区全体で古紙を回収している団体）のみが行政回収の休止を申請することができた。

* 令和2年度から資源回収活動が円滑に継続、拡充できるよう古紙市況悪化に対応するため、事業支援を実施。令和5年度より、古紙回収事業者支援金の引き上げを行った。

* 令和5年度7月より、紙パックの報奨金の見直しを行い、集積所回収をしている品目として、単価を6円に変更した。

[開始年度] 平成4年度（都から区へ支援事業を移行）

[支援内容] ・活動団体に対して、資源回収量に応じた報奨金を支給

・活動開始用消耗品の提供

・活動用物品の貸付

空き缶プレス機20台、物置12台、のぼり旗23枚、のぼり旗用ポール11本（令和6年3月末現在）

[実績] (再掲)

・活動団体数

(単位：団体)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
活動団体数	702	609	606	604	611
うち行政回収休止	459	381	387	396	407

* 各年度末現在。

・資源回収量

(単位：t)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
古紙	6,226	5,376	5,169	4,844	4,556
ガラスびん	228	259	246	235	219
缶類	299	295	279	263	251
布類	663	453	575	576	551
その他	253	220	226	224	226
合計	7,670	6,603	6,495	6,143	5,803

* 小数点以下第1位四捨五入のため、合計値に合致しないものがある。

(2) ごみ減量・リサイクル推進委員会の活動支援

ごみ減量・リサイクル推進委員会は、まちづくりセンターの地区ごとに設置され、委員は地区住民の中から選出されています（委員の任期は2年）。

委員会では、ごみの発生・排出抑制、リサイクルの推進等、区民の立場から創意工夫に富んだ特色ある啓発活動を行っており、区ではこれらの委員会活動を支援し、区民の自主的活動の促進を図っています。

[開始年度] 平成12年度

[実績] 活動内容別実績 (単位:回)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
普及啓発活動	94	19	36	66	76
古着・古布回収支援	57	29	49	68	70
施設見学会の開催	23	2	2	16	22
学習会・研修会の開催	10	6	1	16	11
合 計	184	56	88	166	179

* 普及啓発活動には、イベント・キャンペーン等の開催及び参加を含む。

* 古着・古布回収支援には、フリーマーケット等の開催及び参加を含む。

* 随時活動する事業等については、回数を1回として集計している。また、総会、役員会等については、活動回数には集計していない。

* 学習会・研修会の開催には、委員向けの勉強会等を集計し、区民参加型の講習会は普及啓発活動として集計している。

* 令和2・3年度は新型コロナウイルス感染症の拡大により、複数の委員会活動が中止となった。

2 事業者主体の取組みの支援

(1) 事業者との連携によるパソコンの無料回収

家庭から排出されるパソコン等の再資源化を促進するため、平成 28 年 4 月から小型家電リサイクル法に基づく認定事業者であるリネットジャパンリサイクル(株)と協定を締結し、宅配便を利用したパソコン等の無料回収（段ボール 1 箱分）を実施しています。

[回収実績]

(単位：件・kg)

	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
回収件数	6,922	11,779	11,326	10,482	10,155
パソコン	52,711.8	76,447.7	73,222.9	63,671.5	61,931.9
携帯電話	433.0	737.7	535.7	490.0	453.1
その他小型 家電	45,459.9	66,887.4	51,316.4	50,849.2	51,385.6

(2) 「せたがやエコフレンドリーショップ」の登録促進

食品ロスや海洋プラスチックごみが世界的に問題となる中で、食品ロスの削減やプラスチックごみの削減に積極的に取り組む飲食店や小売店等を「せたがやエコフレンドリーショップ」として登録し、支援しています。

[開始年度] 令和 2 年度（12 月 1 日より）

[登録実績] () は累計

(単位：店舗)

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
飲食店	18 (20)	3 (23)	19 (42)
小売店	22 (25)	12 (37)	7 (44)
合計	40 (45)	15 (60)	26 (86)

第5章 きめ細やかな区民サービスの提供

(1) 高齢者世帯等の粗大ごみの排出支援

「世田谷区高齢者世帯等粗大ごみの運び出し収集実施要綱」に基づき、粗大ごみを室内から排出場所まで運び出しています。

[運び出し実績（特別収集における運び出し件数を含む）] (単位：件*¹)

事務所	令和元年度	令和2年度* ²	令和3年度	令和4年度	令和5年度
世田谷	997	1,658	2,245	2,222	2,601
玉川	926* ³	1,038	1,182	1,312	1,190
砧	910	1,606	1,662	1,550	1,689
合計	2,833	4,302	5,089	5,084	5,480

*1 申請手続きの関係上、品物3点で1件としている。

*2 新型コロナウイルス感染症感染拡大により、一定期間業務を休止したが、粗大ごみ収集までの待ち期間の延びによる緊急的な対応が増加した。

*3 台風19号による水害ごみの対応件数481件を含む。

(2) 高齢者等訪問収集事業

資源・ごみを資源・ごみ集積所まで自分で出すことができない、一人暮らしの高齢者等を対象に、玄関先等から可燃ごみ・不燃ごみの収集と資源の回収を行っています。収集時に異常が認められた場合は、安否確認のための声かけや、緊急連絡先等への通報を行っています。

[対象者] 満65歳以上で要介護2又は同程度の者のみの世帯
 障害者（障害者手帳等取得者）のみの世帯
 一時的に対象要件に該当した世帯

[収集対象世帯] 373世帯（令和6年3月末現在）

事務所	満65歳以上で要介護2又は同程度の者のみの世帯	障害者（障害者手帳等取得者）のみの世帯	一時的に対象要件に該当した世帯（内数）
世田谷	82	58	2
玉川	50	39	5
砧	84	53	0
合計	216	150	7

※ 資源の高齢者訪問収集は、平成30年4月より民間事業者への委託から清掃事務所職員による収集に変更しています。

(3) 粗大ごみの特別収集

不法投棄された粗大ごみ等の収集や区民が排出した粗大ごみからまだ使用可能なものをピックアップし、リユースなどを行っています。

[特別収集実績]

(単位：点*)

事務所	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
世田谷	2,737	4,411	4,501	7,951
玉川	2,125	3,676	4,066	3,960
砧	3,121	2,776	1,706	3,744
合計	7,983	10,863	10,273	15,655

*品目ごとの詳細な点数は資料編資料5-5参照

(4) 早朝収集

まちの美観確保等のため、下北沢駅周辺（平成11年11月から）と、三軒茶屋駅周辺（平成14年4月から）で、午前7時台にごみの早朝収集を実施しています。

(5) 臨時ごみ

家庭ごみを一度に大量（概ね45リットルの袋で4袋以上）に排出される場合や臨時に排出される場合は、有料で収集しています（粗大ごみを除く）。

[主な料金（令和6年3月末現在）]

450袋・・・1袋300円、70・900袋・・・1袋600円

[臨時ごみ収集実績]

(単位：袋または束)

事務所	可燃ごみ 450袋	可燃ごみ 70～900袋	不燃ごみ	資源・ペットボトル
世田谷	17,963	1,865	2,291	536
玉川	5,922	113	772	244
砧	14,345	410	2,130	555
合計	38,230	2,388	5,193	1,335

第6章 適正な収集・運搬体制の整備

[決算額]

(単位：千円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ごみ集積所の美化	4,608	6,849	5,067	3,825	4,810
清掃指導業務	2,266	2,287	2,112	2,021	1,834

*令和5年度は、見込み額。

*事業予算科目「清掃指導業務」には、浄化槽維持管理指導の予算も含まれている。

上記決算額は、清掃指導業務の決算額から浄化槽維持管理指導の決算額を差し引いた、適正な収集・運搬体制の整備に係る決算額である。

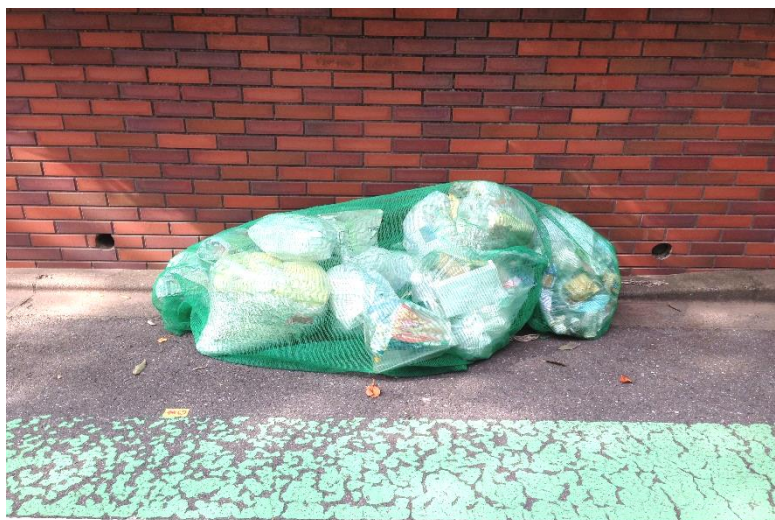
1 資源・ごみ集積所の環境改善

資源・ごみ集積所の美化や新設等に関する区民からの相談に対応し、資源・ごみ集積所の調査、カラスの被害防止のためのネット配付や容器出しの依頼、集合住宅の集積所確保の指導等を行い、資源・ごみ集積所の環境改善を図っています。

[ごみ散乱防止ネット助成枚数]

(単位：枚)

令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
2,668	2,528	1,883	1,949	1,937



ごみ散乱防止ネットを使用したごみの排出の様子

2 清掃指導業務

(1) 資源・ごみ集積所等における排出指導「ふれあい指導」

清掃事務所ではごみの適正排出を進めるために、重点地区や資源・ごみが適正に分別されていない資源・ごみ集積所の利用者、有料ごみ処理券を適正に貼付していない排出事業者、その他収集日以外に排出した者に対する指導や区民からの相談への対応等について、区民・事業者との対話を基本とした「ふれあい指導」により取り組んでいます。

[令和5年度の「ふれあい指導」の件数]

(単位：件)

資源・ごみが適正に分別されていない集積所の利用者への指導	3,362
有料ごみ処理券を適正に貼付していない排出事業者への指導	1,493
収集日以外に排出した者に対する指導	7,036
普及啓発活動等	4,594
その他（カラス被害・多量排出など）	21,652
合 計	38,137



「ふれあい指導」の様子

(2) 不法投棄対策

不法投棄防止のため、看板の設置等を行い、住民への協力依頼、適正排出の徹底を図っています。

(3) マニフェスト（一般廃棄物管理票）制度

区長が指定する処理施設（東京二十三区清掃一部事務組合が所有・管理する清掃工場等、東京都の埋立処分場）にごみを持ち込む場合、事業系一般廃棄物を1日平均100kg以上排出する事業者又は事業系一般廃棄物を臨時に排出する事業者には、一般廃棄物管理票（マニフェスト）を使用することを義務づけています。

(4) 事業用大規模建築物への排出指導

条例上の事業者の減量義務として、事業用大規模建築物の所有者等に対し、廃棄物管理責任者の設置や廃棄量の減量のための再利用に関する計画書を毎年度提出することなどを求めています。

平成 29 年度以前の統計によると、人口の増加にもかかわらず家庭ごみが減少しているのに対し、事業系ごみ（持込ごみ）は増加傾向にあります。そのため、さらなる減量策として、平成 30 年 4 月より、事業用大規模建築物としての床面積の基準をこれまでの 3,000 m²以上から 1,000 m²以上へと引き下げ、指導対象範囲を拡大（約 350 件→約 850 件）しました。

これらの事業用大規模建築物へは、職員による定期的な立入調査を実施し、ごみ減量に向けた指導や助言を行っています。

また、立入調査については、内容をより強化させるため、令和 6 年度から民間の専門アドバイザーへの業務委託を予定しています。アドバイザーが同行し、専門的な助言を行うことで、事業者に対するごみ減量へのさらなる啓発効果が期待できます。

そのほか、事業者の自主的な行動促進を目的として、廃棄物管理責任者講習会を毎年開催しています。令和 5 年度は、全廃棄物管理責任者を対象とし、事業系廃棄物の基礎知識、廃棄物管理責任者の役割、減量・リサイクルに役立つ知識やノウハウの紹介、優良事業者が実施している具体的な事例の紹介などをテーマとし、オンラインで実施しました。

[延べ床面積 3,000 m²以上（事業用は 1,000 m²以上）の大規模建築物の廃棄物保管場所等の設置届受理件数]

(単位：件)

年度 清掃 事務所	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
世田谷	11	8	15	7	18
玉 川	3	7	16	13	9
砧	6	8	11	13	6
合 計	20	23	42	33	33

*平成 30 年度より、事業用大規模建築物の基準を延床面積 3,000 m²以上から 1,000 m²以上に変更

[延べ床面積 3,000 m²未満の建築物の廃棄物保管場所等の計画書受理件数]

(単位：件)

年度 清掃 事務所	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
世田谷	339	281	331	363	314
玉 川	94	179	169	171	145
砧	130	89	163	212	222
合 計	563	549	663	746	681

3 一般廃棄物処理業の許可及び指導

一般廃棄物の収集・運搬又は処分を業として行う者に許可を与えるとともに、適正な処理を確保するために必要な指導を行っています。

なお、許可に関する手続き上の事務については、平成25年度より23区の管理執行事務として、東京二十三区清掃協議会が行っています。

(1) 許可の状況

[区内の一般廃棄物処理業者数]

(単位：者)

令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
275	273	274	272	273

*各年度末現在。

[区内の一般廃棄物処理業者数（ごみ種別）]

(単位：者)

普通ごみ	道路・公園ごみ	しさ・ふさ	汚泥	動物死体	医療廃棄物	廃家電
125	154	5	45	5	4	42

(2) 申請手続数

(単位：件)

新規許可	更新許可	変更許可	再交付
1	156	2	1

(3) 指導の件数

(単位：件)

令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
1	1	3	2	3

4 浄化槽維持管理指導

浄化槽管理者や浄化槽清掃業者への指導、下水道未普及区域の浄化槽清掃経費助成等を行っています。

[決算額]

(単位：千円)

令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
155	22	22	155	179

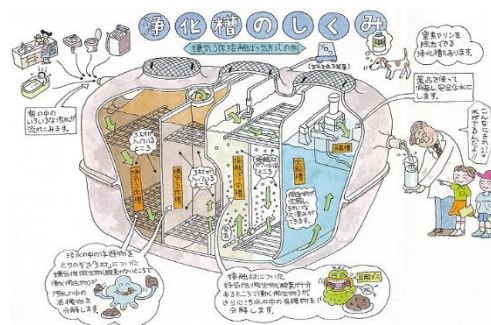
*令和5年度は、見込み額。

*上記は、補助金及び浄化槽管理士講習会受講料の合計額。

*令和2・3年度は、浄化槽管理士講習会未受講。

(1) 浄化槽の維持管理に関する指導及びPR

浄化槽法に定める管理者の義務及び清掃・保守点検等の必要性を周知し、適正な維持管理を確保するため、リーフレットを作成し、浄化槽管理者全員に隔年ごとに送付しています。



[実績] 区内浄化槽設置基数

(単位：基)

令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
416	354	324	317	292

(2) 浄化槽清掃業者への許可・指導

浄化槽清掃業者は、浄化槽法に基づく清掃業の許可の他に、浄化槽汚泥の収集運搬を行うための一般廃棄物収集運搬業の許可を併せ持つことが必要です。

許可に関する手続き上の事務については、平成25年度より23区の管理執行事務として、東京二十三区清掃協議会が行っています。

[区内の浄化槽清掃業者数]

(単位：者)

令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
45	44	44	44	44

*各年度末現在。

(3) 浄化槽設置者への清掃経費助成

下水道未普及地域の居住用建築物に設置されている浄化槽に対し、清掃に要する費用のうち収集及び運搬の経費相当額を、申請に基づき助成しています。

[実績] 助成対象浄化槽基数

(単位：基)

令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
2	2	2	2	2

[助成額] 容量1.9m³ (平均値) の場合 10,000円

第7章 その他の清掃・リサイクル事業

(1) 廃棄物処理手数料（ごみ処理手数料）

家庭ごみの収集、運搬及び処理処分は原則無料ですが、臨時（又は多量）排出ごみ、粗大ごみ及び動物死体については、世田谷区清掃・リサイクル条例に基づき、手数料を徴収しています。

なお、天災、火災等の災害に遭われた方や生活保護受給者、児童扶養手当受給者などの対象者については、世田谷区清掃・リサイクル条例と同施行規則に基づき、対象者からの申請により手数料を減額・免除しています。

事業系ごみの収集、運搬及び処理処分は、資源も含めて有料で、「事業系有料ごみ処理券」を清掃事務所又はスーパーマーケット・コンビニエンスストアなどの「有料ごみ処理券取扱所」で購入する方法により、手数料を徴収しています。

清掃工場等、東京二十三区清掃一部事務組合が管理する処理施設に事業者自ら事業系ごみを持ち込む場合等は、処理にかかる手数料が徴収されます。

[廃棄物処理手数料の改定について]

廃棄物処理手数料は、実際に廃棄物処理に要する経費を基に定めており、経費はごみ量や収集、運搬、処理処分に要する費用、その他社会情勢により変動します。このため、23区では、4年に一度廃棄物処理手数料を見直すこととしており、直近では令和5年10月1日に改定を行いました。平成29年10月改定から令和5年10月改定までの間は、令和2年度からの新型コロナウイルス感染症の感染拡大による社会情勢を考慮して、令和3年と令和4年の改定は延期されましたが、令和5年に改定が行われました。

また、動物死体処理手数料については、平成6年7月以降据え置いていましたが、区の処理経費との乖離が生じているため、受益者負担の適正化を目的として平成29年10月1日に改定しました。

*手数料の額は、資料編資料6-4を参照

(2) 世田谷区清掃・リサイクル審議会

廃棄物の減量及び適正処理に関する重要事項を調査審議するため、区長の附属機関として世田谷区清掃・リサイクル審議会を設置しています。委員は、学識経験者4名以内、区民8名以内、事業者5名以内の計17名以内によって構成され、任期は2年です。（これまでの諮問事項等については、資料編資料7-1を参照）

【第9期諮問・審議事項】（令和8年5月31日までの予定）

「資源循環型社会の実現に向け区民・事業者の行動変容を促し、更なるごみ減量・リサイクルを推進する新たな施策について」

(3) 資源持ち去り対策

資源を資源・ごみ集積所から持ち去る行為への対応について、区民の強い要望に応え、平成15年12月、清掃・リサイクル条例を改正し、資源の持ち去り行為を禁止して、違反者に対して「20万円以下の罰金」に処する規定を設ける等の対策を強化しました。

平成29年12月に同条例を改正し、資源の持ち去り行為常習者に対して、より厳しい罰則である「50万円以下の罰金」に処する規定を新設しました。また、同条例施行規則を改正し、これまでの持ち去り禁止の対象品目（古紙、ガラスびん、缶）に「ペットボトル」、「使用済小型電子機器」、「焼却して処理しないものとして排出された金属を含む廃棄物」を追加しました。

区職員及び民間警備会社によるパトロールを行い、違反者に対して行政指導や禁止命令、告発等を行っています。

平成27年3月、持ち去られた古紙の買取業者の特定等を目的とし、問屋組合等3者と各特別区でGPS（全地球測位システム）を用いた追跡調査に関する覚書をそれぞれ締結しました。これにより、持ち去られた古紙を流通させない仕組みの構築をめざすとともに、広域的な面から古紙持ち去り行為への抑止効果が期待されます。

平成31年4月、資源の持ち去り対策として、区内27箇所での回収員手渡し方式の対象品目に新聞を追加しました。

[実績] 行政指導・命令・告発の状況 (単位：件)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
警告書交付数	127	81	40	70	54
命令書交付数	7	2	0	0	2
告発件数	1	0	0	0	0

*各年度末現在。

(4) 台風に伴う災害への対応（令和元年（2019年）台風第19号）

令和元年（2019年）10月12日（土）、台風第19号通過に伴う大雨により、世田谷区では多摩川の無堤防箇所からの溢水や内水氾濫が発生し、玉川地域を中心に多くの家屋が浸水被害に遭いました。

台風第19号の通過前、通過後の対応や経緯は以下のとおりです。

ア) 資源回収・ごみ収集中止についての経緯

10月10日（木）・台風の進路状況を確認し、12日（土）の資源回収・ごみ収集の実施を区HP等で周知

10月11日（金）・午後1時開催の区災害対策本部会議にて資源回収・ごみ収集の中止を決定

・午後3時頃、区HP等で資源回収・ごみ収集の中止を発表

イ) 台風第19号通過後の被災地での災害ごみの収集について

10月14日（月）以降、被災した区民から玉川清掃事務所に災害ごみの収集依頼があったことから、玉川清掃事務所にて水害の被害地域を巡回し、災害ごみの排出状況や被害状況の確認、区民への声掛けを行い、随時収集を行いました。

収集に当たっては、世田谷清掃事務所と砧清掃事務所（技能長、ふれあい指導班、地域機動班など）の応援体制を組みました。また、目黒区・品川区・渋谷区からも清掃事務所職員の応援がありました。

ウ) 被害の大きかった地区の対応について

台風第19号では浸水の被害が大きかった二子玉川から玉堤に至る地区を中心に大量の災害ごみが発生しました。そのため、区は迅速なごみ処理を目的に浸水被害の大きかった地区を指定し、当該地区から出るごみについては所定の手続がなくても手数料を免除して収集する特例的な対応を行いました。また、本来区では収集を行っていない家電リサイクル法対象品目やパソコンなども収集しました。

エ) 臨時粗大ごみ中継所の開設について

家屋の被災により生じた大型の災害ごみの効率的な収集、収集後の災害ごみの分別を行うために臨時粗大ごみ中継所を開設しました。

10月13日(日)、被災地域を管轄する玉川清掃事務所管内の玉川野毛町公園拡張予定地を開設場所として決定し、10月14日(月)から11月8日(金)まで運用しました。

オ) 災害ごみの収集量

(単位：t)

可燃ごみ	331.96
不燃ごみ	35.82
粗大ごみ	262.56
合計	630.34

家電リサイクル法対象品目 (単位：台)

テレビ	159
冷蔵庫・冷凍庫	152
洗濯機・衣類乾燥機	102
エアコン	17
合計	430

*廃家電4品目の重量は、家電リサイクル券センター指定取引場所で計量していない。

パソコン	156 台	601.4 kg
その他 (PC モニター等)	-	550 kg

今後も大型台風の直撃や大規模災害などが予想されるため、事前の準備・対策・防備などを検討し、「災害廃棄物処理計画」の検証・改定等を随時進めています。

カ) 被災者への粗大ごみリユース品の提供

エコプラザ用賀で毎月2回開催していた粗大ごみリユース品の頒布会(抽選・有償)を、令和元年11月は台風第19号で被災した区民を対象に開催しました。

2回合わせて65件の応募があり、当選した方には希望のリユース品を無償で提供しました。

（５）世田谷清掃工場への対応

ア) これまでの経緯

区が収集した可燃ごみは、大部分を区内の清掃工場（世田谷、千歳）に運搬して焼却していますが、平成 26 年秋以降、1 年以上にわたり世田谷清掃工場のプラントに不具合（ダイオキシン類の炉室内への漏洩等）が生じ、十分に稼働できない状況に陥りました。

区は、区民生活に混乱をきたさないよう、世田谷清掃工場以外の工場に可燃ごみを搬入するための清掃車両の増車、これに伴う補正予算編成、区民の不安解消に向けた様々な取組み等、地元区としての対応にあたりました。

東京二十三区清掃一部事務組合は、プラントの不具合に関する諸課題を解決するため、平成 27 年 9 月に世田谷清掃工場対策検討委員会（区も委員として参加）を設置しました。世田谷清掃工場は、対策を講じたうえで試験焼却や作業環境測定（ダイオキシン類等の測定）を行って安全性を確認し、1 号炉は平成 27 年 12 月から、2 号炉も平成 28 年 4 月から通常稼働を再開しました。

イ) 世田谷清掃工場対策検討委員会の報告

世田谷清掃工場対策検討委員会では、操業状況の確認や導入経緯の整理、原因の調査・分析及びプラントメーカーや学識経験者へのヒアリングなどを行い、総合的な対策を検討し、最終報告をとりまとめて平成 28 年 9 月に公表しています。

[主な内容]

- ・作業環境悪化は、日々の点検作業に伴う粉じん飛散、機器や接続部からのもれ、過去に漏れたダイオキシン類の再揮発が主な原因であり、その改善のため、機器類の囲い込み、吸引ダクト新設等の対策を既に実施し、効果を上げている。さらに追加対策として、消耗品交換や各種測定の充実、炉室内の再塗装も行い、作業環境管理の強化を図る。
- ・故障停止は、ガス化炉における流動不良、燃焼溶融炉における閉塞と冷却水漏れが主な原因であり、故障停止低減に向けた対策として、ガス化炉本体と燃焼溶融炉の清掃・点検の追加、機器点数の低減や仕様変更等を行い、運転管理を強化する。
- ・こうした対策を着実に実行し、その効果を継続的に検証する。検証結果を踏まえて今後の整備工事の具体的内容を検討し、整備工事の実施については、清掃一組の「一般廃棄物処理基本計画」に盛り込んでいく。

ウ) 対策効果の検証について

イ) の報告に基づき、東京二十三区清掃一部事務組合では対策を進めており、その効果を検証しています。ダイオキシン類の測定データは概ね良好に推移しており、作業環境は改善傾向にあるとの報告が平成 29 年 4 月にありました。

加えて、平成 30 年～令和 3 年にかけて機器の仕様変更等を実施し、その後の報告においても測定結果は良好であり、平成 28 年 4 月以降は、作業環境悪化による休炉はありません（令和 6 年 4 月現在）。

エ) 今後の整備について

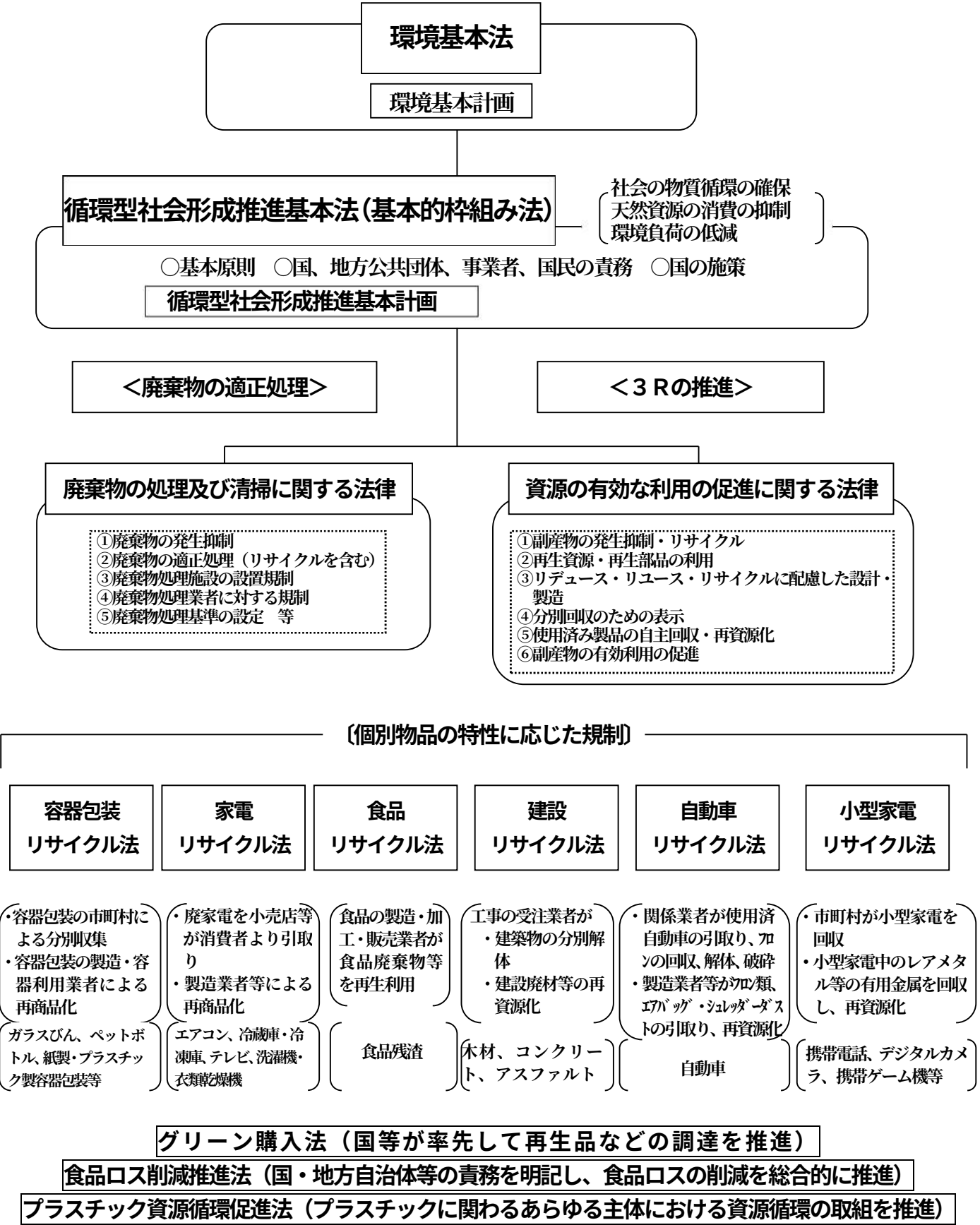
イ) の報告 及び ウ) 対策効果の検証に基づき、東京二十三区清掃一部事務組合では、全国自治体におけるガス化溶融施設の稼働状況等の調査、プラントメーカーへのヒアリングなどを実施して耐用年数の検討や今後の整備手法について検討を行いました。その結果、竣工から 20 年程度稼働し、その後に建替工事による整備手法が優位となったことから、令和 8 年度から建て替えることとなりました。

これまで区は、世田谷清掃工場を運営する東京二十三区清掃一部事務組合に対し、安定的な中間処理体制の確保と、世田谷清掃工場周辺住民をはじめ区民の理解を得ることを求めてきており、今後も同様の姿勢で臨んでいきます。

資料編

資料1 廃棄物・リサイクル関係法令

1 廃棄物・リサイクル関係法令の体系



2 世田谷区清掃・リサイクル条例

平成11年12月10日条例第52号

第1章 総則

第1節 通則

(目的)

第1条 この条例は、区、事業者及び区民がそれぞれ地球の資源に限りがあること及び環境の保全の重要性を自覚し、相互の理解と協力の下に、廃棄物の減量を行うため、廃棄物の発生及び排出を抑制し、再利用を促進するとともに、廃棄物を適正に処理し、あわせて生活環境を清潔にすることによって、循環型社会の形成並びに生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図り、もって区民の健康で快適な生活を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語の意義は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）、特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）及び浄化槽法（昭和58年法律第43号）において使用する用語の例による。

2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 家庭廃棄物 一般家庭の日常生活に伴って生じた廃棄物をいう。
- (2) 事業系廃棄物 事業活動に伴って生じた廃棄物をいう。
- (3) 事業系一般廃棄物 事業系廃棄物のうち、産業廃棄物以外の廃棄物をいう。
- (4) 再利用 活用しなければ不要となる物又は廃棄物を再び使用すること又は資源として利用することをいう。

一部改正〔平成13年条例25号・17年82号〕

(基本理念等)

第3条 廃棄物の減量及び適正な処理は、次に掲げる基本理念等に基づき取り組むものとする。

- (1) 廃棄物の減量及び適正な処理のための取組は、物の生産、流通、消費さらには最終処分に至るあらゆる段階において、社会全体で行うものとする。
- (2) 廃棄物の減量及び適正な処理を進めるに当たっては、省資源、省エネルギー、最終処分物の減量等により、総合的に環境への負荷を最小限にするものとする。
- (3) 廃棄物の減量及び適正な処理は、すべての当事者がそれぞれの責務を果たしてこそ効果的に実現することができるものであることにかんがみ、区、事業者及び区民が協働して取り組むものとする。

第2節 区の責務等

(基本的責務)

第4条 区は、あらゆる施策を通じて、廃棄物の発生を抑制し、再利用を促進する等により廃棄物の減量を推進するとともに、生活環境を保全し、及び公衆衛生を向上させるため廃棄物の適正な処理を実施しなければならない。

2 区長は、廃棄物の処理に関する事業の実施に当たっては、作業方法の改善を図る等その効率的な運営をしなければならない。

3 区長は、再利用等による廃棄物の減量及び適正な処理に関する区民及び事業者の自主的な活動に対し、情報の提供その他必要な支援をするよう努めなければならない。

4 区長は、第1項に規定する責務を果たすため、廃棄物の減量及び適正な処理に関し、広報活動その他必要な措置を講じ、区民及び事業者の意識の啓発を図るよう努めなければならない。

(助言等)

第5条 区長は、廃棄物の減量及び適正な処理を確保するため、必要と認めるときは、区民及び事業者に対し、助言又は要請を行うことができる。

(公開)

第6条 区長は、廃棄物の減量及び処理に関する施策を常に区民に明らかにしなければならない。

(区民等の参加)

第7条 区長は、廃棄物の減量及び処理について、区民及び事業者の意見を施策に反映することができるよう必要な措置を講じなければならない。

(国及び他の地方公共団体との協力等)

第8条 区は、廃棄物の減量及び処理に関する事業の実施に当たって、広域的な取組を必要とする

場合その他必要と認めるときは、国及び他の地方公共団体と協力し、又は調整を図るものとする。

第3節 事業者の責務

第9条 事業者は、廃棄物の発生を抑制し、再利用を促進する等により、廃棄物の減量を図らなければならない。

- 2 事業者は、その事業系廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。
- 3 事業者は、物の製造、加工、販売等の際して、その製品、容器等が廃棄物になった場合においてその適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。
- 4 事業者は、廃棄物の減量及び適正な処理の確保に関し区の施策に協力しなければならない。

第4節 区民の責務

第10条 区民は、廃棄物の発生を抑制し、再生品の使用、不用品の活用等により再利用を図り、その生じた廃棄物をなるべく自ら適切な方法で処分すること等により、廃棄物の減量に努めなければならない。

- 2 区民は、廃棄物の減量及び適正な処理に関し区の施策に協力しなければならない。

第5節 世田谷区清掃・リサイクル審議会

第11条 廃棄物の減量及び適正な処理に関する重要事項を調査審議するため、区長の附属機関として世田谷区清掃・リサイクル審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- 2 審議会は、区長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。
 - (1) 廃棄物の減量及び適正な処理に関する基本方針
 - (2) 前号に掲げるもののほか、廃棄物の減量及び適正な処理に関する重要事項
- 3 審議会は、学識経験者、区民及び事業者のうちから区長が委嘱する委員17人以内をもって組織する。
- 4 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

一部改正〔平成13年条例25号・15年47号〕

第2章 再利用等による廃棄物の減量

第1節 区の減量義務等

（再利用等による減量）

第12条 区長は、再利用の対象となる物の収集、回収等を行うことにより、廃棄物の減量に努めなければならない。

- 2 区は、事務事業を実施する際には、物品の調達に当たって再生品を使用する等自ら積極的に再利用等を行うことにより廃棄物を減量しなければならない。
- 3 区は、再利用の対象となる物の回収事業等の普及を図るため区民及び事業者へ広報活動その他必要な措置を講ずるとともに、区民及び事業者と連携し、再生品の需要の拡大を図るよう努めなければならない。

（再利用に関する計画）

第13条 区長は、再利用等による廃棄物の減量を促進するため、再利用に関する計画を定めるものとする。

- 2 前項の計画は、第35条第1項に規定する一般廃棄物処理計画の再利用に関する実施計画として定めるものとする。
- 3 前2項に定めるもののほか、第1項の計画に関する事項は、規則で定める。

（施設の利用）

第14条 区は、再利用等に関する区民の自主的な活動を支援するため、再利用の対象となる物の保管等に利用する場所として、業務に支障が生じない範囲内において、区の管理する施設等を区民の利用に供することができる。

（資源回収業者への協力要請及び支援）

第15条 区は、再利用を促進するため、資源回収等を業とする事業者に必要な協力を求めるとともに、当該事業者を支援するよう努めるものとする。

第2節 事業者の減量義務

（事業系廃棄物の減量）

第16条 事業者は、再利用の可能な物の分別の徹底を図る等再利用を促進するために必要な措置を

講ずる等により、その事業系廃棄物を減量しなければならない。

(廃棄物の発生抑制等)

第17条 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、長期間使用可能な製品の開発、製品の修理体制の確保等廃棄物の発生の抑制に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、再生資源（資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）第2条第4項に規定する再生資源をいう。）及び再生品を利用するよう努めなければならない。

一部改正〔平成13年条例25号〕

(再利用の容易性の自己評価等)

第18条 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等の再利用の容易性についてあらかじめ自ら評価し、再利用の容易な製品、容器等の開発を行うこと、その製品、容器等の再利用の方法についての情報を提供すること等により、その製品、容器等の再利用を促進しなければならない。

(適正包装等)

第19条 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、自ら包装、容器等に係る基準を設定する等により、その包装、容器等の適正化を図り、廃棄物の発生の抑制に努めなければならない。

2 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、再び使用することが可能な包装、容器等の普及に努め、使用後の包装、容器等の回収策を講ずる等により、その包装、容器等の再利用の促進を図らなければならない。

3 事業者は、区民が商品の購入等に際して、当該商品について適正な包装、容器等を選択することができるよう努めるとともに、区民が包装、容器等を不要とし、又はその返却をする場合には、その回収等に努めなければならない。

(事業用大規模建築物の所有者等の義務)

第20条 事業用の大規模建築物で規則で定めるもの（以下「事業用大規模建築物」という。）の所有者は、再利用を促進する等により、当該事業用大規模建築物から排出される事業系一般廃棄物を減量しなければならない。

2 事業用大規模建築物の所有者は、当該事業用大規模建築物から排出される事業系一般廃棄物の減量及び適正な処理に関する業務を担当させるため、規則で定めるところにより、廃棄物管理責任者を選任し、その旨を区長に届け出なければならない。

3 事業用大規模建築物の所有者は、規則で定めるところにより、再利用に関する計画を作成し、当該計画書を区長に提出しなければならない。

4 事業用大規模建築物の所有者は、当該事業用大規模建築物又は敷地内に規則で定める基準に従い、再利用の対象となる物の保管場所を設置するよう努めなければならない。

5 事業用大規模建築物の占有者は、当該事業用大規模建築物から生ずる事業系一般廃棄物の減量に関し事業用大規模建築物の所有者に協力しなければならない。

6 事業用大規模建築物を建設しようとする者（以下「事業用大規模建築物の建設者」という。）は、当該事業用大規模建築物又は敷地内に規則で定める基準に従い、再利用の対象となる物の保管場所を設置しなければならない。この場合において、事業用大規模建築物の建設者は、当該保管場所について、規則で定めるところにより、あらかじめ区長に届け出なければならない。

(大規模集合住宅の再利用対象物保管場所の確保)

第21条 規則で定める大規模な集合住宅を建設し、又は改築しようとする者は、当該集合住宅又は敷地内に規則で定める基準に従い、再利用の対象となる物の保管場所を設置するよう努めなければならない。

(改善勧告)

第22条 区長は、事業用大規模建築物の所有者が第20条第1項から第3項までのいずれかの規定に違反していると認めるとき、又は事業用大規模建築物の建設者が同条第6項の規定に違反していると認めるときは、当該事業用大規模建築物の所有者又は当該事業用大規模建築物の建設者に対し、期限を定めて、必要な改善その他の必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。

(公表)

第23条 区長は、前条の勧告を受けた事業用大規模建築物の所有者又は事業用大規模建築物の建設

者がその勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

- 2 区長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該公表されるべき者にその理由を通知し、その者が意見を述べ、証拠を提示する機会を与えなければならない。

(収集拒否等)

第24条 区長は、事業用大規模建築物の所有者又は事業用大規模建築物の建設者が前条第1項の規定による公表をされた後において、なお、第22条の勧告に係る措置をとらなかったときは、当該事業用大規模建築物から排出される事業系一般廃棄物の収集若しくは運搬を拒否し、又は区長の指定する処理施設への搬入を禁止することができる。

第3節 区民の減量義務

(自主的行動)

第25条 区民は、再利用の可能な物の分別を行うとともに、集団回収等による再利用を促進するための区民の自主的な活動に参加し、協力する等により、廃棄物の減量及び資源の有効利用に努めなければならない。

(世田谷区資源再利用活動団体)

第26条 区長は、区内に活動拠点及び活動区域を有し、再利用の対象となる物を回収する等、再利用を推進する営利を目的としない住民団体を、その申請に基づき、世田谷区資源再利用活動団体(以下「資源再利用活動団体」という。)として指定することができる。

- 2 区長は、資源再利用活動団体に対し、必要な助言又は要請及び支援を行うことができる。

(商品の選択)

第27条 区民は、商品を選択するに際しては、当該商品の内容及び包装、容器等を勘案し、廃棄物の減量及び環境の保全に配慮した商品を選択するよう努めなければならない。

第3章 廃棄物の適正処理

第1節 通則

(家庭廃棄物の処理)

第28条 区長は、家庭廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに収集し、及びこれを運搬する等、適正に処理しなければならない。

(事業系廃棄物の処理)

第29条 事業者は、その事業系廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに自ら運搬し、若しくは処分し、又は廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分を業として行うことのできる者に運搬させ、若しくは処分させなければならない。

(事業者の中間処理義務)

第30条 事業者は、その事業系廃棄物の処理に当たっては、再生、破碎、圧縮、焼却、油水分離、脱水等の処理(以下「中間処理」という。)を行うことにより、その減量を図らなければならない。

(処理技術の開発)

第31条 事業者は、事業系廃棄物の適正な処理について、自ら又は共同して技術開発を図らなければならない。

第2節 指定する者以外の者の再利用の対象となる廃棄物の収集又は運搬の禁止等

追加〔平成15年条例81号〕

(収集又は運搬の禁止等)

第31条の2 第35条第1項に規定する一般廃棄物処理計画で定める資源・ごみ集積所(以下「資源・ごみ集積所」という。)に置かれた廃棄物のうち、古紙、ガラスびん、缶等再利用の対象となる物として区長が指定するものについては、区長及び区長が指定する者以外の者は、これらを収集し、又は運搬してはならない。

- 2 区長は、区長が指定する者以外の者が前項の規定に違反して、収集し、又は運搬したときは、その者に対し、これらの行為を行わないよう命ずることができる。

追加〔平成15年条例81号〕、一部改正〔平成29年条例57号〕

第3節 適正処理困難物の抑制

一部改正〔平成15年条例81号〕

(処理困難性の自己評価等)

第32条 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物になった場合に

おける処理の困難性についてあらかじめ自ら評価し、適正な処理が困難にならないような製品、容器等の開発を行うこと、その製品、容器等に係る廃棄物の適正な処理の方法についての情報を提供すること等により、その製品、容器等が廃棄物になった場合においてその適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。

(適正処理困難物の製造等の抑制)

第33条 事業者は、その製品、容器等が廃棄物になった場合において、その適正な処理が困難となる物（以下「適正処理困難物」という。）については、その製造、加工、販売等を自ら抑制しなければならない。

(事業者の下取り等の回収義務)

第34条 区長は、適正処理困難物を指定することができる。この場合において、区長は、指定した適正処理困難物について必要な事項を公表するものとする。

2 前項の適正処理困難物の製造、加工、販売等を行う事業者は、自らの責任でその適正処理困難物を下取り等により回収しなければならない。

3 区民は、前項の事業者が適正処理困難物を回収しようとするときは、これに協力しなければならない。

4 区長は、第2項の事業者が適正処理困難物を回収しないと認めるときは、その事業者に対し、期限を定めて、回収するよう命ずることができる。

第4節 一般廃棄物の処理

一部改正〔平成15年条例81号〕

(処理の計画)

第35条 区長は、規則で定めるところにより、一般廃棄物の処理に関する計画（以下「一般廃棄物処理計画」という。）を定め、これを遅滞なく公表しなければならない。

2 区長は、一般廃棄物処理計画を変更したときは、これを遅滞なく公表しなければならない。

一部改正〔平成13年条例25号〕

(処理)

第36条 区長は、一般廃棄物処理計画に従い、家庭廃棄物を処理しなければならない。

2 区長は、家庭廃棄物の処理に支障がないと認めるときは、事業系一般廃棄物の処理を行うものとする。

3 前2項に規定する一般廃棄物の処理の基準は、規則で定める。

(計画遵守義務等)

第37条 土地又は建物の占有者（占有者がいない場合は、管理者とする。以下この章、第75条及び別表において「占有者」という。）は、その土地又は建物内の家庭廃棄物を可燃物、不燃物等に分別し、各別の容器に収納して資源・ごみ集積所に持ち出す等一般廃棄物処理計画に従わなければならない。

2 占有者は、家庭廃棄物を収納する容器について、家庭廃棄物が飛散し、流出し、及びその悪臭が発散しないようにするとともに、当該容器及び当該容器を持ち出しておく資源・ごみ集積所を常に清潔にしておかなければならない。

一部改正〔平成29年条例57号〕

(粗大ごみの排出方法)

第38条 占有者は、粗大ごみを排出するときは、第54条第1項に規定する廃棄物処理手数料の額に応じた枚数の第55条第1項の有料粗大ごみ処理券を添付しなければならない。ただし、これにより難いと区長が認めるときは、区長の指示に従わなければならない。

(事業系一般廃棄物等の排出方法)

第39条 事業者は、区長が収集し、及び運搬する事業系一般廃棄物（動物の死体及びし尿を除く。）又は一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物を容器で排出するときは、容器に収納する容量に相当する第56条第1項の有料ごみ処理券を添付しなければならない。ただし、これにより難いと区長が認めるとき、又は臨時に排出するときは、区長の指示に従わなければならない。

(特定家庭用機器廃棄物の排出方法)

第39条の2 占有者は、区長が行う家庭廃棄物の収集に際して、特定家庭用機器廃棄物を排出してはならない。

2 占有者は、特定家庭用機器廃棄物を排出するときは、当該特定家庭用機器廃棄物の再商品化等

が確実に実施されるよう、特定家庭用機器廃棄物の収集若しくは運搬をする者又は再商品化等をする者に適切に引き渡さなければならない。

- 3 区長は、特定家庭用機器廃棄物の収集及び運搬並びに再商品化等を促進するよう必要な措置を講じなければならない。

追加〔平成13年条例25号〕

(パーソナルコンピュータの排出方法)

第39条の3 占有者は、区長が行う家庭廃棄物の収集に際して、パーソナルコンピュータ（その表示装置であってブラウン管式又は液晶式のものを含む。以下同じ。）を排出してはならない。ただし、区長が必要と認めるときは、この限りでない。

- 2 占有者は、パーソナルコンピュータを排出するときは、当該パーソナルコンピュータの再資源化（資源の有効な利用の促進に関する法律第2条第6項に規定する再資源化をいう。）が確実に実施されるよう、パーソナルコンピュータの製造等の事業を行う者等に適切に引き渡すものとする。

追加〔平成15年条例66号〕

(排出禁止物)

第40条 占有者は、区長が行う家庭廃棄物の収集に際して、次に掲げる家庭廃棄物を排出してはならない。

- (1) 有害性の物
- (2) 危険性のある物
- (3) 引火性のある物
- (4) 著しく悪臭を発する物
- (5) 特別管理一般廃棄物に指定されている物
- (6) 前各号に掲げるもののほか、家庭廃棄物の処理を著しく困難にし、又は家庭廃棄物の処理施設の機能に支障が生ずる物

- 2 占有者は、前項各号に掲げる家庭廃棄物を処分しようとするときは、区長の指示に従わなければならない。

(動物の死体)

第41条 占有者は、その土地又は建物内の動物の死体を自らの責任で処分することができないときは、遅滞なく区長に届け出て、その指示に従わなければならない。

(改善命令等)

第42条 区長は、占有者が第37条の規定に違反していると認めるときは、その占有者に対し、期限を定めて、必要な改善その他必要な措置を命ずることができる。

(事業者の処理)

第43条 事業者は、その事業系一般廃棄物を自ら処理するときは、第36条第3項に規定する規則で定める基準に従わなければならない。

(事業系一般廃棄物保管場所の設置)

第44条 事業者は、その建物又は敷地内に事業系一般廃棄物の保管場所を設置しなければならない。

- 2 前項の保管場所は、規則で定める基準に適合するものでなければならない。

- 3 事業者は、その排出する事業系一般廃棄物を第1項の保管場所に集めなければならない。

(事業者に対する中間処理等の命令)

第45条 区長は、事業者に対し、特に必要があると認めるときは、その事業系一般廃棄物をあらかじめ中間処理をして排出するよう命ずることができる。

- 2 区長は、事業者に対し、その事業系一般廃棄物を可燃物、不燃物等に分別して排出するよう命ずることができる。

(事業者に対する運搬等の命令)

第46条 区長は、規則で定める量の事業系一般廃棄物を排出する事業者に対し、その事業系一般廃棄物を運搬し、又は処分するよう命ずることができる。

(一般廃棄物管理票)

第47条 規則で定める事業者は、事業系一般廃棄物を区長の指定する処理施設に運搬する場合には、規則で定めるところにより、事業系一般廃棄物の種類、排出場所等を記載した一般廃棄物管理票を当該施設の管理者に提出しなければならない。

- 2 前項の事業者は、事業系一般廃棄物を他人に委託して区長の指定する処理施設に運搬させる場合には、当該受託者に同項の一般廃棄物管理票を交付しなければならない。
- 3 前項の受託者は、その受託した事業系一般廃棄物を区長の指定する処理施設に運搬する場合には、同項に規定する一般廃棄物管理票を当該施設の管理者に提出しなければならない。
- 4 前3項に規定するもののほか、一般廃棄物管理票の回付その他必要な事項は、規則で定める。
(改善命令等)

第48条 区長は、事業者が第43条又は第44条の規定に違反していると認めるときは、その事業者に対し、期限を定めて、必要な改善その他必要な措置を命ずることができる。
(準用)

第49条 第36条第1項、第37条及び第40条から第42条までの規定は、事業系一般廃棄物の処理について準用する。

第5節 産業廃棄物の処理

一部改正〔平成15年条例81号〕

(一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物)

第50条 区長は、一般廃棄物の処理又はその処理施設の機能に支障が生じない範囲内において、一般廃棄物と併せて処理することが必要と認める産業廃棄物の処理を行うことができる。

- 2 区長は、前項に規定する一般廃棄物と併せて処理することが必要と認める産業廃棄物の処理について、一般廃棄物処理計画に含めるものとする。
(処理命令)

第51条 区長は、一般廃棄物の処理又はその処理施設の機能に支障が生ずるおそれがあると認めるときは、一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物を排出する事業者に対し、その産業廃棄物の保管、運搬又は処分を命ずることができる。
(準用)

第52条 第36条、第37条、第42条、第44条、第45条及び第48条(第43条の規定に違反したことによる改善命令等に係るものを除く。)の規定は、一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物の処理について準用する。

第6節 大規模建築物の廃棄物保管場所等の設置

一部改正〔平成15年条例81号〕

第53条 規則で定める大規模建築物を建設しようとする者(以下「建設者」という。)は、その建築物又は敷地内に一般廃棄物の保管場所及び保管設備(以下「保管場所等」という。)を設置しなければならない。この場合において、建設者は、当該保管場所等について、規則で定めるところにより、あらかじめ区長に届け出なければならない。

- 2 保管場所等は、規則で定める基準に適合するものでなければならない。
- 3 区長は、保管場所等について、建設者が前2項の規定に違反すると認めるときは、当該建設者に対し、期限を定めて、保管場所等の設置その他必要な措置を命ずることができる。
- 4 第1項に規定する建築物の占有者は、その建築物から排出される一般廃棄物を保管場所等に集めなければならない。

第7節 廃棄物処理手数料

一部改正〔平成15年条例81号〕

(廃棄物処理手数料)

第54条 区長は、家庭廃棄物(動物の死体及びし尿を除く。以下この項において同じ。)の収集及び運搬をしたとき(粗大ごみの場合にあつては、収集及び運搬をするとき。)は、1日平均10キログラムを超える量の家庭廃棄物を排出する占有者及び粗大ごみその他の家庭廃棄物を臨時に排出する占有者から別表に掲げる廃棄物処理手数料を徴収する。

- 2 区長は、事業系一般廃棄物(動物の死体及びし尿を除く。次項において同じ。)又は一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物の収集及び運搬をするときは、これらの廃棄物を排出する事業者又は臨時に排出した事業者から別表に掲げる廃棄物処理手数料を徴収する。
- 3 区長は、事業者が事業系一般廃棄物又は一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物を区長の指定する最終処分場に運搬したときは、その事業者から別表に掲げる廃棄物処理手数料を徴収する。
- 4 区長は、別表に掲げる廃棄物の重量を基準にして算定する廃棄物処理手数料について、重量を基準にして算定することが著しく実情に合わないとき、規則で定めるところにより、

重量以外の基準により算定することができる。

- 5 既に納付した廃棄物処理手数料は、還付しない。ただし、区長は、特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(有料粗大ごみ処理券の交付)

第55条 区長は、前条第1項の粗大ごみの廃棄物処理手数料をあらかじめ納付した者に有料粗大ごみ処理券を交付する。

- 2 有料粗大ごみ処理券に関し必要な事項は、規則で定める。

(有料ごみ処理券の交付)

第56条 区長は、第54条第2項の廃棄物処理手数料をあらかじめ納付した者（臨時に排出する事業者を除く。）に有料ごみ処理券を交付する。

- 2 有料ごみ処理券に関し必要な事項は、規則で定める。

(動物死体処理手数料)

第57条 区長は、第41条（第49条において準用する場合を含む。）の規定による届出に従い動物の死体を処理したときは、占有者又は事業者から別表に掲げる動物死体処理手数料を徴収する。

(手数料の減免)

第58条 区長は、天災、火災等の災害、生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護の受給その他特別の理由があると認めるときは、第54条に規定する廃棄物処理手数料又は前条に規定する動物死体処理手数料を減額し、又は免除することができる。

(督促)

第59条 第54条に規定する廃棄物処理手数料又は第57条に規定する動物死体処理手数料を納期限までに納付しない者があるときは、納期限経過後20日以内に規則で定める督促状を発行して督促する。

- 2 前項の督促状には、その発行の日から15日以内において納付すべき期限を指定する。

(延滞金の額及び徴収方法)

第60条 前条の規定による督促をした場合においては、当該手数料の金額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、その金額（1,000円未満の端数があるとき、又は2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全部を切り捨てる。）に年14.6パーセント（督促状に指定する期限までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して徴収する。

- 2 延滞金の確定金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

(延滞金額の減免)

第61条 第54条に規定する廃棄物処理手数料又は第57条に規定する動物死体処理手数料を納付すべき者が、災害その他やむを得ない理由により納期限までに納付することができなかったときは、前条の規定による延滞金額を減額し、又は免除することができる。

第4章 一般廃棄物処理業

(一般廃棄物処理業の許可)

第62条 区長は、法第7条第1項若しくは第6項又は法第7条の2第1項の規定により許可をしたときは、規則で定めるところにより、許可証を交付する。

全部改正〔平成17年条例82号〕

(処理基準)

第63条 法第7条第1項の許可（以下「一般廃棄物収集運搬業の許可」という。）を受けた者（以下「一般廃棄物収集運搬業者」という。）又は法第7条第6項の許可（以下「一般廃棄物処分業の許可」という。）を受けた者（以下「一般廃棄物処分業者」という。）は、第36条第3項に規定する規則で定める基準に従い、一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を行わなければならない。

一部改正〔平成17年条例82号〕

(一般廃棄物処理業の許可証の再交付)

第64条 一般廃棄物収集運搬業者及び一般廃棄物処分業者は、許可証を紛失し、又は損傷したときは、規則で定めるところにより、直ちに区長に届け出て、許可証の再交付を受けなければならない。

一部改正〔平成17年条例82号〕

(一般廃棄物収集運搬業の許可手数料等)

第65条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める手数料を申請の際に納付しなければならない。
ただし、一般廃棄物収集運搬業の許可を他の特別区において受けた者が、区長の指定する処理施設への搬入のみに係る許可を受けようとするときは、この限りでない。

- (1) 一般廃棄物収集運搬業の許可を受けようとする者(第3号に掲げる者を除く。) 15,000円
- (2) 一般廃棄物処分業の許可を受けようとする者(第4号に掲げる者を除く。) 15,000円
- (3) 一般廃棄物収集運搬業の許可の更新を受けようとする者 10,000円
- (4) 一般廃棄物処分業の許可の更新を受けようとする者 10,000円
- (5) 一般廃棄物収集運搬業者で、その事業の範囲の変更の許可を受けようとするもの 10,000円
- (6) 一般廃棄物処分業者で、その事業の範囲の変更の許可を受けようとするもの 10,000円
- (7) 一般廃棄物収集運搬業及び一般廃棄物処分業の許可証の再交付を受けようとする者 3,000円

追加〔平成17年条例82号〕

第5章 浄化槽清掃業

追加〔平成17年条例82号〕

(浄化槽清掃業の許可)

第66条 区長は、浄化槽法第35条第1項の規定により浄化槽清掃業の許可をしたときは、規則で定めるところにより、許可証を交付する。

追加〔平成17年条例82号〕

(浄化槽清掃業の許可証の再交付)

第67条 浄化槽清掃業者は、許可証を紛失し、又は損傷したときは、規則で定めるところにより、直ちに区長に届け出て、許可証の再交付を受けなければならない。

追加〔平成17年条例82号〕

(浄化槽清掃業の許可手数料等)

第68条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める手数料を申請の際に納付しなければならない。

- (1) 浄化槽清掃業の許可を受けようとする者 15,000円
- (2) 浄化槽清掃業の許可証の再交付を受けようとする者 3,000円

追加〔平成17年条例82号〕

第6章 地域環境の清潔保持

一部改正〔平成17年条例82号〕

(地域の生活環境)

第69条 土地又は建物を占有し、又は管理する者は、その土地又は建物及びそれらの周囲の清潔を保ち、相互に協力して地域の生活環境を保全するよう努めなければならない。

(公共の場所の清潔保持)

第70条 何人も、公園、広場、道路その他の公共の場所を汚してはならない。

2 前項に規定する公共の場所において、宣伝物、印刷物その他の物(以下「宣伝物等」という。)を配布し、又は配布させた者は、その宣伝物等が散乱した場合においては、速やかに当該宣伝物等の清掃を行わなければならない。

3 土木工事、建築工事その他の工事に伴って土砂、がれき、廃材等(以下「土砂等」という。)を生じさせる者は、土砂等を適正に管理して、道路その他の公共の場所に土砂等が飛散し、及び流出しないようにしなければならない。

(公共の場所の管理者の責務)

第71条 前条第1項に規定する公共の場所の管理者は、その管理する場所に清潔を保ち、かつ、みだりに廃棄物が捨てられないように適正に管理しなければならない。

(空き地の管理)

第72条 空き地を所有し、又は管理する者は、その空き地にみだりに廃棄物が捨てられないように、その周囲に囲いを設ける等適正に管理しなければならない。

2 前項に規定する者は、その空き地に廃棄物が捨てられたときは、その廃棄物を自らの責任で処理しなければならない。

(改善命令等)

第73条 区長は、前3条のいずれかの規定に違反することにより、生活環境を著しく害していると認められる者に対し、期限を定めて、必要な改善その他必要な措置を命ずることができる。

第7章 雑則

一部改正〔平成17年条例82号〕

(世田谷区行政手続条例の適用除外)

第73条の2 第31条の2第2項の規定による命令については、世田谷区行政手続条例第3章の規定は、適用しない。

追加〔平成15年条例81号〕

(市街地開発事業における処理施設等)

第74条 規則で定める大規模な市街地開発事業を行おうとする者は、当該市街地開発事業の計画の策定に当たっては、当該市街地開発事業の区域から生ずる廃棄物を適正に処理するため、当該市街地開発事業の区域に廃棄物の処理施設を確保する等必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 前項に規定する者は、当該市街地開発事業の計画の策定に当たっては、あらかじめ、当該市街地開発事業の区域から生ずる一般廃棄物の適正な処理方法等について、区長に協議しなければならない。

(報告の徴収)

第75条 区長は、法第18条第1項に規定するもののほか、この条例の施行に必要な限度において、占有者その他の関係者に対し、必要な報告を求めることができる。

(立入検査)

第76条 区長は、法第19条第1項に規定するもののほか、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、必要と認める場所に立ち入り、廃棄物の減量及び処理に関し、必要な帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(廃棄物管理指導員)

第77条 前条第1項の規定による立入検査並びに廃棄物の減量及び処理に関する指導の職務を担当させるため、規則で定めるところにより、廃棄物管理指導員を置く。

(技術管理者の資格)

第78条 法第21条第3項の条例で定める資格は、次のとおりとする。

(1) 技術士法(昭和58年法律第25号)第2条第1項に規定する技術士(化学部門、水道部門又は衛生工学部門に係る第2次試験に合格した者に限る。)

(2) 技術士法第2条第1項に規定する技術士(前号に該当する者を除く。)であって、1年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(3) 前2号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者

(4) 前3号に掲げる者以外で、規則で定める資格を有する者

追加〔平成24年条例69号〕

(委任)

第79条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

一部改正〔平成24年条例69号〕

第8章 罰則

一部改正〔平成17年条例82号〕

第80条 次の各号の一に該当する者は、200,000円以下の罰金に処する。

(1) 第31条の2第2項の規定による命令に違反した者

(2) 第34条第4項の規定による命令に違反した者

(3) 第45条(第52条において準用する場合を含む。)の規定による命令に違反した者

(4) 第48条(第52条において準用する場合を含む。)の規定による命令に違反した者

(5) 第53条第3項の規定による命令に違反した者

一部改正〔平成15年条例81号・24年69号〕

第80条の2 前条第1号の違反行為をした者が、常習として第31条の2第1項の規定に違反したと

きは、500,000円以下の罰金に処する。

追加〔平成29年条例57号〕

第81条 第42条（第49条及び第52条において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反した者は、50,000円以下の罰金に処する。

一部改正〔平成24年条例69号〕

第82条 第53条第1項の規定による届出をしなかった者は、30,000円以下の罰金又は料料に処する。

全部改正〔平成17年条例82号〕、一部改正〔平成24年条例69号〕

第83条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関し、第80条から前条までの規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑又は料料刑を科する。

一部改正〔平成24年条例69号・29年57号〕

別表（第54条、第57条関係）

1 廃棄物処理手数料

区分	手数料
1 1日平均10キログラムを超える量の家庭廃棄物を排出する占有者	1日平均10キログラムを超える量1キログラムにつき 46円
2 事業系一般廃棄物又は一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物を排出する事業者	1キログラムにつき 46円 ただし、有料ごみ処理券を添付して排出するときは、10リットルまでごとに 87円
3 臨時に排出する占有者又は事業者	1キログラムにつき 46円 ただし、粗大ごみについては、3,200円を限度として品目別に規則で定める。
4 区長の指定する最終処分場に運搬した事業者	1キログラムにつき 9円50銭

2 動物死体処理手数料

動物の死体 1頭につき 3,100円

一部改正〔平成19年条例48号・24年69号・28年45号・令和4年57号〕

3 世田谷区清掃・リサイクル条例施行規則

公布 平成12年3月31日規則第39号

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、世田谷区清掃・リサイクル条例（平成11年12月世田谷区条例第52号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語の意義は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）、特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）、浄化槽法（昭和58年法律第43号）及び条例において使用する用語の例による。

一部改正〔平成13年規則40号・18年49号〕

(世田谷区清掃・リサイクル審議会)

第3条 条例第11条第3項に規定する世田谷区清掃・リサイクル審議会（以下「審議会」という。）の委員は、次のとおりとする。

(1) 学識経験者 4人以内

(2) 区民 8人以内

(3) 事業者 5人以内

2 審議会に会長及び副会長各1人を置き、それぞれ委員の互選によりこれを定める。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

5 会長及び副会長が共に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員が会長の職務を代理する。

6 審議会は、会長が招集する。

7 審議会は、委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

8 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

9 会長が必要があると認めるときは、審議会に部会を置くことができる。

10 部会は、会長の指名する委員をもって組織する。

11 部会に部会長を置き、会長の指名する委員をもって充てる。

12 部会長は、部会を招集し、部会の事務を掌理し、部会の調査審議の経過及び結果を審議会に報告する。

13 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから、あらかじめ部会長の指名する者がその職務を代理する。

14 部会の議事の定足数及び表決数については、第7項及び第8項の規定を準用する。

15 審議会は、必要があると認めるときは、専門的事項に関し学識経験のある者その他関係人の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又はこれらの者から必要な資料の提出を求めることができる。

一部改正〔平成13年規則40号・15年34号・81号〕

第2章 再利用等による廃棄物の減量

(再利用に関する計画)

第4条 条例第13条の再利用に関する計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 廃棄物の発生及び排出を抑制するための施策に関する事項

(2) 再利用を促進するための施策に関する事項

(3) 再利用の処理施設の整備に関する事項

(4) 再生品の普及拡大等のための施策に関する事項

(5) 特に再利用の促進を図る必要があると認める物の再利用のための回収の計画及び目標

(6) 前各号に掲げるもののほか、再利用等によるごみ減量の促進に関する事項

2 区長は、前項の計画を定め、又は同項の計画に変更があったときは、遅滞なく公表しなければならない。

一部改正〔平成13年規則40号〕

(使用後の容器の回収等)

第5条 容器入り飲食料の自動販売機の所有者又は管理者は、使用後の容器を回収するための設備を、当該自動販売機に隣接した場所に設置するよう努めなければならない。

2 区長は、容器入り飲食料の販売を行う事業者に対し、使用後の容器の回収その他必要な措置を講ずるよう要請することができる。

(事業用大規模建築物)

第6条 条例第20条第1項の規則で定める事業用の大規模建築物(以下「事業用大規模建築物」という。)は、事業用途に供する部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上の建築物(同条第6項の規定にあっては、当該床面積の合計が1,000平方メートル未満の特定商業施設(世田谷区建築物の建築に係る住環境の整備に関する条例(平成13年12月世田谷区条例第68号)第2条第8号に規定する特定商業施設をいう。)を含む。)とする。

一部改正〔平成29年規則87号、令和6年6号〕

(廃棄物管理責任者の選任等)

第7条 条例第20条第2項の規定による廃棄物管理責任者の選任は、事業用大規模建築物ごとに行わなければならない。

2 前項の選任を行うに当たっては、一の事業用大規模建築物の廃棄物管理責任者が、同時に他の事業用大規模建築物の廃棄物管理責任者とならないようにしなければならない。ただし、同一敷地内又は近接する場所に存する二以上の事業用大規模建築物の所有者が同じである場合で、一人の廃棄物管理責任者が当該二以上の事業用大規模建築物の廃棄物管理責任者となってもその職務を遂行するに当たって特に支障がないときは、この限りでない。

3 条例第20条第2項の規定による廃棄物管理責任者の選任の届出は、その選任をした日から30日以内に、廃棄物管理責任者選任届(第1号様式)により行わなければならない。

(事業用大規模建築物における再利用計画の作成等)

第8条 条例第20条第3項の規定による再利用に関する計画(以下「再利用計画」という。)の作成は、年度(4月1日から翌年の3月31日までとする。以下同じ。)ごとに行うものとする。

2 再利用計画の提出は、事業用大規模建築物における再利用計画書(第2号様式)により毎年5月31日までに行わなければならない。

(事業用大規模建築物の再利用対象物保管場所設置基準)

第9条 条例第20条第4項及び第6項の規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 廃棄物の保管場所とは明確に区分し、再利用の対象となる物(以下「再利用対象物」という。)に廃棄物が混入しないようにするとともに、廃棄物から生ずる汚水等により再利用対象物が汚染されないようにすること。
- (2) 再利用対象物を十分に収納し、及びその種類に応じた適切な保管を確保するため、区長が別に定める基準に適合すること。
- (3) 再利用対象物が飛散し、及び雨水が流入するおそれがないようにすること。
- (4) 再利用対象物の搬入、搬出等の作業が容易にできること。
- (5) 保管場所には、再利用対象物の種類その他注意事項を表示すること。

(事業用大規模建築物の再利用対象物保管場所設置届)

第10条 条例第20条第6項の規定による届出は、再利用対象物保管場所設置届兼廃棄物保管場所等設置届(第3号様式)により、世田谷区建築物の建築に係る住環境の整備に関する条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第15号)第5条第2項各号のいずれかの行為の前までに行うものとする。

一部改正〔平成14年規則27号、令和6年6号〕

(大規模集合住宅)

第11条 条例第21条の規則で定める大規模な集合住宅は、住戸数が20戸以上又は住宅の用途に供する部分の床面積の合計が1,500平方メートル以上の集合住宅(改築によりその住戸数が20戸以上又は住宅の用途に供する部分の床面積の合計が1,500平方メートル以上になるものを含む。)とする。

一部改正〔平成14年規則27号〕

(大規模集合住宅の再利用対象物保管場所設置基準)

第12条 条例第21条の規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 第9条第1号及び第3号から第5号までに定める基準に該当すること。
- (2) 再利用対象物を十分に収納し、及びその種類に応じた適切な保管を確保するため、区長が別に定める基準に適合すること。

(改善勧告)

第13条 条例第22条の勧告は、その勧告の理由及び内容を記載した書面により行うものとする。

(公表)

第14条 条例第23条第1項の規定による公表は、事業用大規模建築物の名称及び所在地、事業用大規模建築物の所有者又は事業用大規模建築物の建設者の氏名、公表の理由その他必要な事項を区役所の門前掲示場に掲示して行うものとする。

(収集拒否等)

第15条 区長は、条例第24条の規定に基づき事業系一般廃棄物の収集若しくは運搬を拒否し、又は区長の指定する処理施設への搬入を禁止するときは、事業用大規模建築物の所有者又は事業用大規模建築物の建設者に対し、その処分の理由及び内容を記載した書面により通知するものとする。

(住民団体)

第16条 条例第26条第1項に規定する住民団体は、10世帯以上で構成されるものでなければならない。ただし、区長が必要があると認めるときは、この限りでない。

(資源再利用活動団体の指定の申請等)

第17条 条例第26条第1項に規定する申請は、資源再利用活動団体指定申請書兼支払金口座振替依頼書(第4号様式)により行わなければならない。

2 区長は、前項の申請があった場合において、指定の可否を決定したときは、申請をした住民団体の代表者に対し、資源再利用活動団体指定承認・不承認決定通知書(第5号様式)により通知するものとする。

一部改正〔平成27年規則37号・令和2年119号〕

(回収実績の報告)

第18条 世田谷区資源再利用活動団体(以下「資源再利用活動団体」という。)の代表者は、再利用対象物の回収活動を行ったときは、当該活動を行った月ごとに回収実績報告書(第6号様式)を区長に提出しなければならない。

一部改正〔平成27年規則37号・令和6年6号〕

(代表者等の変更)

第19条 資源再利用活動団体の代表者は、当該団体の名称、代表者等又は回収する再利用対象物の品目を変更したときは、資源再利用活動団体代表者等変更届(第7号様式)を区長に提出しなければならない。

一部改正〔平成27年規則37号〕

(団体の解散等)

第20条 資源再利用活動団体の代表者は、当該団体を解散し、又は当該団体の活動を停止し、若しくは再開しようとするときは、資源再利用活動団体解散・活動停止・活動再開届(第8号様式)を区長に提出しなければならない。

一部改正〔平成27年規則37号〕

(指定の取消し等)

第21条 区長は、必要があると認めるときは、資源再利用活動団体の活動の内容、実績等について調査を行い、又は当該団体の代表者に対し、報告を求めることができる。

2 区長は、前項の調査又は報告の結果、資源再利用活動団体が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該団体の指定を取り消すことができる。

(1) 資源再利用活動団体としての要件を欠くに至ったと認めるとき。

(2) 資源再利用活動団体の活動が1年以上行われていないと認めるとき。

(3) 虚偽の報告その他不正な手段により指定の承認を受け、又は次条第1号の規定による報奨金の支給を受け、若しくは受けようとしたとき。

(4) 正当な理由がなく区長の指示に従わないとき。

3 区長は、前項の規定による指定の取消しを行ったときは、資源再利用活動団体指定取消通知書(第9号様式)により、当該団体の代表者に通知するものとする。

一部改正〔平成27年規則37号〕

(資源再利用活動団体に対する支援)

第22条 条例第26条第2項に規定する資源再利用活動団体に対する支援は、次のとおりとする。

(1) 再利用対象物の回収活動に伴う報奨金の支給

(2) 資源再利用活動団体の活動に必要な消耗品の支給

(3) 資源再利用活動団体の活動に必要な物品の貸付け

(4) 前3号に掲げるもののほか、区長が資源再利用活動団体の活動に必要であると認めるもの

一部改正〔平成27年規則37号〕

第3章 廃棄物の適正処理

(収集又は運搬の禁止の対象となる廃棄物等)

第22条の2 条例第31条の2第1項に規定する再利用の対象となる物として区長が指定するものは、次に掲げる廃棄物とする。

(1) 古紙、ガラスびん及びペットボトル

(2) 缶

(3) 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律施行令(平成25年政令第45号)第1条に掲げる電気機械器具

(4) 前2号に掲げるもののほか、焼却して処理しないものとして排出された廃棄物で、金属を含むもの

2 条例第31条の2の区長が指定する者は、区長が前項各号に掲げる廃棄物の収集又は運搬の業務を委託した者とする。

追加〔平成15年規則122号〕、一部改正〔平成29年規則87号・30年53号〕

(収集又は運搬の禁止命令)

第22条の3 条例第31条の2第2項の規定による収集又は運搬の禁止命令は、その処分の理由及び内容を記載した書面により行うものとする。

追加〔平成15年規則122号〕

(適正処理困難物の指定及び公表)

第23条 区長は、条例第34条第1項の規定に基づき適正処理困難物の指定をしようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならない。

2 条例第34条第1項の規定による公表は、区長の指定した適正処理困難物の名称、指定の理由その他必要な事項を区役所の門前掲示場に掲示して行うものとする。

(回収命令)

第24条 条例第34条第4項の規定による回収命令は、その処分の理由及び内容を記載した書面により行うものとする。

(一般廃棄物処理計画)

第25条 条例第35条第1項の一般廃棄物の処理に関する計画(以下「一般廃棄物処理計画」という。)には、一般廃棄物の処理に関する基本的な事項について定める基本計画及び基本計画の実施のために必要な各年度の事業について定める実施計画により、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み

(2) 一般廃棄物の発生の抑制のための方策に関する事項

(3) 分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分

(4) 一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項

(5) 一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項

(6) 前各号に掲げるもののほか、一般廃棄物の処理に関し必要な事項

2 一般廃棄物処理計画には、条例第50条第1項の規定に基づき区長が一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物の処理に関し必要な事項を定めるものとする。

(一般廃棄物の処理の基準)

第26条 条例第36条第3項の規則で定める基準は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号。以下「政令」という。)第3条各号及び第4条の2各号の規定によるほか、次に掲げるとおりとする。

(1) 一般廃棄物の処理に当たっては、再利用に努めること。

(2) 一般廃棄物の埋立処分に当たっては、あらかじめ、焼却し、破碎し、切断し、又は圧縮する等の当該一般廃棄物に応じた処理を行い、その減量化又は減容化を図ること。

一部改正〔平成18年規則49号・21年10号〕

(廃棄物を収納する容器等の基準)

第27条 条例第37条第2項に規定する家庭廃棄物又は条例第39条に規定する事業系一般廃棄物若しくは一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物(以下この項においてこれらを「廃棄物」という。)を収納する容器の基準は、次に掲げるとおりとする。

(1) 容量が90リットル以下であること。

(2) 軽量で持ち運びが容易であること。

- (3) 廃棄物の収納又は容器の移動及び設置の際に安定性のあること。
- (4) ふたにより密閉でき、及び容器が倒れたときにふたの取れないものであること。
- (5) 汚水が漏れず、容易に破損しない強度を持ち、及び耐久性を有するものであること。
- (6) 収集作業の際の操作が容易であること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、収集作業を困難にするおそれのないものであること。

2 前項の基準による容器の持出し及び引取りが困難である場合には、次に掲げる基準に適合した袋を用いることができる。

- (1) 容量が90リットル以下であること。
- (2) 耐水性があり、丈夫なものであること。
- (3) 内容物が識別できる程度の透明度を有するものであること。
- (4) 可燃物を収納する場合は、焼却に適した素材を使用したものであること。

(有料粗大ごみ処理券の添付方法等)

第28条 条例第38条に規定する有料粗大ごみ処理券の添付に当たっては、次によらなければならない。

- (1) 著しく汚損した有料粗大ごみ処理券は、添付しないこと。
- (2) 有料粗大ごみ処理券は、粗大ごみごとに必要な枚数を確認しやすい箇所に添付すること。
- (3) 複数の有料粗大ごみ処理券を添付するときは、重なることのないよう添付すること。
- (4) 有料粗大ごみ処理券は、粗大ごみからはがれることのないよう添付すること。
- (5) 有料粗大ごみ処理券には、収集予定日及び占有者名又は受付番号を記入すること。

一部改正〔令和3年規則118号〕

(有料ごみ処理券の添付方法等)

第29条 条例第39条に規定する有料ごみ処理券の添付に当たっては、次によらなければならない。

- (1) 著しく汚損した有料ごみ処理券は、添付しないこと。
- (2) 有料ごみ処理券は、確認しやすい箇所に添付すること。
- (3) 複数の有料ごみ処理券を添付するときは、重なることのないよう添付すること。
- (4) 有料ごみ処理券は、容器又は袋から離れることのないよう添付すること。
- (5) 有料ごみ処理券には、事業者名を記入すること。

(動物の死体の届出)

第30条 条例第41条の規定により動物の死体の届出をしようとする者は、動物死体届出書（第10号様式）により行わなければならない。

(改善命令等)

第31条 条例第42条（条例第49条及び第52条において準用する場合を含む。）に規定する改善等の命令は、その処分の理由及び内容を記載した書面により行うものとする。

(事業系一般廃棄物保管場所の設置基準)

第32条 条例第44条第2項の規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業系一般廃棄物を十分に収納し、その種類に応じた適切な保管ができること。
- (2) 事業系一般廃棄物の搬入、搬出等の作業が容易にできること。
- (3) 事業系一般廃棄物が飛散し、流出し、地下へ浸透し、悪臭が発散し、及び雨水が流入するおそれがないようにすること。
- (4) ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること。
- (5) 作業の安全を確保するために換気、採光、排水等必要な措置が講じられていること。
- (6) 運搬車を建築物に横付けし、又は進入させて事業系一般廃棄物を搬出する場合には、作業に支障が生じない場所であるとともに、運搬車の安全な運行の確保のために必要な措置が講じられていること。
- (7) 区の収集運搬業務の提供を受ける場合には、区の収集運搬作業の方法に適合する保管容器又は保管施設を設置すること。この場合において、保管施設は、運搬車への事業系一般廃棄物の積込みが容易な構造であること。
- (8) 保管する事業系一般廃棄物の種類、保管方法、保管施設の取扱いその他注意事項を表示すること。

(事業者に対する中間処理等の命令)

第33条 条例第45条（条例第52条において準用する場合を含む。）に規定する中間処理等の命令は、その処分の理由及び内容を記載した書面により行うものとする。

(運搬等の命令に係る排出量)

第34条 条例第46条に規定する規則で定める事業系一般廃棄物（し尿を除く。）の量は、1日平均10キログラム以上とする。臨時に排出する場合も同様とする。

一部改正〔平成28年規則59号〕

（一般廃棄物管理票適用対象事業者）

第35条 条例第47条第1項の規則で定める事業者は、次に掲げるとおりとする。

- （1） 事業系一般廃棄物を1日平均100キログラム以上排出する者
- （2） 事業系一般廃棄物を臨時に排出する者

（一般廃棄物管理票）

第36条 条例第47条第1項の一般廃棄物管理票は、次の各票からなる複写式のものとし、その様式は、第11号様式のとおりとする。

- （1） 一般廃棄物管理票（A票）（条例第47条第1項の事業者の控えとし、以下「A票」という。）
- （2） 一般廃棄物管理票（B票）（事業系一般廃棄物の運搬を受託した者の保存用とし、以下「B票」という。）
- （3） 一般廃棄物管理票（C票）（区長の指定する処理施設の管理者（以下「管理者」という。）の保存用とし、以下「C票」という。）
- （4） 一般廃棄物管理票（D票）（条例第47条第1項の事業者の保存用とし、以下「D票」という。）

（一般廃棄物管理票の回付等）

第37条 条例第47条第1項の規定により、事業者は、管理者にC票及びD票を提出するものとする。

2 条例第47条第2項に規定する受託者は、事業者から交付された一般廃棄物管理票のうちA票を事業者に戻付するとともに、条例第47条第3項の規定により管理者にB票、C票及びD票を提出するものとする。

3 管理者は、前2項の規定により一般廃棄物管理票の提出を受けたときは、C票を保存するとともに、第1項の事業者にはD票を、前項の受託者にはB票及びD票をそれぞれ回付するものとする。

4 前項の受託者は、同項の規定により管理者からB票及びD票の回付を受けたときは、B票を保存するとともに、速やかにD票を事業者に戻付するものとする。

5 事業者は、前2項の規定によりD票の回付を受けたときは、A票と照合し、当該D票を保存するものとする。

（事業者の措置）

第38条 条例第47条第2項に規定する事業者は、受託者に一般廃棄物管理票を交付した日から一月以内にD票が回付されないとき、又は当該事業系一般廃棄物が不適正に処理されたおそれがあると認めるときは、受託者に対する確認その他適切な措置を講ずるとともに、速やかに区長に報告しなければならない。

（一般廃棄物管理票の保存期間）

第39条 第37条第3項から第5項までの規定により保存する一般廃棄物管理票の保存期間は、当該一般廃棄物管理票の提出又は回付を受けた日から5年とする。

（改善命令等）

第40条 条例第48条（条例第52条において準用する場合を含む。）に規定する改善等の命令は、その処分の理由及び内容を記載した書面により行うものとする。

（大規模建築物の廃棄物保管場所等の設置）

第41条 条例第53条第1項の規則で定める大規模建築物は、延べ面積3,000平方メートル以上の建築物及び事業用大規模建築物とする。

2 条例第53条第1項の規定による届出は、再利用対象物保管場所設置届兼廃棄物保管場所等設置届により、世田谷区建築物の建築に係る住環境の整備に関する条例施行規則第5条第2項各号のいずれかの行為の前までに行うものとする。

3 条例第53条第2項の規則で定める基準は、第32条各号の規定によるほか、次に掲げるとおりとする。

- （1） 一般廃棄物を十分に収納し、及びその種類に応じた適切な保管を確保するため、区長が別に定める基準に適合すること。
- （2） 保管設備は、容易に腐食し、又は破損しない材質のものとし、一般廃棄物の搬入及び運搬車への積み込み作業が安全かつ容易にできること。

4 条例第53条第3項に規定する保管場所等の設置等の命令は、その処分の理由及び内容を記載した書面により行うものとする。

一部改正〔平成14年規則27号・30年134号・令和6年6号〕

(一般廃棄物及び一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物の排出量の算定)

第42条 区長は、条例第54条第1項から第3項までの規定による廃棄物（臨時に排出し、又は運搬した廃棄物及び条例第39条の規定により有料ごみ処理券を添付して排出する廃棄物を除く。）の排出量を次に掲げる区分ごとに算定する。ただし、これによることが実情に合わないとする場合は、この限りでない。

第1期 4月1日から6月30日まで

第2期 7月1日から9月30日まで

第3期 10月1日から12月31日まで

第4期 1月1日から3月31日まで

2 区長は、条例第54条第1項から第3項までの規定により臨時に排出し、又は運搬した廃棄物（条例第38条の規定により有料粗大ごみ処理券を添付して排出する廃棄物を除く。）については、その都度排出量を算定する。

3 区長は、前2項の規定により排出量を算定し、廃棄物処理手数料を決定したときは、占有者又は事業者に対して、廃棄物処理手数料決定通知書（第12号様式）により通知する。ただし、臨時に排出し、又は運搬した廃棄物については、当該通知書を省略することができる。

(排出量算定基準の特例)

第43条 条例第54条第4項の規定による廃棄物処理手数料の算定は、廃棄物の容量1立方メートルを廃棄物の重量190キログラムに換算する。

一部改正〔令和6年規則6号〕

(粗大ごみの廃棄物処理手数料)

第44条 条例別表1の部3の項手数料の欄に規定する粗大ごみの廃棄物処理手数料の額は、別表第1に定めるところにより算出した額とする。

(廃棄物処理手数料の徴収方法)

第45条 廃棄物処理手数料は、納入通知書により徴収する。ただし、第42条第2項に規定する廃棄物に係る廃棄物処理手数料については、納入通知書を省略することができる。

2 廃棄物処理手数料の納付期限は、第42条第1項の区分に従い、それぞれ次のとおりとする。ただし、各期に定める日が土曜日に当たるときは、その日に最も近い月曜日（その日が休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。次項において同じ。）に当たるときは、その日の翌日）とする。

第1期分 8月15日

第2期分 11月15日

第3期分 2月15日

第4期分 5月15日

3 第42条第1項ただし書及び第2項の規定による廃棄物処理手数料については、納入通知書を発行した日の翌日から起算して15日目を納付期限とする。ただし、納付期限の日が土曜日に当たるときは、その日に最も近い月曜日（その日が休日に当たるときは、その日の翌日）とする。

(有料粗大ごみ処理券を交付する場合の廃棄物処理手数料の徴収方法)

第46条 前条第1項本文の規定にかかわらず、条例第55条第1項の規定により有料粗大ごみ処理券を交付する場合の廃棄物処理手数料については、納入通知書を省略し、納入者に対し、口頭又は掲示による納入の通知をするものとする。

2 有料粗大ごみ処理券を交付する場合の廃棄物処理手数料を徴収したときは、納入者に対し、粗大ごみ処理手数料領収書（第13号様式）を交付するものとする。

(有料ごみ処理券を交付する場合の廃棄物処理手数料の徴収方法)

第47条 第45条第1項本文の規定にかかわらず、条例第56条第1項の規定により有料ごみ処理券を交付する場合の廃棄物処理手数料については、納入通知書を省略し、納入者に対し、口頭又は掲示による納入の通知をするものとする。

2 有料ごみ処理券を交付する場合の廃棄物処理手数料を徴収したときは、納入者に対し、事業系一般廃棄物処理手数料領収書（第14号様式）を交付するものとする。

(処理手数料の徴収の委託)

第48条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により有料粗大ごみ処理券又は有料ごみ処理券を交付する場合の廃棄物処理手数料（以下この条において「処理手数料」という。）の

徴収の事務の委託を受けた者（以下この条において「指定公金事務取扱者」という。）は、その徴収した処理手数料を、納付書（第15号様式）により、指定金融機関又は収納代理金融機関（以下「指定金融機関等」という。）に払い込まなければならない。

- 2 指定公金事務取扱者は、前項の規定により指定金融機関等に処理手数料を払い込む際は、計算書として、廃棄物処理手数料徴収取扱実績報告書兼取扱手数料請求書（第16号様式）を提出しなければならない。
- 3 前2項に定めるもののほか、指定公金事務取扱者に係る処理手数料の徴収の事務について必要な事項は、委託契約で定める。

一部改正〔平成19年規則77号・令和6年6号〕

（廃棄物処理手数料の還付）

第49条 条例第54条第5項ただし書の規定により廃棄物処理手数料を還付することができるのは、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 有料粗大ごみ処理券の交付を受けた占有者が、再利用の目的で当該粗大ごみの排出を取り止めたとき。
 - (2) 有料ごみ処理券を交付した後、一般廃棄物処理計画の改定又は条例第46条に規定する運搬等の命令により将来に向け区長が廃棄物の収集及び運搬を行わないこととなるとき。
 - (3) 有料ごみ処理券を所有している事業者が、区内において事業を廃止し、又は区内から転出するとき。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、区長が特別の理由があると認めるとき。
- 2 前項の規定により廃棄物処理手数料の還付を受けようとする者は、廃棄物処理手数料還付請求書（第17号様式の(1)(2)）を区長に提出しなければならない。
 - 3 区長は、廃棄物処理手数料を還付するときには、粗大ごみ処理手数料領収書、事業系一般廃棄物処理手数料領収書その他の書類をもって廃棄物処理手数料の納付を確認しなければならない。ただし、区長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

一部改正〔平成20年規則47号・令和5年53号〕

（有料粗大ごみ処理券の種別）

第50条 条例第55条第1項の有料粗大ごみ処理券の種別は、次のとおりとする。

有料粗大ごみ処理券の種別	廃棄物処理手数料の額に応じた枚数
有料粗大ごみ処理券A（第18号様式）	200円につき1枚
有料粗大ごみ処理券B（第19号様式）	300円につき1枚

（有料粗大ごみ処理券の交付方法）

第51条 条例第55条第1項の有料粗大ごみ処理券の交付は、別表第1の粗大ごみの品目1点ごとに、次の表の左欄に掲げる廃棄物処理手数料の額に応じて、同表右欄に掲げる有料粗大ごみ処理券の種別及び枚数により行うものとする。ただし、廃棄物処理手数料の額が600円以上の場合であって区長が特別の理由があると認めるときは、有料粗大ごみ処理券A又は有料粗大ごみ処理券Bのいずれか一方のみ又は同表右欄に掲げる枚数以外の組合せにより交付することができる。

廃棄物処理手数料の額	有料粗大ごみ処理券の種別及び枚数
200円	有料粗大ごみ処理券A 1枚
400円	有料粗大ごみ処理券A 2枚
600円	有料粗大ごみ処理券B 2枚
900円	有料粗大ごみ処理券B 3枚
1,100円	有料粗大ごみ処理券A 1枚 有料粗大ごみ処理券B 3枚
1,300円	有料粗大ごみ処理券A 2枚 有料粗大ごみ処理券B 3枚
1,600円	有料粗大ごみ処理券A 2枚 有料粗大ごみ処理券B 4枚
2,300円	有料粗大ごみ処理券A 1枚 有料粗大ごみ処理券B 7枚
3,200円	有料粗大ごみ処理券A 1枚 有料粗大ごみ処理券B 10枚

一部改正〔平成19年規則77号・20年47号・24年105号・28年115号・令和4年119号〕

(有料ごみ処理券の種別)

第52条 条例第56条第1項の有料ごみ処理券の種別及び用途は、次のとおりとする。

有料ごみ処理券の種別	用途
有料ごみ処理券・特大（第20号様式）	70リットル相当排出用
有料ごみ処理券・大（第21号様式）	45リットル相当排出用
有料ごみ処理券・中（第22号様式）	20リットル相当排出用
有料ごみ処理券・小（第23号様式）	10リットル相当排出用

一部改正〔平成19年規則77号〕

(有料ごみ処理券の交付方法)

第53条 条例第56条第1項の有料ごみ処理券の交付は、次の表の左欄に掲げる有料ごみ処理券の種別ごとに、同表中欄に掲げる額の廃棄物処理手数料を納付した者に同表右欄に掲げる枚数を1組として行うものとする。ただし、区長が特別の理由があると認める場合は、廃棄物処理手数料の納付額に応じ、同欄の枚数未満の有料ごみ処理券を交付することができる。

有料ごみ処理券の種別	廃棄物処理手数料	一組の枚数
有料ごみ処理券・特大	3,045円	5枚
有料ごみ処理券・大	3,910円	10枚
有料ごみ処理券・中	1,740円	10枚
有料ごみ処理券・小	870円	10枚

一部改正〔平成19年規則77号・24年105号・28年115号・令和4年119号〕

(動物死体処理手数料の徴収方法)

第54条 条例第57条の動物死体処理手数料は、納入通知書により徴収する。ただし、納入通知書により難しい場合は、納入通知書を省略することができる。

(手数料の減免)

第55条 条例第58条の規定による廃棄物処理手数料又は動物死体処理手数料の減免の割合は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 暴風、豪雨、地震等の天災その他大規模な災害を受けた者 免除
 - (2) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第11条に掲げる保護を受けている者 免除
 - (3) 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）に基づく児童扶養手当の支給を受けている者、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に基づく特別児童扶養手当の支給を受けている者及び世田谷区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例（平成元年9月世田谷区条例第50号）に基づく医療費の助成を受けている者 免除
 - (4) 国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第32条第1項の規定によりなお従前の例によるものとされた同法第1条の規定による改正前の国民年金法（昭和34年法律第141号）に基づく老齢福祉年金の支給を受けている者 免除
 - (5) 火災等の災害を受けた者（第1号に掲げる者を除く。） 減額（9割以内）
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、区長が特別の理由があると認める者 減額（5割以内）又は免除
- 2 前項各号に定めるもののほか、動物死体届出書により動物の死体の届出をした者（当該死体の存する土地又は建物の所有者又は占有者に限る。）であって、当該動物の所有者又は占有者でないものについては、条例第57条に規定する動物死体処理手数料を免除する。

一部改正〔平成20年規則47号・25年82号・令和4年119号〕

(減免申請手続)

第56条 前条の規定により廃棄物処理手数料又は動物死体処理手数料の減額又は免除を受けようとする者は、手数料減免申請書（第24号様式）を区長に提出しなければならない。

- 2 区長は、前項に規定する申請について、前条の規定に適合する者と認め廃棄物処理手数料又は動物死体処理手数料の減額又は免除を承認したときは、当該申請者に対し、手数料減免承認書（第25号様式）を交付しなければならない。
- 3 前2項の規定にかかわらず、区長が特に必要があると認めるときは、手数料減免申請書の提出及び手数料減免承認書の交付を省略することができる。

一部改正〔平成18年規則3号〕

(督促状)

第57条 条例第59条第1項の規則で定める督促状は、第26号様式のとおりとする。

第4章 一般廃棄物処理業

(一般廃棄物処理業の許可申請)

第58条 法第7条第1項の規定による一般廃棄物収集運搬業の許可を受けようとする者は、一般廃棄物収集運搬業許可申請書(第27号様式)に、次に掲げる事項を記載し、区長に提出しなければならない。

- (1) 住所及び氏名(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)
- (2) 取り扱う一般廃棄物の種類
- (3) 事業の区分
- (4) 継続的な作業場所
- (5) 運搬先
- (6) 運搬車、運搬船その他主たる運搬施設の種類及び数量
- (7) 保管・積替えを行う場合には、保管・積替えを行う施設の設置場所
- (8) 主たる事務所以外の事務所、事業場、運搬車の車庫等の名称及び所在地
- (9) 作業計画
- (10) 従業員の数

2 前項の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

- (1) 住民票の写し(法人にあっては、定款又は寄附行為及び登記事項証明書)
- (2) 営業に関し成年者と同一の行為能力を有する未成年者は、その行為能力を証明する書類
- (3) 申請者が、法第7条第5項第4号に該当しない旨を記載した書類
- (4) 印鑑登録証明書又は印鑑証明書
- (5) 保管・積替えを行う施設を設置する場合には、当該施設を自ら所有することを証明する書類(借用する場合には、その契約書の写し)、当該施設の平面図、立面図、断面図及び案内図、当該施設の概況を示す書類並びに関係諸官庁の設置許可証の写し
- (6) 運搬先を証明することができる書類(区長の指定する処理施設以外の施設を運搬先とする場合に限る。)
- (7) 運搬車の車庫、洗車設備、けい船場等を自ら所有することを証明する書類(借用する場合には、その契約書の写し)並びに当該施設の配置図、写真及び付近の見取図
- (8) 主たる事務所の案内図
- (9) 自動車検査証の写し(運搬船にあっては、船舶検査証書の写し)
- (10) 従業員名簿
- (11) 事業資金及びその調達方法を記載した書類
- (12) 排出事業者との一般廃棄物処理に係る委託契約書の写し又は委託を証明する書類
- (13) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要があると認める書類及び図面

3 区長は、前項の規定にかかわらず、一般廃棄物収集運搬業の許可の更新を申請する者に対し、その内容に変更がない場合に限り同項各号に掲げる書類又は図面(同項第3号、第9号から第11号まで及び第13号に掲げるものを除く。)の添付を省略させることができる。

4 法第7条第6項の規定による一般廃棄物処分業の許可を受けようとする者は、一般廃棄物処分業許可申請書(第28号様式)に、次に掲げる事項を記載し、区長に提出しなければならない。

- (1) 住所及び氏名(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)
- (2) 取り扱う一般廃棄物の種類
- (3) 処分(最終処分を除く。)又は最終処分の区別
- (4) 処分の方法
- (5) 処分(最終処分を除く。)の場合は、処分先
- (6) 一般廃棄物の処理施設の種類、数量、設置場所及び処理能力(当該施設が最終処分場である場合には、埋立地の面積及び埋立容量をいう。)
- (7) 主たる事務所以外の事務所及び事業場の名称及び所在地
- (8) 作業計画
- (9) 従業員の数

- 5 前項の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。
- (1) 住民票の写し（法人にあっては、定款又は寄附行為及び登記事項証明書）
 - (2) 営業に関し成年者と同一の行為能力を有する未成年者は、その行為能力を証明する書類
 - (3) 申請者が、法第7条第5項第4号に該当しない旨を記載した書類
 - (4) 印鑑登録証明書又は印鑑証明書
 - (5) 処分先を証明することができる書類（区長の指定する処理施設以外の施設を処分先とする場合に限る。）
 - (6) 一般廃棄物の処理施設を自ら所有することを証明する書類（借用する場合には、その契約書の写し）、当該施設の平面図、立面図、断面図、構造図、設計計算書、写真、付近の見取図及び案内図並びに最終処分場にあつては、周囲の地形、地質及び地下水の状況を明らかにする書類及び図面
 - (7) 主たる事務所の案内図
 - (8) 従業員名簿
 - (9) 事業資金及びその調達方法を記載した書類
 - (10) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要があると認める書類及び図面
- 6 区長は、前項の規定にかかわらず、一般廃棄物処分業の許可の更新を申請する者に対し、その内容に変更がない場合に限り、同項各号に掲げる書類又は図面（同項第3号及び第8号から第10号までに掲げるものを除く。）の添付を省略させることができる。

一部改正〔平成15年規則120号・17年30号・18年49号・25年26号〕

（一般廃棄物処理業の許可基準）

第59条 法第7条第1項又は第6項の規定による許可の基準は、一般廃棄物収集運搬業にあっては廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号。以下「省令」という。）第2条の2各号の規定に、一般廃棄物処分業にあっては省令第2条の4各号の規定によるほか、次に掲げるとおりとする。

- (1) 一般廃棄物収集運搬業の場合
 - イ 次に掲げる者が、新規に許可を申請する場合には区長が別に定める試験に合格していること、許可の更新を申請する場合には区長が別に定める講習会を修了していること。
 - (イ) 申請者が法人である場合には、その代表者又は役員のうち、会計参与、監査役及び監事を除く者（許可の更新を申請する場合にあっては、政令第4条の7に定める使用人を含む。）
 - (ロ) 申請者が個人である場合には、当該申請者（許可の更新を申請する場合にあっては、政令第4条の7に定める使用人を含む。）
 - ロ 一般廃棄物の運搬先を確保すること。
 - ハ その他特に区長が必要があると認める事項
- (2) 一般廃棄物処分業の場合
 - イ 次に掲げる者が、新規に許可を申請する場合には区長が別に定める試験に合格していること、許可の更新を申請する場合には区長が別に定める講習会を修了していること。
 - (イ) 申請者が法人である場合には、その代表者又は役員のうち、会計参与、監査役及び監事を除く者（許可の更新を申請する場合にあっては、政令第4条の7に定める使用人を含む。）
 - (ロ) 申請者が個人である場合には、当該申請者（許可の更新を申請する場合にあっては、政令第4条の7に定める使用人を含む。）
 - ロ 最終処分を業として行う者を除き、一般廃棄物の処分先を確保すること。
 - ハ その他特に区長が必要があると認める事項

一部改正〔平成18年規則49号・21年10号〕

（一般廃棄物処理業の許可証）

第60条 区長は、法第7条第1項の規定により一般廃棄物収集運搬業の許可をしたとき、又は法第7条の2第1項の規定により当該事業の範囲の変更の許可をしたときは、当該許可の申請者に対し、一般廃棄物収集運搬業許可証（第29号様式）を交付する。

- 2 区長は、法第7条第6項の規定により一般廃棄物処分業の許可をしたとき、又は法第7条の2第1項の規定により当該事業の範囲の変更の許可をしたときは、当該許可の申請者に対し、一般廃棄物処分業許可証（第30号様式）を交付する。

一部改正〔平成18年規則49号〕

（一般廃棄物処理業の変更の許可申請）

第61条 一般廃棄物収集運搬業者は、法第7条の2第1項の規定により第58条第1項第2号又は第3号に規定する事項を変更しようとするときは、一般廃棄物収集運搬業変更許可申請書（第31号様式）に、次に掲げる事項を記載し、区長に提出しなければならない。ただし、その変更が事業の一部の廃止であるときは、この限りでない。

- (1) 住所及び氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）
- (2) 許可の番号
- (3) 変更の内容
- (4) 変更の理由
- (5) 変更に係る事業の用に供する運搬車、運搬船その他主たる運搬施設の種類及び数量
- (6) 前号に掲げるもののほか、変更に伴い許可事項に変更がある場合には、その変更後の内容
- (7) 変更予定年月日

2 第58条第2項の規定は、前項の申請書について準用する。

3 一般廃棄物処分業者は、法第7条の2第1項の規定により第58条第4項第2号から第4号までに規定する事項を変更しようとするときは、一般廃棄物処分業変更許可申請書（第32号様式）に、次に掲げる事項を記載し、区長に提出しなければならない。ただし、その変更が事業の一部の廃止であるときは、この限りでない。

- (1) 住所及び氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）
- (2) 許可の番号
- (3) 変更の内容
- (4) 変更の理由
- (5) 変更に係る事業の用に供する一般廃棄物の処理施設の種類、数量、設置場所及び処理能力（当該施設が最終処分場である場合には、埋立地の面積及び埋立容量をいう。）
- (6) 前号に掲げるもののほか、変更に伴い許可事項に変更がある場合には、その変更後の内容
- (7) 変更予定年月日

4 第58条第5項の規定は、前項の申請書について準用する。

一部改正〔平成18年規則49号〕

（一般廃棄物処理業の変更の承認申請）

第62条 一般廃棄物収集運搬業者が第58条第1項第5号から第7号までに規定する事項を変更しようとするとき、又は一般廃棄物処分業者が同条第4項第5号若しくは第6号に規定する事項を変更しようとするときは、あらかじめ、区長の承認を受けなければならない。

2 前項の規定により変更の承認を受けようとする者は、一般廃棄物収集運搬業・一般廃棄物処分業変更承認申請書（第33号様式）を区長に提出しなければならない。

3 区長は、第1項の規定により承認をしたときは、一般廃棄物収集運搬業・一般廃棄物処分業変更承認書（第34号様式）を交付する。

一部改正〔平成18年規則49号〕

（一般廃棄物処理業の変更の届）

第63条 一般廃棄物収集運搬業者及び一般廃棄物処分業者は、次に掲げるいずれかの変更をしたときは、その変更をした日から10日以内に一般廃棄物収集運搬業・一般廃棄物処分業変更届（第35号様式）により区長に届け出なければならない。

(1) 一般廃棄物収集運搬業者の場合

イ 第58条第1項第1号、第8号又は第9号に規定する事項を変更したとき。

ロ 第58条第1項第6号の運搬車、運搬船その他主たる運搬施設を変更（その種類及び数量の変更を除く。）し、又は同条第2項第9号に規定する自動車検査証（運搬船にあっては、船舶検査証書）の内容を変更したとき。

ハ 法人にあってはその役員又は使用人（政令第4条の7に規定する者に限る。以下この項において同じ。）を、個人にあっては使用人を変更したとき（氏名の変更の場合を含む。）。

ニ 第61条第1項ただし書に規定する事業の一部を廃止したとき。

ホ その他区長が必要があると認める事項を変更したとき。

(2) 一般廃棄物処分業者の場合

イ 第58条第4項第1号、第7号又は第8号に規定する事項を変更したとき。

- ロ 法人にあってはその役員又は使用人を、個人にあっては使用人を変更したとき（氏名の変更の場合を含む。）。
 - ハ 第61条第3項ただし書に規定する事業の一部を廃止したとき。
 - ニ その他区長が必要があると認める事項を変更したとき。
- 2 一般廃棄物収集運搬業者は、第58条第1項第4号に規定する事項を変更したときは、その変更をした日の属する月の翌月の10日までに変更届によりまとめて区長に届け出なければならない。
- 一部改正〔平成18年規則49号・20年47号・21年10号〕
- （一般廃棄物処理業の廃止の届）
- 第64条** 法第7条の2第3項の規定による届出（事業の全部を廃止した場合に限る。）は、一般廃棄物収集運搬業・一般廃棄物処分業廃止届（第36号様式）により行わなければならない。
- 追加〔平成18年規則49号〕
- （欠格要件に係る届出）
- 第65条** 法第7条の2第4項の規定による届出は、欠格要件に係る届出書（第37号様式）により行わなければならない。
- 追加〔平成18年規則3号〕、一部改正〔平成18年規則49号〕
- （一般廃棄物処理業の事業の停止命令）
- 第66条** 区長は、法第7条の3の規定により事業の全部又は一部の停止を命ずるときは、一般廃棄物収集運搬業・一般廃棄物処分業事業停止命令書（第38号様式）により行うものとする。
- 一部改正〔平成15年規則120号・18年49号〕
- （一般廃棄物処理業の許可の取消し）
- 第67条** 区長は、法第7条の4の規定により業の許可を取り消すときは、一般廃棄物収集運搬業・一般廃棄物処分業許可取消書（第39号様式）により行うものとする。
- 追加〔平成15年規則120号〕、一部改正〔平成18年規則49号〕
- （一般廃棄物処理業の許可証の再交付申請）
- 第68条** 条例第64条の規定により一般廃棄物収集運搬業許可証及び一般廃棄物処分業許可証（次条において「許可証」という。）の再交付を受けようとする者は、一般廃棄物収集運搬業・一般廃棄物処分業許可証再交付申請書（第40号様式）により行わなければならない。
- 一部改正〔平成18年規則49号〕
- （一般廃棄物処理業の許可証に係る遵守義務）
- 第69条** 一般廃棄物収集運搬業者及び一般廃棄物処分業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
- （1）許可証を事務所又は事業所に備え置き、許可の内容が明らかになるようにしておくこと。
 - （2）許可証を他人に譲渡し、又は貸与しないこと。
- 2 一般廃棄物収集運搬業者及び一般廃棄物処分業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに区長に許可証を返納しなければならない。
- （1）一般廃棄物収集運搬業者の場合
 - イ 一般廃棄物収集運搬業の許可を取り消されたとき。
 - ロ 一般廃棄物収集運搬業を廃止したとき。
 - ハ 一般廃棄物収集運搬業の許可の期間が満了したとき。
 - （2）一般廃棄物処分業者の場合
 - イ 一般廃棄物処分業の許可を取り消されたとき。
 - ロ 一般廃棄物処分業を廃止したとき。
 - ハ 一般廃棄物処分業の許可の期間が満了したとき。
- 全部改正〔平成18年規則49号〕
- （一般廃棄物処理業の実績報告）
- 第70条** 一般廃棄物収集運搬業者及び一般廃棄物処分業者は、法第18条第1項の規定により、毎年1回、一般廃棄物の処理に関する実績を区長に報告しなければならない。
- 一部改正〔平成18年規則49号〕
- （帳簿等）
- 第71条** 一般廃棄物収集運搬業者及び一般廃棄物処分業者は、法第7条第15項に規定する帳簿を備え、省令第2条の5第1項の表に規定するもののほか、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 一般廃棄物収集運搬業者の場合には、処理料金
 - (2) 一般廃棄物処分業者の場合には、処分料金
- 2 前項に規定する一般廃棄物収集運搬業者の帳簿には、車両ごと及び運行日ごとに、次に掲げる事項を記載した運転日報を備えなければならない。
- (1) 自動車登録番号
 - (2) 収集時間
 - (3) 作業場所の名称及び所在地
 - (4) 収集量（収集時点において作業場所ごとに計量した一般廃棄物の重量）
 - (5) 処理施設への搬入状況（処理施設の名称、計量値及び搬入時間）
- 一部改正〔平成15年規則120号・18年49号・19年33号〕
- （区長の指定する処理施設への搬入のみに係る許可に関する申請手続等）
- 第72条** 一般廃棄物収集運搬業の許可を他の特別区において受けた者が、区長の指定する処理施設への搬入のみに係る許可を受けようとする場合の申請手続等については、区長が別に定める。
- 追加〔平成18年規則49号〕
- （一般廃棄物再生利用業の指定）
- 第73条** 省令第2条第2号に規定する再生利用されることが確実な一般廃棄物のみを収集し、又は運搬する業及び省令第2条の3第2号に規定する再生利用されることが確実な一般廃棄物のみを処分をする業の指定について必要な事項は、区長が別に定める。
- 一部改正〔平成18年規則49号〕
- 第5章 浄化槽**
- 追加〔平成18年規則49号〕
- 第1節 浄化槽の管理**
- 追加〔平成18年規則49号〕
- （浄化槽の設置又は変更の計画についての勧告）
- 第74条** 区長は、浄化槽法第5条第2項の規定により浄化槽の設置又は変更の計画について必要な勧告をするときは、浄化槽改善勧告書（第41号様式）により行うものとする。
- 追加〔平成18年規則49号〕
- （浄化槽の設置後等の水質検査についての勧告及び命令）
- 第75条** 区長は、浄化槽法第7条の2第2項の規定による勧告をするときは、浄化槽設置後等の水質検査受検勧告書（第42号様式）により行うものとする。
- 2 区長は、浄化槽法第7条の2第3項の規定により勧告に係る措置をとるべきことを命ずるときは、浄化槽設置後等の水質検査受検命令書（第43号様式）により行うものとする。
- 追加〔平成18年規則49号〕
- （浄化槽の使用開始等の報告）
- 第76条** 浄化槽法第10条の2第1項の規定により浄化槽管理者（浄化槽法第7条第1項に規定する浄化槽管理者をいう。以下同じ。）が提出する報告書は、浄化槽使用開始報告書（第44号様式）によるものとする。
- 2 浄化槽法第10条の2第2項の規定により浄化槽管理者が提出する報告書は、技術管理者変更報告書（第45号様式）によるものとする。
- 3 浄化槽法第10条の2第3項の規定により新たに浄化槽管理者になった者が提出する報告書は、浄化槽管理者変更報告書（第46号様式）によるものとする。
- 4 浄化槽管理者は、浄化槽法第53条第1項第1号の規定により、その管理に係る処理対象人員（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員をいう。）が201人以上500人以下の浄化槽については6月に1回、501人以上の浄化槽については3月に1回、その維持管理状況を浄化槽維持管理状況報告書（第47号様式）により区長に報告しなければならない。
- 追加〔平成18年規則49号〕
- （浄化槽の使用の休止、再開及び廃止の届）
- 第77条** 浄化槽法第11条の2第1項の規定による届出は、浄化槽使用休止届出書（第47号の2様式）により行わなければならない。
- 2 浄化槽法第11条の2第2項の規定による届出は、浄化槽使用再開届出書（第47号の3様式）により行わなければならない。

3 浄化槽法第11条の3の規定による届出は、浄化槽使用廃止届出書（第48号様式）により行わなければならない。

追加〔平成18年規則49号〕、一部改正〔令和2年規則47号〕

（保守点検又は清掃についての勧告、改善命令等）

第78条 区長は、浄化槽法第12条第1項の規定により浄化槽の保守点検又は浄化槽の清掃について必要な勧告をするときは、浄化槽の保守点検又は清掃に係る勧告書（第49号様式）により行うものとする。

2 区長は、浄化槽法第12条第2項の規定により浄化槽の保守点検若しくは浄化槽の清掃について必要な改善措置又は当該浄化槽の使用の停止を命ずるときは、浄化槽の保守点検又は清掃に係る改善命令書（第50号様式）又は浄化槽使用停止命令書（第51号様式）により行うものとする。

追加〔平成18年規則49号〕

（定期検査についての勧告及び命令）

第79条 区長は、浄化槽法第12条の2第2項の規定による勧告をするときは、定期検査受検勧告書（第52号様式）により行うものとする。

2 区長は、浄化槽法第12条の2第3項の規定により勧告に係る措置をとるべきことを命ずるときは、定期検査受検命令書（第53号様式）により行うものとする。

追加〔平成18年規則49号〕

第2節 浄化槽清掃業

追加〔平成18年規則49号〕

（浄化槽清掃業の許可申請）

第80条 浄化槽法第35条第1項の規定による浄化槽清掃業の許可を受けようとする者は、浄化槽清掃業許可申請書（第54号様式）を区長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、環境省関係浄化槽法施行規則（昭和59年厚生省令第17号。以下「規則」という。）第10条第2項第1号から第4号までに掲げるもののほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

（1）印鑑登録証明書又は印鑑証明書

（2）規則第11条第1号から第3号までに規定する器具の収納場所の配置図、写真及び案内図

（3）営業所を自ら所有する場合には、それを証明する書類（借用する場合には、その契約書の写し）及び当該営業所の案内図

（4）従業員名簿（法人である場合には、その役員を含む。）

（5）前各号に掲げるもののほか、区長が必要であると認める書類

追加〔平成18年規則49号〕、一部改正〔平成25年規則26号〕

（浄化槽清掃業の許可証等）

第81条 区長は、浄化槽法第35条第1項の規定により浄化槽清掃業の許可をしたときは、当該許可の申請者に対し、浄化槽清掃業許可証（第55号様式。第85条及び第86条において「許可証」という。）を交付する。

2 区長は、浄化槽法第35条第4項の規定により浄化槽清掃業の不許可の処分をしたときは、当該許可の申請者に対し、浄化槽清掃業不許可通知書（第56号様式）により通知するものとする。

追加〔平成18年規則49号〕

（浄化槽清掃業の変更の届）

第82条 浄化槽法第37条の規定による変更の届出は、浄化槽清掃業許可申請記載事項変更届（第57号様式）により行わなければならない。

2 前項の届出が次の各号に掲げる変更であるときは、当該各号に掲げる書類を同項の許可申請記載事項変更届に添付しなければならない。

（1）規則第10条第1項第1号に掲げる事項の変更 住民票の写し（法人である場合には、登記事項証明書）

（2）規則第10条第1項第2号に掲げる事項の変更 第80条第2項第4号に定める書類

（3）第80条第2項第3号に掲げる器具の収納場所の変更 第80条第2項第3号に定める書類

（4）第80条第2項第5号に掲げる従業員名簿の変更 第80条第2項第5号に定める書類並びにその変更が法人の役員である場合には、登記事項証明書及び規則第10条第2項第3号に定める書類

追加〔平成18年規則49号〕

（浄化槽清掃業の廃業等の届）

第83条 浄化槽法第38条の規定による廃業等の届出は、浄化槽清掃業廃業等届（第58号様式）により行わな

なければならない。

追加〔平成18年規則49号〕

（指示、許可の取消し及び事業の停止命令）

第84条 区長は、浄化槽法第41条第1項の規定により浄化槽の清掃について必要な指示をするときは、指示書（第59号様式）により行うものとする。

2 区長は、浄化槽法第41条第2項の規定により許可を取り消し、又は事業の全部若しくは一部の停止を命ずるときは、浄化槽清掃業許可取消書（第60号様式）又は浄化槽清掃業事業停止命令書（第61号様式）により行うものとする。

追加〔平成18年規則49号〕

（浄化槽清掃業の許可証の再交付申請）

第85条 条例第67条の規定により許可証の再交付を受けようとする者は、浄化槽清掃業許可証再交付申請書（第62号様式）により行わなければならない。

追加〔平成18年規則49号〕

（浄化槽清掃業の許可証に係る遵守義務）

第86条 浄化槽清掃業者は、許可証を他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

2 浄化槽清掃業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに区長に許可証を返納しなければならない。

- （1） 浄化槽清掃業の許可を取り消されたとき。
- （2） 浄化槽清掃業を廃止したとき。
- （3） 浄化槽清掃業の許可の期間が満了したとき。

追加〔平成18年規則49号〕

（浄化槽清掃業の実績報告）

第87条 浄化槽清掃業者は、浄化槽法第53条第1項第4号の規定により、浄化槽の清掃に関する実績を、毎年1回、区長に報告しなければならない。

追加〔平成18年規則49号〕

第6章 雑則

一部改正〔平成18年規則49号〕

（大規模な市街地開発事業）

第88条 条例第74条第1項の規則で定める大規模な市街地開発事業は、次に掲げるとおりとする。

- （1） 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）による土地区画整理事業であって、施行する土地の区域の面積が10ヘクタール以上のもの。ただし、事業の計画を変更する場合には、実質的な変更に係る土地の区域の面積が10ヘクタール以上であって、その実質的な変更に係る土地の区域における当該事業に限る。
- （2） 新住宅市街地開発法（昭和38年法律第134号）による新住宅市街地開発事業。ただし、事業の計画を変更する場合には、実質的な変更に係る土地の区域の面積が5ヘクタール以上であって、その実質的な変更に係る土地の区域における当該事業に限る。
- （3） 首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律（昭和33年法律第98号）による工業団地造成事業。ただし、事業の計画を変更する場合には、実質的な変更に係る土地の区域における当該事業に限る。
- （4） 都市再開発法（昭和44年法律第38号）による市街地再開発事業であって、施行する土地の区域の面積が5ヘクタール以上のもの。ただし、事業の計画を変更する場合には、実質的な変更に係る土地の区域の面積が5ヘクタール以上であって、その実質的な変更に係る土地の区域における当該事業に限る。
- （5） 新都市基盤整備法（昭和47年法律第86号）による新都市基盤整備事業。ただし、事業の計画を変更する場合には、実質的な変更に係る土地の区域の面積が5ヘクタール以上であって、その実質的な変更に係る土地の区域における当該事業に限る。
- （6） 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和50年法律第67号）による住宅街区整備事業であって、施行する土地の区域の面積が5ヘクタール以上のもの。ただし、事業の計画を変更する場合には、実質的な変更に係る土地の区域の面積が5ヘクタール以上であって、その実質的な変更に係る土地の区域における当該事業に限る。

- (7) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第11条第1項第8号に掲げる一団地の住宅施設の整備事業であって、施行する土地の区域の面積が5ヘクタール以上のもの。ただし、事業の計画を変更する場合には、実質的な変更に係る土地の区域の面積が5ヘクタール以上であって、その実質的な変更に係る土地の区域における当該事業に限る。
- (8) 都市計画法第11条第1項第9号に掲げる一団地の官公庁施設の整備事業。ただし、事業の計画を変更する場合には、実質的な変更に係る土地の区域における当該事業に限る。
- (9) 流通業務市街地の整備に関する法律（昭和41年法律第110号）による流通業務団地造成事業。ただし、事業の計画を変更する場合には、実質的な変更に係る土地の区域における当該事業に限る。

一部改正〔平成18年規則49号〕

（市街地開発事業に関する協議）

第89条 条例第74条第2項の規定による協議に当たっては、大規模な市街地開発事業に関する協議書（第63号様式）のほか、次に掲げる事項を記載した書類及び図面を区長に提出するものとする。

- (1) 市街地開発事業の概要
- (2) 案内図
- (3) 周辺概況図
- (4) 事業の日程
- (5) 施行の区域内の土地利用計画
- (6) 施行の区域内から生ずる一般廃棄物の種類及び量
- (7) 施行の区域内から生ずる一般廃棄物の処理方法
- (8) 一般廃棄物の処理施設を設置する場合は、その処理施設の概要

2 前項の協議を開始する時期は、別表第2左欄に掲げる対象事業の種類ごとに、同表右欄に掲げる時期とする。

一部改正〔平成18年規則49号〕

（身分を示す証明書）

第90条 条例第76条第2項に規定する証明書の様式は、第64号様式のとおりとする。

一部改正〔平成18年規則49号〕

（廃棄物管理指導員）

第91条 条例第77条の廃棄物管理指導員は、省令第16条の規定に準ずる資格を有する職員のうちから、区長が任命する。

2 前項の廃棄物管理指導員が携帯する証明書は、廃棄物管理指導員証（第65号様式）のとおりとする。

一部改正〔平成18年規則49号〕

（環境衛生指導員）

第92条 浄化槽法第53条第2項の規定による立入検査を担当させるため、法第20条の規定により、環境衛生指導員を置く。

2 前項の環境衛生指導員は、省令第16条に規定する資格を有する職員のうちから、区長が任命する。

3 第1項の環境衛生指導員が携帯する証明書は、環境衛生指導員証（第66号様式）のとおりとする。

追加〔平成18年規則49号〕

（技術管理者の資格）

第93条 条例第78条第2項第4号の規則で定める資格を有する者は、次のとおりとする。

- (1) 2年以上前条第1項の環境衛生指導員の職にあった者
- (2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学（短期大学を除く。第3号において同じ。）又は旧大学令（大正7年勅令第388号）に基づく大学の理学、薬学、工学若しくは農学の課程において衛生工学（旧大学令に基づく大学にあっては、土木工学。第3号において同じ。）若しくは化学工学に関する科目を修めて卒業した後、2年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (3) 学校教育法に基づく大学又は旧大学令に基づく大学の理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学若しくは化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後、3年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (4) 学校教育法に基づく短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令（明治36年勅令第61号）に基づく専門学校の理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学（旧専門学

- 校令に基づく専門学校にあっては、土木工学。第5号において同じ。)若しくは化学工学に関する科目を修めて卒業した後、4年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (5) 学校教育法に基づく短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令に基づく専門学校の理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学若しくは化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後、5年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (6) 学校教育法に基づく高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令(昭和18年勅令第36号)に基づく中等学校において土木科、化学科若しくはこれらに相当する学科を修めて卒業した後、6年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (7) 学校教育法に基づく高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令に基づく中等学校において理学、工学、農学に関する科目若しくはこれらに相当する科目を修めて卒業した後、7年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (8) 10年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (9) 前各号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者
- 追加〔平成24年規則105号〕
- (委任)

第94条 この規則の施行に関し必要な事項は、区長が別に定める。

一部改正〔平成18年規則49号・24年105号〕

別表第1 (第44条関係) 粗大ごみの廃棄物処理手数料

種目	番号	品目	通常単価	持込単価
電気・ガス・石油器具	1	ミシン(卓上式のもの)	900円	400円
	2	ミシン(卓上式以外のもの)	2,300円	1,100円
	3	ガステーブル又はガスこんろ	400円	200円
	4	電子レンジ	900円	400円
	5	炊飯器	400円	200円
	6	オーブントースター	400円	200円
	7	食器洗い乾燥機	1,300円	600円
	8	暖房器具(重さが10キログラム以下のもの)	400円	200円
	9	暖房器具(重さが10キログラムを超え20キログラム以下のもの)	900円	400円
	10	扇風機	400円	200円
	11	除湿器(重さが10キログラム以下のもの)	400円	200円
	12	除湿器(重さが10キログラムを超え20キログラム以下のもの)	900円	400円
	13	加湿器	400円	200円
	14	掃除機	400円	200円
	15	照明器具	400円	200円
	16	ステレオセット(幅が50センチメートル以下のもの)	400円	200円
	17	ステレオセット(幅が50センチメートルを超え90センチメートル以下のもの)	900円	400円
	18	ステレオセット(幅が90センチメートルを超えるもの)	2,300円	1,100円
	19	スピーカー(最長辺が50センチメートル以下のもの1個)	400円	200円
	20	スピーカー(最長辺が50センチメートルを超えるもの1個)	900円	400円
	21	オーディオ機器(単体のもの。スピーカーを除く。)	400円	200円
	22	ビデオデッキ、DVDレコーダー、ブルーレ	400円	200円

		イディスクレコーダー又はHDDレコーダー		
家具・寝具	1	収納家具類（最長辺とその次に長い辺の合計が140センチメートル以下のもの）	400円	200円
	2	収納家具類（最長辺とその次に長い辺の合計が140センチメートルを超え200センチメートル以下のもの）	900円	400円
	3	収納家具類（最長辺とその次に長い辺の合計が200センチメートルを超え270センチメートル以下のもの）	1,300円	600円
	4	収納家具類（最長辺とその次に長い辺の合計が270センチメートルを超えるもの）	2,300円	1,100円
	5	テーブル又は座卓（電気こたつを含む。以下同じ。）（最長辺が80センチメートル以下のもの）	400円	200円
	6	テーブル又は座卓（最長辺が80センチメートルを超え160センチメートル以下のもの）	900円	400円
	7	テーブル又は座卓（最長辺が160センチメートルを超えるもの）	1,300円	600円
	8	ソファ（幅が70センチメートル以下のもの）	900円	400円
	9	ソファ（幅が70センチメートルを超え150センチメートル以下のもの）	1,300円	600円
	10	ソファ（幅が150センチメートルを超えるもの）	2,300円	1,100円
	11	いす（重さが10キログラム以下のもの）	400円	200円
	12	いす（重さが10キログラムを超え20キログラム以下のもの）	900円	400円
	13	姿見	400円	200円
	14	パイプハンガー	400円	200円
	15	袖なし机	900円	400円
	16	片袖机	1,300円	600円
	17	両袖机	3,200円	1,600円
	18	敷物（広さが2畳以下のもの）	400円	200円
	19	敷物（広さが2畳を超え6畳以下のもの）	900円	400円
	20	敷物（広さが6畳を超えるもの）	1,300円	600円
	21	アコーディオンカーテン	900円	400円
	22	ブラインド	400円	200円
	23	ベッドマット	1,300円	600円
	24	ベッド（シングルサイズ又はセミダブルサイズのもの）	1,300円	600円
	25	ベッド（ダブルサイズ以上のもの）	2,300円	1,100円
	26	布団	400円	200円
オフィス オートメ ーション 機器	1	プリンター又はコピー機（重さが10キログラム以下のもの）	400円	200円
	2	プリンター又はコピー機（重さが10キログラムを超え20キログラム以下のもの）	900円	400円
	3	ファクシミリ付電話	400円	200円
趣味用品	1	スキー板	400円	200円
	2	ゴルフ用具	400円	200円

その他 その他	1	スーツケース	400円	200円
	2	畳	1,300円	600円
	3	物干し台（コンクリート製の土台が付いていないもの）	400円	200円
	4	物干し台（コンクリート製の土台が付いているもの）	1,300円	600円
	5	水槽（最長辺が60センチメートル以下のもの）	400円	200円
	6	水槽（最長辺が60センチメートルを超えるもの）	900円	400円
	7	自転車（タイヤの径が16インチ以下のもの）	400円	200円
	8	自転車（タイヤの径が16インチを超えるもの）	900円	400円
	9	電動アシスト自転車	1,300円	600円
	10	脚立	400円	200円
	11	ベビーカー（1人用のもの）	400円	200円
	12	ベビーカー（2人以上用のもの）	900円	400円
	13	ベビーベッド	900円	400円
	14	ごみ箱	400円	200円

備考 粗大ごみの廃棄物処理手数料の額は、品目の欄に掲げる品目の数量に当該品目に係る通常単価の欄に掲げる金額を乗じて得た額とする。ただし、占有者が粗大ごみを区長が指定する施設に運搬して排出する場合の廃棄物処理手数料の額は、品目の欄に掲げる品目の数量に当該品目に係る持込単価の欄に掲げる金額を乗じて得た額とする。

全部改正〔平成25年規則69号〕、一部改正〔平成28年規則115号・令和4年119号〕

別表第2（第89条関係）

大規模な市街地開発事業の協議開始時期

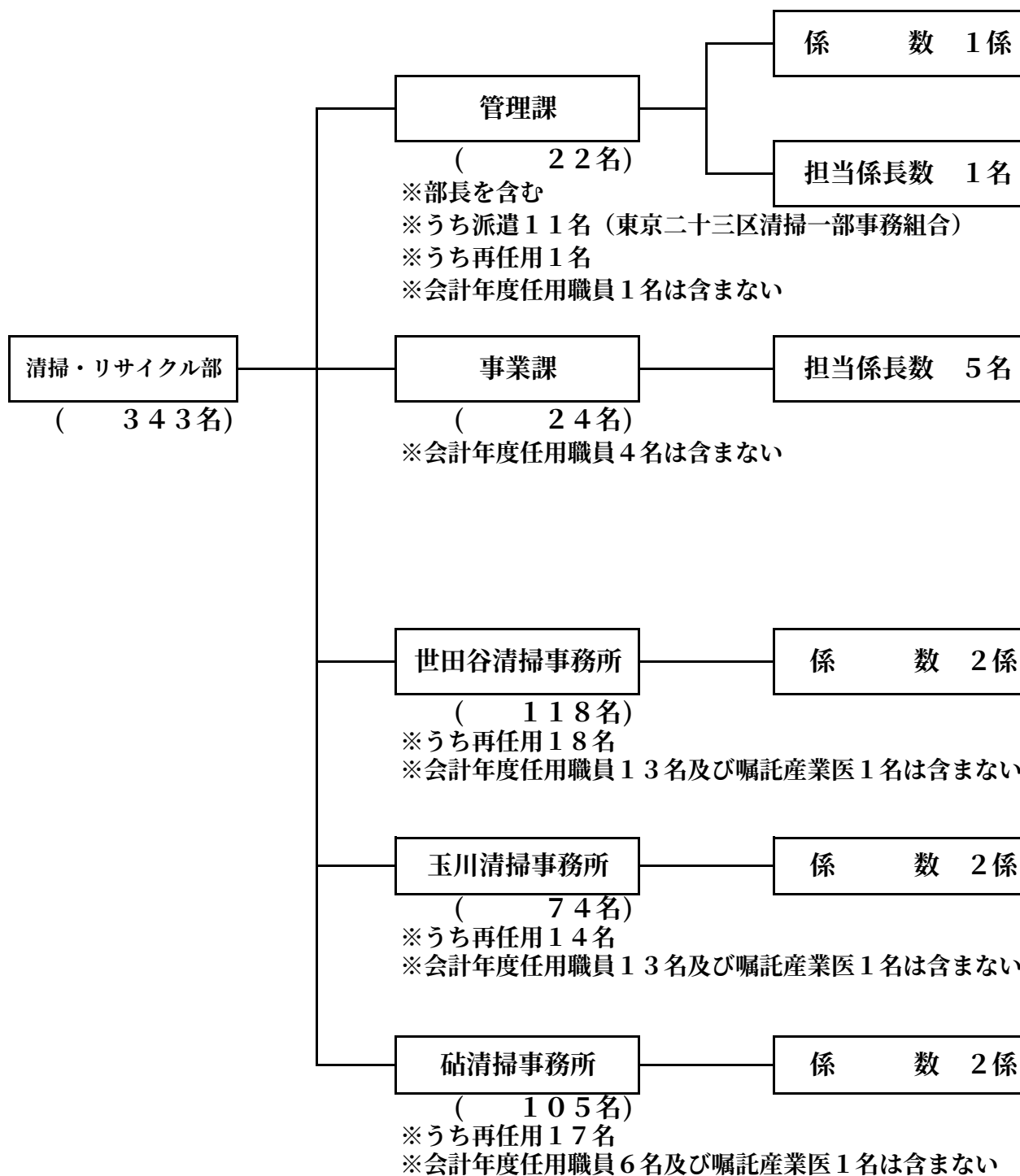
対象事業の種類	協議開始時期
第88条第1号に規定する事業	次に掲げる行為のうち、いずれか早く行う行為の前 1 都市計画法第17条第1項（同法第21条第2項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定に基づく公告 2 土地区画整理法第4条第1項、第14条第1項又は第51条の2第1項の規定に基づく認可の申請
第88条第2号に規定する事業	都市計画法第17条第1項の規定に基づく公告の前
第88条第3号に規定する事業	都市計画法第17条第1項の規定に基づく公告の前
第88条第4号に規定する事業	次に掲げる行為のうち、いずれか早く行う行為の前 1 都市計画法第17条第1項の規定に基づく公告 2 都市再開発法第7条の9第1項の規定に基づく認可の申請
第88条第5号に規定する事業	都市計画法第17条第1項の規定に基づく公告の前
第88条第6号に規定する事業	次に掲げる行為のうち、いずれか早く行う行為の前 1 都市計画法第17条第1項の規定に基づく公告 2 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第33条第1項又は第37条第1項の規定に基づく認可の申請
第88条第7号に規定する事業	都市計画法第17条第1項の規定に基づく公告の前
第88条第8号に規定する事業	都市計画法第17条第1項の規定に基づく公告の前

第88条第9号に規定する事業	都市計画法第17条第1項の規定に基づく公告の前
----------------	-------------------------

一部改正〔平成18年規則49号・19年33号〕

4 清掃・リサイクル部組織図

(令和6年4月1日現在)



5 世田谷区組織規則(抄)

(清掃・リサイクル部の各課の分掌事務等)

第21条 清掃・リサイクル部の各課及び係等の分掌事務又は担任事務は、次のとおりとする。

管理課

調整係

- (1) 部内の調整に関すること。
- (2) 部の事務事業の進行管理に関すること。
- (3) 部の事務改善に関すること。
- (4) 清掃事務所との連絡調整に関すること。
- (5) 部に係る公有財産の管理に係る事務の調整に関すること。
- (6) 東京23区廃棄物情報管理システムに関すること。
- (7) 東京二十三区清掃一部事務組合及び東京二十三区清掃協議会との連絡調整に関すること。
- (8) 廃棄物処理手数料の総括に関すること。
- (9) 有料ごみ処理券に係る事務の調整に関すること。
- (10) 部の予算、決算及び会計に関すること。
- (11) 清掃事務所等の整備に関すること。
- (12) 事業課及び事務調整担当係長に属しないこと。

事務調整担当係長

- (1) 清掃・リサイクル審議会に関すること。
- (2) 部内の職員の安全衛生に関すること。

事業課

普及啓発担当係長

- (1) 清掃・リサイクル事業の普及及び啓発並びに環境学習に関すること。
- (2) ごみ減量・リサイクル推進委員会の活動の支援に関すること。
- (3) 清掃・リサイクル事業に係る普及啓発を行うための施設の整備、改修及び管理運営に関すること。
- (4) 課内他の担当係長に属しないこと。

事業担当係長

- (1) 廃棄物の収集及び運搬並びに資源の再利用に係る作業計画に関すること。
- (2) 清掃事務所及び中継所の管理運営に係る調整に関すること。
- (3) 作業用自動車の配置に関すること。
- (4) 家庭から排出される動物死体の処理に係る調整に関すること。
- (5) 資源回収に関すること。
- (6) 区民による資源の集団回収活動の支援に関すること。
- (7) リサイクル施設の整備、改修及び管理運営に関すること。
- (8) 適正処理困難物に関すること。

計画担当係長

- (1) 清掃・リサイクル事業に係る計画、調整及び進行管理に関すること。

指導許可担当係長

- (1) 大規模排出事業者等に係る再利用計画及び排出指導等に関すること。
- (2) 排出指導に係る清掃事務所との事務の調整に関すること。
- (3) 廃棄物管理指導員の設置に関すること。
- (4) 一般廃棄物処理業の許可及び指導に関すること。
- (5) 浄化槽設置届の受理及び指導に関すること。
- (6) 浄化槽清掃業の許可及び指導に関すること。
- (7) 浄化槽清掃経費の助成に関すること。

6 世田谷区清掃事務所処務規程

平成12年4月1日訓令甲第38号

改正 平成13年3月28日訓令甲第6号

平成18年3月31日訓令甲第22号

平成22年3月31日訓令甲第9号

平成26年3月26日訓令甲第3号

平成30年3月30日訓令甲第22号

(掌理事項)

第1条 世田谷区清掃事務所（以下「事務所」という。）は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び世田谷区清掃・リサイクル条例の施行その他廃棄物の収集及び運搬並びに資源の再利用に係る作業（以下「清掃作業」という。）の実施に関すること。
- (2) 庁有自動車（清掃・リサイクル事業に係るものに限る。）の運営、管理及び修理に関すること。
- (3) 清掃作業用危険物の取締りに関すること（砦清掃事務所に限る。）。
- (4) ごみの減量及び資源の有効利用に係る地域活動の支援及び啓発に関すること。

一部改正〔平成18年訓令甲第22号〕

(所管区域)

第2条 事務所の所管区域は、別表のとおりとする。

(係の設置)

第3条 事務所に次の係を置く。

管理係

作業・ごみ減量係

一部改正〔平成26年訓令甲第3号〕

(職)

第4条 事務所に所長を置く。

- 2 係に係長を置く。
- 3 事務所に担当係長を置くことができる。
- 4 係に主査を置くことができる。
- 5 前各項の職のほか、事務所に必要な職を置く。

(職員の資格等)

第5条 所長は、副参事のうちから区長が命ずる。

- 2 係長、担当係長及び主査は、係長相当職の主事のうちから区長が命ずる。
- 3 前2項の職員以外の職員は、区に勤務する職員のうちから区長が命ずる。

(職責)

第6条 所長は、上司の命を受け、その事務所の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

- 2 係長は、上司の命を受け、その係の事務を掌理する。
- 3 担当係長は、上司の命を受け、担任の事務を掌理する。
- 4 主査は、上司の命を受け、その係の事務のうち、専門的な事務等を処理する。
- 5 前各項に定める職員以外の職員は、上司の命を受け、その事務所の事務に従事する。

一部改正〔平成30年訓令甲第22号〕

(分掌事務)

第7条 事務所の係の分掌事務は、次のとおりとする。

管理係

- (1) 事務所に係る公有財産の管理に関すること。
- (2) 希望丘中継所の施設の維持管理に関すること（砦清掃事務所に限る。）。
- (3) 廃棄物処理手数料徴収事務委託契約に関すること。
- (4) 事務所の事務事業の連絡及び調整に関すること。
- (5) 事務所の安全衛生委員会に関すること。
- (6) 事務所の職員の人事、給与及び研修に関すること。
- (7) 事務所の職員の福利厚生に関すること。

- (8) 事務所の文書管理に関すること。
- (9) 事務所の予算、決算及び会計に関すること。
- (10) 作業・ごみ減量係に属しないこと。

作業・ごみ減量係

- (1) 清掃作業の実施に関すること。
- (2) 廃棄物排出量の算定に関すること。
- (3) 廃棄物処理手数料の徴収並びに減額及び免除に関すること。
- (4) 清掃作業用自動車の管理に係る調整に関すること（砧清掃事務所に限る。）。
- (5) 清掃作業用自動車の運営管理及び修理に関すること。
- (6) 庁有自動車（清掃・リサイクル事業に係るものに限る。）の購入、廃車等に関すること（砧清掃事務所に限る。）。
- (7) 庁有自動車（清掃・リサイクル事業に係るものに限る。）に係る事故の防止及び事故処理に関すること。
- (8) 清掃作業用自動車（雇上げのものに限る。）に係る事故の防止及び事故処理の指導に関すること。
- (9) 清掃作業用燃料等の管理に関すること（砧清掃事務所に限る。）。
- (10) 清掃作業上の事故の防止及び事故処理に関すること。
- (11) 家庭から排出される動物死体の処理に関すること。
- (12) 大規模排出事業者等の再利用計画及び排出指導等に関すること。
- (13) 廃棄物及び資源の排出指導に関すること。
- (14) 廃棄物管理指導員証の交付に関すること。
- (15) 粗大ごみの積替えに関すること（玉川清掃事務所及び砧清掃事務所に限る。）。
- (16) 清掃作業に係る統計に関すること。
- (17) 希望丘中継所の作業計画の策定及び運営に関すること（砧清掃事務所に限る。）。
- (18) ごみの減量及びリサイクルの推進に関する活動を行う団体等の支援に関すること。
- (19) 環境学習の支援及び実施に関すること。
- (20) ごみ減量・リサイクル地域推進会議等に関すること。
- (21) 前各号に掲げるもののほか、清掃作業、ごみの減量及び資源の有効利用に関すること。

一部改正〔平成13年訓令甲6号・18年22号・22年9号・26年3号〕

（所長の決定対象事案）

第8条 所長の決定すべき事案は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 事務所の事業に係る実施計画に関すること。
- (2) 廃棄物処理手数料の減額又は免除に関すること。

（事案決定の臨時代行）

第9条 所長が出張又は休暇その他事故により不在であるときは、あらかじめ所長の指定する課長補佐（世田谷区統括課長、課長補佐及び主任の職の指定等に関する規程（昭和62年3月世田谷区訓令甲第1号）第4条第1項に規定する課長補佐をいう。）（課長補佐を指定していない場合にあっては、あらかじめ所長の指定する係長又は担当係長）が事案決定を代行する。

一部改正〔平成30年訓令甲22号〕

（準用）

第10条 前2条に定めるもののほか、事案の決定手続については、世田谷区事案決定手続規程（昭和54年3月世田谷区訓令甲第4号）を準用する。

（事業報告等）

第11条 所長は、毎月5日までに次の事項について、上司に報告しなければならない。

- (1) 前月分の事業の実績及び概要
- (2) 前月分の職員の勤務状況

2 前項の規定にかかわらず、重要又は異例に属する事項は、その都度上司に報告しなければならない。

附 則（平成13年3月28日訓令甲第6号）

この訓令は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月31日訓令甲第22号）

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月31日訓令甲第9号）

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月26日訓令甲第3号）

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月30日訓令甲第22号）

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

名称	所管区域
世田谷区 世田谷清掃事務所	池尻一丁目 池尻二丁目 池尻三丁目 池尻四丁目 三宿一丁目 三宿二丁目 太子堂一丁目 太子堂二丁目 太子堂三丁目 太子堂四丁目 太子堂五丁目 三軒茶屋一丁目 三軒茶屋二丁目 若林一丁目 若林二丁目 若林三丁目 若林四丁目 若林五丁目 世田谷一丁目 世田谷二丁目 世田谷三丁目 世田谷四丁目 桜一丁目 桜二丁目 桜三丁目 弦巻一丁目 弦巻二丁目 弦巻三丁目 弦巻四丁目 弦巻五丁目 宮坂一丁目 宮坂二丁目 宮坂三丁目 桜丘一丁目 桜丘二丁目 桜丘三丁目 桜丘四丁目 桜丘五丁目 経堂一丁目 経堂二丁目 経堂三丁目 経堂四丁目 経堂五丁目 下馬一丁目 下馬二丁目 下馬三丁目 下馬四丁目 下馬五丁目 下馬六丁目 野沢一丁目 野沢二丁目 野沢三丁目 野沢四丁目 上馬一丁目 上馬二丁目 上馬三丁目 上馬四丁目 上馬五丁目 駒沢一丁目 駒沢二丁目 代田一丁目 代田二丁目 代田三丁目 代田四丁目 代田五丁目 代田六丁目 梅丘一丁目 梅丘二丁目 梅丘三丁目 豪徳寺一丁目 豪徳寺二丁目 代沢一丁目 代沢二丁目 代沢三丁目 代沢四丁目 代沢五丁目 羽根木一丁目 羽根木二丁目 大原一丁目 大原二丁目 北沢一丁目 北沢二丁目 北沢三丁目 北沢四丁目 北沢五丁目 松原一丁目 松原二丁目 松原三丁目 松原四丁目 松原五丁目 松原六丁目 赤堤一丁目 赤堤二丁目 赤堤三丁目 赤堤四丁目 赤堤五丁目 桜上水一丁目 桜上水二丁目 桜上水三丁目 桜上水四丁目 桜上水五丁目
世田谷区 玉川清掃事務所	東玉川一丁目 東玉川二丁目 奥沢一丁目 奥沢二丁目 奥沢三丁目 奥沢四丁目 奥沢五丁目 奥沢六丁目 奥沢七丁目 奥沢八丁目 玉川田園調布一丁目 玉川田園調布二丁目 玉堤一丁目 玉堤二丁目 等々力一丁目 等々力二丁目 等々力三丁目 等々力四丁目 等々力五丁目 等々力六丁目 等々力七丁目 等々力八丁目 尾山台一丁目 尾山台二丁目 尾山台三丁目 上野毛一丁目 上野毛二丁目 上野毛三丁目 上野毛四丁目 野毛一丁目 野毛二丁目 野毛三丁目 中町一丁目 中町二丁目 中町三丁目 中町四丁目 中町五丁目 上用賀一丁目 上用賀二丁目 上用賀三丁目 上用賀四丁目 上用賀五丁目 上用賀六丁目 用賀一丁目 用賀二丁目 用賀三丁目 用賀四丁目 玉川一丁目 玉川二丁目 玉川三丁目 玉川四丁目 瀬田一丁目 瀬田二丁目 瀬田三丁目 瀬田四丁目 瀬田五丁目 玉川台一丁目 玉川台二丁目 駒沢三丁目 駒沢四丁目 駒沢五丁目 駒沢公園 新町一丁目 新町二丁目 新町三丁目 桜新町一丁目 桜新町二丁目 深沢一丁目 深沢二丁目 深沢三丁目 深沢四丁目 深沢五丁目 深沢六丁目 深沢七丁目 深沢八丁目
世田谷区 砧清掃事務所	成城一丁目 成城二丁目 成城三丁目 成城四丁目 成城五丁目 成城六丁目 成城七丁目 成城八丁目 成城九丁目 祖師谷一丁目 祖師谷二丁目 祖師谷三丁目 祖師谷四丁目 祖師谷五丁目 祖師谷六丁目 千歳台一丁目 千歳台二丁目 千歳台三丁目 千歳台四丁目 千歳台五丁目 千歳台六丁目 船橋一丁目 船橋二丁目 船橋三丁目 船橋四丁目 船橋五丁目 船橋六丁目 船橋七丁目 喜多見一丁目 喜多見二丁目 喜多見三丁目 喜多見四丁目 喜多見五丁目 喜多見六丁目 喜多見七丁目 喜多見八丁目 喜多見九丁目 宇奈根一丁目 宇奈根二丁目 宇奈根三丁目 鎌田一丁目 鎌田二丁目 鎌田三丁目 鎌田四丁目 岡本一丁目 岡本二丁目 岡本三丁目 大蔵一丁目 大蔵二丁目 大蔵三丁目 大蔵四丁目 大蔵五丁目 大蔵六丁目 砧一丁目 砧二丁目 砧三丁目 砧四丁目 砧五丁目 砧六丁目 砧七丁目 砧八丁目 砧公園 上北沢一丁目 上北沢二丁目 上北沢三丁目 上北沢四丁目 上北沢五丁目 八幡山一丁目 八幡山二丁目 八幡山三丁目 上祖師谷一丁目 上祖師谷二丁目 上祖師谷三丁目 上祖師谷四丁目 上祖師谷五丁目 上祖師谷六丁目 上祖師谷七丁目 粕谷一丁目 粕谷二丁目 粕谷三丁目 粕谷四丁目 給田一丁目 給田二丁目 給田三丁目 給田四丁目 給田五丁目 南烏山一丁目 南烏山二丁目 南烏山三丁目 南烏山四丁目 南烏山五丁目 南烏山六丁目 北烏山一丁目 北烏山二丁目 北烏山三丁目 北烏山四丁目 北烏山五丁目 北烏山六丁目 北烏山七丁目 北烏山八丁目 北烏山九丁目

10年後の目標は
区民1人あたり
毎日Sサイズの
みかん1個分の
減量だよ



世田谷区 一般廃棄物処理基本計画

概要版

計画の概要

計画改定の背景

前計画の改定時から5年を経て、国の計画や区の上位計画並びに清掃・リサイクル審議会提言などを踏まえて、**これまでの3Rの推進から発生抑制「リデュース」と再使用「リユース」の2Rに重点を置き「世田谷区一般廃棄物処理基本計画」を全面的に見直しました。**

計画の位置づけ

本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定する一般廃棄物処理計画に該当し、中・長期的視点から世田谷区の一般廃棄物（資源・ごみ、生活排水）に関する施策の方向性を明らかにするものです。

計画期間

計画期間は平成27年度から平成36年度の10年間で、計画の前提条件に大きな変更があった場合など、概ね5年で見直すこととします。

清掃事業の課題

人口の増加等への対応

計画期間中は人口が増加し、特に、高齢者人口や単身世帯が増加することが予想されます。このような変化に対応した適正な収集体制の構築や、対象に応じた普及啓発施策を検討する必要があります。

事業系ごみへの対応

世田谷区内の事業所の56.7%は従業者数が5人未満です。許可業者の収集が促進されるとともに、一方で区収集を利用する場合は事業系有料ごみ処理券の貼付が徹底されるような施策を検討する必要があります。

ごみに含まれる資源化可能物のリサイクルの推進

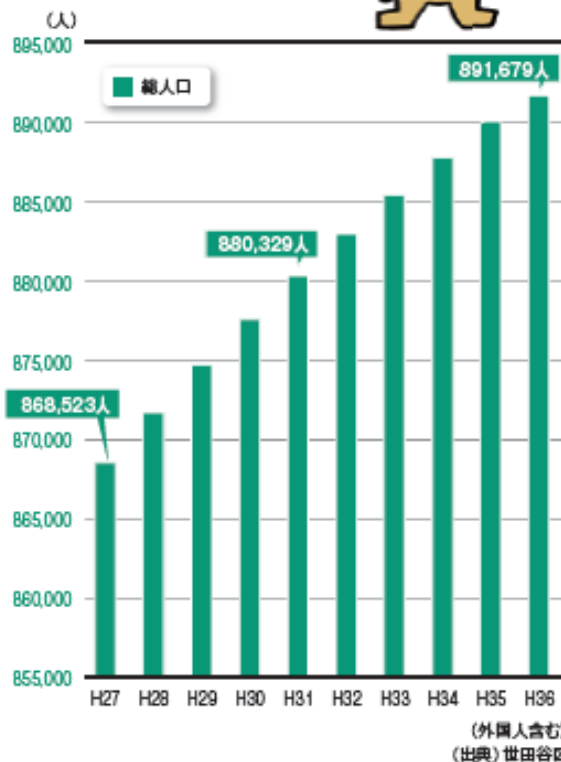
平成26年度の調査によると、可燃ごみには23.1%、不燃ごみには12.0%の資源化可能物が含まれています。普及啓発による2Rの促進、古紙類をはじめとする既存リサイクル品目の回収率の向上、リサイクルの推進などにより、ごみ収集量を削減する取組みが求められています。

コストの削減

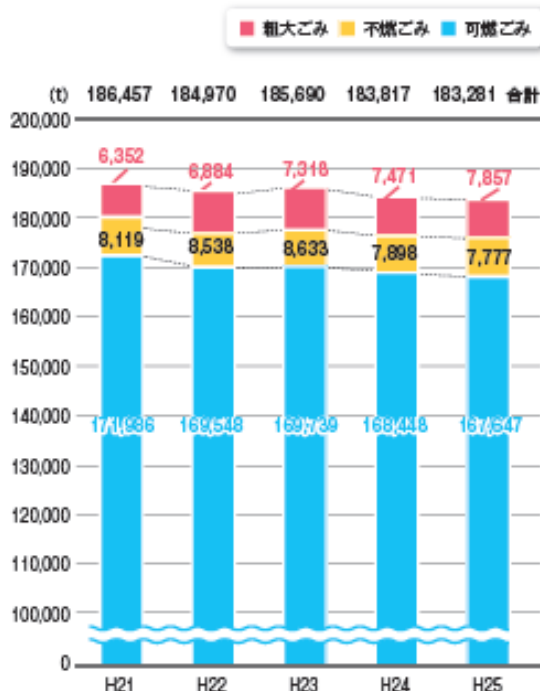
清掃費は、毎年約80～90億円で推移しています。今後も効率的な取組みを行い、コストを減らすことが必要です。



人口の推計



ごみ収集量の推移



ごみに含まれる資源化可能物の割合(重量比)



可燃ごみ

紙類	14.7%
布類	5.7%
プラスチック類	2.5%
その他	0.2%
合計	23.1%



平成25年度
清掃車約25,900台分の資源化
可能物が可燃ごみとして、排出
されています。

不燃ごみ

びん類	9.3%
缶類	2.4%
その他	0.3%
合計	12.0%

(資料)
「世田谷区家庭ごみ組成分析調査及び家庭ごみ計量調査報告書(平成26年度版)」
(平成26年8月、世田谷区)より算定

循環型社会形成のための基本的な考え方

基本理念 環境に配慮した持続可能な社会の実現

区民・事業者が主体となって、「もの」との付き合い方を見直し、環境に配慮した暮らしや事業活動へと転換し、不用となった「もの」は循環させ、それでもなお排出されるごみは適正に取り扱う、このような社会を目指します。

基本方針1 区民・事業者主体による取組みを推進する

区民・事業者が主体となった環境に配慮した意識の形成、暮らしや事業活動のあり方の転換を図るとともに、区民と事業者の協働による取組みを進めます。区は、区民・事業者が主体となって行動を起こすための調整・支援役を担います。

基本方針2 拡大生産者責任の考え方に基づく発生・排出抑制を推進する

拡大生産者責任の考え方に基づき、「もの」の流れの川上に位置する製造・流通を視野に入れた取組みを重視し、生産、消費の両面からごみを出さないための取組みを進めます。

基本方針3 環境への負荷低減などの効果と費用を勘案した効率的な事業を展開する

環境への負荷の低減を念頭に置き、ごみの減量や処理経費とのバランスをとりながら、効果的な事業推進を図るとともに、区民の満足度を高める取組みを進めます。

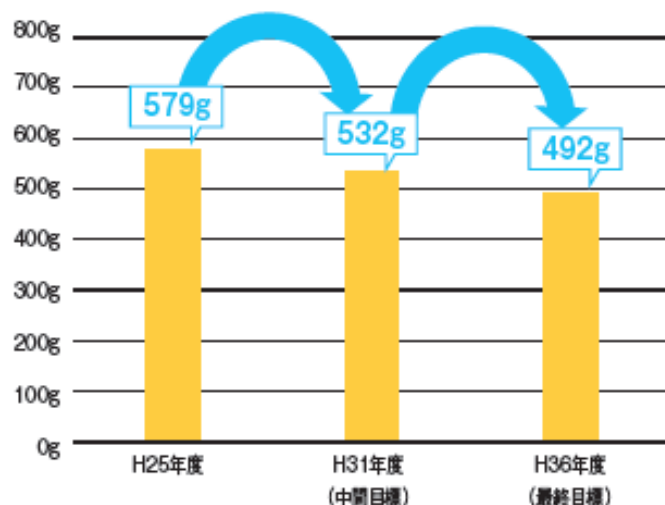
ごみ減量目標

区民1人1日あたりのごみ排出量で評価します。

最終年度の平成36年度には492gを目指します。

達成するためには、平成25年度の579gから87g/人日の減量が必要です。

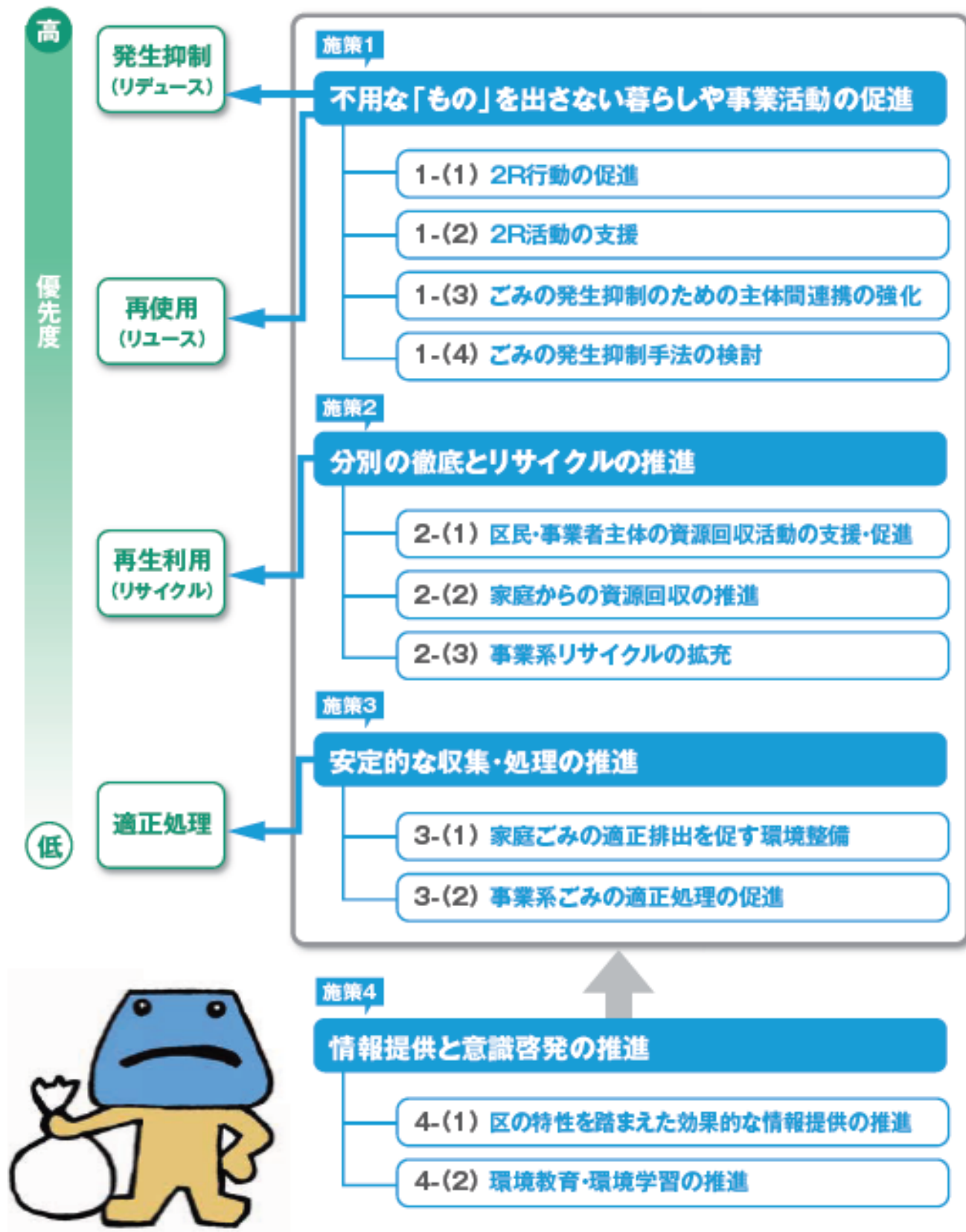
身近なものにたとえると、Sサイズのみかん1個分に相当します。



10年後の目標
区民1人あたり毎日
Sサイズのみかん1個分の減量



循環型社会形成のための施策



世田谷区一般廃棄物処理基本計画 中間見直し 概要版



計画の概要

■計画改定の背景

現計画の策定時から5年を経て、2Rの推進(裏面参照)という基本的な方向性を踏まえながら、国際的な流れや国の計画など、今後の環境・廃棄物行政を取り巻く環境も変化していくことが見込まれるため、今回、現計画への具体施策の修正、主な取組みの追加及び充実を行い、目標値の修正を行いました。

■計画の位置づけ

本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定する一般廃棄物処理計画に該当し、中・長期的視点から世田谷区の一般廃棄物(資源・ごみ、生活排水)に関する施策の方向性を明らかにするものです。

■計画期間

現計画の計画期間は平成27年度から令和6年度の10年間で、計画の前提条件に大きな変更があった場合など、概ね5年で見直すこととします。



清掃事業の課題

■人口の増加等への対応

計画期間中は人口が増加し、特に高齢者人口や単身世帯が増加することが予想されます。このような変化に対応した適正な収集体制の構築や、単身者や外国人など対象に応じた普及啓発施策を検討する必要があります。

■事業系ごみへの対応

世田谷区内の事業所の58.6%は従業者数が5人未満です。事業系ごみについては自己処理が原則ですが、小規模な事業所の多くは区収集を利用していると考えられます。自己処理できない場合は、区が事業系ごみの収集・運搬を許可した事業者の収集が促進されるとともに、一方で区収集を利用する場合は事業系有料ごみ処理券の貼付が徹底されるような施策を検討する必要があります。また、事業系ごみについても排出量の削減を目指して、事業所の規模や業種に応じた指導の実施など施策を推進していく必要があります。

■ごみに含まれる資源化可能物のリサイクルの推進

令和元年度の調査によると、可燃ごみには22.2%、不燃ごみには24.6%の資源化可能物が含まれています。普及啓発による2Rの促進、古紙類をはじめとする既存リサイクル品目の回収率の向上、リサイクルの推進などにより、ごみ収集量を削減する取組みが求められています。

(可燃ごみ)

品目	割合
紙類	13.3%
布類	6.3%
プラスチック類	2.3%
不燃系資源化可能物(注)	0.3%
合計	22.2%

(不燃ごみ)

品目	割合
びん類	5.7%
缶類	1.7%
小型家電製品	16.4%
可燃系資源化可能物(注)	0.8%
合計	24.6%

(注)可燃系資源化可能物は、紙類、布類、プラスチック類です。不燃系資源化可能物は、びん類、缶類、小型家電製品です。

(資料)「世田谷区家庭ごみ組成分析調査及び計量調査報告書(令和元年度版)」(令和元年8月、世田谷区)より算定

■コストの削減

年度ごとの清掃費は約80~90億円で推移しています。今後も効率的な取組みを行い、コストを減らすことが必要です。

ごみ減量目標



5年後の目標/
区民1人あたり毎日たまご1個分の減量



- 区民1人1日あたりのごみ排出量で評価します。
- 最終年度の令和6年度には482gを目指します。達成するためには、平成30年度の530gから48g/人日の減量が必要です。
- 身近なものにたとえると、たまご1個分に相当します。

	平成30年度 (2018) (実績値)	令和6年度 (2024) (最終目標)
区民1人 1日あたり のごみ排出量 (g/人日)	530	482





循環型社会形成のための基本的な考え方

基本理念 環境に配慮した持続可能な社会の実現

区民・事業者が主体となって、「もの」との付き合い方を見直し、環境に配慮した暮らしや事業活動へと転換し、不用となった「もの」は循環させ、それでもなお排出されるごみは適正に取り扱う、このような社会を目指します。

基本方針1 区民・事業者主体による取組みを推進する

区民・事業者が主体となった環境に配慮した意識の形成、暮らしや事業活動のあり方の転換を図るとともに、区民と事業者の協働による取組を進めます。区は、区民・事業者が主体となって行動を起こすための調整・支援役を担います。

基本方針2 拡大生産者責任の考え方に基づく発生・排出抑制を推進する

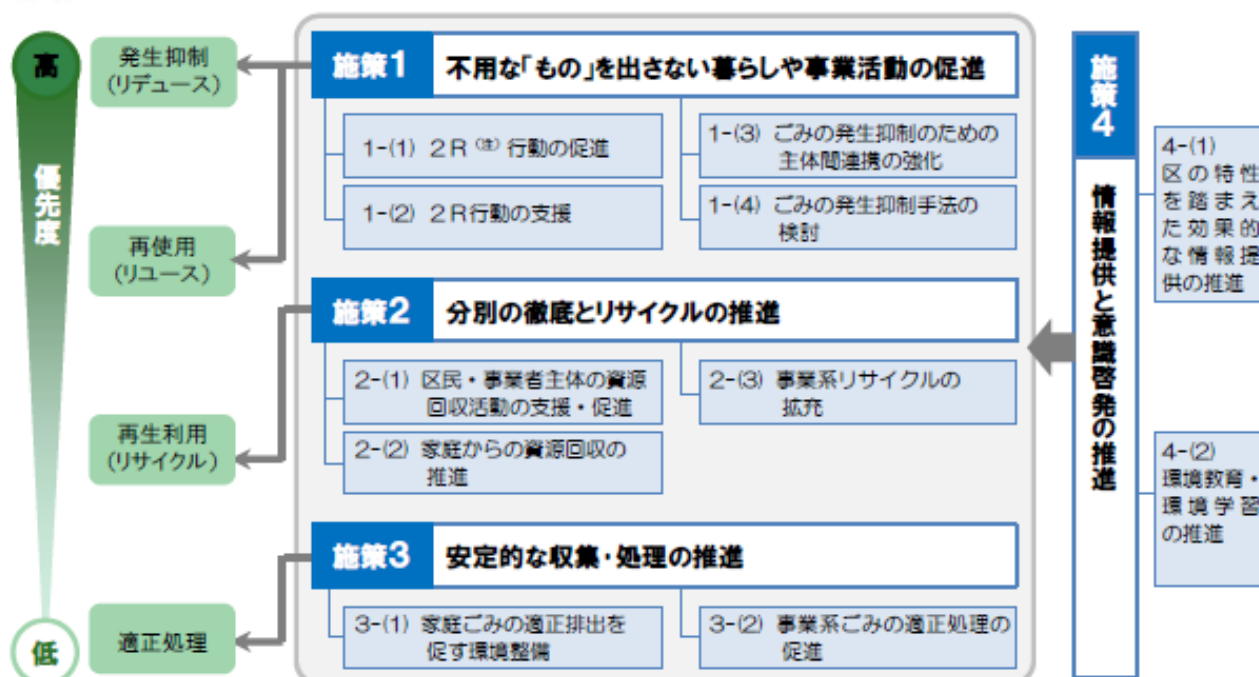
拡大生産者責任の考え方に基づき、「もの」の流れの川上に位置する製造・流通を視野に入れた取組を重視し、生産、消費の両面からごみを出さないための取組を進めます。

基本方針3 環境への負荷低減などの効果と費用を勘案した効率的な事業を展開する

環境への負荷の低減を念頭に置き、ごみの減量や処理経費とのバランスをとりながら、効果的な事業推進を図るとともに、区民の満足度を高める取組を進めます。



循環型社会形成のための施策

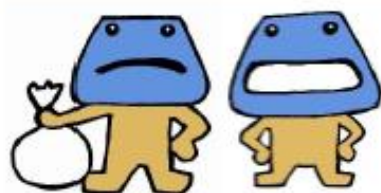


(注) 2Rとは、3R「発生抑制 (リデュース)・再利用 (リユース)・再生利用 (リサイクル)」のうち、優先度の高い「発生抑制 (リデュース)・再利用 (リユース)」のことです。

主な取組みの追加・充実

施策1	不用品「もの」を出さない暮らしや事業活動の促進	
1-(1) 2R行動の促進	● 生ごみの発生・排出抑制の促進 フードドライブの拡充や3010運動^{※1}の普及、外食時の食べきり運動の促進など食品ロス^{※2}削減に向けたさらなる取組み ※1 3010運動…宴会時の食べ残しを減らすためのキャンペーンで、「乾杯後30分間」は席を立たずに料理を楽しみ、「お開き10分前」になったら自席に戻り再度楽しめましょうと呼びかけて、食品ロスを削減するものです。 ※2 食品ロス……本来、食べられるのに廃棄される食品・食材です。	充実
	● レジ袋削減も含めたマイバック・マイボトル・マイ箸の利用促進・普及啓発	追加
	● 使い捨てプラ製品（レジ袋やスプーン、ストローなど）や食品ロス（食べ残しや売れ残りなど）の削減に取組む小売店や飲食店の支援や、商店街が主催するイベント等の支援	追加
1-(2) 2R活動の支援	● 誰もが活動しやすい環境の整備	充実

施策2	分別の徹底とリサイクルの推進	
2-(2) 家庭からの資源回収の推進	● 資源化ルートのある資源の分別徹底と排出協力の普及啓発の促進	追加
	● 資源化対象品目の調査研究及び拡大	充実
2-(3) 事業系リサイクルの拡充	● 事業者が活用しやすい事業系リサイクルシステムへの拡充に向けた支援	充実
	● 環境負荷低減に配慮した率先行動の区としての実践（職員が排出するごみの徹底した減量化・資源化、特にワンウェイのプラスチック製容器包装の減量化）	充実



体験学習用ごみ収集車「カティ」のイメージキャラクター



「カティ」による体験学習の様子

リサイクルよりも2R（発生抑制と再使用）を推進する理由

ごみを減らすためには、3R（発生抑制『リデュース』、再使用『リユース』、再生利用『リサイクル』）を推進する必要があります。

リサイクルを推進することで、資源の保全や環境負荷の低減ができます。しかし、リサイクルも環境負荷を生じ、ごみとして処理する以上の費用がかかることがあります。

一方、2Rはそもそも不用品「もの」を発生させない取組みですので、ごみ処理やリサイクルのための環境負荷や費用が発生しません。そのため、2Rは環境にやさしいことはもちろんのこと、節減した費用を財源とすることで、区民サービスの向上につながる理想的なごみ減量の取組みと考えています。

主な取組みの追加・充実

施策3	安定的な収集・処理の推進	
3-(1) 家庭ごみの適正 排出を促す環境 整備	●災害時の家庭ごみなどの分別及び排出方法、排出場所の検討と、災害廃棄物処理基本計画の策定	追加
	●使い捨てプラスチック製品などの散乱ごみによる海洋汚染防止の視点など清潔保持・環境美化を目的とした活動の支援	追加
	●公共の場所（公園・広場・河川など管理者が清掃を行っている場所）をボランティア活動で清掃した一時的にでるごみ（分別されたもの）の収集運搬の支援	追加
	●関係所管と連携した、収集用具、ごみ袋、収集時に着用する啓発に資するベストや啓発用ののぼりなどの貸与による支援	追加
	●排出禁止物の適正処理 ・排出禁止物を適正処理している専門処理業者の情報提供の充実	充実
	・家庭の水銀を含む体温計・血圧計の回収方法・回収場所、エアゾール缶やスプレー缶の排出方法の周知徹底	追加
3-(2) 事業系ごみの適正 処理の促進	●収集車両の技術動向の注視と、より環境負荷の少ない車両についての調査・研究	追加
	●排出事業者への情報提供の充実 ・排出事業者向けのセミナーの実施 ・排出事業者との双方向の情報交換の機会の充実 ・排出事業者の自主活動の好事例の紹介	追加
	●使い捨てプラ製品（レジ袋やスプーン、ストローなど）や食品ロス（食べ残しや売れ残りなど）の削減に取組む小売店や飲食店の支援や、商店街が主催するイベント等の支援	追加
施策4	情報提供と意識啓発の推進	
4-(1) 区の特性を踏まえた 効果的な情報提供 の推進	●対象に応じた情報提供の充実 ・事業者向けガイドブックの活用促進	充実
	●多様な広報媒体の活用 ・モバイルデバイスからアクセスしやすい最新の情報提供ツールの検討及び整備	追加
	●各地区の特性に応じたごみ減量・リサイクル推進委員会の活動	充実
4-(2) 環境教育・環境 学習の推進	●体験学習用ごみ収集車「カティ」と映像による教材を活用した環境学習の充実	充実
	●事業者、大学、NPO との連携によるそれぞれの強みを活用した子どもたちへの普及啓発活動の実施	充実

3 令和6年度一般廃棄物処理実施計画

1 施行区域 世田谷区

2 一般廃棄物の年間の処理量の見込み

- | | |
|---------------|-------------------------------|
| (1) ごみ | 217,315トン
(日量 704トン) |
| (2) し尿、浄化槽汚泥等 | 1,040キロリットル
(日量 4.1キロリットル) |
| (3) 動物死体 | 780頭
(日量 3頭) |

3 一般廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項

施策1

不用品「もの」を出さない暮らしや事業活動の促進

2 R行動の促進

2 R活動の支援

ごみの発生抑制のための主体間連携の強化

ごみの発生抑制手法の検討

施策2

分別の徹底とリサイクルの推進

区民・事業者主体の資源回収活動の支援・促進

家庭からの資源回収の推進

事業系リサイクルの拡充

施策3

安定的な収集・処理の推進

家庭ごみの適正排出を促す環境整備

事業系ごみの適正処理の促進

施策4

情報提供と意識啓発の推進

区の特性を踏まえた効果的な情報提供の推進

環境教育・環境学習の推進

4 分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分並びに一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項等

(1) ごみ

区 分	種 別	処 理 量	収集区域	収集方法	運搬方法	処分方法	区民・事業者の協力義務等
世田谷区清掃・リサイクル条例(平成11年12月世田谷区条例52号。以下「条例」という。)第2条第2項第1号に規定する家庭廃棄物	可燃ごみ(資源を除く。)	117,162 ^{トン} (日量378トン)	世田谷区全域	世田谷区が原則として週2回収集する。	自動車による。	原則として、東京二十三区清掃一部事務組合が管理する中間処理施設において処理した後、東京都が設置管理する最終処分場において埋立処分をする。	可燃ごみ、不燃ごみ、資源及びペットボトルに分別し、別表第1に規定する収集曜日及び時間に、保管している場所から資源・ごみ集積所(原則としてそれを利用しようとする区民等が協議のうえ位置を定め、その場所を区に申し出て、区が収集可能であると確認した場所とする。以下同じ。)へ排出すること。ただし、一時多量及び臨時に排出する場合は、あらかじめ区長に申告し、その指示に従わなければならない。別表第2に規定する排出禁止物を排出してはならない。可燃ごみ又は不燃ごみについては、世田谷区清掃・リサイクル条例施行規則(平成12年3月世田谷区規則第39号。以下「規則」という。)第27条第1項に規定する基準に適合した容器に収納して排出すること。なお、単身世帯、共働き世帯等であって容器の持出しが困難である場合は、規則第27条第2項の基準に適合した袋により排出することができる。資源のうち、古紙については、新聞、雑誌類、紙パック及び段ボールをそれぞれ別に、ひもで束ねて排出すること。ただし、雑誌類のうち雑誌以外のその他の紙については、紙袋に入れて排出するものとし、紙パックについては紙袋に入れて排出することもできるものとする。資源のうち、ガラスびん及び缶については、飲料用、食品用等のものとし、キャップ等を除去し、洗浄してから世田谷区が資源・ごみ集積所に配付する資源回収容器の中に、又は規則第27条第2項の基準に適合した袋により排出すること。資源のうち、ペットボトルについては、飲料用、調味料用のものとし、キャップ、ラベルを除去し、洗浄及び簡易な圧縮をしてから規則第27条第2項の基準に適合した袋又は定められたペットボトル回収袋により排出すること。なお、ビニールコート紙、スプレー缶等、資源として再生利用する際に不適正なものは、資源として排出してはならない。
	不燃ごみ(資源を除く。)	3,700 ^{トン} (日量13トン)		世田谷区が原則として月2回収集する。		世田谷区が管理する中継施設において、選別した再生利用が可能な物については、再商品化事業者等に引き渡す。その他の物については、原則として、東京二十三区清掃一部事務組合が管理する中間処理施設において処理した後、東京都が設置管理する最終処分場において埋立処分をする。	
	資源(再生利用を目的として分別して収集するもので、古紙、ガラスびん、缶及びペットボトルをいう。)	25,144 ^{トン} (日量81トン)		古紙、ガラスびん及び缶については、世田谷区が原則として週1回収集する。		世田谷区が原則として月2回収集する。	
		2,549 ^{トン} (日量9トン)	ペットボトルについては、世田谷区が原則として、月2回収集する。				

区 分	種 別	処 理 量	収集区域	収集方法	運搬方法	処分方法	区民・事業者の協力義務等
	粗大ごみ（一辺の最も長い寸法が30cmを超える耐久消費財を中心とする廃棄物（板状・箱状の物の場合は一辺の長さが30cm超200cm以下、中身の詰まっている柱・棒状の物の場合は直径10cm超30cm以下、長さ50cm超200cm以下のものを対象とする。）をいう。ただし、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号。以下、「資源有効利用促進法」という。）第2条第9項から第13項までに規定する製品は除く。）	8,401ト _ン (日量27トン)		区民の申告に基づき世田谷区が収集する。		世田谷区が管理する中継施設において、選別した資源化が可能な物については、資源化処理事業者等に引き渡す。その他の物については、原則として、東京都二十三区清掃一部事務組合が管理する中間処理施設において処理した後、東京都が設置管理する最終処分場において埋立処分をする。	あらかじめ世田谷区粗大ごみ受付センターに申告し、条例第38条の規定により、有料粗大ごみ処理券を添付し定められた日に排出すること。転居する者は転居に伴い発生する粗大ごみを、計画的に上記の方法により排出すること。 なお、粗大ごみに含まれるアスベストやポリクロリネイテッドビフェニル（PCB）等の有害物質含有部位は、除去すること。 また、あらかじめ世田谷区粗大ごみ受付センターに申告し、条例第38条の規定により、粗大ごみ有料ごみ処理券を添付し、区長の指定する施設に運搬して排出することもできる。
	転居廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号)第2条第10号に規定するものが収集し、又は運搬する廃棄物をいう。ただし、資源有効利用促進法第2条第9項から第13項までに規定する製品は除く。）	――	世田谷区全域(転居する者が引越荷物運送業者に処理を委任した場合に限る。)	転居する者から処理を委任された引越荷物運送業者が、転居廃棄物を収集し、自ら管理する収集区域内の保管倉庫まで運搬し、一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた者が引渡しを受け運搬する。	東京二十三区清掃一部事務組合が管理する中間処理施設において処理した後、東京都が設置管理する最終処分場に埋め立てる他、一般廃棄物処分業の許可を受けた者が処分する。	転居する者は、やむをえない事情により引越荷物運送業者に処理を委任するときは、区長が別に定める事項を記載した委任状を当該引越荷物運送業者に交付しなければならない。 引越荷物運送業者は、一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた者(粗大ごみ破砕処理施設に転居廃棄物であって粗大ごみの形状をしたものを搬入しようとする者に限る。)に収集運搬を委託するときは、あらかじめ保管倉庫の所在地を管轄する清掃事務所に、倉庫の登録をしなければならない。	

区 分	種 別	処 理 量	収集区域	収集方法	運搬方法	処分方法	区民・事業者の協力義務等
資源有効利用促進法に規定する製品	テレビ、冷蔵庫、洗濯機、エアコンディショナー等(特定家庭用機器再商品化法施行令(平成10年政令第378号)第1条に規定する製品をいう。)	——	世田谷区全域	区民自らが、特定家庭用機器の製造等を業として行う者(以下、「製造業者等」という。)が設置する指定引取場所に引き渡すもののほか、特定家庭用機器再商品化法(平成10年法律第97号。以下、「家電リサイクル法」という。)第9条の規定による小売業者及び小売業者の引取義務のないものは、区民の申告により、廃棄物の収集運搬業の許可を受けた者が、製造業者等が設置する指定引取場所へ引き渡す。		家電リサイクル法第18条の規定に基づき、製造業者等が再商品化を行う。	製造業者等へ家電リサイクル法17条の規定に基づいて引渡しを行う。
	パーソナルコンピュータ(以下、「パソコン」という。資源有効利用促進法第2条第12項に規定する指定再資源化製品であるパソコンのうち、デスクトップパソコン、ノートブックパソコン、パソコン用ディスプレイ装置(ブラウン管式・液晶式)をいう。ただし、有機EL式ディスプレイは含まない。)	——		廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下、「廃掃法」という。)第9条の9第1項に規定する環境大臣の認定を受けた者が収集運搬を行う。		資源有効利用促進法第4条の規定に基づき、工場若しくは事業場において事業を行う者及び物品の販売の事業を行う者(以下、「事業者等」という)が再資源化を行う。	事業者等に申し込み、指示に従うこと。
	使用済みの携帯電話、デジタルカメラ、電子辞書等(使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律施行令(平成25年政令第45号)第1条に規定する製品のうち、区が指定した使用済小型家電12品目をいう。)	7トン(日量27kg。ただし、使用済小型家電回収ボックスから回収されたもののみ。)		公共施設に設置する使用済小型家電回収ボックスから、月2～4回の頻度で、世田谷区が回収する。不燃ごみとして排出されたものは、原則として、世田谷区が月2回収する。	自動車による。	世田谷区が管理する中継施設において選別した資源化が可能な使用済小型家電については、資源化事業者に引き渡す。	使用済小型家電回収ボックスを利用する場合は、投入口(縦10cm、横25cm)に入るものに限る。個人情報情報は消去してから投入すること。コード類は結んでから投入すること。

区 分	種 別	処 理 量	収集区域	収集方法	運搬方法	処分方法	区民・事業者の協力義務等
条例第2条第2項第3号に規定する事業系一般廃棄物及び一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物	可燃ごみ(資源を除く。)	36,999トﾝ(日量119トﾝ)	世田谷区全域	事業者が自らの責任で行うもののほかは、世田谷区が原則として週2回収集する。	事業者が自らの責任で行うもののほかは、自動車による。	事業者が自らの責任で処分するもののほかは、原則として東京二十三区清掃一部事務組合が管理する中間処理施設において処理した後、東京都が設置管理する最終処分場において埋立処分をする。	事業者が自らの責任で収集及び運搬を行い、区長の指定する施設を利用して処分する場合は、一般廃棄物と産業廃棄物とに分別するなど世田谷区の指示によること。 世田谷区に排出する場合は、条例第39条の規定により、有料ごみ処理券を添付して排出しなければならない。ただし、これにより難いと区長が認めるときは、区長の指示に従わなければならない。可燃ごみ、不燃ごみ、資源及びペットボトルに分別し、別表第1に定める収集曜日及び時間に、保管している場所から資源・ごみ集積所へ排出すること。 なお、別表第2に規定する排出禁止物を排出してはならない。 可燃ごみ又は不燃ごみについては、規則第27条第1項に規定する基準に適合した容器に収納して排出すること。容器の持出しが困難である場合は、規則第27条第2項の基準に適合した袋により排出することができる。 資源のうち、古紙については、新聞、雑誌類、紙パック及び段ボールをそれぞれ別に、ひもで束ねて排出すること。ただし、雑誌類のうち雑誌以外のその他の紙については、紙袋に入れて排出するものとし、紙パックについては紙袋に入れて排出することもできるものとする。 資源のうち、ガラスびん及び缶については、飲料用、食品用等のものとし、キャップ等を除去し、洗浄してから規則第27条第2項の基準に適合した袋により排出すること。
	不燃ごみ(資源を除く。)	1,793トﾝ(日量6トﾝ)				事業者が自らの責任で処分するもののほかは、世田谷区が管理する中継施設において、選別した再生利用が可能なものについては、再商品化事業者等に引き渡す。その他のものは、原則として東京二十三区清掃一部事務組合が管理する中間処理施設において処理した後、東京都が設置管理する最終処分場において埋立処分をする。	
	資源(再生利用を目的として分別して収集するもので、古紙、ガラスびん、缶及びペットボトルをいう。)	7,595トﾝ(日量25トﾝ)		古紙、ガラスびん及び缶については、事業者が自らの責任で行うもののほかは、世田谷区が原則として週1回収集する。		資源又はペットボトルについては、事業者が自らの責任で処分するもののほかは、世田谷区が管理する資源化施設及び民間施設において中間処理した後、再生利用が可能な資源として、再商品化事業者等に引き渡す。	
		770トﾝ(日量3トﾝ)		ペットボトルについては、事業者が自らの責任で行うもののほかは、世田谷区が原則として月2回収集する。			資源のうち、ペットボトルについては、飲料用、調味料用のものとし、キャップ、ラベルを除去し、洗浄及び簡易な圧縮をしてから、規則第27条第2項の基準に適合した袋により排出すること。なお、ビニールコート紙、スプレー缶等、資源として再生利用する際に不適正なものは、資源として排出してはならない。

区 分	種 別	処 理 量	収集区域	収集方法	運搬方法	処分方法	区民・事業者の協力義務等
	その他の資源(再生利用を目的として民間で処理される剪定枝等又は食品残渣をいう。)	剪定枝等 9,136トン(日量32トン) 食品残渣 4,059トン(日量11トン)		事業者が自らの責任で行う。		――	区一般廃棄物収集運搬業者が、廃棄物(剪定枝等又は食品残渣)を再生資源化するために、区外民間施設へ運搬する際には、区と施設所在地の自治体間における廃棄物処理についての協議を要する。

備考

- 事業系一般廃棄物の処理について、事業者は、上記のほか、自ら又は一般廃棄物処理業の許可を受けた者に委託して行う。なお、一般廃棄物収集運搬業の許可については、現在許可を受けている者により適正処理が確保されているため、原則として新たな許可は行わない。収集運搬業に関して、既に他のいずれかの特別区において同種のごみ種の許可を有する場合でも、別途区との協議を要する。また、処分業に関して新たに新規許可を要する場合も区との事前協議を要する。
- 廃棄物の区分のうち、一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物とは、廃掃法第2条第4項及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第2条に規定する産業廃棄物のうち、廃プラスチック類(原則としてプラスチック製造業及びプラスチック加工業から排出されるものを除く。)、紙くず、木くず、金属くず(廃油等が付着しているものを除く。)、ガラスくず及び陶磁器くずで、一事業者当たりの平均排出日量が、一般廃棄物(資源を含む)と合わせて10キログラム未満のものをいう。

なお、一般廃棄物の処理又はその処理施設の機能に支障が生じない範囲において、家庭廃棄物及び事業系一般廃棄物と併せて世田谷区が収集する。
- 世田谷区は、上記の表に掲げるほか、世田谷区全域の家庭廃棄物の資源(新聞、ペットボトル、白色発泡トレイ、食品用透明プラスチック容器、色・柄付き発泡トレイ、飲料用ペットボトルのキャップ及び廃食用油)を、公共施設等に設置した回収ボックス等から収集し、民間施設において中間処理した後、再生利用が可能な資源として、再商品化事業者に引き渡す。また、インクカートリッジを公共施設等に設置した回収ボックスにより回収し、再生資源として製造業者等に引き渡す。
- 世田谷区は、上記の表に掲げるほか、家庭で使用していた水銀入り体温計・血圧計等を、公共施設等に設置した回収ボックス等から回収し、適正処理が可能な民間業者等に引き渡す。
- 世田谷区は、まだ食べられるのに廃棄されるいわゆる食品ロスを削減するため、家庭における余剰食品をエコプラザ用賀、リサイクル千歳台、清掃・リサイクル部事業課、各総合支所地域振興課等で受付け、福祉団体等に引き渡す。
- 資源・ごみ集積所の設置場所が記された地図については、世田谷区清掃・リサイクル部事業課窓口にて一般の閲覧を可能とする。

7 集合住宅等における粗大ごみの排出に関しては、保管庫や管理人の配置等の事情から、清掃事務所と管理会社等との協議により、収集曜日を別途定める場合がある。

(2) し尿、浄化槽汚泥等

区 分	処 理 量	収 集 方 法	運 搬 方 法	処 分 方 法	区民・事業者の協力義務等
し尿(事業活動に伴って生じたし尿並びに浄化槽汚泥及びし尿混じりのビルピット汚泥を除く。)	91キロリットル(日量1.0キロリットル)	世田谷区が原則として2週に1回収集する。ただし、排出量の少ない場合については、この限りではない。	吸上げ自動車による。	東京二十三区清掃一部事務組合が管理する施設において、下水道放流により処分する。	公共下水道処理区域内においてくみ取り便所が設けられている建築物を所有する者は、下水道法(昭和33年法律第79号)第11条の3に規定する期間内に水洗便所に改造しなければならない。 便槽内に布切れその他の異物を投入しないこと。 くみ取り口等から雨水等が流入しないようにすること。 浄化槽管理者は、浄化槽法(昭和58年法律第43号)第10条の規定に基づいて、浄化槽の保守点検及び清掃を行わなければならない。
事業活動に伴って生じたし尿及びし尿混じりのビルピット汚泥(専ら居住用の建築物から排出されるし尿混じりのビルピット汚泥を除く。)	—	一般廃棄物収集運搬業(汚泥)の許可を受けた者が収集運搬する。 (事業活動に伴って生じたし尿のうち、居住用建築物と兼用となっている便槽のものについては、家庭系し尿として、世田谷区が収集する。)	—	一般廃棄物処分業(汚泥)の許可を受けた者が処分する。	
浄化槽汚泥並びに専ら居住用の建築物から排出されるし尿混じりのビルピット汚泥及びディスプレイ汚泥(東京都下水道局に設置届出をしているディスプレイシステムから排出されるものに限る。)	949キロリットル(日量3.1キロリットル)			東京二十三区清掃一部事務組合が管理する施設において、下水道放流により処分する。	

(3) 動物死体

区 分	処 理 量	収 集 方 法	運 搬 方 法	処 分 方 法	区民・事業者の協力義務等
動物死体(25kg未満のものに限る)	780頭(日量3頭)	土地又は建物の占有者又は管理者(以下「占有者」という。)が自らの責任で行うもののほかは、申告により世田谷区が収集する。	占有者が自らの責任で行うもののほかは、自動車による。	占有者が自らの責任で行うもののほかは、火葬により処分する。	世田谷区に収集を依頼する場合は、規則第30条に規定する動物死体届出書により、管轄の清掃事務所長へ申告すること。 収集、運搬及び処分に困難を生じないよう世田谷区の指示によること。

別表第1

収集曜日及び時間

1 収集曜日

町名	丁目	可燃ごみ	不燃ごみ	ペットボトル	資源
赤堤	1・3～5	水・土	2・4回目の 月	1・3回目の 月	木
赤堤	2	火・金	2・4回目の 木	1・3回目の 木	土
池尻	1・2	月・木	2・4回目の 火	1・3回目の 火	金
池尻	3	月・木	1・3回目の 土	2・4回目の 土	金
池尻	4	月・木	1・3回目の 土	2・4回目の 土	水
宇奈根	1～3	火・金	2・4回目の 土	1・3回目の 土	月
梅丘	1～3	火・金	2・4回目の 水	1・3回目の 水	土
大蔵	1～4	火・金	1・3回目の 土	2・4回目の 土	木
大蔵	5・6	火・金	1・3回目の 水	2・4回目の 水	月
大原	1	月・木	2・4回目の 土	1・3回目の 土	水
大原	2	火・金	1・3回目の 木	2・4回目の 木	土
岡本	1～3	火・金	2・4回目の 土	1・3回目の 土	木
奥沢	1・3・4	月・木	1・3回目の 金	2・4回目の 金	水
奥沢	2・5・6	月・木	2・4回目の 金	1・3回目の 金	水
奥沢	7	月・木	1・3回目の 火	2・4回目の 火	土
奥沢	8	月・木	2・4回目の 金	1・3回目の 金	土
尾山台	1～3	月・木	2・4回目の 火	1・3回目の 火	土
粕谷	1・2	水・土	2・4回目の 木	1・3回目の 木	金
粕谷	3・4	水・土	2・4回目の 木	1・3回目の 木	火
鎌田	1～4	火・金	2・4回目の 土	1・3回目の 土	木
上馬	1	月・木	2・4回目の 火	1・3回目の 火	金
上馬	2～5	火・金	1・3回目の 水	2・4回目の 水	月
上北沢	1～4	月・木	1・3回目の 火	2・4回目の 火	土
上北沢	5	月・木	2・4回目の 火	1・3回目の 火	土
上祖師谷	1・2・5～7	水・土	2・4回目の 木	1・3回目の 木	火
上祖師谷	3・4	水・土	1・3回目の 木	2・4回目の 木	火
上野毛	1・4	火・金	2・4回目の 土	1・3回目の 土	木
上野毛	2・3	水・土	1・3回目の 月	2・4回目の 月	火
上用賀	1～4	水・土	1・3回目の 木	2・4回目の 木	金
上用賀	5・6	水・土	1・3回目の 木	2・4回目の 木	火
北鳥山	1・3	月・木	2・4回目の 火	1・3回目の 火	水
北鳥山	2・4～9	月・木	2・4回目の 金	1・3回目の 金	水
北沢	1～5	月・木	2・4回目の 土	1・3回目の 土	水
喜多見	1～9	火・金	1・3回目の 水	2・4回目の 水	月
砧	1～5	火・金	1・3回目の 土	2・4回目の 土	木
砧	6・8	火・金	2・4回目の 水	1・3回目の 水	木
砧	7	火・金	2・4回目の 水	1・3回目の 水	月
砧公園		火・金	1・3回目の 土	2・4回目の 土	木
給田	1～3	月・木	1・3回目の 金	2・4回目の 金	土
給田	4・5	月・木	1・3回目の 金	2・4回目の 金	水

町名	丁目	可燃ごみ	不燃ごみ	ペットボトル	資源
経堂	1・4・5	水・土	1・3回目の 月	2・4回目の 月	木
経堂	2・3	水・土	2・4回目の 月	1・3回目の 月	木
豪徳寺	1	火・金	2・4回目の 木	1・3回目の 木	土
豪徳寺	2	水・土	2・4回目の 金	1・3回目の 金	火
駒沢	1・2	火・金	1・3回目の 水	2・4回目の 水	月
駒沢	3	水・土	2・4回目の 木	1・3回目の 木	金
駒沢	4・5	火・金	2・4回目の 水	1・3回目の 水	月
駒沢公園		火・金	2・4回目の 水	1・3回目の 水	月
桜	1・2	水・土	2・4回目の 金	1・3回目の 金	木
桜	3	水・土	2・4回目の 金	1・3回目の 金	火
桜丘	1～5	水・土	1・3回目の 月	2・4回目の 月	火
桜新町	1・2	水・土	2・4回目の 木	1・3回目の 木	金
桜上水	1～5	水・土	2・4回目の 月	1・3回目の 月	木
三軒茶屋	1	月・木	2・4回目の 火	1・3回目の 火	金
三軒茶屋	2	火・金	1・3回目の 水	2・4回目の 水	月
下馬	1・3～6	月・木	1・3回目の 火	2・4回目の 火	金
下馬	2	月・木	2・4回目の 火	1・3回目の 火	金
新町	1	火・金	2・4回目の 水	1・3回目の 水	月
新町	2・3	水・土	2・4回目の 木	1・3回目の 木	金
成城	1～6	火・金	2・4回目の 水	1・3回目の 水	月
成城	7～9	水・土	1・3回目の 木	2・4回目の 木	火
瀬田	1・2	水・土	1・3回目の 月	2・4回目の 月	火
瀬田	3	水・土	1・3回目の 月	2・4回目の 月	木
瀬田	4・5	水・土	2・4回目の 月	1・3回目の 月	火
世田谷	1～4	水・土	2・4回目の 金	1・3回目の 金	火
祖師谷	1・2	水・土	2・4回目の 月	1・3回目の 月	金
祖師谷	3	水・土	2・4回目の 月	1・3回目の 月	火
祖師谷	4～6	水・土	1・3回目の 木	2・4回目の 木	火
太子堂	1・2	月・木	2・4回目の 火	1・3回目の 火	金
太子堂	3	月・木	1・3回目の 土	2・4回目の 土	水
太子堂	4・5	火・金	2・4回目の 水	1・3回目の 水	月
代沢	1～3・5	月・木	1・3回目の 土	2・4回目の 土	水
代沢	4	火・金	1・3回目の 木	2・4回目の 木	月
代田	1	火・金	1・3回目の 木	2・4回目の 木	月
代田	2・5	火・金	1・3回目の 木	2・4回目の 木	水
代田	3	火・金	2・4回目の 水	1・3回目の 水	土
代田	4	火・金	1・3回目の 木	2・4回目の 木	土
代田	6	月・木	2・4回目の 土	1・3回目の 土	水
玉川	1・2	水・土	1・3回目の 月	2・4回目の 月	火
玉川	3・4	水・土	2・4回目の 月	1・3回目の 月	火
玉川台	1・2	水・土	2・4回目の 月	1・3回目の 月	火
玉川田園調布	1・2	月・木	2・4回目の 金	1・3回目の 金	水

町名	丁目	可燃ごみ	不燃ごみ	ペットボトル	資源
玉堤	1・2	月・木	2・4回目の 火	1・3回目の 火	土
千歳台	1～6	水・土	2・4回目の 月	1・3回目の 月	金
弦巻	1～5	水・土	1・3回目の 金	2・4回目の 金	火
等々力	1・2	月・木	2・4回目の 火	1・3回目の 火	土
等々力	3	火・金	1・3回目の 土	2・4回目の 土	木
等々力	4・5・6	月・木	1・3回目の 火	2・4回目の 火	土
等々力	7	火・金	1・3回目の 水	2・4回目の 水	月
等々力	8	火・金	1・3回目の 土	2・4回目の 土	月
中町	1・5	火・金	2・4回目の 土	1・3回目の 土	木
中町	2～4	火・金	1・3回目の 土	2・4回目の 土	木
野毛	1～3	火・金	2・4回目の 土	1・3回目の 土	木
野沢	1	月・木	2・4回目の 火	1・3回目の 火	金
野沢	2・3	月・木	1・3回目の 火	2・4回目の 火	金
野沢	4	火・金	1・3回目の 水	2・4回目の 水	月
八幡山	1～3	月・木	1・3回目の 火	2・4回目の 火	土
羽根木	1・2	火・金	1・3回目の 木	2・4回目の 木	土
東玉川	1・2	月・木	1・3回目の 金	2・4回目の 金	水
深沢	1～4	火・金	1・3回目の 水	2・4回目の 水	月
深沢	5	火・金	1・3回目の 土	2・4回目の 土	月
深沢	6・7	火・金	2・4回目の 水	1・3回目の 水	月
深沢	8	火・金	2・4回目の 水	1・3回目の 水	木
船橋	1～7	水・土	1・3回目の 月	2・4回目の 月	金
松原	1～5	火・金	2・4回目の 木	1・3回目の 木	土
松原	6	火・金	1・3回目の 木	2・4回目の 木	土
三宿	1	月・木	2・4回目の 火	1・3回目の 火	金
三宿	2	月・木	1・3回目の 土	2・4回目の 土	水
南烏山	1・2・5	月・木	2・4回目の 火	1・3回目の 火	土
南烏山	3・4・6	月・木	1・3回目の 金	2・4回目の 金	水
宮坂	1・2	水・土	1・3回目の 月	2・4回目の 月	木
宮坂	3	水・土	2・4回目の 月	1・3回目の 月	木
用賀	1	水・土	1・3回目の 月	2・4回目の 月	木
用賀	2	水・土	2・4回目の 木	1・3回目の 木	金
用賀	3・4	水・土	1・3回目の 木	2・4回目の 木	金
若林	1・2	火・金	2・4回目の 水	1・3回目の 水	月
若林	3・4	水・土	2・4回目の 金	1・3回目の 金	火
若林	5	火・金	2・4回目の 水	1・3回目の 水	土

※ 新大型特殊車による可燃ごみの収集が行われる集合住宅等においては、特殊車両による収集となることから、上表によらず、所管する清掃事務所が定める収集曜日とする。

2 時間

収集当日の朝、午前 8 時までに出すこと。ただし、次の早朝収集実施区域の可燃ごみについては、収集当日の朝、午前 7 時までに出すこと。

早朝収集実施区域

下北沢駅周辺	北沢二丁目 9 番から 14 番まで、17 番から 21 番までのうち、区長が別に定める区域
三軒茶屋駅周辺	太子堂四丁目 23 番から 29 番まで並びに三軒茶屋二丁目 13 番から 14 番までのうち、区長が別に定める区域

別表第 2

排出禁止物（条例第 40 条第 1 項各号に規定するもの）及び適正処理困難物

区分	例示
有害性の物	ガスボンベ（プロパンガス、アセチレンガス、酸素、水素等）、石油類（ガソリン、軽油、灯油、ベンジン、シンナー、塗料、エンジンオイル、ブレーキオイル等）、工業薬品（塩酸、硫酸、硝酸、クロム等）、アスベスト、印刷用インク、現像液、自動車用燃料添加剤、バッテリー、充電式電池、消火器、使い切っていないスプレー缶・ライター、医療・鍼灸等施術用の針等鋭利なもの（鋭利な部分を容器等で覆っているものを含む。）
危険性のある物	
引火性のある物	
著しく悪臭を発する物	
特別管理一般廃棄物に指定されている物	
家庭廃棄物の処理を著しく困難にし、又は家庭廃棄物の処理施設の機能に支障が生ずる物	自動車、オートバイ、原動機付自転車、ピアノ、耐火金庫、ブロック、レンガ、コンクリート製品、石膏ボード、タイル、エンジン駆動付製品、コンデンサー等
廃掃法第 6 条の 3 の規定により指定された一般廃棄物（廃スプリングマットレスは除く。）	・廃ゴムタイヤ（自動車用のものに限る。） ・廃テレビ受像機（25 型以上の大きさのものに限る。） ・廃電気冷蔵庫（250 リットル以上の内容積を有するものに限る。）

分 別 収 集 計 画
(第10期)

令和4年6月

世 田 谷 区

目 次

1	計画策定の意義	- 1 -
2	基本的方向	- 1 -
3	計画期間	- 1 -
4	対象品目	- 1 -
5	各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み	- 2 -
6	容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項	- 2 -
7	分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分	- 3 -
8	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み	- 5 -
9	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法-	6 -
10	分別収集を実施する者に関する基本的な事項	- 7 -
11	分別収集の用に供する施設の整備に関する事項	- 8 -
12	その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項	- 8 -

世田谷区分別収集計画（第10期） （令和5年度～令和9年度）

1 計画策定の意義

世田谷区は、清掃・リサイクル条例及び一般廃棄物処理基本計画の基本理念の中で、ごみそのものを減らす取組みを進め、環境に配慮した持続可能な社会への転換を目指した取組みを進めることを掲げている。

これまで本区は、計画に基づく諸施策を実施し、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下、「法」という。）も活用しながら、清掃・リサイクル事業を推進してきた。

本計画は、令和2年度を初年度とする第9期分別収集計画に基づく取組みの成果等を踏まえ、法第8条に基づく容器包装廃棄物の分別収集を行うにあたり、区民・事業者・行政それぞれの役割と責任を明確化し、具体的な推進方策を明らかにするものである。

2 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

- （1）区民・事業者主体による取組みを推進する。
- （2）拡大生産者責任の考え方に基づく発生・排出抑制を推進する。
- （3）環境への負荷低減などの効果と費用を勘案した効率的な事業を展開する。

3 計画期間

本計画の計画期間は、令和5年度から令和9年度の5年間とし、令和7年度に見直す。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール缶、アルミ缶、無色のガラスびん、茶色のガラスびん、その他の色のガラスびん、紙パック、段ボール、ペットボトル、白色の発泡スチロール製食品トレイ、その他のプラスチック製容器包装を対象とする。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み

(法第8条第2項第1号)

(単位：t)

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
容器包装廃棄物	61,773	61,057	60,211	60,056	60,080

6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項

(法第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の排出を抑制するため、一般廃棄物処理基本計画に基づき次の施策を実施する。なお、実施にあたっては、区民、生産・販売事業者、再生事業者等がそれぞれの立場から適切に役割を分担し、相互の連携を図る。

(1) 不用な「もの」を出さない暮らしや事業活動の促進

- ・粗大リユース品の展示・提供や、各種修理講座等の更なる拡充
- ・リユースショップやNPO団体等が主催するフリーマーケットなど、民間等の取組みに関する情報提供の充実
- ・レジ袋削減も含めたマイバック・マイボトル・マイ箸の利用、過剰な包装を断るなどの行動を促進
- ・使い捨てプラ製品（レジ袋やスプーン、ストローなど）や食品ロスの削減に取り組む小売店や飲食店の支援、商店街が主催するイベントなどの支援
- ・誰もが活動しやすい環境の整備
- ・子育て世代のリユース活動の支援、主体的2R行動の促進

(2) 分別の徹底とリサイクルの推進

- ・資源再利用活動団体への活動支援
- ・拡大生産者責任に基づく、事業者の独自回収に向けた取組みの促進
- ・安定的かつ効率的な行政による資源回収の推進
- ・区施設での拠点回収の拡充
- ・資源化ルートのある資源の分別徹底と排出協力の普及啓発の促進
- ・資源化対象品目の調査研究及び拡大
- ・2Rの取組みを促進し、より効率的な資源回収方法の検討
- ・事業者が活用しやすい事業系リサイクルシステムへの拡充に向けた支援
- ・区施設から排出されるごみの資源化の更なる促進
- ・環境負荷低減に配慮した率先行動の区としての実践

(3) 情報提供と意識啓発の推進

- ・「資源・ごみの収集カレンダー」の全戸配布によるごみ減量・適正排出の周知
- ・不動産会社や集合住宅等管理組合と連携した分別・排出ルール等の情報提供の充実
- ・外国人等への分別・排出ルール等の情報提供の充実
- ・事業者向けガイドブックの活用の促進
- ・モバイルデバイスからアクセスしやすい最新の情報提供ツールの検討及び整備
- ・各地区の特性に応じたごみ減量・リサイクル推進委員会の活動の推進
- ・児童・生徒向け「ごみ・リサイクルに関する環境学習プログラム」の実施
- ・町会、自治会など、各種団体が開催する学習会等への講師（職員）派遣
- ・事業者、大学、NPOとの連携によるそれぞれの強みを活用した子どもたちへの普及啓発活動の実施

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分

(法第8条第2項第3号)

再商品化計画や処理施設の状況等を総合的に勘案し、分別収集する容器包装廃棄物の種類及び収集に係る分別の区分を次のように定める。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器		缶
主としてガラス製の容器	無色のガラス製容器	ガラスびん
	茶色のガラス製容器	
	その他の色のガラス製容器	
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く）		紙パック
主として段ボール製の容器		段ボール

主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって、飲料・しょう油等を充てんするためのも	ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	白色の発泡スチロール製食品トレイ（以下「白色トレイ」と表記）
	ペットボトル、白色トレイ以外のプラスチック製容器包装（以下「その他のプラスチック製容器包装」と表記）

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

(法第8条第2項第4号)

(単位：t)

	令和5年度 (2023年度)		令和6年度 (2024年度)		令和7年度 (2025年度)		令和8年度 (2026年度)		令和9年度 (2027年度)	
主としてスチール製の容器	945		911		882		854		829	
主としてアルミ製の容器	1,875		1,896		1,925		1,955		1,991	
無色のガラス製容器	(合計) 2,382		(合計) 2,260		(合計) 2,154		(合計) 2,053		(合計) 1,963	
	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量
	-	2,382	-	2,260	-	2,154	-	2,053	-	1,963
茶色のガラス製容器	(合計) 1,175		(合計) 1,167		(合計) 1,165		(合計) 1,163		(合計) 1,164	
	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量
	1,034	141	1,027	140	1,025	140	1,023	140	1,024	140
その他の色のガラス製容器	(合計) 4,745		(合計) 4,601		(合計) 4,483		(合計) 4,367		(合計) 4,266	
	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量
	4,745	-	4,601	-	4,483	-	4,367	-	4,266	-
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの (原料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)	67		67		68		68		69	
主として段ボール製の容器	14,566		14,692		14,890		15,088		15,331	
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょうゆ、その他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	(合計) 3,228		(合計) 3,371		(合計) 3,537		(合計) 3,711		(合計) 3,904	
	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量
	2,748	480	2,891	480	3,057	480	3,231	480	3,424	480
主としてプラスチック製の容器であって上記以外のもの	(合計) 10		(合計) 1,670		(合計) 6,767		(合計) 6,796		(合計) 6,844	
	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量
	1	9	1,667	3	6,767	-	6,796	-	6,844	-
(うち、白色トレイ)	(合計) 1		(合計) 1		(合計) 1		(合計) 1		(合計) 1	
	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量
	1	-	1	-	1	-	1	-	1	-
合計	28,993		30,635		35,871		36,055		36,361	

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

(1) 過去の実績を参考にした区民1人1日あたりのごみ排出量、資源回収量の算定

[基礎数値の設定]

①可燃ごみ・不燃ごみに含まれる各容器包装廃棄物の量

ア) 平成29年度から令和3年度までの可燃ごみ・不燃ごみ収集量を各年度の人口・年間日数で除して区民1人あたりの排出量を算出し、平成30年度から令和3年度の対前年比率を算出し、同期間の平均増減率を算出する。

※令和元年度及び令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響が大きいため、平均から除いている。

イ) 各年度の家庭ごみ組成分析調査の組成割合を乗じ、可燃ごみ・不燃ごみに含まれる各容器包装廃棄物の排出源単位(区民1人1日あたりの排出量)を算出する。

※令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により調査を中止したため、組成割合は令和元年度及び令和3年度の平均割合を用いる。

②資源として回収した各容器包装廃棄物の量

資源として回収した平成29年度から令和3年度までの各容器包装廃棄物の量を各年度の人口・年間日数で除して区民1人1日あたりの回収量を算出し、平成30年度から令和3年度の対前年比率を算出し、同期間の平均増減率を算出する。

※令和元年度及び令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響が大きいため、平均から除いている。

(2) 令和5年度以降のごみ排出量、資源回収量の推計

①可燃ごみ・不燃ごみに含まれる各容器包装廃棄物の量

(1) ①で算出した可燃ごみ・不燃ごみに含まれる容器包装廃棄物の割合(※注1)を将来人口推計(※注2)による将来人口及び年間日数を乗じて算出する。

②資源として回収する各容器包装廃棄物の量

令和3年度における区民1人1日あたりの回収量を基本に、(1)②で算出した平均増減率、将来人口推計(※注2)による将来人口及び年間日数を乗じ、品目別回収見込み量を算出する。

③資源として集積所から回収するプラスチック製容器包装の量

「世田谷区のプラスチック資源循環施策のあり方に関する基礎調査(令和4年3月)」の算出方法をもとに、「1人あたり年間再商品化量7.3kg/人・年」を使用して、区民1人1日あたりの回収量を算出し、将来人口推計(※注2)による将来人口及び年間日数を乗じ、回収見込み量を算出する。

※1 プラスチック製容器包装の分別収集開始時から、上記③で算出したプラスチック製容器包装の収集量を差し引いて算出

※2 政策経営部政策研究・調査課作成「世田谷区将来人口推計(令和3年7月補正)」を基にした人口推計値

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項

(法第8条第2項第5号)

容器包装廃棄物の回収については、区として分別回収及びその補完機能として公共施設等での拠点回収を実施する。

また、町会・自治会、PTA、集合住宅管理組合等などによる集団回収を支援する。

容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分	収集・運搬	選別・保管等
スチール製の容器 アルミ製の容器	缶	区による分別回収	民間事業者
		地域団体による集団回収	
無色のガラス製容器 茶色のガラス製容器 その他の色のガラス製容器	ガラスびん	区による分別回収	区
		地域団体による集団回収	民間事業者
紙パック (アルミ使用なし)	紙パック	区による分別・拠点回収	民間事業者
		地域団体による集団回収	
段ボール	段ボール	区による分別回収	民間事業者
		地域団体による集団回収	
ペットボトル	ペットボトル	区による分別・拠点回収	民間事業者
		地域団体による集団回収	
白色発泡スチロール 製食品トレイ	白色トレイ	区による拠点回収	民間事業者
		地域団体による集団回収	
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	その他のプラスチック製容器包装	区による拠点回収 (分別回収(※注1))	区
		地域団体による集団回収	民間事業者

※1 本計画策定時、計画期間中の分別収集開始を予定

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項

(法第8条第2項第6号)

容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分	収集容器	収集車	中間処理
スチール製の容器 アルミ製の容器	缶	プラスチック コンテナ又は 袋	2 t 平ボディ車	民間の中間処理 施設
無色のガラス製の容器 茶色のガラス製の容器 その他の色のガラス製の容器	ガラスびん			区資源循環センター
紙パック (アルミ使用なし)	紙パック	回収ボックス 又は紐結束、袋等		民間の中間処理 施設
段ボール	段ボール	紐結束	2 t パッカー車	
ペットボトル	ペットボトル	回収ボックス 又は袋等		
白色の発泡スチロール 製食品トレイ	白色トレイ	回収ボックス	2 t 平ボディ車	
主としてプラスチック 製の容器包装であって 上記以外のもの	その他のプラスチック製容器包装	回収員手渡し 方式(袋等(※ 注1))	2 t 平ボディ車 (2 t パッカー 車(※注1))	

※1 本計画策定時、計画期間中の分別収集開始を予定

12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

(法第8条第2項第7号)

(1) 集団回収の拡大

区民の自主的な資源再生利用活動を支援し、町会・自治会、集合住宅等による集団回収への排出の協力を呼びかけ、面的拡大を図る中で、行政回収から区民主体の資源回収への移行を図る。

(2) 世田谷区清掃・リサイクル審議会

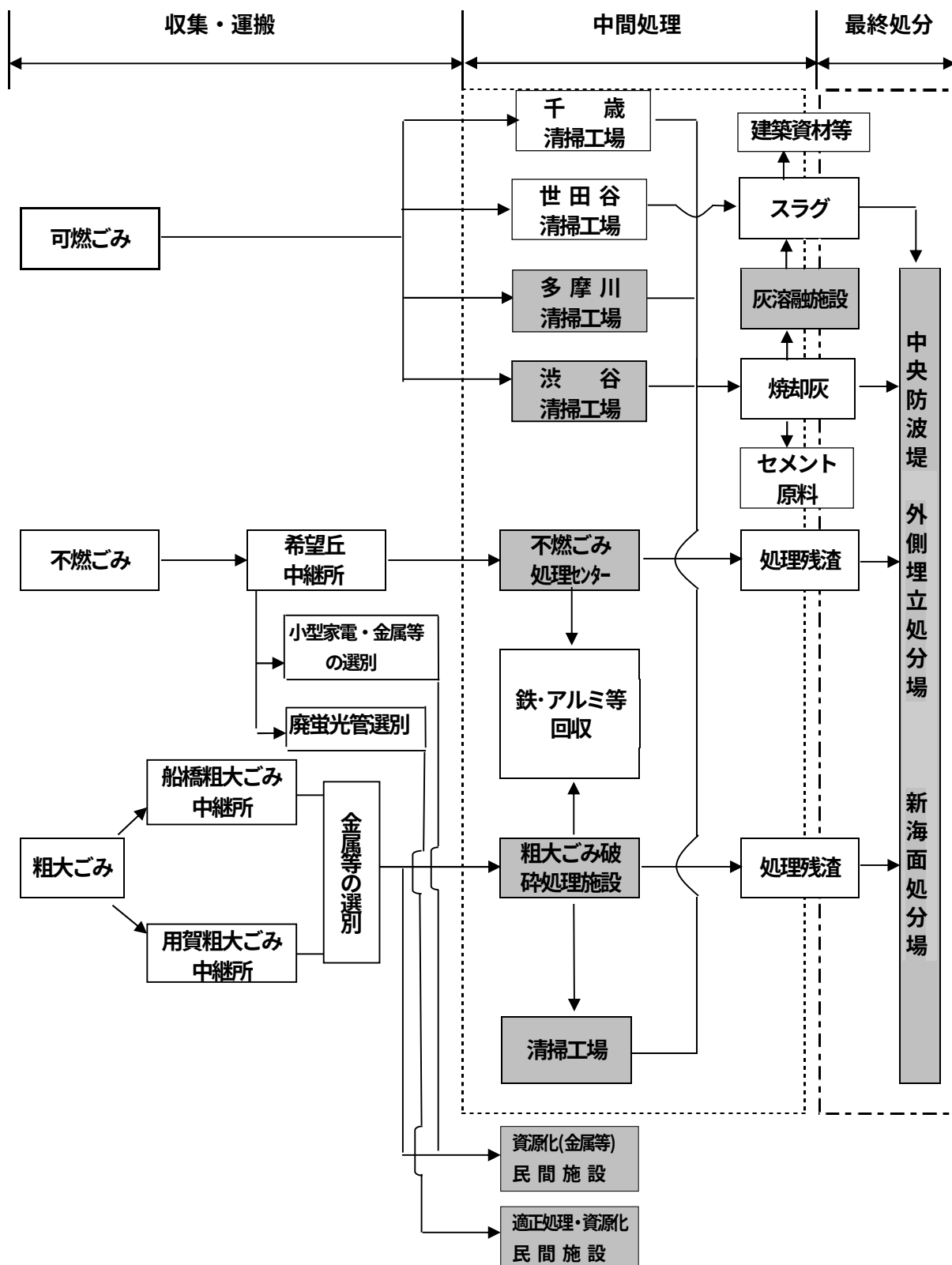
環境に配慮した持続可能な社会への転換を目指し、区長の附属機関として設置した清掃・リサイクル審議会において、廃棄物の減量や適正処理に関する重要事項の調査審議を行う。

(3) ごみ減量・リサイクル推進委員会

各地区の特性に応じたごみの減量やリサイクルを推進する区民組織である「ごみ減量・リサイクル推進委員会」の活動を支援し、区民の主体的な取組みの促進を図る。

資料4 ごみ・資源・し尿処理の流れ

1 ごみの処理の流れ（可燃・不燃・粗大ごみ処理フロー図）

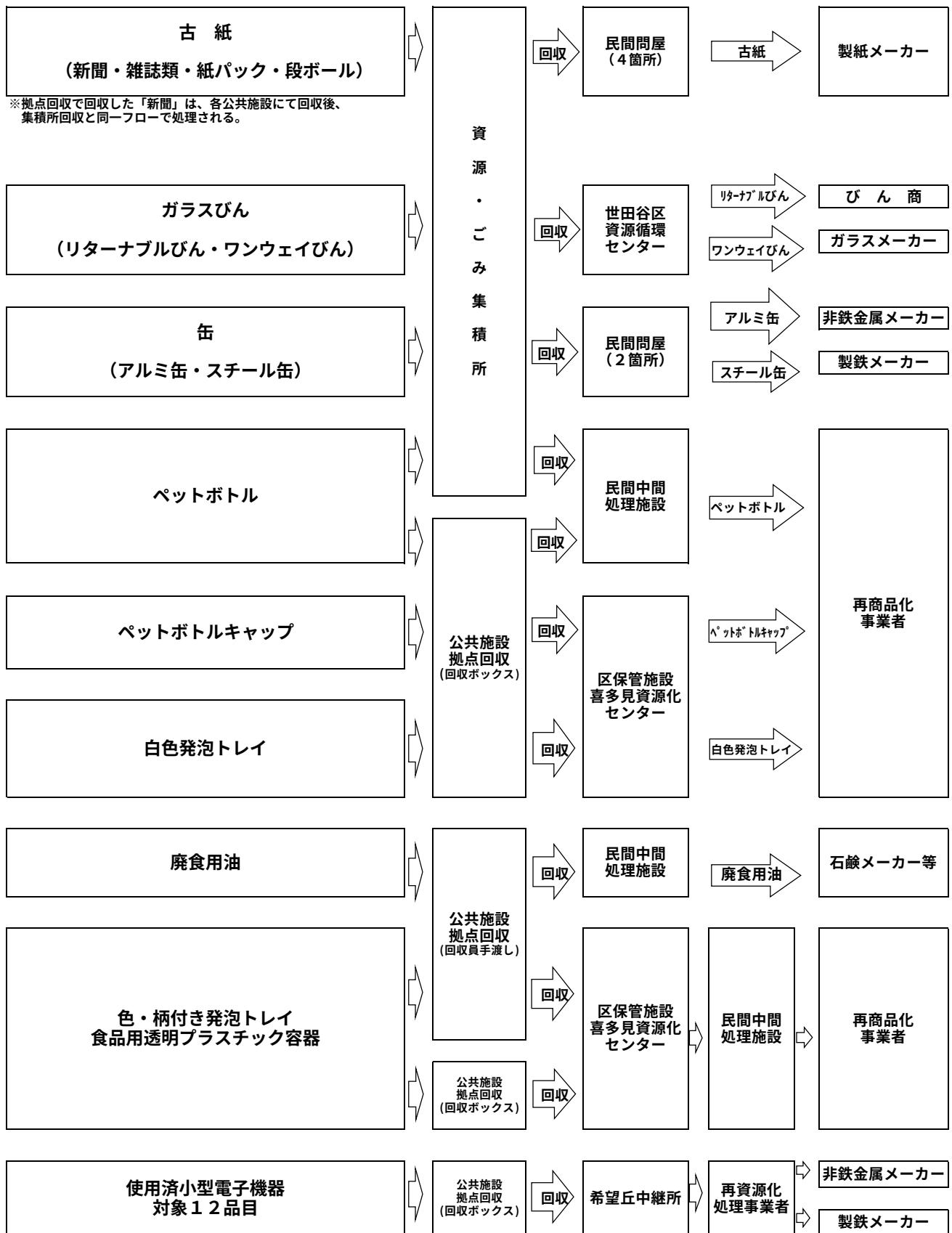


(注) このフロー図は通常時の流れである（灰溶融施設は現在休止中）。網掛けは区外施設を示す。

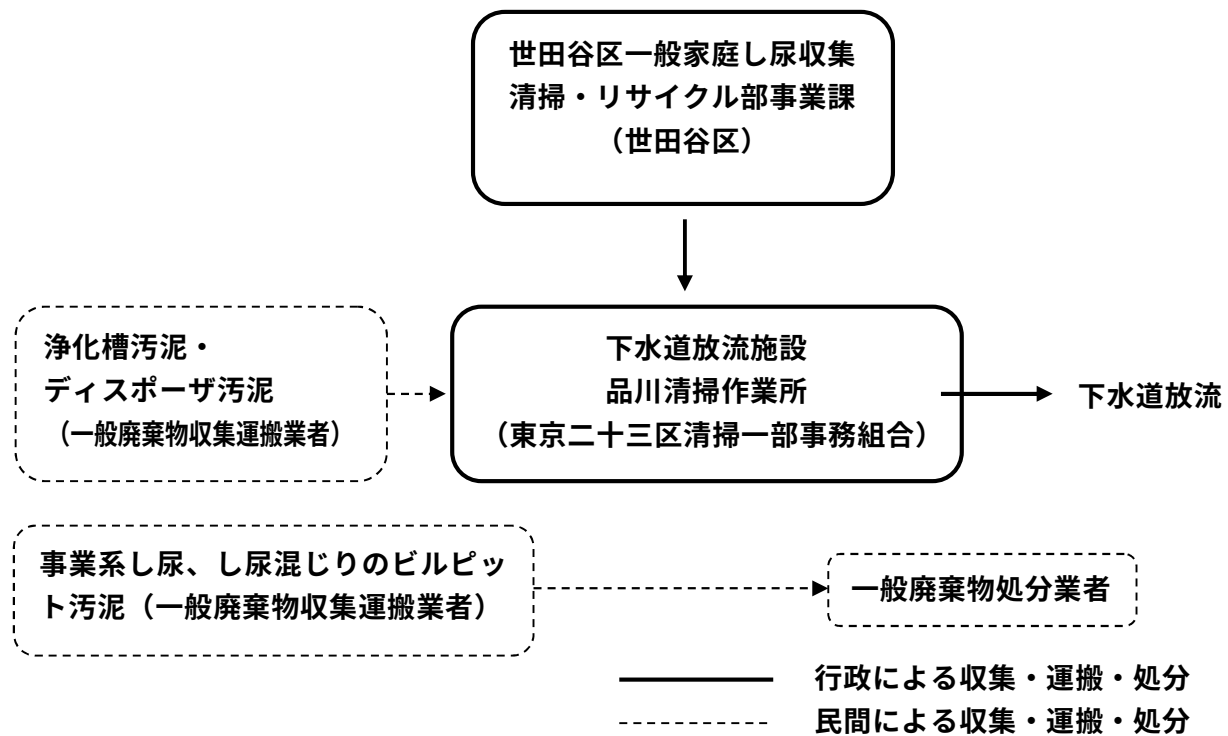
は東京二十三区清掃一部事務組合が運営する。

は東京都に委託して行う。

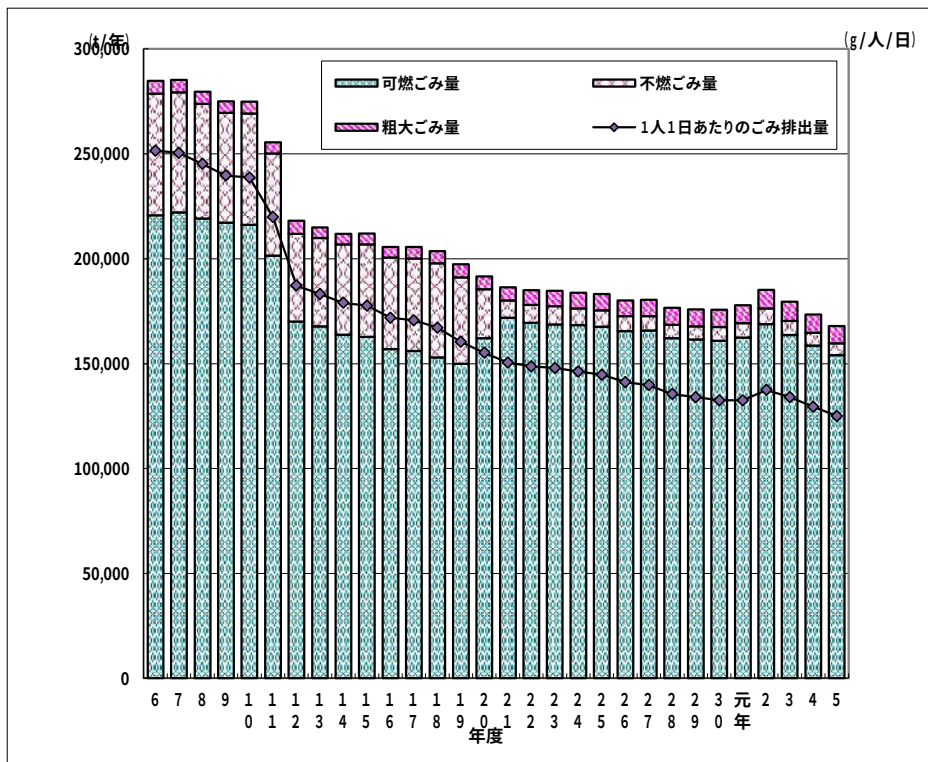
2 資源の処理の流れ (行政により回収した資源の処理フロー図)



3 し尿の処理の流れ（し尿処理フロー図）



資料5 ごみ収集量・資源回収量とごみの組成
1 ごみ収集量と資源回収量
表5-1 ごみ収集量の推移



■ごみ収集量の推移

	ごみ収集量 (単位:t)				区民1人1日あたりのごみ排出量 (g)	(参考) 持込ごみ量(t)
	可燃ごみ	不燃ごみ	粗大ごみ	計		
平成6年度	220,785	57,970	6,047	284,802	1,006	50,013
平成7年度	222,088	57,284	6,001	285,373	1,002	50,867
平成8年度	219,221	54,643	5,743	279,607	981	50,519
平成9年度	217,298	52,364	5,474	275,136	959	52,723
平成10年度	216,124	53,236	5,618	274,978	955	49,436
平成11年度	201,488	48,783	5,236	255,507	880	52,889
平成12年度	170,132	41,706	6,380	218,218	749	56,635
平成13年度	167,822	42,147	4,991	214,960	733	54,576
平成14年度	163,765	43,134	4,976	211,875	716	52,999
平成15年度	162,817	44,087	5,198	212,102	711	50,825
平成16年度	156,987	43,634	5,012	205,633	687	48,829
平成17年度	156,040	44,114	5,428	205,582	683	48,079
平成18年度	152,971	44,968	5,729	203,668	669	44,841
平成19年度	149,986	41,156	6,277	197,419	642	42,723
平成20年度	162,143	23,295	6,115	191,553	621	40,068
平成21年度	171,986	8,119	6,352	186,457	602	39,392
平成22年度	169,548	8,538	6,884	184,970	595	42,009
平成23年度	169,739	8,633	7,318	185,690	592	42,399
平成24年度	168,448	7,898	7,471	183,817	585	42,590
平成25年度	167,647	7,777	7,857	183,281	579	43,569
平成26年度	165,435	7,275	7,484	180,194	565	44,081
平成27年度	165,806	6,932	7,690	180,428	559	43,466
平成28年度	162,216	6,334	8,025	176,575	542	43,993
平成29年度	161,527	6,211	8,152	175,890	536	44,306
平成30年度	160,859	6,587	8,271	175,717	530	45,146
令和元年度	162,532	6,727	8,688	177,947	530	47,005
令和2年度	168,932	7,419	8,815	185,166	550	39,327
令和3年度	163,688	6,694	9,170	179,552	536	40,779
令和4年度	158,627	6,059	8,695	173,381	518	41,577
令和5年度	154,017	5,635	8,345	167,997	500	-

*令和5年度持込ごみ量は、令和6年8月に算定される予定。

*区民1人1日あたりのごみ排出量は、毎年10月1日現在の人口により算出。

表5-2 世田谷区の人口と区民1人1日あたりのごみ排出量

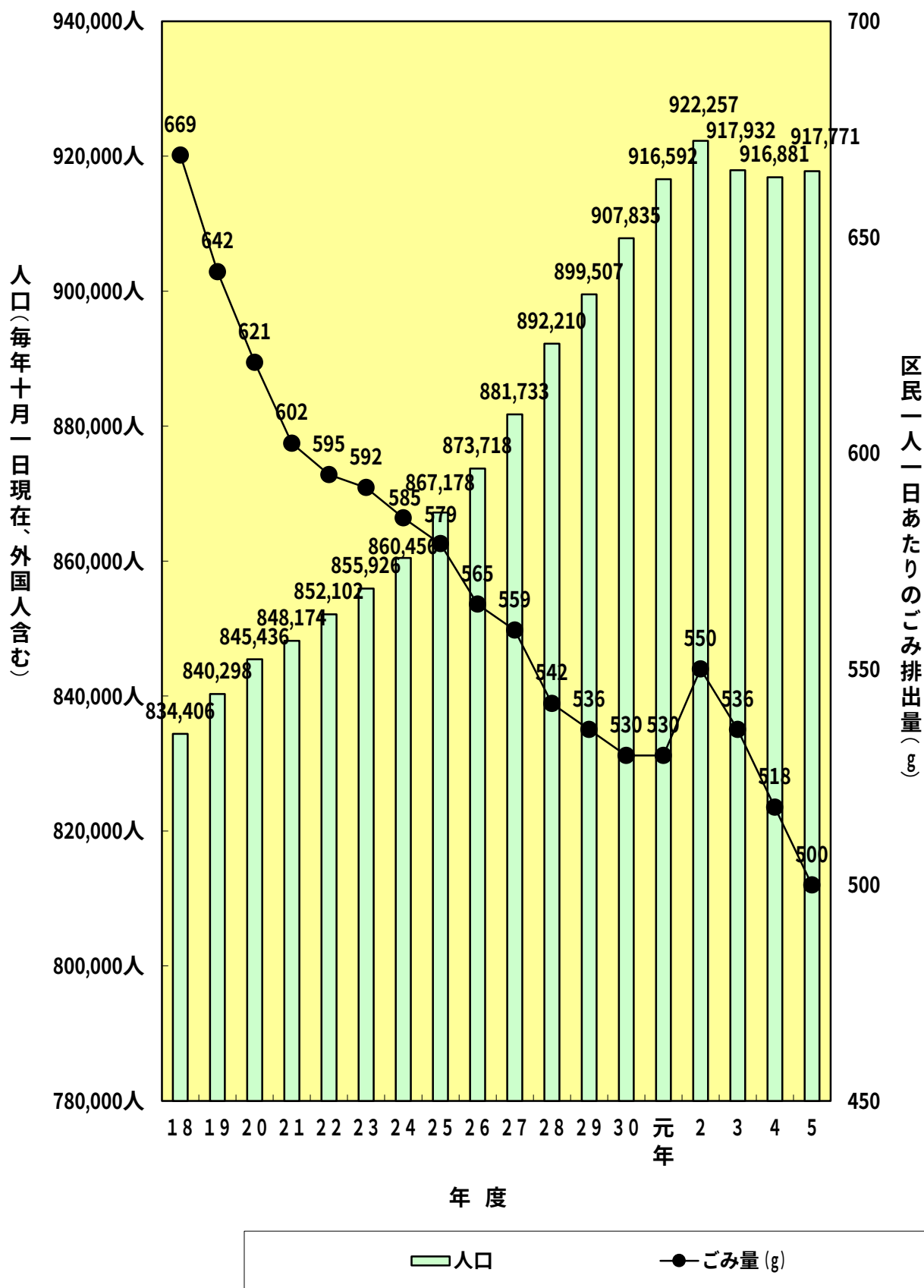
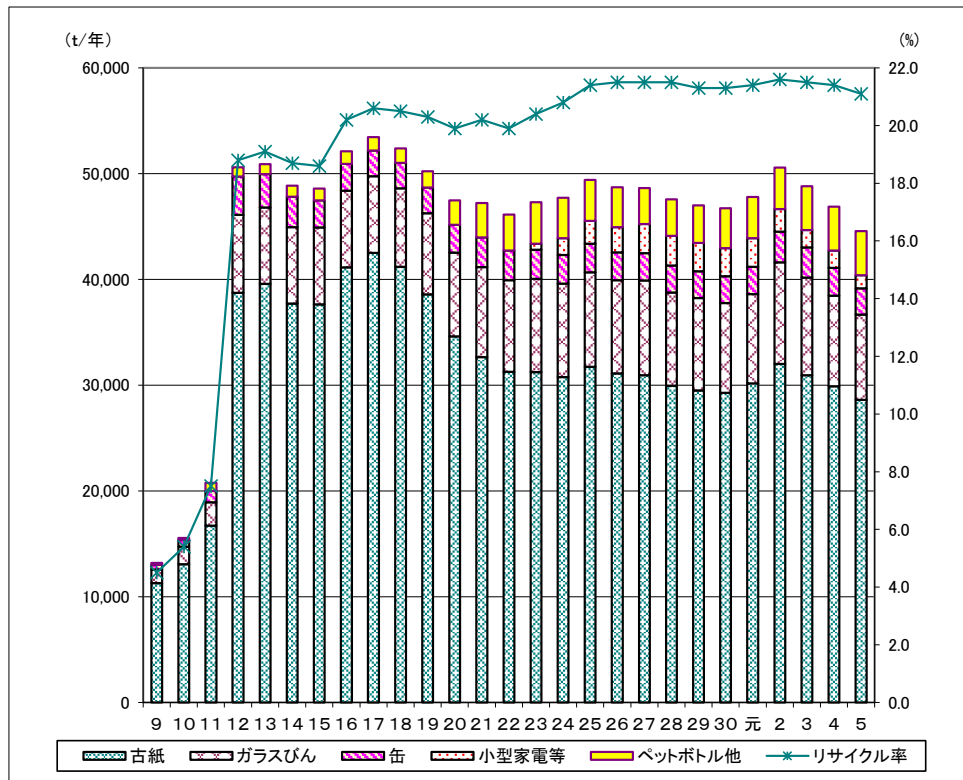


表5-3 資源回収量の推移



■資源回収量の推移

	資源回収量(単位:t)					計	リサイクル率 (%)
	古紙	ガラスびん	金属類		ペットボトル他		
			缶等	小型家電等			
平成9年度	11,287	1,283	453	—	167	13,190	4.5
平成10年度	13,062	1,661	637	—	198	15,558	5.4
平成11年度	16,709	2,212	1,071	—	772	20,764	7.5
平成12年度	38,743	7,352	3,630	—	881	50,607	18.8
平成13年度	39,577	7,213	3,153	—	956	50,899	19.1
平成14年度	37,717	7,228	2,883	—	1,035	48,863	18.7
平成15年度	37,653	7,263	2,559	—	1,103	48,578	18.6
平成16年度	41,151	7,247	2,528	—	1,197	52,124	20.2
平成17年度	42,496	7,259	2,431	—	1,276	53,462	20.6
平成18年度	41,198	7,425	2,408	—	1,365	52,396	20.5
平成19年度	38,588	7,677	2,432	—	1,538	50,235	20.3
平成20年度	34,619	7,910	2,632	—	2,311	47,473	19.9
平成21年度	32,660	8,500	2,807	—	3,260	47,227	20.2
平成22年度	31,267	8,658	2,803	—	3,397	46,125	19.9
平成23年度	31,234	8,813	2,748	583	3,931	47,308	20.4
平成24年度	30,778	8,827	2,698	1,598	3,815	47,716	20.8
平成25年度	31,739	8,937	2,689	2,176	3,859	49,400	21.4
平成26年度	31,104	8,817	2,641	2,366	3,785	48,714	21.5
平成27年度	30,951	8,944	2,590	2,759	3,390	48,634	21.5
平成28年度	29,952	8,801	2,555	2,819	3,443	47,570	21.5
平成29年度	29,508	8,728	2,544	2,678	3,548	47,005	21.3
平成30年度	29,286	8,471	2,545	2,643	3,791	46,736	21.3
令和元年度	30,178	8,420	2,603	2,706	3,881	47,788	21.4
令和2年度	32,003	9,603	2,924	2,128	3,909	50,567	21.6
令和3年度	30,935	9,242	2,840	1,656	4,143	48,815	21.5
令和4年度	29,907	8,547	2,644	1,628	4,151	46,877	21.4
令和5年度	28,615	8,048	2,485	1,252	4,176	44,576	21.1

* 小数点以下第一位を四捨五入しているため、合計値に合致しないものがある。

* 各品目とも、集団回収、集積所回収、拠点・店頭回収、その他の合計。

* 平成27年2月末日で東京ルールⅢ(ペットボトル店頭回収事業)廃止に伴い、店頭回収を終了。

* ペットボトル他: 布類、廃食用油、白色発泡トレイ、ペットボトルキャップ、色・柄付き発泡トレイ、食品用透明プラスチック容器を含む。

* 金属類: 「缶等」は集団回収、集積所回収の合計。「小型家電等」は、拠点回収、不燃ごみ・粗大ごみで収集したごみから選別した資源の合計。

$$\text{リサイクル率} = \frac{\text{資源回収量}^{\ast 1}}{\text{ごみ収集量} + \text{資源回収量}^{\ast 2}}$$

* 1資源回収量: 集団回収、集積所回収、拠点回収、店頭回収量、その他の合計(平成23年度からは不燃・粗大ごみからの選別分含む)

* 2資源回収量: 集団回収、集積所回収、拠点回収、店頭回収量、その他の布類の回収量の合計

■資源回収量の推移 (内訳)

(単位:t)

		集団回収	集積所回収	拠点回収	その他	計
古紙	令和元年度	6,226	23,945	7	—	30,178
	令和2年度	5,376	26,620	7	—	32,003
	令和3年度	5,169	25,760	6	—	30,935
	令和4年度	4,844	25,056	6	—	29,907
	令和5年度	4,556	24,059	1	—	28,615
ガラスびん	令和元年度	228	8,192	—	—	8,420
	令和2年度	259	9,344	—	—	9,603
	令和3年度	246	8,996	—	—	9,242
	令和4年度	235	8,311	—	—	8,547
	令和5年度	219	7,829	—	—	8,048
金属類	令和元年度	299	2,303	3	2,703	5,309
	令和2年度	295	2,630	4	2,124	5,052
	令和3年度	279	2,560	5	1,650	4,496
	令和4年度	263	2,381	7	1,622	4,272
	令和5年度	251	2,234	7	1,245	3,737
布類	令和元年度	663	—	—	68	731
	令和2年度	453	—	—	37	491
	令和3年度	575	—	—	60	635
	令和4年度	576	—	—	81	657
	令和5年度	551	—	—	68	618
ペットボトル他	令和元年度	253	2,864	32	—	3,150
	令和2年度	220	3,168	30	—	3,418
	令和3年度	226	3,250	33	—	3,508
	令和4年度	224	3,233	36	—	3,494
	令和5年度	226	3,295	37	—	3,558
合計	令和元年度	7,670	37,305	41	2,772	47,788
	令和2年度	6,603	41,763	40	2,161	50,567
	令和3年度	6,495	40,566	44	1,710	48,815
	令和4年度	6,143	38,982	49	1,703	46,877
	令和5年度	5,803	37,416	45	1,313	44,576

*小数点以下第一位を四捨五入しているため、合計値に合致しないものがある。

*「金属類」の量には、アルミ缶、スチール缶、金属くず、及び不燃ごみ・粗大ごみからの金属分選別量を含む。

*「ペットボトル他」の中の「拠点回収」の量には、廃食用油、白色発泡トレイ、ペットボトルキャップ、

色・柄付き発泡トレイ、食品用透明プラスチック容器の回収量を含む(下表参照)。

*「布類のその他」は、ごみ減量・リサイクル推進委員会の活動実績のうち集団回収団体以外の実績を含む。

(単位:t)

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ペットボトル	拠点回収	20	18	19	21	20
廃食用油		4	5	5	4	6
白色発泡トレイ		0.6	0.6	0.7	0.9	1
ペットボトルキャップ		0.5	0.5	0.5	0.6	0.6
色・柄付き発泡トレイ		0.4	0.4	0.5	0.6	0.6
食品用透明プラスチック容器		6	5	7	8	8

2 年度別ごみ量・資源回収量

令和元年度ごみ量・資源回収量

■ごみ量

(単位:t)

	令和元年度分:A	30年度分:B	差(A-B)	前年比(%)
可 燃	162,532	160,859	1,673	1.0%
不 燃	6,727	6,587	140	2.1%
粗 大	8,688	8,271	417	5.0%
区収集 計	177,947	175,717	2,230	1.3%

■資源回収量

(単位:kg)

	回収品目	集団回収	集積所回収	拠点回収	その他	計	事業系リサイクル (庁内リサイクル含む)
紙 類	新 聞	2,393,341	4,914,330	1,050	—	7,308,721	26,180
	雑 誌	2,160,939	8,799,700	—	—	10,960,639	538,620
	段ボール	1,655,283	10,231,440	—	—	11,886,723	213,150
	紙パック	16,204	—	5,820	—	22,024	—
	オフィス古紙	—	—	—	—	—	179,480
	その他	—	—	—	—	—	—
	計	6,225,767	23,945,470	6,870	0	30,178,107	957,430
ガラス びん	リタ-ナブルびん	0	397,111	—	—	397,111	18,466
	ワンウェイびん	227,823	7,795,007	—	—	8,022,830	—
	計	227,823	8,192,118	0	0	8,419,941	18,466
金属 類	アルミ缶	216,109	1,400,503	—	—	1,616,612	5,368
	スチール缶	82,575	902,875	—	—	985,450	
	その他(金属くず)	748	—	—	—	748	
	その他(小型家電等)	—	—	2,657	2,703,305	2,705,962	
	計	299,432	2,303,378	2,657	2,703,305	5,308,772	5,368
	布 類	663,027	—	—	68,203	731,230	—
	ペットボトル	242,083	2,864,473	19,652	—	3,126,208	—
	廃食用油	—	—	4,050	—	4,050	—
	白色発泡トレイ	0	—	632	—	632	—
	ペットボトルキャップ	11,376	—	505	—	11,881	—
	色・柄付き発泡トレイ	0	—	432	—	432	—
	食品用透明プラスチック容器	0	—	6,476	—	6,476	—
	合 計	7,669,508	37,305,439	41,274	2,771,508	47,787,729	981,264
	30年度計	7,883,410	36,094,737	41,852	2,715,951	46,735,950	957,679
	差	▲ 213,902	1,210,702	▲ 578	55,557	1,051,779	23,585
	前年比(%)	-2.7%	3.4%	-1.4%	2.0%	2.3%	2.5%

※「金属類その他(小型家電等)」の「その他」の量については、不燃ごみ・粗大ごみから選別した金属含有率の高いものの量とする。

令和2年度ごみ量・資源回収量

■ごみ量

(単位:t)

	令和2年度分:A	令和元年度分:B	差(A-B)	前年比(%)
可燃	168,932	162,532	6,400	3.9%
不燃	7,419	6,727	692	10.3%
粗大	8,815	8,688	127	1.5%
区収集 計	185,166	177,947	7,219	4.1%

■資源回収量

(単位:kg)

回収品目		集団回収	集積所回収	拠点回収	その他	計	事業系リサイクル (庁内リサイクル含む)
紙類	新 聞	1,876,231	4,605,400	410	—	6,482,041	24,720
	雑 誌	1,801,599	9,167,340	—	—	10,968,939	460,560
	段ボール	1,686,073	12,838,770	—	—	14,524,843	208,240
	紙パック	12,081	8,798	6,150	—	27,029	—
	オフィス古紙	—	—	—	—	—	164,380
	その他	—	—	—	—	—	—
	計	5,375,984	26,620,308	6,560	0	32,002,852	857,900
ガラスびん	リタ・ナブルびん	0	423,335	—	—	423,335	15,792
	ワンウェイびん	258,679	8,921,001	—	—	9,179,680	
	計	258,679	9,344,336	0	0	9,603,015	15,792
金属類	アルミ缶	212,559	1,615,586	—	—	1,828,145	5,100
	スチール缶	80,885	1,014,073	—	—	1,094,958	
	その他(金属くず)	1,112	—	—	—	1,112	
	その他(小型家電等)	—	—	3,798	2,124,036	2,127,834	
計	294,556	2,629,659	3,798	2,124,036	5,052,049	5,100	
布 類		453,388	—	—	37,403	490,791	—
ペットボトル		212,360	3,168,407	18,058	—	3,398,825	—
廃食用油		—	—	4,670	—	4,670	—
白色発泡トレイ		0	—	643	—	643	—
ペットボトルキャップ		7,895	—	513	—	8,408	—
色・柄付き発泡トレイ		0	—	436	—	436	—
食品用透明プラスチック容器		0	—	5,470	—	5,470	—
合 計		6,602,862	41,762,710	40,148	2,161,439	50,567,159	878,792
元年度計		7,669,508	37,305,439	41,274	2,771,508	47,787,729	981,264
差		▲ 1,066,646	4,457,271	▲ 1,126	▲ 610,069	2,779,430	▲ 102,472
前年比 (%)		-13.9%	11.9%	-2.7%	-22.0%	5.8%	-10.4%

※「金属類その他(小型家電等)」の「その他」の量については、不燃ごみ・粗大ごみから選別した金属含有率の高いものの量とする。

令和3年度ごみ量・資源回収量

■ごみ量

(単位:t)

	令和3年度分:A	令和2年度分:B	差(A-B)	前年比(%)
可 燃	163,688	168,932	▲ 5,244	-3.1%
不 燃	6,694	7,419	▲ 725	-9.8%
粗 大	9,170	8,815	355	4.0%
区収集 計	179,552	185,166	▲ 5,614	-3.0%

■資源回収量

(単位:kg)

回収品目		集団回収	集積所回収	拠点回収	その他	計	事業系リサイクル (庁内リサイクル含む)
紙 類	新 聞	1,877,217	4,746,360	570	—	6,624,147	24,760
	雑 誌	1,638,087	8,363,370	—	—	10,001,457	484,270
	段ボール	1,639,898	12,602,230	—	—	14,242,128	227,930
	紙パック	13,500	48,006	5,380	—	66,886	—
	オフィス古紙	—	—	—	—	—	170,820
	その他	—	—	—	—	—	—
計		5,168,702	25,759,966	5,950	0	30,934,618	907,780
ガラス びん	リタ-ナブルびん	0	406,231	—	—	406,231	14,364
	ワンウェイびん	245,566	8,589,884	—	—	8,835,450	
	計		245,566	8,996,115	0	0	9,241,681
金属 類	アルミ缶	199,725	1,626,763	—	—	1,826,488	4,688
	スチール缶	78,545	933,650	—	—	1,012,195	
	その他(金属くず)	1,101	—	—	—	1,101	
	その他(小型家電等)	—	—	5,406	1,650,432	1,655,838	
	計		279,371	2,560,413	5,406	1,650,432	4,495,622
布 類		575,047	—	—	59,650	634,697	—
ペットボトル		217,139	3,249,639	19,230	—	3,486,008	—
廃食用油		—	—	4,670	—	4,670	—
白色発泡トレイ		0	—	717	—	717	—
ペットボトルキャップ		8,771	—	472	—	9,243	—
色・柄付き発泡トレイ		0	—	516	—	516	—
食品用透明プラスチック容器		0	—	7,034	—	7,034	—
合 計		6,494,596	40,566,133	43,995	1,710,082	48,814,806	926,832
2年度計		6,602,862	41,762,710	40,148	2,161,439	50,567,159	878,792
差		▲ 108,266	▲ 1,196,577	3,847	▲ 451,357	▲ 1,752,353	48,040
前年比 (%)		-1.6%	-2.9%	9.6%	-20.9%	-3.5%	5.5%

※「金属類その他(小型家電等)」の「その他」の量については、不燃ごみ・粗大ごみから選別した金属含有率の高いものの量とする。

令和4年度ごみ量・資源回収量

■ごみ量

(単位:t)

	令和4年度分:A	令和3年度分:B	差(A-B)	前年比(%)
可燃	158,627	163,688	▲ 5,061	-3.1%
不燃	6,059	6,694	▲ 635	-9.5%
粗大	8,695	9,170	▲ 475	-5.2%
区収集 計	173,381	179,552	▲ 6,171	-3.4%

■資源回収量

(単位:kg)

回収品目		集団回収	集積所回収	拠点回収	その他	計	事業系リサイクル (庁内リサイクル含む)
紙類	新聞	1,720,278	4,474,680	536	—	6,195,494	24,160
	雑誌	1,547,133	8,260,860	—	—	9,807,993	433,470
	段ボール	1,564,509	12,276,550	—	—	13,841,059	228,930
	紙パック	12,407	44,243	5,700	—	62,350	—
	オフィス古紙	—	—	—	—	—	161,090
	その他	—	—	—	—	—	—
	計	4,844,327	25,056,333	6,236	0	29,906,896	847,650
ガラスびん	リタ-ナブルびん	0	321,863	—	—	321,863	15,092
	ワンウェイびん	235,442	7,989,578	—	—	8,225,020	
	計	235,442	8,311,441	0	0	8,546,883	15,092
金属類	アルミ缶	184,791	1,553,230	—	—	1,738,021	4,300
	スチール缶	77,614	827,732	—	—	905,346	
	その他(金属くず)	726	—	—	—	726	
	その他(小型家電等)	—	—	6,537	1,621,775	1,628,312	
計		263,131	2,380,962	6,537	1,621,775	4,272,405	4,300
布 類		576,070	—	—	81,138	657,208	—
ペットボトル		214,943	3,233,331	20,908	—	3,469,182	—
廃食用油		—	—	4,450	—	4,450	—
白色発泡トレイ		0	—	945	—	945	—
ペットボトルキャップ		9,416	—	550	—	9,966	—
色・柄付き発泡トレイ		0	—	621	—	621	—
食品用透明プラスチック容器		0	—	8,393	—	8,393	—
合 計		6,143,329	38,982,067	48,640	1,702,913	46,876,949	867,042
令和3年度計		6,494,596	40,566,133	43,995	1,710,082	48,814,806	926,832
差		▲ 351,267	▲ 1,584,066	4,645	▲ 7,169	▲ 1,937,857	▲ 59,790
前年比 (%)		-5.4%	-3.9%	10.6%	-0.4%	-4.0%	-6.5%

※「金属類その他(小型家電等)」の「その他」の量については、不燃ごみ・粗大ごみから選別した金属含有率の高いものの量とする。

令和5年度ごみ量・資源回収量

■ごみ量

(単位:t)

	令和5年度分:A	令和4年度分:B	差(A-B)	前年比(%)
可燃	154,017	158,627	▲ 4,610	-2.9%
不燃	5,635	6,059	▲ 424	-7.0%
粗大	8,345	8,695	▲ 350	-4.0%
区収集 計	167,997	173,381	▲ 5,384	-3.1%

■資源回収量

(単位:kg)

回収品目		集団回収	集積所回収	拠点回収	その他	計	事業系リサイクル (庁内リサイクル含む)
紙類	新聞	1,535,281	4,055,860	660	—	5,591,801	20,370
	雑誌	1,495,295	8,060,350	—	—	9,555,645	425,470
	段ボール	1,513,650	11,900,620	—	—	13,414,270	224,130
	紙パック	11,701	41,755	—	—	53,456	—
	オフィス古紙	—	—	—	—	—	156,370
	その他	—	—	—	—	—	—
	計	4,555,927	24,058,585	660	0	28,615,172	826,340
ガラスびん	リタ-ナブルびん	0	290,893	—	—	290,893	15,106
	ワンウェイびん	218,895	7,538,025	—	—	7,756,920	
	計	218,895	7,828,918	0	0	8,047,813	15,106
金属類	アルミ缶	177,612	1,440,164	—	—	1,617,776	4,216
	スチール缶	72,337	793,552	—	—	865,889	
	その他(金属くず)	947	—	—	—	947	
	その他(小型家電等)	—	—	7,249	1,245,247	1,252,496	
	計	250,896	2,233,716	7,249	1,245,247	3,737,108	4,216
布 類		550,688	—	—	67,557	618,245	—
ペットボトル		216,511	3,294,773	20,286	—	3,531,570	—
廃食用油		—	—	5,948	—	5,948	—
白色発泡トレイ		0	—	953	—	953	—
ペットボトルキャップ		9,767	—	586	—	10,353	—
色・柄付き発泡トレイ		0	—	622	—	622	—
食品用透明プラスチック容器		0	—	8,289	—	8,289	—
合 計		5,802,684	37,415,992	44,593	1,312,804	44,576,073	845,662
令和4年度計		6,143,329	38,982,067	48,640	1,702,913	46,876,949	867,042
差		▲ 340,645	▲ 1,566,075	▲ 4,047	▲ 390,109	▲ 2,300,876	▲ 21,380
前年比 (%)		-5.5%	-4.0%	-8.3%	-22.9%	-4.9%	-2.5%

※「金属類その他(小型家電等)」の「その他」の量については、不燃ごみ・粗大ごみから選別した金属含有率の高いものの量とする。

3 ごみの組成

表5-4 家庭ごみの組成（令和5年度ごみ組成分析調査による）

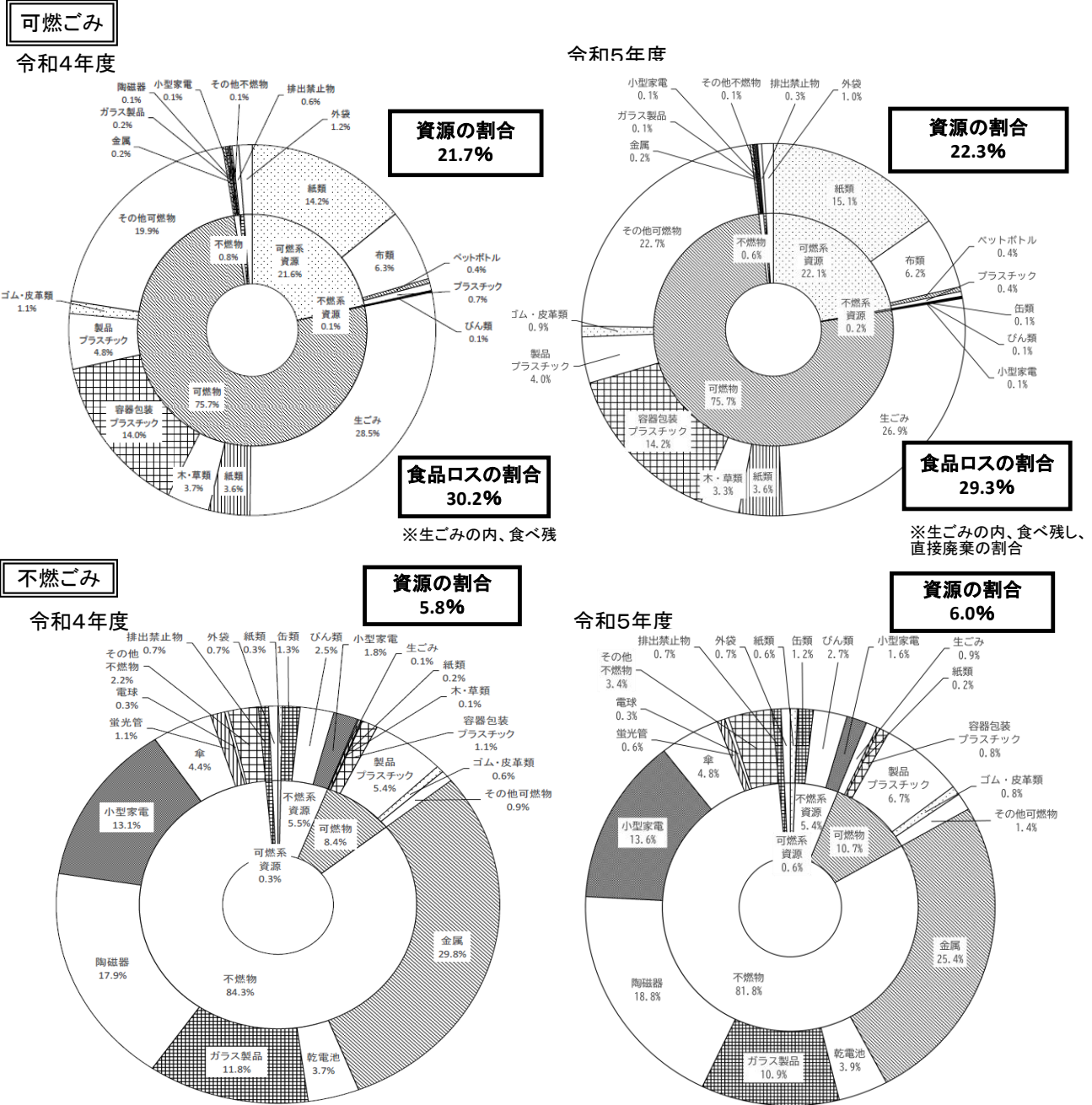
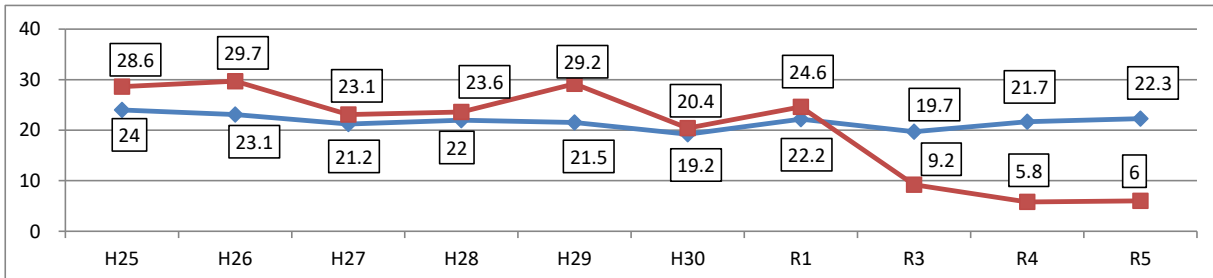
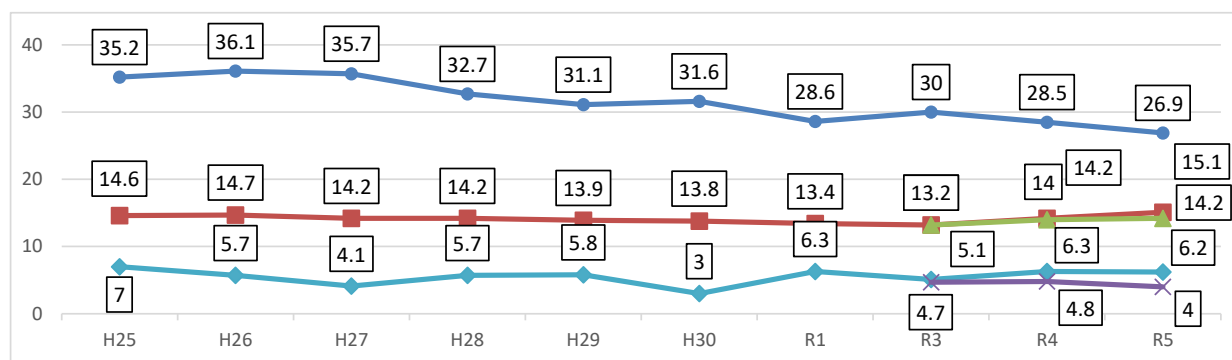


表5-5 家庭の可燃ごみ及び不燃ごみ中の資源の割合の推移 (◆可燃ごみ ■不燃ごみ)



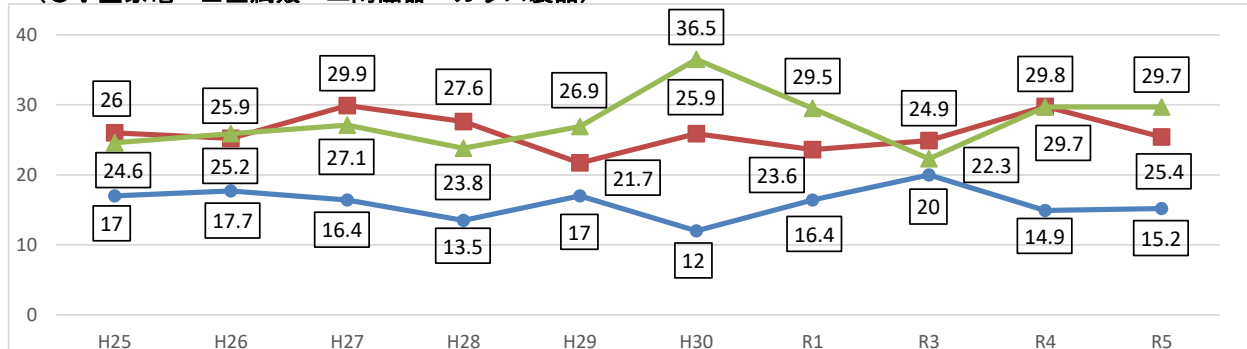
※令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響により調査未実施
 ※平成25年度より、資源に小型家電を含む
 ※令和3年度より、資源とする小型家電を拠点回収対象の12品目に限定

表5-6 家庭の可燃ごみのうち、主要な品目の割合の推移
(●生ごみ ■紙類 ◆布類 ▲容器包装プラスチック ×製品プラスチック)



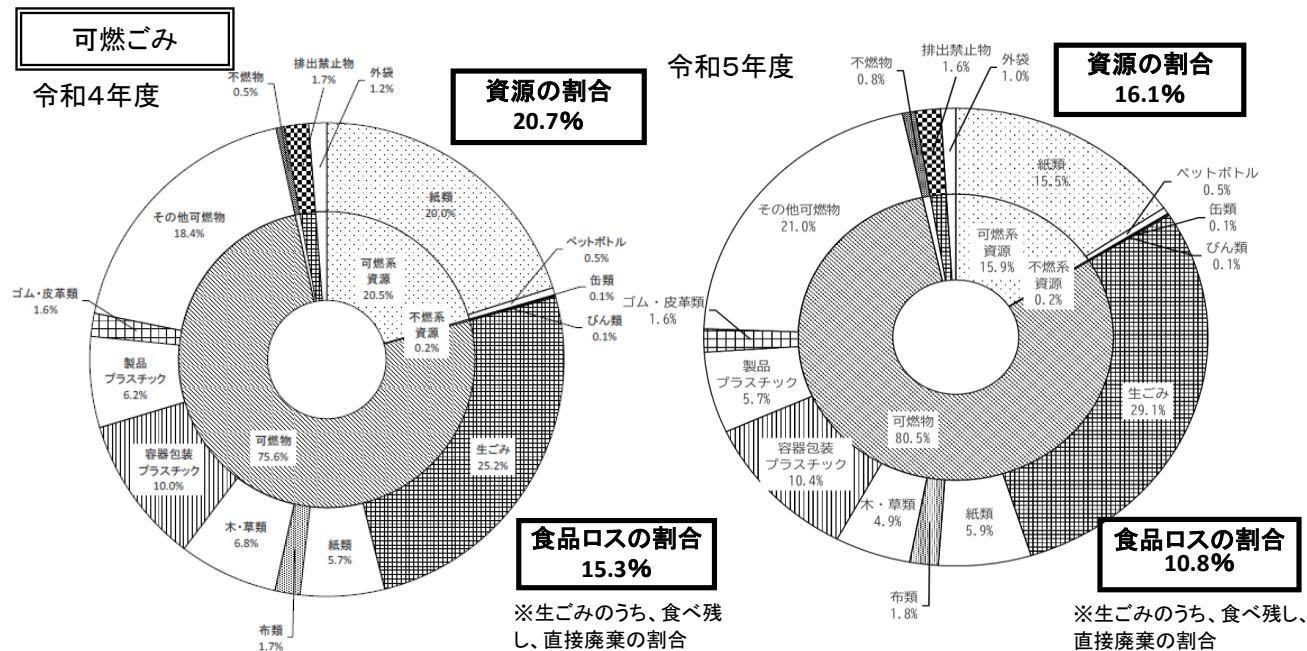
※令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響により調査未実施
※紙類はリサイクル可能な品目に限る
※容器包装プラスチック、製品プラスチックは令和3年度より調査開始

表5-7 家庭の不燃ごみのうち、主要な品目の割合の推移
(●小型家電 ■金属類 ▲陶磁器・ガラス製品)



※令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響により調査未実施
※小型家電は使用済小型電子機器回収ボックス対象外品目も含む

表5-8 事業系ごみの組成 (令和5年度事業系ごみ組成分析調査による)



4 清掃事務所別粗大ごみ収集実績

令和元年度

(単位:個)

種	品 目	世田谷	玉川	砧	持込	合計	種	品 目	世田谷	玉川	砧	持込	合計
電気・ガス・石油器具	ミシン(卓上式の物)	950	601	671	126	2,348	家具・寝具	ブラインド	2,220	1,235	1,297	221	4,973
	ミシン(卓上式の物を除く)	60	23	41	8	132		戸棚	697	405	430	32	1,564
	ガステーブル	2,972	1,283	1,914	190	6,359		ロッカー	164	108	98	13	383
	電子レンジ	6,421	3,124	3,708	402	13,655		オーディオラック	561	278	289	38	1,166
	食器洗い乾燥機	263	167	202	42	674		ワードプロセッサ-	235	138	161	35	569
	湯沸器	139	43	73	23	278	OA機器	オフィスオートメーション機器	8,221	4,983	5,353	1,031	19,588
	風呂釜	4	1	6	1	12		オルガン	91	56	57	3	207
	ストーブ(ファンヒーター)	3,382	1,853	2,401	455	8,091		スキー板	1,793	1,073	1,266	491	4,623
	ストーブ(ファンヒーターを除く)	3,737	2,099	2,489	410	8,735		ゴルフ用具	3,436	2,198	2,219	510	8,363
	扇風機	7,281	3,973	4,989	740	16,983	趣味用品	サーフボード	188	105	113	28	434
	除湿機	1,289	791	856	126	3,062		サイクリングマシーン	276	180	174	22	652
	換気扇	120	52	79	8	259		ローイングマシーン	118	71	69	21	279
	電気掃除機	11,829	6,847	7,321	970	26,967		ランニングマシーン	105	53	65	14	237
	照明器具	8,464	4,984	6,107	985	20,540		ぶらさがり健康器	128	63	71	4	266
家具・寝具	ステレオセット(ミニコンポ)	1,367	762	870	150	3,149	その他	流し台	19	14	15	4	52
	カラオケ演奏装置	31	12	14	6	63		ガス台(調理台を含む)	121	34	77	13	245
	オーディオ機器	3,194	1,792	1,937	401	7,324		米びつ	338	202	263	32	835
	スピーカー	1,098	572	617	141	2,428		畳	1,029	735	597	199	2,560
	ビデオデッキ	4,025	2,214	2,504	459	9,202		建具(サッシ及びガラス戸)	126	75	80	11	292
	たんす	7,702	4,720	5,168	254	17,844		建具(サッシ及びガラス戸を除く)	1,594	999	1,034	113	3,740
	サイドボード	693	392	455	24	1,564		ブランコ	31	23	18	4	76
	げた箱	1,133	474	603	34	2,244		滑り台	115	82	94	28	319
	カラーボックス	8,910	4,050	4,945	361	18,266		子供用遊具(ブランコ・滑り台を除く)	3,389	2,789	2,987	661	9,826
	テーブル・座卓・こたつ	15,060	7,459	8,622	778	31,919		ベビーベッド	439	322	330	37	1,128
	いす(応接いすを除く)	28,180	16,594	18,367	2,337	65,478		乳児用具(ベビーベッドを除く)	6,915	4,705	5,570	1,029	18,219
	応接用いす(1人用)	3,670	1,881	2,133	244	7,928		スーツケース	13,379	7,849	7,896	1,367	30,491
	応接用いす(2人用)	5,072	2,414	2,770	157	10,413		編み機	75	36	53	9	173
	鏡台	4,587	2,187	2,538	225	9,537		浴槽	15	3	7	0	25
	両そで机	54	24	40	0	118		洗面化粧台	23	16	24	5	68
	机(両そで机を除く)	3,217	1,746	2,187	167	7,317		物干し台	590	372	352	42	1,356
	こたつ板	611	269	322	57	1,259		物置(解体した状態)	160	126	126	6	418
	シングルベッド	5,100	2,203	2,722	137	10,162		仏壇	221	91	130	19	461
	ダブルベッド	1,630	701	820	22	3,173		ペット小屋	1,646	1,012	1,068	122	3,848
	ベッドマット	11,655	5,670	6,872	512	24,709		水槽	754	461	624	82	1,921
	布団	41,697	20,898	29,022	3,900	95,517		衣装箱	25,124	12,937	14,352	1,710	54,123
	敷物	13,724	7,727	9,178	1,019	31,648		自転車	9,795	5,540	6,768	944	23,047
	アコーディオンカーテン	159	61	98	9	327		脚立	674	410	421	43	1,548
								その他のもの	130,792	78,000	85,774	9,950	304,516
							合 計		425,077	238,442	273,983	34,773	972,275

令和2年度

(単位:個)

種	品 目	世田谷	玉川	砧	持込	合計	種	品 目	世田谷	玉川	砧	持込	合計
電気・ガス・石油器具	ミシン(卓上式の物)	1,073	640	756	125	2,594	家具・寝具・OA機器	ブラインド	2,309	1,367	1,422	211	5,309
	ミシン(卓上式の物を除く)	41	30	39	3	113		戸棚	781	501	490	30	1,802
	ガステーブル	2,844	1,380	1,961	210	6,395		ロッカー	163	101	110	19	393
	電子レンジ	6,997	3,425	4,063	471	14,956		オーディオラック	382	237	242	31	892
	食器洗い乾燥機	285	179	227	49	740		ワードプロセッサ	238	117	148	40	543
	湯沸器	89	49	71	13	222		オフィスオートメーション機器	8,269	4,987	5,770	937	19,963
	風呂釜	19	9	8	1	37		オルガン	80	51	65	4	200
	ストーブ(ファンヒーター)	3,513	2,004	2,424	492	8,433		スキー板	1,893	1,269	1,429	575	5,166
	ストーブ(ファンヒーターを除く)	3,834	1,936	2,581	412	8,763		ゴルフ用具	3,617	2,585	2,379	566	9,147
	扇風機	7,872	4,507	5,598	817	18,794	趣味用品	サーフボード	169	93	117	28	407
	除湿機	1,537	808	973	132	3,450		サイクリングマシーン	312	193	193	18	716
	換気扇	101	65	74	8	248		ローイングマシーン	107	41	48	21	217
	電気掃除機	13,138	7,221	8,186	977	29,522		ランニングマシーン	103	59	73	14	249
	照明器具	9,320	5,614	6,767	1,021	22,722		ぶらさがり健康器	176	79	93	10	358
	ステレオセット(ミニコンポ)	1,465	809	1,000	170	3,444		流し台	31	15	41	1	88
	カラオケ演奏装置	25	21	23	4	73		ガス台(調理台を含む)	95	34	50	10	189
	オーディオ機器	3,040	1,791	2,021	403	7,255		米びつ	377	215	241	29	862
	スピーカー	1,069	601	683	147	2,500		畳	755	538	705	218	2,216
	ビデオデッキ	4,547	2,465	2,766	597	10,375		建具(サッシ及びガラス戸)	130	75	125	17	347
家具・寝具	たんす	6,876	3,782	4,732	280	15,670	その他	建具(サッシ及びガラス戸を除く)	1,571	943	1,170	103	3,787
	サイドボード	615	333	385	23	1,356		ブランコ	18	23	23	2	66
	げた箱	915	496	595	37	2,043		滑り台	109	64	80	20	273
	カラーボックス	8,797	4,171	5,112	388	18,468		子供用遊具(ブランコ・滑り台を除く)	4,107	3,173	3,669	804	11,753
	テーブル・座卓・こたつ	14,774	7,099	8,592	735	31,200		ベビーベッド	539	346	402	64	1,351
	いす(応接いすを除く)	32,815	18,678	21,663	2,638	75,794		乳児用具(ベビーベッドを除く)	8,174	5,553	6,506	1,210	21,443
	応接用いす(1人用)	3,028	1,508	1,789	172	6,497		スーツケース	10,857	6,402	6,407	1,182	24,848
	応接用いす(2人用)	5,271	2,385	3,030	180	10,866		編み機	46	22	41	17	126
	鏡台	4,880	2,299	2,626	234	10,039		浴槽	11	7	5	2	25
	両そで机	61	39	31	3	134		洗面化粧台	31	18	27	3	79
	机(両そで机を除く)	3,648	2,037	2,521	187	8,393		物干し台	657	407	393	53	1,510
	こたつ板	695	302	413	64	1,474		物置(解体した状態)	150	105	133	11	399
	シングルベッド	4,849	2,288	2,757	140	10,034		仏壇	190	99	141	13	443
	ダブルベッド	1,691	783	806	19	3,299		ペット小屋	1,746	1,093	1,160	131	4,130
	ベッドマット	12,600	6,317	7,481	600	26,998		水槽	778	523	699	101	2,101
	布団	35,955	18,216	24,843	3,344	82,358		衣装箱	25,849	13,523	15,074	1,809	56,255
	敷物	13,922	7,559	9,574	1,007	32,062		自転車	9,909	5,825	6,930	974	23,638
	アコーディオンカーテン	126	69	67	4	266		脚立	684	403	394	54	1,535
								その他のもの	145,698	84,369	97,204	11,450	338,721
								合 計	443,438	247,370	291,437	36,889	1,019,134

令和3年度

(単位:個)

種	品 目	世田谷	玉川	砧	持込	合計	種	品 目	世田谷	玉川	砧	持込	合計
電気・ガス・石油器具	ミシン(卓上式の物)	918	561	604	105	2,188	家具・寝具	ブラインド	2,575	1,370	1,382	189	5,516
	ミシン(卓上式の物を除く)	50	28	34	3	115		戸棚	873	518	494	49	1,934
	ガステーブル	2,891	1,475	1,909	203	6,478		ロッカー	133	75	72	9	289
	電子レンジ	7,295	3,562	4,151	407	15,415		オーディオラック	305	157	232	28	722
	食器洗い乾燥機	318	193	257	58	826		ワードプロセッサ-	195	121	135	33	484
	湯沸器	89	51	59	14	213		オフィスオートメーション機器	7,817	4,733	5,275	770	18,595
	風呂釜	14	6	6	0	26		オルガン	358	221	292	40	911
	暖房器具	7,432	4,165	5,162	731	17,490		スキー板	1,611	1,047	1,290	462	4,410
	扇風機	8,013	4,545	5,653	715	18,926		ゴルフ用具	3,352	2,343	2,297	459	8,451
	除湿機	1,453	824	943	116	3,336		サーフボード	166	88	96	12	362
家具・寝具	換気扇	111	74	57	13	255	OA機器	健康器具	3,797	2,242	2,386	328	8,753
	電気掃除機	12,506	6,766	7,620	832	27,724		流し台	21	17	11	0	49
	照明器具	9,469	6,059	7,049	867	23,444		ガス台(調理台を含む)	74	33	48	5	160
	ステレオセット(ミニコンポ)	1,252	692	810	134	2,888		米びつ	306	209	248	37	800
	カラオケ演奏装置	13	20	16	2	51		畳	855	446	678	126	2,105
	オーディオ機器	2,670	1,456	1,715	296	6,137		建具(サッシ及びガラス戸)	106	67	95	8	276
	スピーカー	913	575	620	86	2,194		建具(サッシ及びガラス戸を除く)	1,593	1,006	1,173	108	3,880
	ビデオデッキ	4,051	2,040	2,569	427	9,087		ブランコ	33	21	28	2	84
	たんす	7,193	4,404	5,411	288	17,296		滑り台	109	92	99	16	316
	サイドボード	588	360	326	27	1,301	その他	子供用遊具(ブランコ・滑り台を除く)	4,140	3,212	3,620	606	11,578
	げた箱	1,083	562	622	35	2,302		ベビーベッド	485	311	364	32	1,192
	カラーボックス	8,911	4,331	4,956	329	18,527		乳児用具(ベビーベッドを除く)	7,787	5,197	6,168	841	19,993
	テーブル・座卓・こたつ	14,705	7,417	8,761	655	31,538		スーツケース	10,564	5,875	6,241	895	23,575
	いす(応接いすを除く)	35,070	20,704	22,977	2,492	81,243		編み機	48	23	42	8	121
	応接用いす(1人用)	2,778	1,337	1,613	147	5,875		浴槽	7	8	13	0	28
	応接用いす(2人用)	5,600	2,654	3,097	119	11,470		洗面化粧台	30	23	19	0	72
	鏡台	5,316	2,758	2,929	210	11,213		物干し台	674	466	434	45	1,619
	両そで机	79	61	55	7	202		物置(解体した状態)	132	93	153	7	385
	机(両そで机を除く)	3,982	2,219	2,717	165	9,083		仏壇	204	113	127	13	457
家具・寝具	こたつ板	622	296	401	63	1,382		ペット小屋	1,952	1,293	1,188	173	4,606
	シングルベッド	5,261	2,459	3,076	123	10,919		水槽	778	553	649	96	2,076
	ダブルベッド	2,015	882	983	25	3,905		衣装箱	25,147	14,101	15,080	1,653	55,981
	ベッドマット	14,225	6,989	8,305	490	30,009		自転車	9,900	5,657	7,292	854	23,703
	布団	35,875	18,600	25,833	3,143	83,451		脚立	732	415	491	72	1,710
	敷物	14,759	8,689	10,001	955	34,404		その他のもの	158,102	93,568	105,062	10,371	367,103
	アコーディオンカーテン	159	100	101	10	370		合 計	462,640	263,628	304,672	32,639	1,063,579

令和4年度

(単位:個)

種	品 目	世田谷	玉川	砧	持込	合計	種	品 目	世田谷	玉川	砧	持込	合計
電気・ガス・石油器具	ミシン(卓上式のもの)	804	519	565	90	1,978	家具・寝具 OA機器 趣味用品 その他	ブラインド	2,350	1,375	1,381	194	5,300
	ミシン(卓上式のものを除く)	41	29	39	4	113		戸棚	785	447	467	50	1,749
	ガステーブル	2,657	1,294	1,937	155	6,043		ロッカー	127	72	83	9	291
	電子レンジ	6,702	3,183	3,688	350	13,923		オーディオラック	235	165	169	32	601
	食器洗い乾燥機	325	177	267	32	801		ワードプロセッサ-	172	86	126	18	402
	湯沸器	97	60	54	13	224		オフィスオートメーション機器	6,897	4,126	4,586	679	16,288
	風呂釜	9	6	6	0	21		オルガン	379	246	307	49	981
	暖房器具	6,588	3,718	4,650	631	15,587		スキー板	1,487	909	1,053	362	3,811
	扇風機	7,489	4,009	5,135	657	17,290		ゴルフ用具	3,100	2,211	2,072	405	7,788
	除湿機	1,393	762	886	107	3,148		サーフボード	149	69	82	24	324
	換気扇	117	49	55	12	233		健康器具	3,750	2,320	2,722	240	9,032
	電気掃除機	11,283	6,076	6,905	746	25,010		流し台	17	8	12	3	40
	照明器具	8,974	5,324	6,647	833	21,778		ガス台(調理台を含む)	91	33	40	6	170
	ステレオセット(ミニコンポ)	962	570	693	116	2,341		米びつ	300	172	241	33	746
	カラオケ演奏装置	13	6	13	2	34		畳	732	512	599	136	1,979
	オーディオ機器	2,193	1,247	1,464	226	5,130		建具(サッシ及びガラス戸)	96	89	73	22	280
	スピーカー	861	438	503	58	1,860		建具(サッシ及びガラス戸を除く)	1,485	803	1,085	86	3,459
	ビデオデッキ	3,329	1,747	2,026	316	7,418		ブランコ	28	20	29	9	86
家具・寝具	たんす	6,906	3,818	5,679	319	16,722	その他	滑り台	123	69	90	8	290
	サイドボード	570	356	395	23	1,344		子供用遊具(ブランコ・滑り台を除く)	3,849	2,946	3,350	537	10,682
	げた箱	1,057	454	729	35	2,275		ベビーベッド	491	300	322	39	1,152
	カラーボックス	8,587	4,033	5,125	339	18,084		乳児用具(ベビーベッドを除く)	7,280	4,736	5,480	742	18,238
	テーブル・座卓・こたつ	14,779	7,161	9,002	678	31,620		スーツケース	12,209	6,894	7,280	914	27,297
	いす(応接いすを除く)	32,762	18,568	22,304	2,379	76,013		編み機	43	20	45	5	113
	応接用いす(1人用)	2,629	1,336	1,552	140	5,657		浴槽	7	7	6	4	24
	応接用いす(2人用)	5,077	2,421	2,967	147	10,612		洗面化粧台	33	19	28	3	83
	鏡台	5,036	2,333	2,854	224	10,447		物干し台	685	414	432	36	1,567
	両そで机	85	38	50	7	180		物置(解体した状態)	112	79	139	8	338
	机(両そで机を除く)	4,047	2,141	2,735	162	9,085		仏壇	199	91	164	9	463
	こたつ板	628	266	438	55	1,387		ペット小屋	1,884	1,273	1,346	134	4,637
	シングルベッド	5,311	2,314	3,005	132	10,762		水槽	740	494	636	86	1,956
	ダブルベッド	1,937	844	913	27	3,721		衣装箱	23,307	12,863	14,910	1,528	52,608
	ベッドマット	13,914	6,960	8,380	506	29,760		自転車	8,976	5,215	6,591	797	21,579
	布団	33,629	16,798	24,373	3,172	77,972		脚立	733	386	502	49	1,670
	敷物	13,973	7,657	10,123	933	32,686		その他のもの	153,869	88,135	105,267	10,339	357,610
	アコーディオンカーテン	152	71	126	11	360		合 計	441,636	244,387	297,998	31,232	1,015,253

令和5年度

(単位:個)

種	品 目	世田谷	玉川	砧	持込	合計	種	品 目	世田谷	玉川	砧	持込	合計
電気・ガス・石油器具	ミシン(卓上式のもの)	766	462	519	96	1,843	家具・寝具・OA機器	ブラインド	2,468	1,287	1,413	220	5,388
	ミシン(卓上式のものを除く)	42	18	26	1	87		戸棚	783	450	481	58	1,772
	ガステーブル	2,463	1,168	1,604	157	5,392		ロッカー	108	81	75	20	284
	電子レンジ	6,466	3,079	3,514	366	13,425		オーディオラック	272	145	175	12	604
	食器洗い乾燥機	314	166	237	28	745		ワードプロセッサ-	147	121	114	19	401
	湯沸器	124	44	57	19	244		オフィスオートメーション機器	6,334	3,955	4,063	640	14,992
	風呂釜	14	0	5	0	19		オルガン	393	234	279	35	941
	暖房器具	6,266	3,387	3,926	581	14,160		スキー板	1,347	782	1,042	325	3,496
	扇風機	7,214	4,018	4,979	685	16,896		ゴルフ用具	2,977	2,074	1,928	396	7,375
	除湿機	1,301	834	859	116	3,110		サーフボード	134	73	67	19	293
	換気扇	86	45	49	17	197	趣味用品	健康器具	3,897	2,342	2,537	336	9,112
	電気掃除機	11,010	6,130	6,671	760	24,571		流し台	19	13	14	3	49
	照明器具	8,976	5,391	6,443	980	21,790		ガス台(調理台を含む)	66	28	48	8	150
	ステレオセット(ミニコンポ)	857	434	531	111	1,933		米びつ	298	150	204	29	681
	カラオケ演奏装置	13	6	10	7	36		畳	739	361	509	113	1,722
	オーディオ機器	2,049	1,148	1,273	233	4,703		建具(サッシ及びガラス戸)	151	77	71	14	313
	スピーカー	816	395	490	64	1,765		建具(サッシ及びガラス戸を除く)	1,368	774	978	117	3,237
	ビデオデッキ	3,026	1,627	1,890	369	6,912		ブランコ	24	24	21	3	72
家具・寝具	たんす	6,723	3,557	4,754	270	15,304		滑り台	107	89	105	8	309
	サイドボード	513	281	312	42	1,148	その他	子供用遊具(ブランコ・滑り台を除く)	3,961	2,965	3,226	611	10,763
	げた箱	1,060	439	572	45	2,116		ベビーベッド	469	279	368	36	1,152
	カラーボックス	8,282	3,856	4,987	384	17,509		乳児用具(ベビーベッドを除く)	6,881	4,403	5,334	828	17,446
	テーブル・座卓・こたつ	14,148	6,712	8,152	712	29,724		スーツケース	14,167	8,080	8,316	1,261	31,824
	いす(応接いすを除く)	31,587	18,133	20,580	2,230	72,530		編み機	46	16	30	10	102
	応接用いす(1人用)	2,465	1,241	1,484	162	5,352		浴槽	10	1	10	1	22
	応接用いす(2人用)	4,896	2,356	2,773	161	10,186		洗面化粧台	22	15	25	3	65
	鏡台	4,992	2,247	2,625	221	10,085		物干し台	729	441	396	38	1,604
	両そで机	68	33	49	6	156		物置(解体した状態)	124	75	89	11	299
	机(両そで机を除く)	3,931	1,977	2,511	188	8,607		仏壇	232	99	160	20	511
	こたつ板	594	264	385	51	1,294		ペット小屋	1,873	1,219	1,215	169	4,476
	シングルベッド	5,249	2,372	2,861	142	10,624		水槽	771	481	621	95	1,968
	ダブルベッド	2,048	886	974	33	3,941		衣装箱	21,829	11,629	13,174	1,515	48,147
	ベッドマット	14,753	7,208	8,389	602	30,952		自転車	8,853	4,883	6,190	811	20,737
	布団	31,383	15,571	21,928	3,126	72,008		脚立	713	378	416	62	1,569
	敷物	13,659	7,641	9,491	959	31,750		その他のもの	152,125	86,777	98,866	11,001	348,769
	アコーディオンカーテン	138	54	87	15	294		合 計	432,729	237,981	278,557	32,786	982,053

5 地域機動班運び出し・特別収集実績

令和3年度

(単位:個)

種	品 目	世田谷		玉川		砧		合計	種	品 目	世田谷		玉川		砧		合計
		運び出し	特別収集	運び出し	特別収集	運び出し	特別収集				運び出し	特別収集	運び出し	特別収集	運び出し	特別収集	
電気・ガス・石油器具	ミシン(卓上式のもの)	8	2	6	7	6	2	31	家具・寝具 OA機器 趣味用品 その他	ブラインド	9	33	2	28	7	30	109
	ミシン(卓上式のものを除く)	4	1	1	1	4	0	11		戸棚	8	0	3	2	12	0	25
	ガステーブル	5	48	7	26	3	37	126		ロッカー	4	3	0	0	0	0	7
	電子レンジ	28	72	20	41	29	56	246		オーディオラック	5	8	4	4	1	11	33
	食器洗い乾燥機	3	0	3	2	1	2	11		ワードプロセッサ	2	6	1	0	1	3	13
	湯沸器	0	0	0	0	0	1	1		オフィスオートメーション機器	18	10	9	13	15	6	71
	風呂釜	0	0	0	0	0	0	0		オルガン	1	0	4	0	2	0	7
	暖房器具	34	64	24	39	34	56	251		スキー板	4	5	2	32	4	2	49
	扇風機	12	65	9	40	20	42	188		ゴルフ用具	10	17	16	182	13	11	249
	除湿機	5	6	1	4	6	2	24		サーフボード	0	0	0	0	0	0	0
	換気扇	0	0	0	1	0	0	1		健康器具	26	9	25	18	16	8	102
	電気掃除機	23	66	11	49	22	51	222		流し台	0	0	0	0	0	0	0
	照明器具	20	69	14	68	13	53	237		ガス台(調理台を含む)	0	0	1	0	0	1	2
	ステレオセット(ミニコンボ)	8	0	2	7	2	3	22		米びつ	0	2	0	6	2	3	13
	カラオケ演奏装置	0	0	0	0	2	0	2		畳	6	6	0	0	13	0	25
	オーディオ機器	9	24	5	22	6	31	97		建具(サッシ及びガラス戸)	2	4	0	0	0	0	6
	スピーカー	5	10	2	8	5	19	49		建具(サッシ及びガラス戸を除く)	13	13	1	7	10	6	50
	ビデオデッキ	6	29	12	17	6	21	91		ブラコン	0	0	0	0	0	0	0
家具・寝具	たんす	180	136	153	94	189	113	865	その他	滑り台	0	0	0	4	0	0	4
	サイドボード	12	7	6	10	8	4	47		子供用遊具(ブランコ・滑り台を除く)	0	6	0	121	0	1	128
	げた箱	4	16	10	5	10	8	53		ベビーベッド	0	0	0	4	0	0	4
	カラーボックス	24	107	15	51	15	114	326		乳児用具(ハビ・ベットの除く)	6	4	1	43	1	1	56
	テーブル・座卓・こたつ	132	96	74	95	94	80	571		スーツケース	29	28	15	42	14	46	174
	いす(応接いすを除く)	204	265	116	256	122	158	1,121		編み機	4	0	0	0	1	0	5
	応接用いす(1人用)	21	10	17	14	21	4	87		浴槽	0	0	0	0	0	0	0
	応接用いす(2人用)	69	8	27	8	22	12	146		洗面化粧台	0	1	0	0	0	0	1
	鏡台	32	53	20	34	22	36	197		物干し台	1	4	2	4	2	0	13
	両そで机	4	0	1	2	0	0	7		物置(解体した状態)	8	0	1	2	5	2	18
	机(両そで机を除く)	28	29	18	37	29	8	149		仏壇	4	21	2	8	3	7	45
	こたつ板	3	23	3	9	3	6	47		ベット小屋	6	2	2	4	1	3	18
	シングルベッド	51	29	32	20	33	16	181		水槽	3	8	1	6	2	2	22
	ダブルベッド	14	5	3	4	5	4	35		衣装箱	139	379	80	274	95	271	1,238
	ベッドマット	72	32	56	34	42	16	252		自転車	13	12	0	81	8	11	125
	布団	185	423	114	214	173	312	1,421		脚立	6	14	2	7	5	16	50
	敷物	55	142	27	145	46	64	479		その他のもの	701	1,977	667	1,420	531	1,004	6,300
	アコーディオンカーテン	0	2	5	0	0	0	7		合 計	2,288	4,411	1,655	3,676	1,757	2,776	16,563

令和4年度

(単位:個)

種	品 目	世田谷		玉川		砧		合計	種	品 目	世田谷		玉川		砧		合計
		運び出し	特別収集	運び出し	特別収集	運び出し	特別収集				運び出し	特別収集	運び出し	特別収集	運び出し	特別収集	
電気・ガス・石油器具	ミシン(卓上式のもの)	6	12	7	10	4	3	42	家具・寝具・OA機器・趣味用品	ブラインド	1	36	0	17	7	2	63
	ミシン(卓上式のものを除く)	3	5	1	3	3	1	16		戸棚	10	0	0	0	11	0	21
	ガステーブル	7	59	3	37	10	19	135		ロッカー	2	0	0	1	5	0	8
	電子レンジ	22	59	14	43	32	32	202		オーディオラック	0	13	1	2	4	5	25
	食器洗い乾燥機	4	0	2	0	1	0	7		ワードプロセッサ	2	0	0	1	1	0	4
	湯沸器	0	2	0	3	0	0	5		オフィスオートメーション機器	11	20	7	44	14	7	103
	風呂釜	0	2	0	2	0	0	4		オルガン	3	2	2	2	7	0	16
	暖房器具	22	73	19	44	46	28	232		スキー板	2	7	1	12	3	0	25
	扇風機	21	75	9	50	24	20	199		ゴルフ用具	12	14	12	118	7	2	165
	除湿機	3	9	6	5	4	3	30		サーフボード	2	2	0	0	2	0	6
	換気扇	0	2	0	0	0	0	2		健康器具	32	8	23	18	21	0	102
	電気掃除機	20	89	15	55	21	27	227		流し台	0	0	0	0	0	0	0
	照明器具	7	86	4	68	19	26	210		ガス台(調理台を含む)	0	0	0	1	0	2	3
	ステレオセット(ミニコンボ)	5	3	2	5	8	4	27		米びつ	3	6	0	4	1	0	14
	カラオケ演奏装置	0	0	0	0	0	0	0		畳	7	1	0	0	0	0	8
	オーディオ機器	22	36	6	7	11	8	90		建具(サッシ及びガラス戸)	4	1	1	5	0	4	15
	スピーカー	8	6	2	3	7	4	30		建具(サッシ及びガラス戸を除く)	23	14	5	3	26	0	71
	ビデオデッキ	12	29	9	20	6	15	91		ブラコン	0	0	0	1	0	0	1
家具・寝具	たんす	143	116	101	102	263	75	800	その他	滑り台	0	0	0	5	0	0	5
	サイドボード	3	7	4	4	5	2	25		子供用遊具(ブランコ・滑り台を除く)	0	4	5	133	1	3	146
	げた箱	4	14	2	11	18	6	55		ベビーベッド	0	0	1	12	1	0	14
	カラーボックス	12	91	19	70	13	55	260		乳児用具(ハビ・ベットの除く)	2	4	2	153	1	1	163
	テーブル・座卓・こたつ	75	138	45	139	109	64	570		スーツケース	18	49	18	52	9	15	161
	いす(応接いすを除く)	119	193	65	283	147	77	884		編み機	1	0	1	0	2	0	4
	応接用いす(1人用)	18	8	11	15	18	10	80		浴槽	0	2	0	1	0	1	4
	応接用いす(2人用)	34	4	26	8	30	3	105		洗面化粧台	0	1	0	1	0	1	3
	鏡台	12	40	15	32	32	11	142		物干し台	2	4	4	0	6	1	17
	両そで机	1	0	2	0	0	0	3		物置(解体した状態)	5	3	3	0	6	0	17
	机(両そで机を除く)	32	16	18	42	27	6	141		仏壇	4	14	7	5	6	2	38
	こたつ板	2	44	2	13	3	16	80		ペット小屋	2	4	2	10	0	4	22
	シングルベッド	54	28	33	17	39	11	182		水槽	1	1	0	3	5	0	10
	ダブルベッド	12	2	8	1	6	1	30		衣装箱	66	378	71	297	117	107	1,036
	ベッドマット	75	32	47	33	49	16	252		自転車	8	11	3	83	11	9	125
	布団	174	437	106	266	159	216	1,358		脚立	5	19	0	13	1	6	44
	敷物	35	109	12	91	45	48	340		その他のもの	466	2,057	438	1,585	617	727	5,890
	アコーディオンカーテン	2	0	5	2	2	0	11		合 計	1,663	4,501	1,227	4,066	2,053	1,706	15,216

令和5年度

(単位:個)

種	品 目	世田谷		玉川		砧		合計	種	品 目	世田谷		玉川		砧		合計
		運び出し	特別収集	運び出し	特別収集	運び出し	特別収集				運び出し	特別収集	運び出し	特別収集	運び出し	特別収集	
電気・ガス・石油器具	ミシン(卓上式のもの)	7	14	7	4	6	7	45	家具・寝具 OA機器 趣味用品 その他	ブラインド	2	65	4	11	3	24	109
	ミシン(卓上式のものを除く)	7	1	1	1	2	0	12		戸棚	9	1	3	4	11	1	29
	ガステーブル	9	66	12	38	8	25	158		ロッカー	1	0	1	1	1	1	5
	電子レンジ	19	90	18	32	32	44	235		オーディオラック	2	10	3	3	2	10	30
	食器洗い乾燥機	0	2	1	1	0	0	4		ワードプロセッサ	2	5	2	0	1	0	10
	湯沸器	1	1	0	1	0	4	7		オフィスオートメーション機器	16	35	12	21	17	14	115
	風呂釜	0	1	0	0	0	0	1		オルガン	2	8	2	3	2	0	17
	暖房器具	24	119	29	46	22	40	280		スキー板	1	51	1	17	1	28	99
	扇風機	24	108	16	45	22	47	262		ゴルフ用具	11	88	5	129	8	77	318
	除湿機	5	18	0	10	7	3	43		サーフボード	0	2	0	5	0	0	7
	換気扇	0	2	0	0	0	0	2		健康器具	21	67	19	24	16	61	208
	電気掃除機	21	121	17	64	14	73	310		流し台	0	0	0	0	0	0	0
	照明器具	11	163	20	60	19	57	330		ガス台(調理台を含む)	0	0	0	0	0	1	1
	ステレオセット(ミニコンボ)	8	9	6	9	2	4	38		米びつ	1	5	1	2	3	0	12
	カラオケ演奏装置	0	0	0	0	0	0	0		畳	0	1	1	7	0	0	9
	オーディオ機器	3	53	7	17	9	16	105		建具(サッシ及びガラス戸)	0	3	0	1	0	0	4
	スピーカー	5	18	0	4	4	6	37		建具(サッシ及びガラス戸を除く)	10	14	11	11	9	4	59
	ビデオデッキ	11	45	4	20	12	22	114		ブラコン	0	4	0	2	0	2	8
家具・寝具	たんす	171	163	155	99	198	70	856		滑り台	1	5	0	4	0	9	19
	サイドボード	13	18	5	5	0	4	45		子供用遊具(ブランコ・滑り台を除く)	0	181	3	211	2	178	575
	げた箱	5	20	3	7	6	6	47		ベビーベッド	0	9	0	2	0	6	17
	カラーボックス	25	174	8	60	21	54	342		乳児用具(ハビ・ベットの除く)	4	168	2	135	3	239	551
	テーブル・座卓・こたつ	95	235	71	115	83	90	689		スーツケース	15	144	30	60	18	40	307
	いす(応接いすを除く)	134	430	135	262	136	263	1,360		編み機	0	1	0	1	0	1	3
	応接用いす(1人用)	16	18	5	11	18	11	79		浴槽	0	1	1	0	1	1	4
	応接用いす(2人用)	51	10	38	13	32	7	151		洗面化粧台	0	0	0	1	0	0	1
	鏡台	28	101	16	45	24	35	249		物干し台	1	2	2	3	0	5	13
	両そで机	2	1	0	0	2	0	5		物置(解体した状態)	2	0	2	2	2	1	9
	机(両そで机を除く)	34	36	30	18	29	3	150		仏壇	7	24	6	11	11	6	65
	こたつ板	2	48	1	11	3	25	90		ベット小屋	3	5	2	6	0	10	26
	シングルベッド	46	37	37	20	38	18	196		水槽	1	9	0	3	1	3	17
	ダブルベッド	7	3	8	3	5	4	30		衣装箱	78	488	73	206	106	241	1,192
	ベッドマット	63	59	60	42	66	21	311		自転車	3	61	6	74	9	78	231
	布団	150	812	108	356	173	357	1,956		脚立	4	36	4	13	4	5	66
	敷物	45	169	18	100	38	63	433		その他のもの	542	3,292	492	1,468	618	1,312	7,724
	アコーディオンカーテン	0	1	0	0	0	7	8		合 計	1,781	7,951	1,524	3,960	1,880	3,744	20,840

資料6 予算・決算・処理原価・手数料

1 令和6年度歳入歳出予算

歳入予算

(単位:千円)

款 項 目			内 容	金 額
特定財源	使用料及手数料			841,501
	使用料			4,828
	環境使用料			4,828
	清掃・リサイクル普及啓発施設			4,074
	清掃事務所			8
	清掃・リサイクル施設			746
	手数料			836,673
	環境手数料			836,673
	清掃等指導業務			1,228
	有料ごみ処理券			834,586
	動物死体処理			858
	廃棄物処理			1
	財産収入			2,406
	財産運用収入			2,406
	財産貸付収入			2,406
	土地貸付			2,406
	諸収入			992,507
	雑入			992,507
	納付金			5,566
	会計年度任用職員社会保険料			5,566
	雑入			986,941
	光熱水費等負担金			2,394
	参加料・利用料			50
	リサイクル資源売払金			837,496
	リユース品売払金			37,290
	広告料収入			886
	ペットボトル等の有償入札拠出金			108,825
	特定財源 計			1,836,414
一般財源	財産収入			2,002
	財産売払収入			2,002
	物品売払収入			2,002
	不用品売払			2,002
	一般財源 計			2,002
合 計			1,838,416	

歳出予算

(単位:千円)

款	項	目	事業名	金額
環境費(清掃・リサイクル部分)				11,664,569
清掃費				11,664,569
清掃管理費				4,829,561
清掃・リサイクル部庶務事務				4,488
清掃職員の被服貸与				20,252
清掃・リサイクル審議会の運営				1,184
清掃職員の安全衛生				15,194
有料ごみ処理券事務				59,751
清掃分担金				4,415,608
ごみ減量・リサイクル活動推進				6,498
ごみ減量・リサイクル普及・啓発施設運営				117,868
ごみ集積所の美化				5,524
清掃指導業務				2,461
清掃事業管理運営				2,107
ごみ減量・リサイクルの促進				49,064
事業用大規模建築物の対象拡大				6,694
世田谷清掃事務所維持管理				43,340
玉川清掃事務所維持管理				20,206
砧清掃事務所維持管理				59,322
廃棄物対策費				3,488,520
ごみ収集作業				3,251,162
不法投棄ごみ処理作業				6,382
動物死体処理作業				2,656
清掃車両購入・維持				17,751
希望丘中継所維持運営				201,413
し尿収集運搬作業				9,156
省資源対策費				3,270,421
リサイクル活動団体援助				75,500
拠点回収事業				34,491
資源分別回収事業				2,820,085
リサイクル施設維持運営				340,345
施設整備費				76,067
清掃・リサイクル施設改修				63,834
清掃事務所等改修				12,233
職員費(清掃・リサイクル部分)				70,974
職員費				70,974
環境職員費				70,974
会計年度任用職員の人件費(清掃・リサイクル部)				70,974
合計				11,735,543

2 決算額の推移

令和元年度～令和5年度 歳入決算

(単位:円)

款 項 目	内 容	令和元年度決算	令和2年度決算	令和3年度決算	令和4年度決算	令和5年度決算 ※見込み額
使用料及手数料		769,242,182	772,578,070	792,487,455	771,089,408	777,610,559
使用料	使用料	3,355,626	6,794,620	3,541,457	4,217,216	3,682,127
	環境使用料	3,355,626	6,794,620	3,541,457	4,217,216	3,682,127
	清掃・リサイクル普及啓発施設	3,098,616	6,535,728	3,277,536	3,462,888	3,537,780
	清掃事務所			7,038	8,250	8,250
	清掃・リサイクル施設	257,010	258,892	256,883	746,078	136,097
	手数料	765,886,556	765,783,450	788,945,998	766,872,192	773,928,432
	環境手数料	765,886,556	765,783,450	788,945,998	766,872,192	773,928,432
	清掃等指導業務	1,565,000	1,220,000	1,635,000	1,175,000	1,598,000
	有料ごみ処理券	761,664,856	762,226,050	785,137,898	763,579,892	771,389,717
	動物死体処理	2,656,700	2,337,400	2,173,100	2,117,300	939,300
	廃棄物処理	0	0	0	0	1,415
国庫支出金		7,157,000	0	0	0	0
国庫補助金	国庫補助金	7,157,000	0	0	0	0
	環境費補助金	7,157,000	0	0	0	0
	災害廃棄物処理事業費補助金	7,157,000	0	0	0	0
都支出金		0	0	0	0	2,909,000
都補助金	都補助金	0	0	0	0	2,909,000
	環境費補助金	0	0	0	0	2,909,000
	地域の健全なりサイクルシステム維持支援事業	0	0	0	0	2,500,000
	東京都区市町村との連携による廃食用油有効利用促進事業	0	0	0	0	409,000
財産収入		9,045,566	12,563,224	9,043,876	13,510,370	16,387,722
財産運用収入	財産運用収入	2,308,326	2,330,814	2,323,776	2,255,150	2,392,402
	財産貸付収入	2,308,326	2,330,814	2,323,776	2,255,150	2,392,402
	土地貸付	2,308,326	2,330,814	2,323,776	2,255,150	2,392,402
	財産売払収入	6,737,240	10,232,410	6,720,100	11,255,220	13,995,320
	物品売払収入	6,737,240	10,232,410	6,720,100	11,255,220	13,995,320
	不用品売払	6,737,240	10,232,410	6,720,100	11,255,220	13,995,320
繰越金		0	0	0	1,550,000	0
繰越金	繰越金	0	0	0	1,550,000	0
	繰越金	0	0	0	1,550,000	0
	前年度繰越金	0	0	0	1,550,000	0
雑収入		744,576,813	776,252,821	1,010,543,354	1,205,362,747	1,051,307,283
雑入	雑入	744,576,813	776,252,821	1,010,543,354	1,205,362,747	1,051,307,283
	納付金	0	2,831,978	2,016,996	3,236,160	4,726,704
	会計年度任用職員社会保険料	0	2,831,978	2,016,996	3,236,160	4,726,704
	雑入	744,576,813	773,420,843	1,008,526,358	1,202,126,587	1,046,580,579
	光熱水費等負担金	1,348,684	1,278,931	1,401,323	2,545,635	2,176,492
	参加料・利用料	28,000	0	0	31,000	32,000
	自治体賠償	403,043	0	283,954	0	0
	リサイクル資源売払金	587,151,471	604,857,832	854,861,861	890,122,054	810,877,948
	違約金	0	0	685,008	0	0
	保険金・保証金	0	0	0	0	8,134
	リユース品売払金	1,174,000	1,077,000	768,000	805,000	14,871,500
	広告料収入	665,800	640,526	765,926	826,426	941,926
	雑入	153,805,815	165,566,554	144,687,140	307,346,749	217,672,579
	東京都環境公社補助金	0	0	5,000,000	0	0
	返還金・戻入金	0	0	73,146	449,723	0
	不法投棄未然防止事業協力助成金	0	0	0	0	0
合計		1,530,021,561	1,561,394,115	1,812,074,685	1,991,512,525	1,848,214,564

令和元年度～令和5年度 歳出決算

(単位:円)

款	項	目	事業名	令和元年度決算	令和2年度決算	令和3年度決算	令和4年度決算	令和5年度決算 ※見込み額
環境費(清掃・リサイクル部分)				9,195,206,896	9,638,516,513	9,814,818,724	10,677,024,736	11,153,040,216
清掃費				9,195,206,896	9,638,516,513	9,814,818,724	10,677,024,736	11,153,040,216
清掃管理費				3,395,507,232	3,734,842,942	3,837,876,109	4,511,297,570	4,863,587,396
清掃・リサイクル部庶務事務				2,691,201	3,872,730	3,241,022	3,819,683	3,714,703
清掃職員の被服貸与				13,032,923	10,691,065	14,187,877	14,240,259	16,761,217
清掃・リサイクル審議会の運営				0	0	0	879,024	531,843
清掃職員の安全衛生				10,193,815	11,944,863	10,319,151	12,724,956	12,988,452
有料ごみ処理券事務				49,058,614	50,322,090	50,985,268	49,225,663	57,296,056
清掃分担金				3,090,038,000	3,458,305,000	3,566,863,000	4,209,294,000	4,519,318,000
ごみ減量・リサイクル活動推進				6,801,234	2,960,481	4,023,953	4,926,607	5,963,730
ごみ減量・リサイクル普及・啓発施設運営				57,400,811	56,525,244	55,158,475	65,660,958	90,093,485
ごみ集積所の美化				4,608,190	6,848,622	5,066,622	3,825,030	4,809,805
清掃指導業務				2,421,283	2,309,318	2,133,953	2,175,864	2,012,669
清掃事業管理運営				30,806,343	252,981	1,034,550	2,889,172	1,782,707
ごみ減量・リサイクルの促進				33,097,677	33,275,304	31,916,300	35,610,986	42,821,475
事業用大規模建築物の対象拡大				190,160	233,243	18,360	382,125	1,645,600
世田谷清掃事務所維持管理				35,448,683	34,727,395	34,909,811	39,751,216	37,054,977
玉川清掃事務所維持管理				16,263,645	16,595,765	16,332,838	19,474,760	21,210,918
砧清掃事務所維持管理				43,454,653	45,978,841	41,684,929	46,417,267	45,581,759
廃棄物対策費				3,087,878,643	3,081,057,485	3,128,063,454	3,245,923,063	3,182,872,236
ごみ収集作業				2,826,379,278	2,822,941,285	2,890,235,288	2,979,903,972	2,971,903,440
不法投棄ごみ処理作業				8,745,898	9,414,536	9,127,348	6,854,845	6,345,722
動物死体処理作業				2,821,963	2,439,238	2,245,320	2,453,605	3,122,570
清掃車両購入・維持				56,281,291	55,782,154	57,168,567	55,706,353	27,722,602
希望丘中継所維持運営				185,646,021	182,310,000	161,116,659	192,394,192	165,167,806
し尿収集運搬作業				8,004,192	8,170,272	8,170,272	8,610,096	8,610,096
省資源対策費				2,686,700,221	2,819,316,086	2,843,547,791	2,894,138,573	3,086,670,804
リサイクル活動団体援助				57,811,784	76,217,447	73,895,657	65,834,519	70,155,212
拠点回収事業				23,190,987	23,843,810	24,524,552	25,283,055	33,252,833
資源分別回収事業				1,873,316,641	1,926,129,434	1,954,167,123	1,979,937,983	2,674,293,222
ペットボトル回収事業				508,775,449	538,236,039	544,419,396	546,977,724	0
リサイクル施設維持運営				223,605,360	254,889,356	246,541,063	276,105,292	308,969,537
施設整備費				25,120,800	3,300,000	5,331,370	25,665,530	19,909,780
清掃事務所等改修				4,298,400	3,300,000	5,331,370	25,665,530	18,506,180
清掃・リサイクル施設改修				20,822,400	0	0	0	1,403,600
職員費(清掃・リサイクル部分)				0	52,299,632	38,221,175	51,576,243	60,836,559
職員費				0	52,299,632	38,221,175	51,576,243	60,836,559
環境職員費				0	52,299,632	38,221,175	51,576,243	60,836,559
会計年度任用職員の人件費(清掃・リサイクル部)				0	52,299,632	38,221,175	51,576,243	60,836,559
合計				9,195,206,896	9,690,816,145	9,853,039,899	10,728,600,979	11,213,876,775

*令和2年度より会計年度任用職員制度が施行されたことにより、職員費を計上する事業が作成された。新設された事業には、令和元年度まで環境費の事業(清掃事業管理運営・ごみ減量・リサイクルの促進)に計上していた臨時の職員に係る経費を計上している。

3 ごみ・し尿・資源の処理原価

(1) ごみ処理原価

(単位：円／t)

	収集・運搬			処理・処分	※ ¹ 合 計
	全 体	(参考) 下記ごみで算出される原価			
		可燃・不燃ごみ	粗大ごみ		
平成30年度	35,267	31,555	121,701	20,651	55,918
令和元年度	35,760	31,339	137,462	22,954	58,714
令和2年度	33,089	29,303	112,354	24,152	57,241
令和3年度	34,982	30,985	110,367	27,885	62,867
令和4年度	36,487	32,347	117,788	24,492	60,979

(2) し尿処理原価

(単位：円／t)

	収集・運搬	処理・処分	※1合 計
平成30年度	81,946	18,149	100,095
令和元年度	79,106	18,459	97,565
令和2年度	84,947	17,931	102,878
令和3年度	91,051	17,796	108,847
令和4年度	103,698	17,203	120,901

(3) 資源処理原価

(単位：円／t)

	ガラスびん	缶	古 紙	ペットボトル	容器包装 プラスチック	廃食用油
平成30年度	67,911	150,438	25,127	140,480	2,723,496	1,489,592
令和元年度	71,772	162,199	26,296	131,022	2,682,726	1,635,971
令和2年度	66,337	141,114	24,573	122,546	2,844,372	1,209,094
令和3年度	67,530	77,507	23,378	124,694	3,635,752	1,268,415
令和4年度	80,386	84,073	23,211	78,412	2,583,051	1,622,545

(4) 経 費

(単位：千円)

		令和3年度	令和4年度	増 減
※2ご み		6,184,026	6,228,340	44,314
	可燃・不燃ごみ	5,201,868	5,254,119	52,251
	粗大ごみ	982,158	974,221	▲ 7,937
※2し 尿		10,250	10,534	284
資 源		1,853,628	1,739,567	▲ 114,061
	ガラスびん	607,512	668,127	60,615
	缶	198,449	200,175	1,726
	古紙	602,362	581,726	▲ 20,636
	ペットボトル	407,608	255,172	▲ 152,436
	容器包装プラスチック	31,773	27,145	▲ 4,628
	廃食用油	5,923	7,220	1,297

※千円未満を四捨五入しているため、合計に合致しないものがある。

(5) 算出方法

処理原価＝	$\frac{\text{※3経費(人件費＋物件費＋減価償却費＋起債利子等)－※4資源売払い金等}}{\text{ごみ・し尿収集量、資源回収量}}$
-------	--

- ※1 ごみ・し尿の処理原価の合計は、区の収集・運搬原価に東京二十三区清掃一部事務組合(中間処理)・東京都(最終処分)の処理・処分原価を加えたもの。
- ※2 ごみ・し尿の経費は、収集・運搬に係る経費。なお、処理・処分に係る経費は23区共同事業のため算出していない。
- ※3 経費には、ごみ・し尿・資源の処理にかからない費用(浄化槽指導関連・一般廃棄物処理業許可関連・動物死体処理など)は含めていない。
- ※4 資源処理原価を算出する際は、経費から資源売払い収入を差し引いている。

4 手数料一覧 (令和6年4月1日現在)

■ 廃棄物処理手数料

区分	処理手数料
1日平均10kgを超える量の家庭廃棄物	1日平均10kg超1kgにつき 46円
事業系一般廃棄物、あわせ産廃(日量10kg未満) (有料ごみ処理券貼付の場合、10㍑までごとに87円・下表)	1kgにつき 46円
臨時ごみ (粗大ごみは3,200円を限度として品目別に定める・下表)	1kgにつき 46円
最終処分場に運搬した場合	1kgにつき 9円50銭
参考：中間処理施設へ運搬した場合 (東京二十三区清掃一部事務組合所管事務)	1kgにつき 17円50銭

【事業系有料ごみ処理券の価格】

券種	処理手数料
特大 70㍑ 1セット5枚	3,045円
大 45㍑ 1セット10枚	3,910円
中 20㍑ 1セット10枚	1,740円
小 10㍑ 1セット10枚	870円

【有料粗大ごみ処理券の価格・主な例】

A券 1枚 200円、B券 1枚 300円

主な例	処理手数料	
	通常	持込
布団、掃除機 等	400円	200円
自転車(16インチ超) 等	900円	400円
シングルベッド 等	1,300円	600円
ダブルベッド 等	2,300円	1,100円
両そで机 等	3,200円	1,600円

■ 動物死体処理手数料

動物死体処理1頭(25kg未満)につき	3,100円
---------------------	--------

【手数料の減免】

- ・大規模災害被災者 免除
- ・生活保護受給者 免除
- ・（特別）児童扶養手当受給者 免除
- ・世田谷区ひとり親家庭等の医療費助成受給者 免除
- ・老齢福祉年金受給者 免除
- ・火災被災者 減額（9割以内）
- ・その他区長が認める者 減額（5割以内）又は免除
（ボランティア活動により道路・公園等を清掃して一時的に排出するごみなど）
- ・飼い主のいない動物の死体処理 免除（令和5年2月1日より）

■ 一般廃棄物処理業許可手数料等

一般廃棄物収集運搬業許可（新規）	15,000 円
一般廃棄物収集運搬業許可（更新）	10,000 円
一般廃棄物収集運搬業変更許可	10,000 円
一般廃棄物処分業許可（新規）	15,000 円
一般廃棄物処分業許可（更新）	10,000 円
一般廃棄物処分業変更許可	10,000 円
許可証の再交付	3,000 円

■ 浄化槽清掃業許可手数料等

浄化槽清掃業許可	15,000 円
許可証の再交付	3,000 円

資料7 その他の清掃・リサイクル事業

1 これまでの世田谷区清掃・リサイクル審議会諮問内容

【第1期】 平成12年5月1日～平成13年5月31日

《諮問第1号》 諮問事項 『ごみの早朝・夜間収集のあり方について』
諮問年月日 平成12年7月19日
答申年月日 平成13年5月22日

【第2期】 平成13年6月1日～平成15年5月31日

《諮問第2号》 諮問事項 『生ごみの減量・リサイクルの方策について』
諮問年月日 平成13年8月31日
答申年月日 平成15年3月28日

【第3期】 平成15年6月1日～平成17年5月31日

《諮問第3号》 諮問事項 『世田谷区における循環型社会形成実現に向けて』
諮問年月日 平成15年11月4日
答申年月日 平成16年12月6日

【第4期】 平成17年6月1日～平成19年5月31日

《諮問第4号》 諮問事項 『今後のごみ・資源の収集形態のあり方について』
諮問年月日 平成17年7月20日
答申年月日 平成18年12月4日

【第5期】 平成19年10月1日～平成21年9月30日

《諮問第5号》 諮問事項 『更なるごみの減量化に向けた取り組みについて』
諮問年月日 平成19年10月22日
答申年月日 平成21年9月3日

【第6期】 平成21年10月1日～平成23年9月30日

《諮問第6号》 諮問事項 『世田谷らしい3R施策について』
諮問年月日 平成22年5月31日
答申年月日 平成23年9月9日

【第7期】 平成24年10月1日～平成26年9月30日

《諮問第7号》 諮問事項 『世田谷らしい更なるごみ減量施策について』
諮問年月日 平成25年3月12日
答申年月日 平成26年8月25日

【第8期】 令和4年6月1日～令和6年5月31日

《諮問第8号》 諮問事項 『世田谷区におけるプラスチック資源循環施策について』
諮問年月日 令和4年8月1日
答申年月日 令和5年6月2日

《諮問第9号》 諮問事項 『資源循環型社会の実現に向け区民・事業者の行動変容を促し、更なるごみ減量・リサイクルを推進する新たな施策について』
諮問年月日 令和5年12月26日（第9期に掛けて審議継続中）

2 車両

[決算額]

(単位：千円)

令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
56,281	55,782	57,169	55,706	27,723

＊令和5年度は、見込み額。

清掃事業に使用する車両は、容積・用途別に分類されます。ごみ収集車両は、大型、中型、小型、狭小路地用の軽小型の4種類があり、し尿収集車は、小型、軽小型の2種類があります。

形態は、直営と雇上に区分されます。直営とは、区（清掃事務所）の保有する車両で運転手も区の職員で、雇上とは、民間業者から運転手付きで借り上げた車両をいいます。

また、ごみ収集による環境負荷を低減するため、低公害ディーゼル車を導入しています。なお、平成24年度に導入した電動架装車両については、耐用年数経過のため令和2年8月に売却しました。

[区（清掃事務所）が保有する車両台数]

(単位：台)

車 種	ディーゼル	ガソリン	計
小型プレス車(2t)	15	0	15
連絡車・指導車	0	11	11
軽自動車	0	43	43
合 計	15	54	69

＊令和6年3月末現在（環境学習用車両2台を除く）



小型プレス車

3 労働安全衛生対策

[決算額] (単位：千円)

令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
10,194	11,945	10,320	12,725	12,989

*令和5年度は、見込み額。

[年度別公務災害発生件数] (単位：件)

令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
13 (1)	15 (0)	15 (3)	21 (2)	14 (0)

*件数には、公務災害認定申請中も含む。発生件数の内、()の中には通勤災害の件数。

*労働災害は除く。

区は公務災害の発生防止に向けて、「清掃事業における労働安全衛生管理の指針」を策定し、次のような安全衛生意識の高揚や公務災害・事故防止運動等の労働安全衛生対策を計画的に実施しています。

[労働安全衛生対策実施項目]

安全作業手順の整備及び徹底、保護具の適正着用、公務災害の発生防止対策、作業環境管理の推進、交通事故対策の推進、健康管理・職場環境管理の推進、労働安全衛生運動の実施

[令和5年度 安全衛生関係年間実績]

	行 事	概 要
4 月	熱中症予防強化期間	4 月 1 日～9 月 30 日 ポスターの掲示、全職員へのチラシの配布等
5 月	春の交通安全運動	11 日～20 日 懸垂幕等掲示、ワッペン等着用、講習会開催等
	禁煙週間	5 月 31 日～6 月 6 日 ポスターの掲示等
6 月	清掃技能系職員健康診断 (10 月末まで随時実施)	定期一次健診、定期二次健診(該当者のみ)、 粉じん業務従事職員健診、肺がん健診、(以下希望制) 消化器健診、大腸がん検査、前立腺がん検査、情報機器作業従事職員健診
	安全衛生連絡会 (第 1 回)	29 日
7 月	安全運動月間	1 日～31 日 管理監督者等の巡回、ワッペン等着用、懸垂幕等掲示、講習会開催、安全作業手順の徹底

9 月	秋の交通安全運動 安全衛生連絡会（第 2 回）	21 日～30 日 懸垂幕等掲示、ワッペン等着用、講習会開催 22 日
10 月	労働衛生週間	1 日～7 日 所内環境管理、保護具・救急薬品の点検、懸垂幕等掲示、講習会開催
11 月	腰痛予防強調月間	1 日～30 日 講習会開催、予防体操の普及、小型懸垂幕の掲示、安全作業手順の徹底
12 月 1 月	年末年始期間の安全作業	12 月 24 日～1 月 10 日 安全作業手順の徹底、車両架装の点検、交通安全対策、安全パトロールの実施、保護具の完全着用、懸垂幕等掲示、ワッペン等着用、健康管理推進等
2 月	ねんざ・転倒事故防止月間 安全衛生連絡会（第 3 回）	1 日～29 日 職場環境の安全点検、懸垂幕等の掲示 1 日
3 月	部労働安全衛生管理の指針策定、各清掃事務所労働安全衛生計画の策定	各清掃事務所で取り組む作業管理・作業環境管理・健康管理の計画の基となる指針を部で策定

[直営車両事故及び作業事故の年度別事故発生件数] (単位：件)

区分	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
車両事故	4(4)	6(4)	4(2)	3(1)	2(2)
作業事故	2(1)	0	1(1)	1(1)	0

* 令和6年3月末までに委員会報告した事故の年度別発生件数。
発生件数の内、() の中は区の損害賠償責任が確定した件数。

[直営車両以外の年度別事故発生件数] (単位：件)

区分	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
車両事故	100	88	60	76	89

* 令和 6 年 3 月末現在。もらい事故（過失割合 0）も含む。

資料8 ごみ・リサイクルに関する取組みの歩み（世田谷区を中心として）

年	世田谷区・区内の動き	東京都・23区の動き	国の動き
明治33 (1900)		4月/ごみ収集が東京市の事務となる	3月/汚物掃除法公布 (4月施行)
大正10 (1921)		10月/市営くみ取り開始 (その後順次拡大)	
昭和6 (1931)		6月/東京市、厨芥と雑芥の分別収集開始	
昭和7 (1932)	10月/世田谷区成立(東京市に編入)		
昭和8 (1933)		3月/東京市、堆肥化施設設置	
昭和9 (1934)		2月/東京市、市営ごみ収集を全市に拡大 7月/東京市、養豚事業開始 11月/東京市、汲取券制度実施	
昭和16 (1941)		5月/東京市、「塵芥減量運動」を提唱 7月/東京市、紙屑、廃品、燃料、厨芥、細塵土砂、灰塵の6分別収集開始	
昭和18 (1943)		7月/東京都成立(府・市合併) (戦時体制に入るにつれ混合収集となり、終戦前後は収集は行われず)	
昭和21 (1946)		4月/都、ごみ収集作業を再開	
昭和22 (1947)		4月/都、厨芥と雑芥の分別収集を再開	
昭和29 (1954)	7月/都、世田谷清掃事務所設置(従前は清掃本部世田谷出張所)	4月/動物死体収集開始 6月/都清掃条例制定(7月施行) 7月/廃棄物処理手数料を初めて設定(収集1円/kg、持込0.3円/kg)一時排出200kg以上徴収	4月/清掃法公布 (7月施行)
昭和30 (1955)	8月/都、千歳塵芥焼却所(初代)を開設	7月/都、「カとハエをなくす運動」を開始 10月/都、「ごみ減量・利用運動」を開始	
昭和31 (1956)	8月/世田谷地域清掃協力会設立	12月/都、清掃局設置(清掃本部を改組)	
昭和36 (1961)	5月/都、千歳清掃事業所を設置	5月/都、ごみ収集作業の機械化完了	
昭和39 (1964)		9月/都、厨芥と雑芥の分別収集を混合収集に変更、据付式街頭ごみ箱を廃止、容器による定時収集制を全面実施	
昭和40 (1965)	4月/都、玉川清掃事務所設置 12月/玉川清掃協力会設立	7月/夢の島埋立処分場にハエが大量発生	
昭和41 (1966)		3月/都、堆肥化施設を廃止	
昭和44 (1969)	3月/世田谷清掃工場竣工、初の発電開始	4月/都、し尿くみ取り手数料廃止(無料化) 10月/都、粗大ごみ収集を開始	

年	世田谷区・区内の動き	東京都・23区の動き	国の動き
昭和45 (1970)	10月/都、砧清掃事務所設置		12月/「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」制定(旧・清掃法を全面改正 昭和46年9月施行)
昭和46 (1971)	3月/千歳清掃工場竣工(2代目) 9月/砧清掃協力会設立	9月/都知事「ごみ戦争」を宣言	
昭和49 (1974)	9月/世田谷・千歳清掃工場操業協定締結	2月/都清掃審議会、「適正処理困難物の指定について」答申 6月/都、不燃・焼却不適ごみの分別収集を全区で実施	
昭和50 (1975)	9月/資源再利用促進実施要綱制定		
昭和51 (1976)	11月/第1回生活展開催、家具の無料頒布市開始	7月/都清掃審議会、「ごみ量の変化に伴う清掃施設整備の基本的考え方について」答申	
昭和59 (1984)	10月/北沢地域清掃協力会設立	3月/都、再利用運動実施要綱制定	
昭和60 (1985)		3月/都、コンポストセンターを開設	
昭和61 (1986)		12月/不燃ごみ処理センター(現・中防第1プラント)竣工	
昭和62 (1987)	3月/都、希望丘中継所を開設		
平成元 (1989)	3月/世田谷清掃工場の煙突改築・公害防止 設備改修 3月/世田谷区消費経済対策委員会、「世田谷区における資源リサイクル事業のあり方について」答申 9月/第1回「せたがやりサイクルフェア」開催	4月/資源再利用活動団体支援事業都移管	
平成2 (1990)	12月/本庁舎でオフィス古紙の分別回収実施	4月/都清掃審議会、「廃棄物処理手数料制度の今後の基本的あり方について」答申 11月/都清掃審議会、「清掃事業の今後のあり方について」(ごみの抑制方策、清掃諸施設の整備について)答申	
平成3 (1991)	3月/リサイクルに関する意識調査実施 4月/リサイクル推進課発足 4月/空き缶プレス車派遣事業開始 6月/発泡トレイ・紙パック回収開始 6月/コンポストモニター試行開始 9月/リサイクル推進区民会議発足	7月/200kg(粗大ごみ手数料)控除制度廃止、収集102品目決定 10月/都、大規模建築物における事業系廃棄物に関する指導要綱施行 10月/23区、「ごみの減量・リサイクル推進宣言」 10月/都、「ごみ減量化行動計画」策定	4月/再生資源の利用の促進に関する法律(リサイクル法)制定(10月施行)

年	世田谷区・区内の動き	東京都・23区の動き	国の動き
平成4 (1992)	3月/資源分別回収モデル事業開始 4月/「みどりのリサイクル」事業開始 6月/区立小学校への生ごみ処理機導入開始(平成12年度末までに自校方式全校に導入) 7月/資源再利用活動団体支援事業を都から区に再移管 12月/資源再利用活動団体へのスチール缶回収車派遣開始	2月/都区協議会、リサイクル事業に係る都区の役割分担を決定(都は事業系、区は家庭系を中心に推進) 6月/都、「廃棄物の処理及び再利用に関する条例」制定(旧・清掃条例を全面改正、平成5年4月施行) 10月/都、資源ごみ収集を品川・足立区で開始	
平成5 (1993)	4月/烏山清掃協力会設立 7月/公共施設拠点回収開始(紙パック・飲料缶・水銀含有乾電池) 7月/コンポスト化容器斡旋制度開始	5月/都区リサイクル推進協議会発足 10月/都、半透明ごみ袋による排出ルール実施 11月/都区リサイクル推進協議会、「リサイクル推進計画」(平成5～6年度)を策定	11月/環境基本法制定
平成6 (1994)	4月/大蔵リサイクル施設開設 4月/「ふるさとぼかし」(発酵促進剤)斡旋開始 4月/資源分別回収品目にガラスびんを追加 5月/第1回「せたがや環境まつり」開催 7月/世田谷ロール・世田谷ティッシュ販売開始 9月/環境基本条例制定 11月/都、砧リサイクルセンター開設	3月/都、コンポストセンターを廃止 9月/都区協議会、「都区制度改革に関するまとめ(協議案)」決定 11月/都区リサイクル推進協議会が「第2次リサイクル推進計画」(平成7～9年度)策定 12月/都清掃審議会、「清掃事業の今後のあり方について」(ごみ減量化の方策、廃棄物処理手数料について)答申	12月/環境基本計画策定
平成7 (1995)	11月/リサイクル条例制定 11月/廃食用油拠点回収開始		6月/容器包装リサイクル法制定
平成8 (1996)	3月/環境基本計画策定 3月/千歳清掃工場竣工(3代目) 4月/オフィス古紙リサイクルシステム開始	7月/事業系ごみの全面有料化試行実施、事業系有料ごみ処理券(シール)の試行配布 8月/ごみ減量のための「東京ルール」を考える懇談会 最終まとめ 11月/都、粗大ごみ受付センター開設 12月/都、事業系ごみの全面有料化実施	
平成9 (1997)	2月/環境行動指針策定 2月/リサイクル推進計画策定 6月/全課・事業所に環境マネージャー設置 9月/生ごみ熟成堆肥の「都市農地還元モデル実験」実施	1月/江戸川清掃工場の稼働により可燃ごみ全量焼却達成 4月/都、ペットボトル店頭回収(東京ルールIII)開始 6月/都清掃審議会、「清掃事業の今後のあり方について」(新たな廃棄物処理及びごみ減量・リサイクルの施策について)答申 11月/都区リサイクル推進協議会「第3次リサイクル推進計画」(平成10～11年度)を策定 12月/都一般廃棄物処理基本計画「東京スリムプラン21」策定 12月/都清掃審議会、「廃棄物処理手数料について」答申	4月/容器包装リサイクル法部分施行 12月/地球温暖化防止京都会議開催

年	世田谷区・区内の動き	東京都・23区の動き	国の動き
平成10 (1998)	3月/地球温暖化防止リサイクルプラン策定 7月/三軒茶屋リサイクル情報コーナー開設 9月/喜多見資源化センター開設 11月/ダイオキシン問題等に係る取組方針策定	7月/事業系し尿等(ビルピット、仮設トイレ)の全面有料化 9月/八丈島デポジット事業試行開始 10月/都、粗大ごみ処理手数料有料シール方式導入 10月/特別区長会、移管後の清掃事業の運営形態を決定	5月/地方自治法改正(12年4月施行) 6月/家電リサイクル法制定(平成13年4月施行) 10月/地球温暖化対策推進法制定(平成11年4月施行)
平成11 (1999)	3月/環境配慮ガイドライン(グリーン購入編)策定 4月/ペットボトル拠点回収開始 6月/家庭用生ごみ処理機購入費補助事業開始 6月/分別収集計画策定 9月/学校給食等残さい堆肥化事業開始 11月/都、下北沢駅南口周辺地域におけるごみ早朝収集実施 12月/清掃・リサイクル条例制定	3月/都区協議会、清掃事業移管後の「都区の役割分担」を決定 7月/23区長、東京二十三区清掃一部事務組合設立に当たっての覚書締結	7月/ダイオキシン類対策特別措置法制定(平成12年1月施行)
平成12 (2000)	2月/都、世田谷区内全域で東京ルールⅠを実施 2月/ごみ集積所での資源分別回収全区展開 3月/事業系リサイクルシステム開始(品目にガラスびん・缶追加) 3月/環境基本計画見直し 3月/一般廃棄物処理基本計画「ごみゼロプラン2000」策定 3月/世田谷区清掃・リサイクル条例施行規則制定 4月/清掃事業区移管 5月/清掃・リサイクル審議会発足 6月/「コンポスト堆肥化マニュアル」策定 7月/「ごみ減量・再利用促進計画」策定 10月/古着・古布回収のモデル実験	2月/都、23区内で清掃事業移管に伴うテストラン開始 3月/都、世田谷清掃工場建設方針(建替え)策定 3月/都区協議会、「都区制度改革実施大綱」を決定 4月/都廃棄物条例施行 4月/都環境局設置(環境保全局・清掃局統合) 4月/東京二十三区清掃一部事務組合設置(以下「清掃一組」という) 4月/清掃一組協議会設置 4月/清掃一組一般廃棄物処理基本計画策定	5月/グリーン購入法制定(平成13年4月施行) 6月/循環型社会形成推進基本法制定・施行 6月/資源有効利用促進法制定(平成13年4月施行) 6月/食品リサイクル法制定(平成13年5月施行)
平成13 (2001)	1月/高齢者等訪問収集モデル実施 3月/区内の清掃協力会解散 3月/清掃・リサイクル条例一部改正(第2条、11条、17条、35条、39条の2) 4月/リサイクル千歳台開設 5月/清掃・リサイクル審議会、「ごみの早朝・夜間収集のあり方について」答申 9月/商店街等ごみ減量・リサイクル活動支援事業開始(サンセット事業) 11月/ごみ減量・リサイクルイベント『創ろう循環型社会新世紀』開催 11月/世田谷区、ISO14001認証取得	2月/清掃一組、世田谷清掃工場基本計画(建替え)策定 9月/清掃一組、世田谷清掃工場基本計画の一部変更(工期延長)	4月/家電リサイクル法施行 4月/ダイオキシン類ばく露防止対策要綱制定(6月施行) 5月/「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」公表

年	世田谷区・区内の動き	東京都・23区の動き	国の動き
平成14 (2002)	2月/浄化槽清掃業者と災害時におけるし尿収集協力協定を締結 2月/ごみ減量・リサイクル推進委員会、全27出張所地区で設立 3月/東京農大式生ごみ肥料化プロジェクトに参画 3月/大規模集合住宅家庭生ごみ減量モデル事業開始 3月/ごみ減量・リサイクルハンドブック発行、全戸配布 4月/世田谷区粗大ごみ受付センター開設、インターネット受付開始 4月/集合住宅等建設時の廃棄物に関する事前協議対象拡大 4月/高齢者等訪問収集事業本格実施 4月/ごみの早朝収集を三軒茶屋駅周辺地区に拡大 5月/小学校におけるペットボトル回収のモデル実施 6月/リサイクル千歳台運営改善(粕谷リサイクル工房開設) 6月/分別収集計画策定 11・12月/容器包装プラスチック回収実験	1月/都廃棄物処理計画策定 3月/清掃一組、一般廃棄物処理基本計画見直し検討会報告 9月/世田谷清掃工場休止(建替のため)	5月/建設リサイクル法施行 7月/自動車リサイクル法制定(平成10月一部施行、平成17年1月全面施行)
平成15 (2003)	2月/商店街等ごみ減量・リサイクル活動支援事業で桜新町商店街に生ごみ処理機設置 3月/清掃・リサイクル審議会、「生ごみの減量・リサイクルの方策について」答申 3月/生ごみ減量・リサイクルハンドブック発行 6月/清掃・リサイクル条例第11条改正 10月/清掃・リサイクル条例第39条の3追加 10月/家庭用パソコンリサイクル開始 10月/容器包装プラスチック回収実験 12月/清掃・リサイクル条例改正(資源持ち去りを禁止)	8月/清掃一組、工場施設整備計画変更(新宿、中野、荒川の清掃工場の建設中止) 11月/区長会、「特別区における安定的な中間処理のあり方」(当分の間、清掃一組による中間処理継続)の方針確認	3月/循環型社会形成推進基本計画公表
平成16 (2004)	3月/大規模集合住宅家庭生ごみ減量モデル事業補助金交付 8月/家庭ごみ夜間収集実験 12月/清掃・リサイクル審議会、「世田谷区における循環型社会形成実現に向けて」答申	5月/東京都廃棄物審議「廃プラスチックの発生抑制・リサイクルの促進について」答申 10月/世田谷清掃工場建設工事着工	
平成17 (2005)	3月/環境基本計画改定 3月/一般廃棄物処理基本計画改定		1月/自動車リサイクル法全面施行 4月/循環型社会形成推進交付金創設

年	世田谷区・区内の動き	東京都・23区の動き	国の動き
平成17 (2005) (続)	6月/分別収集計画(平成18~22年度)策定 12月/清掃・リサイクル条例改正(一般廃棄物処理業の許可及び浄化槽清掃業の許可事務)		5月/「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」改正
平成18 (2006)	3月/粗大ごみの区民持ち込み試行 4月/一般廃棄物処理業の許可及び浄化槽清掃業の許可事務を世田谷区許可に移行(平成17年度までは23区許可) 4月/「地区回収」方式による区民主体の資源回収実施 5月/エコプラザ用賀開設 12月/清掃・リサイクル審議会、「今後のごみ・資源の収集形態のあり方について」答申	1月/清掃一組、経営計画策定 1月/清掃一組、一般廃棄物処理基本計画改定 1月/清掃一組、経営改革プラン策定 7月/廃プラスチック等のサーマルリサイクルのモデル収集を品川区で開始(その後他区に拡大)	4月/環境基本計画改定 6月/容器包装リサイクル法一部改正(平成18年12月、平成19年4月、平成20年4月施行)
平成19 (2007)	4月/白色発泡トレイの拠点回収開始 6月/分別収集計画(平成20~24年度)策定 7月/分別区分変更モデル地区収集開始 10月/分別区分変更モデル地区拡大 10月/清掃・リサイクル条例別表改正(廃棄物処理手数料の改定)	11月/23区推奨袋の廃止方針決定	6月/食品リサイクル法一部改正(平成19年12月施行)
平成20 (2008)	3月/喜多見資源化センター・大蔵リサイクル施設閉鎖 4月/資源循環センターリセタ開設 4月/廃棄物処理手数料を改定 5月/粗大ごみの区民持ち込み本格実施 10月/分別区分変更本格実施、ペットボトル集積所回収全区展開	3月/世田谷清掃工場竣工 4月/清掃一組、廃棄物処理手数料を改定	3月/第二次循環型社会形成推進基本計画公表 12月/家電リサイクル法一部改正(平成21年4月施行)
平成21 (2009)	3月/収集日お知らせメール配信サービス開始 5月/飲料用ペットボトルのキャップ、色・柄付き発泡トレイの拠点回収開始 9月/清掃・リサイクル審議会、「更なるごみの減量化に向けた取組みについて」答申 9月/ごみ減量・リサイクルハンドブック発行、全戸配布 10月/食品用透明プラスチック容器の拠点回収開始、拠点回収拡大 10月/廃食用油拠点回収拡大		

年	世田谷区・区内の動き	東京都・23区の動き	国の動き
平成22 (2010)	3月/環境基本計画見直し 3月/一般廃棄物処理基本計画見直し 3月/水銀含有乾電池の拠点回収廃止 4月/不燃ごみに軽小型ダンプ車を導入 6月/分別収集計画（平成23～27年度）策定	2月/清掃一組、一般廃棄物処理基本計画策定	
平成23 (2011)	4月/使用済みインクカートリッジの公共施設での回収開始（メーカー6社による共同回収への協力） 4月/可燃ごみ収集に作業員付ごみ収集車の導入 9月/区内公共施設11箇所で水銀式血圧計・体温計の拠点回収を開始 9月/清掃・リサイクル審議会、「世田谷らしい3R施策について」答申 10月/粗大ごみの資源化を開始	10月/宮城県女川町災害廃棄物受入れについて宮城県女川町長より特別区長会に要請あり 11月/特別区長会にて宮城県女川町災害廃棄物受入れを確認 11月/特別区長会、女川町、東京都及び宮城県で「基本合意」締結 12月/宮城県女川町災害廃棄物、区内清掃工場へ受入れ開始	
平成24 (2012)	4月/粗大ごみ運搬センター開設 8月/不燃ごみの資源化を開始（試行） 11月/廃蛍光管等の適正処理及び資源化を試行実施 12月/清掃・リサイクル条例別表改正（廃棄物処理手数料の改定） 3月/家庭用生ごみ堆肥化容器の購入費補助制度廃止		8月/使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律公布（平成25年4月施行）
平成25 (2013)	3月/電動架装車（小型プレス車）を1台導入（国・都補助金） 3月/資源持ち去り対策として「新聞・雑誌類」と「段ボール」を別車両で回収する方法に変更。同時に、朝一番で「新聞・雑誌類」の回収開始 4月/使用済小型電子機器回収ボックスを各総合支所に設置（12品目） 6月/分別収集計画（第7期）（平成26～30年度）策定 10月/廃棄物処理手数料を改定	3月/宮城県女川町災害廃棄物の受入れ終了 10月/清掃一組、廃棄物処理手数料を改定 11月/大島町災害廃棄物の島外での処理について都が大島町から受託 12月/「大島町災害廃棄物処理実施計画」策定・「大島町の災害廃棄物の処理に関する基本合意書」を特別区長会、大島町、東京都の三者で締結	
平成26 (2014)	2月15日/降雪による資源回収・ごみ収集中止 3月/電動架装車（小型プレス車）を1台導入（国・都の補助金） 4月/使用済小型電子機器回収ボックスを5箇所増設 8月/清掃・リサイクル審議会、「世田谷らしい更なるごみ減量施策について」答申 9月/世田谷ティッシュの生産をメーカーが終了	1月/大島町災害廃棄物の23区内清掃工場へ搬入開始（10月終了） 12月/大島町災害廃棄物の島外処理終了	

年	世田谷区・区内の動き	東京都・23区の動き	国の動き
平成27 (2015)	2月/東京ルールⅢ（平成9年4月開始）の廃止に伴い、ペットボトル店頭回収終了 3月/環境基本計画改定 3月/一般廃棄物処理基本計画改定 3月/希望丘中継所改修（1系撤去）船橋粗大ごみ中継所を1階に移設 3月/(資源)古紙持ち去り防止対策として、GPS追跡調査に参加 4月/資源再利用活動の「地区回収」方式による行政回収休止の条件を緩和、回収業者登録制の導入 7月/(資源)古紙持ち去り防止対策として、大型マンションにおける前日回収を開始 11月/資源・ごみ収集カレンダーの発行、全戸配布の開始	2月/清掃一組、一般廃棄物処理基本計画改定	
平成28 (2016)	4月/リネットジャパン株式会社（小型家電リサイクル法に基づく認定事業者）と協定を締結し、宅配便によるパソコン・小型家電回収を開始 6月/分別収集計画（第8期、平成29～33年度）策定 9月/清掃・リサイクル条例別表改正（廃棄物処理手数料の改定） 10月/事業系一般廃棄物の区収集上限量の変更（平均排出日量50kgから10kgへ）		
平成29 (2017)	1月/環境省「製品プラスチックの店頭回収・リサイクルの実証事業」（PLA-PLUSプロジェクト）参加（～3月） 3月/資源循環センターの処理能力を72.2t/日(12時間稼働)に変更 4月/地域機動班の始動 4月/都道上の動物死体処理を区から都に変更 4月/「都市鉱山からつくる！みんなのメダルプロジェクト」に参画 4月/エコプラザ用賀・リサイクル千歳台でフードドライブの常時受付を開始 10月/廃棄物処理手数料・動物死体処理手数料を改定 11月/拠点回収ペットボトル回収ボックス5箇所新設 12月/清掃・リサイクル条例改正（持ち去り行為常習者へ罰則の強化、禁止品目追加等）平成30年4月施行 12月/事業用大規模建築物の指導対象範囲を3000㎡から1000㎡に拡大（平成30年4月施行） 12月/粗大ごみに含まれる資源化対象品目の拡充（羽毛布団）試行	2月/廃棄物等の埋立処分計画の改定（東京都環境局） 6月/東京都災害廃棄物処理計画策定	10月/第1回食品ロス削減全国大会開催（長野県松本市）

年	世田谷区・区内の動き	東京都・23区の動き	国の動き
平成30 (2018)	2月/環境省「製品プラスチックの店頭回収・リサイクルの実証事業」(PLA-PLUSプロジェクト)参加(～3月) 4月/事業課窓口でフードドライブの常時受付を開始 7月/「ふくのわプロジェクト」に参加し、エコプラザ用賀・リサイクル千歳台で古着・古布の常設回収を開始		4月/第5次環境基本計画公表 6月/第4次循環型社会形成推進基本計画公表
平成31 令和元 (2019)	3月/「都市鉱山からつくる!みんなのメダルプロジェクト」終了 4月/新聞の拠点回収開始 6月/分別収集計画(第9期、令和2年度～令和6年度)策定 10月/拠点回収ペットボトル回収ボックス2箇所増設 10月12日/台風第19号による資源回収・ごみ収集中止		10月/食品ロスの削減の推進に関する法律施行
令和2 (2020)	2月/拠点回収ペットボトル回収ボックス1箇所増設 3月/環境基本計画(中間見直し)策定 3月/一般廃棄物処理基本計画(中間見直し)策定 3月/資源・ごみ分別アプリ「さんあ〜る」配信開始 8月/さんあ〜る多言語対応(英中韓) 10月/ペットボトル削減のため第1庁舎、第2庁舎それぞれに水道直結型浄水器を設置する実証実験を開始 10月/市況の悪化に伴い、不燃・粗大ごみに含まれる金属の再資源化事業を売払いから処理委託に変更 12月/「せたがやエコフレンドリーショップ」登録募集開始		3月/食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針の閣議決定
令和3 (2021)	2月/資源・ごみ集積所で紙パックの回収開始 2月/エコプラザ用賀、リサイクル千歳台に色・柄付き発泡トレイ、食品用透明プラスチック容器の回収ボックスを新設 4月/拠点回収ペットボトル回収ボックス1箇所増設 4月/区内ラグビーチームと連携したラグビー試合会場でのフードドライブの実施 10月/区内ファミリーマート3店舗でフードドライブの常時受付開始 10月/粗大ごみの新たなリユースの仕組みに関する実証実験の開始 12月/年末年始ごみ100トン減チャレンジの実施	2月/清掃一組、基本計画・実施計画策定 2月/清掃一組、一般廃棄物処理基本計画改定 3月/東京都食品ロス削減推進計画策定	
令和4 (2022)	7月/食品ロス削減推進計画策定 12月/清掃・リサイクル条例別表改正(廃棄物処理手数料の改定) 12月/年末年始ごみ減量チャレンジの実施		4月/プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律施行

年	世田谷区・区内の動き	東京都・23区の動き	国の動き
令和5 (2023)	2月/世田谷区公式LINEによる資源・ごみの収集日お知らせ通知の開始 2月/私有地内かつ所有者でない者の動物死体処理手数料の免除開始 3月/粗大ごみの新たなリユースの仕組みに関する実証実験の終了 3月/拠点回収紙パック終了、白色発泡トレイ回収ボックス2箇所増設 5月/エコプラザ用賀で粗大ごみの新たなリユースを開始 6月/清掃・リサイクル審議会、「世田谷区におけるプラスチック資源循環施策について」答申 10月/廃棄物処理手数料を改定 10月/使用済小型電子機器回収ボックスを1箇所増設		
令和6 (2024)	4月/Web版「さんあ〜る」で収集日カレンダー機能を追加	1月/千歳清掃工場休止 (延命化工事のため)	

資料9 清掃・リサイクル関連施設

1 世田谷区清掃・リサイクル関連施設一覧

(1) 清掃事務所

ア) 世田谷清掃事務所

[所在地] 上馬5-21-13	[敷地面積] 347.68 m ²
[しゅん工] 昭和38年3月1日 (築61年)	[専有面積] 847.05 m ²

イ) 世田谷清掃事務所弦巻分室

[所在地] 弦巻1-51-12	[敷地面積] 1,169.16 m ²
[しゅん工] 昭和61年1月1日 (築38年)	[専有面積] 1,241.05 m ²

ウ) 玉川清掃事務所

[所在地] 野毛1-3-7	[敷地面積] 2,626.79 m ²
[しゅん工] 昭和40年3月1日 (築59年)	[専有面積] 805.65 m ²

エ) 砧清掃事務所

[所在地] 八幡山2-7-1	[敷地面積] 17,563.89 m ²
[しゅん工] 平成8年3月1日 (築28年)	[専有面積] 3,168.63 m ²

(2) 中継所

ア) 希望丘中継所 (不燃ごみ積替施設)

[所在地] 船橋7-21-15	[敷地面積] 2,524.48 m ²
[しゅん工] 昭和62年4月1日 (築37年)	[専有面積] 1,871.16 m ²

イ) 船橋粗大ごみ中継所 (粗大ごみ積替施設)

[所在地] 船橋7-21-15 (希望丘中継所施設内)	[敷地面積] 2,524.48 m ²
[開設] 平成27年4月1日 (開設より9年)	[専有面積] 177.35 m ²

ウ) 用賀粗大ごみ中継所 (粗大ごみ積替施設)

[所在地] 用賀4-7-1 (エコプラザ用賀施設内)	[敷地面積] 2,633.97 m ²
[しゅん工] 昭和46年5月1日 (築53年)	[専有面積] 1,601.50 m ²

(3) 資源分別回収で回収したガラスびんの資源化施設

ア) 世田谷区資源循環センター リセタ

世田谷清掃工場の隣接地に位置し、区内で回収されるガラスびんの全量を適正に資源化する施設

[所在地] 大蔵1-1-12	[敷地面積] 1,181.23 m ²
[しゅん工] 平成20年3月31日 (築16年)	[専有面積] 1,294.18 m ²

イ) 世田谷区喜多見資源化センター

区内で回収されるガラスびんの一部等を保管する施設

[所在地] 喜多見1-2-20先	[敷地面積] 1,953.11 m ²
[しゅん工] 平成10年8月31日 (築25年)	[専有面積] 320.42 m ²

(4) ごみ減量・リサイクルの普及啓発施設

ア) エコプラザ用賀

粗大ごみ中継所を併設されている特徴を活かし、粗大ごみの再使用（リユース）を中心とした普及啓発を行っている。

[所在地] 用賀4-7-1（エコプラザ用賀施設内） [敷地面積] 2,633.97 m²
[しゅん工] 昭和46年5月1日（築53年） [専有面積] 1,601.50 m²
[開館時間] 午前9時～午後5時
[休館日] 毎週月曜日（祝日の場合は翌日）、施設維持管理日、年末年始

イ) リサイクル千歳台

ごみ減量・リサイクルや環境に関する活動を行う団体・グループの活動・発表の場及び講座・講習会等の場として普及啓発を行っている。

[所在地] 千歳台1-1-5 [敷地面積] 531.28 m²
[開設] 平成6年3月1日（開設より30年） [専有面積] 304.58 m²
[開館時間] 午前10時～午後4時
[休館日] 毎週月曜日（祝日の場合は翌日）、施設維持管理日、年末年始

《参考》清掃工場

清掃工場は、東京二十三区清掃一部事務組合が整備・管理・運営を行っている。

(1) 世田谷清掃工場

[所在地] 大蔵1-1-1
[焼却能力] 日量300t（150t×2炉）
[発電出力] 6,750kW
[しゅん工] 平成20年3月（築16年）
※令和8年度より建て替え工事を行う予定。

(2) 千歳清掃工場

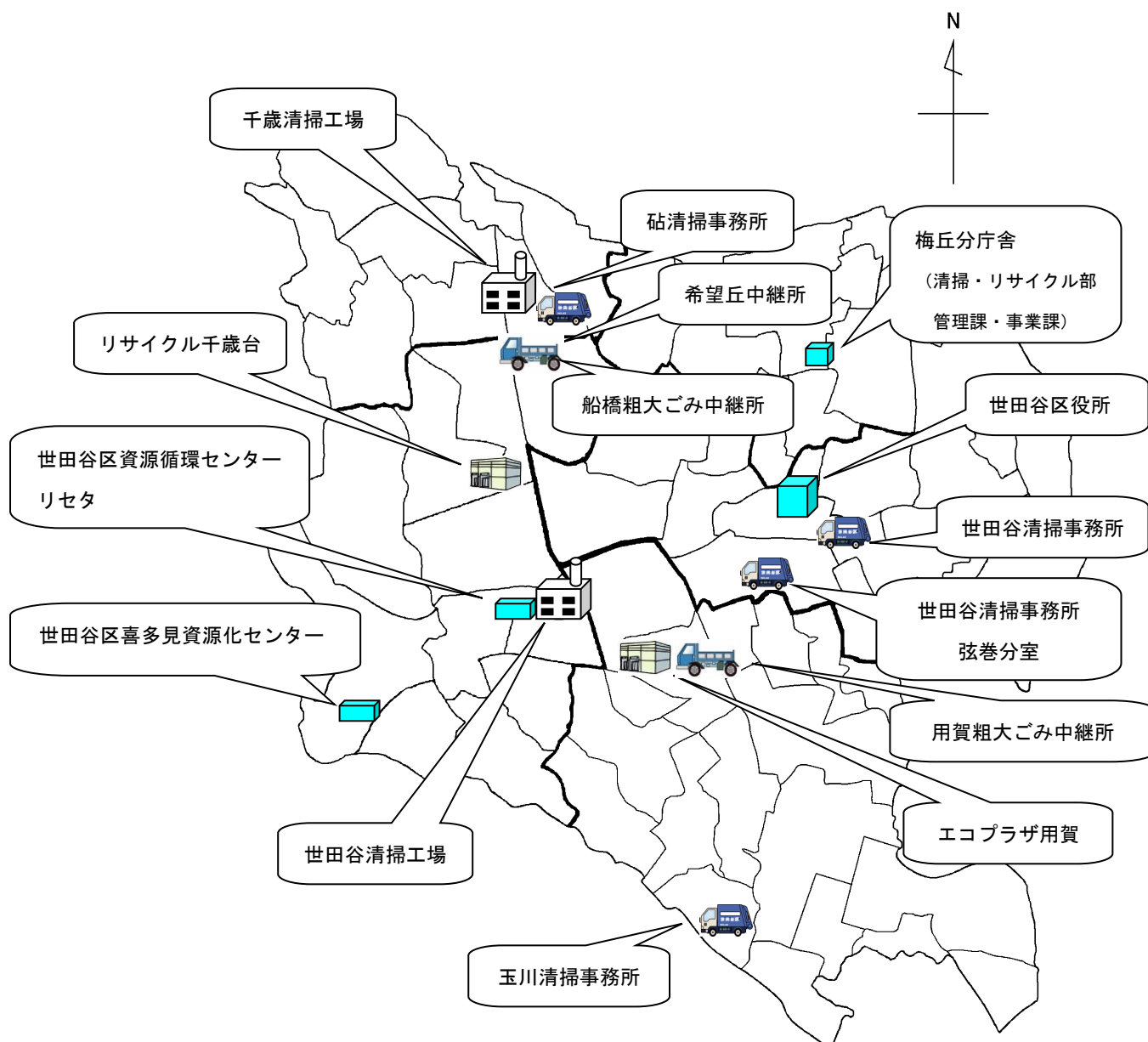
[所在地] 八幡山2-7-1
[焼却能力] 日量600t（600t×1炉）
[発電出力] 10,000kW
[しゅん工] 平成8年3月（築28年）
※令和6年2月から8月にかけて延命化工事を実施。

2 拠点回収実施施設一覧 (令和6年4月1日現在)

No	地域	施設名				回収員手渡し方式
			ペットボトル	白色発泡トレイ	小型家電	食品用透明プラスチック容器 色・柄付き発泡トレイ 廃食用油 新聞
1	世田谷	池尻地区会館				○
2		池尻まちづくりセンター	○	○		
3		上馬まちづくりセンター		○		
4		経堂地区会館				○
5		桜丘区民センター	○	○		
6		下馬まちづくりセンター		○		
7		下馬地区会館				○
8		上町まちづくりセンター		○		
9		世田谷区役所第3庁舎	○	○	○	○
10		太子堂区民センター				○
11		区役所三軒茶屋分庁舎	○	○		
12		太子堂出張所			○	
13		弦巻区民センター	○	○		
14		中央図書館(教育会館)	○	○		○
15		デイ・ホーム弦巻		○		
16		デイ・ホーム中丸		○		
17		宮坂区民センター		○		
18		経堂出張所		○		
19		若林まちづくりセンター		○		
20	北沢	松沢まちづくりセンター	○	○	○	○
21		梅丘まちづくりセンター	○	○		
22		北沢総合支所	○	○	○	
23		北沢地区会館				○
24		きたざわ苑	○	○		
25		池之上青少年交流センター	○	○		
26		代沢まちづくりセンター	○	○		
27		代沢地区会館				○
28		代田区民センター	○	○		
29		新代田まちづくりセンター		○		
30		松原まちづくりセンター		○		
31		区役所梅丘分庁舎	○	○		○
32	玉川	奥沢まちづくりセンター		○		
33		旧：奥沢まちづくりセンター				○
34		九品仏まちづくりセンター		○		
35		奥沢地区会館				○
36		障害者休養ホームひまわり荘		○		
37		駒沢地区会館				○
38		深沢まちづくりセンター	○	○		
39		玉川台区民センター	○	○		○
40		用賀出張所		○		
41		エコプラザ用賀	●	○	○	○
42		玉川総合支所	○	○	○	○
43		上野毛まちづくりセンター		○	○	
44		野毛図書室	○	○		
45		深沢区民センター	○			○
46	砧	宇奈根地区会館				○
47		岡本福祉作業ホーム	○	○		
48		鎌田区民センター	○	○		○
49		喜多見まちづくりセンター	○	○	○	○
50		砧まちづくりセンター		○		○
51		砧総合支所	○	○	○	
52		砧図書館				○
53		祖師谷まちづくりセンター		○		
54		リサイクル千歳台	●	○	○	○
55		船橋まちづくりセンター		○		
56	烏山	芦花ホーム	○	○		
57		粕谷区民センター	○	○		○
58		上北沢ホーム	○	○		
59		上北沢地区会館				○
60		上北沢区民センター	○			
61		上北沢まちづくりセンター	○	○		
62		上祖師谷まちづくりセンター	○	○		○
63		上祖師谷ばる児童館		○		
64		北烏山地区会館				○
65		烏山区民センター		○		
66		烏山総合支所	○	○	○	

※ ペットボトルが「●」の施設では、ペットボトルキャップも回収している。

3 世田谷区内の清掃・リサイクル関連施設所在図 (拠点回収実施施設を除く)



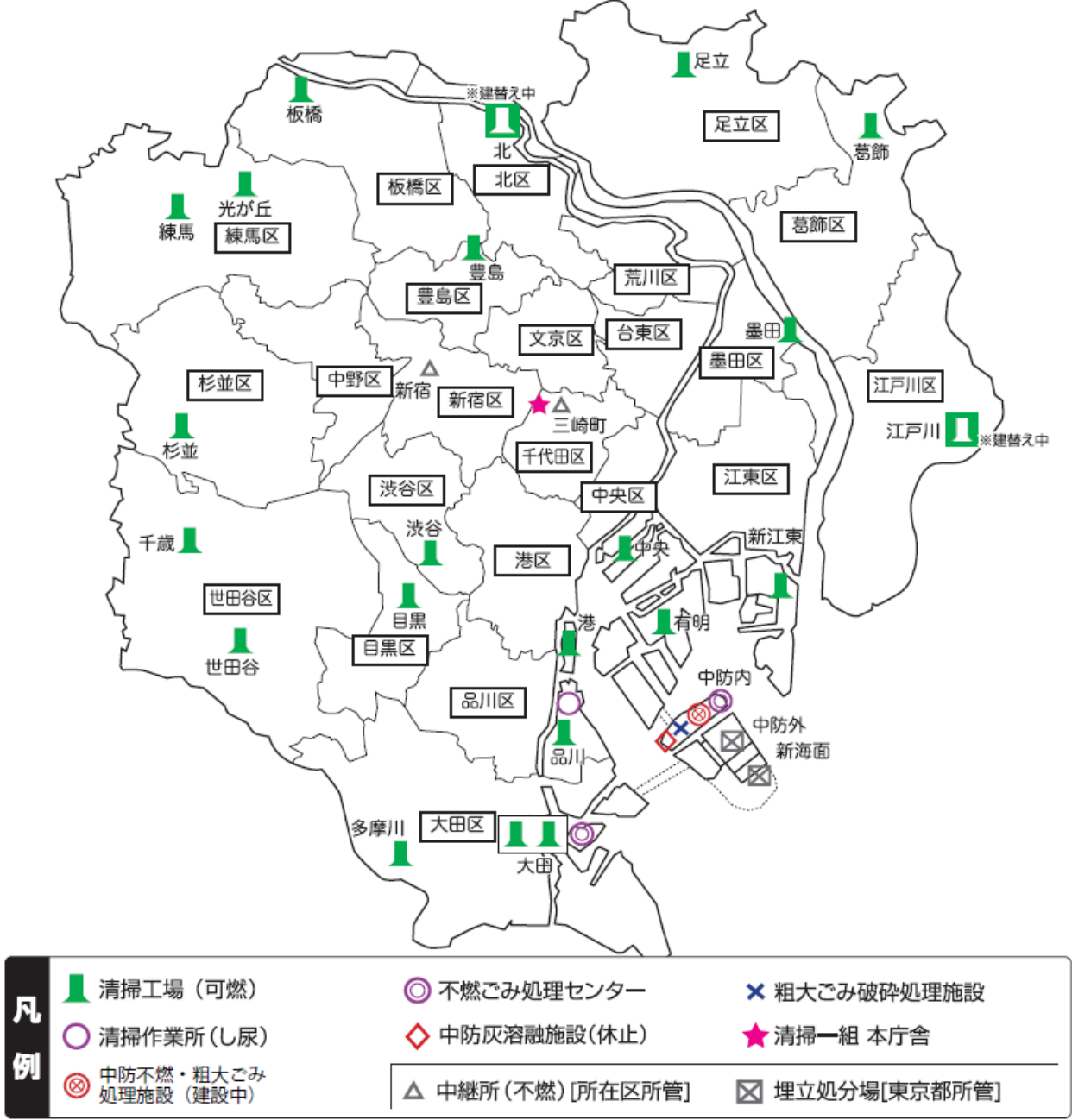
【凡例】

	清掃事務所	ごみの収集・運搬などを行います
	中継施設	不燃ごみ・粗大ごみの積替えを行います
	清掃工場	可燃ごみを焼却します
	資源化施設	ガラスびんの資源化処理・保管を行います
	普及啓発施設	リサイクル情報の提供や活動支援を行います

(令和6年4月1日現在)

4 東京二十三区清掃一部事務組合施設所在図

(令和6年4月現在)



提供：東京二十三区清掃一部事務組合

世田谷区清掃・リサイクル事業概要 2024

令和6年7月発行

世田谷区清掃・リサイクル部

〒156-0043 東京都世田谷区松原 6-3-5

TEL : (03) 6304-3210

FAX : (03) 6304-3341

世田谷区ホームページ <https://www.city.setagaya.lg.jp/>

ごみとリサイクルの情報は、

テーマから探す → ごみ・リサイクル

再生紙を使用しています。